

# 水俣市議会会議録

平成27年9月第4回定例会（8月28日招集）

水俣市議会事務局

## 平成27年9月第4回定例会（8月28日招集）会期日程表

（会期 8月28日から9月17日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月28日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	29日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	30日	日			市の休日（日曜日）
4	31日	月			議案調査
5	9月1日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	水			議案調査
7	3日	木			議案調査
8	4日	金			議案調査
9	5日	土			市の休日（土曜日）
10	6日	日			市の休日（日曜日）
11	7日	月			議案調査
12	8日	火	午前9時30分		本会議
13	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡利治君、谷口明弘君、桑原一知君）
14	10日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君、藤本壽子君） 議案質疑 委員会付託
15	11日	金	——	委員会	委員会
16	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	13日	日			市の休日（日曜日）
18	14日	月	——	委員会	委員会
19	15日	火		休 会	議事整理日
20	16日	水			議事整理日
21	17日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

# 平成27年9月第4回水俣市議会定例会会議録目次

平成27年8月28日（金） — 1日目 —

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表	2
開 会	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3 議第67号 水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定について	5
日程第4 議第68号 松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	6
日程第5 議第69号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第6 議第70号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	11
日程第7 議第71号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第8 議第72号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第9 議第73号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	13
日程第10 議第74号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	15
日程第11 議第75号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	16
日程第12 議第76号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	16
日程第13 議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	18
日程第14 議第78号 平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	24
日程第15 議第79号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	28
日程第16 議第80号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	28
日程第17 議第81号 和解について	28
市長の提案理由説明	29
質 疑（議第80号）	32

委員会付託	1～32
休憩・開議	32
委員会の審査報告	33
○厚生文教委員長の報告	33
委員会審査報告書	33
委員長報告に対する質疑	33
討    論	34
採    決	34
散    会	34

平成27年9月8日（火）　　—— 2 日 目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開    議	2
諸般の報告	2
日程第1　一般質問	3
○田口憲雄君の質問	3
1　人口減少の中での定住促進について	4
2　中小企業について	5
(1) 水俣市中小企業振興基本条例について	
(2) 昨年度の実績について	
3　企業誘致の取り組みについて	5
(1) 企業誘致の補助金の効果について	
(2) 新たな産業団地の造成の必要性について	
市長の答弁	6
○田口憲雄君の再質問	9
市長の答弁	10
○田口憲雄君の再々質問	12
市長の答弁	13

副市長の答弁	2～13
○田口憲雄君の再質問	15
副市長の答弁	15
○田口憲雄君の発言	16
産業建設部長の答弁	16
○田口憲雄君の再質問	17
産業建設部長の答弁	18
○田口憲雄君の再々質問	18
産業建設部長の答弁	19
休憩・開議	19
○谷口眞次君の質問	19
1 水俣環境アカデミア事業について	20
2 地方創生について	20
3 子育て支援、移住定住促進事業について	20
4 教育環境について	20
市長の答弁	20
○谷口眞次君の再質問	23
市長の答弁	24
○谷口眞次君の再々質問	25
市長の答弁	25
総務企画部長の答弁	26
○谷口眞次君の再質問	28
総務企画部長の答弁	29
○谷口眞次君の発言	31
副市長の答弁	31
○谷口眞次君の再質問	33
副市長の答弁	35
市長の答弁	35
○谷口眞次君の発言	36
教育長の答弁	36
○谷口眞次君の再質問	37
教育長の答弁	38

休憩・開議	2～39
○野中重男君の質問	39
1 水俣病について	40
2 介護保険制度について	40
3 水俣城の調査について	40
市長の答弁	40
○野中重男君の再質問	42
市長の答弁	44
○野中重男君の再々質問	45
市長の答弁	47
福祉環境部長の答弁	48
○野中重男君の再質問	49
福祉環境部長の答弁	51
○野中重男君の再々質問	52
福祉環境部長の答弁	52
市長の答弁	52
教育長の答弁	53
○野中重男君の再質問	54
教育長の答弁	55
散    会	55

平成27年9月9日（水）      — 3日目 —

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開    議	2
日程第1 一般質問	2
○高岡利治君の質問	3
1 防災対策及び空き家等の対策について	3
(1) 防災対策について	

(2) 空き家等の対策について	
(3) 空き家バンクの取り組みについて	
2 経済・産業振興及び観光振興について……………	3～3
(1) 大型クルーズ船について	
(2) 恋路島の利活用について	
(3) 木質バイオマス発電事業について	
3 ふるさと納税について……………	4
市長の答弁……………	4
○高岡利治君の再質問……………	6
市長の答弁……………	8
○高岡利治君の再々質問……………	10
市長の答弁……………	11
産業建設部長の答弁……………	12
○高岡利治君の再質問……………	14
産業建設部長の答弁……………	16
総務企画部長の答弁……………	17
産業建設部長の答弁……………	17
市長の答弁……………	17
○高岡利治君の再々質問……………	18
市長の答弁……………	19
総務企画部長の答弁……………	19
○高岡利治君の再質問……………	21
総務企画部長の答弁……………	22
○高岡利治君の再々質問……………	23
市長の答弁……………	24
休憩・開議……………	24
○谷口明弘君の質問……………	24
1 防災について……………	25
(1) 防災無線のデジタル方式への改修について	
(2) 避難所の整備について	
2 日本一長い運動場線の維持管理について……………	26
市長の答弁……………	27

○谷口明弘君の再質問	3～28
市長の反問	30
○谷口明弘君の答弁	30
市長の答弁	30
副市長の答弁	31
○谷口明弘君の発言	31
産業建設部長の答弁	32
○谷口明弘君の再質問	33
産業建設部長の答弁	34
○谷口明弘君の再々質問	34
産業建設部長の答弁	35
市長の答弁	35
休憩・開議	35
○桑原一知君の質問	36
1 農業振興について	36
2 教育問題について	36
市長の答弁	37
○桑原一知君の再質問	39
市長の答弁	41
○桑原一知君の再々質問	42
市長の答弁	43
教育長の答弁	44
○桑原一知君の再質問	46
教育長の答弁	47
○桑原一知君の再々質問	48
教育長の答弁	49
散    会	49

平成27年9月10日（木）      —— 4 日 目 ——

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1



説明のため出席した者	4～1
議事日程第4号	2
開　　議	3
諸般の報告	3
日程第1　一般質問	3
○高岡朱美君の質問	3
1　住宅リフォーム助成制度の経済効果について	4
2　原発避難計画について	4
3　学校現場におけるゼロ・ウェイストの推進について	4
市長の答弁	5
産業建設部長の答弁	5
○高岡朱美君の再質問	6
産業建設部長の答弁	6
○高岡朱美君の再々質問	6
産業建設部長の答弁	7
市長の答弁	7
○高岡朱美君の再質問	8
市長の答弁	9
○高岡朱美君の再々質問	10
市長の答弁	12
教育長の答弁	12
○高岡朱美君の再質問	13
教育長の答弁	14
○高岡朱美君の再々質問	15
教育長の答弁	17
市長の答弁	17
休憩・開議	18
○藤本壽子君の質問	18
1　川内原子力発電所再稼働後の水俣市の対応について	19
2　村丸ごと生活博物館の現状と今後について	19
3　水俣環境アカデミアについて	20
市長の答弁	20

副市長の答弁	4～20
○藤本壽子君の再質問	21
副市長の答弁	24
市長の答弁	25
○藤本壽子君の再々質問	25
副市長の答弁	27
総務企画部長の答弁	27
○藤本壽子君の再質問	28
総務企画部長の答弁	29
○藤本壽子君の再々質問	30
総務企画部長の答弁	31
市長の答弁	31
○藤本壽子君の再質問	32
市長の答弁	33
○藤本壽子君の再々質問	34
市長の答弁	35
休憩・開議	35
日程第2 議案の訂正について（議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰 余金処分について）	35
医療センター事務部次長の発言	36
採 決	36
質 疑	37
日程第3 議第67号 水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定について	37
日程第4 議第68号 松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につ いて	37
日程第5 議第69号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	37
日程第6 議第70号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	37
日程第7 議第71号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第8 議第72号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第9 議第73号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	38
日程第10 議第74号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	38
日程第11 議第75号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	38

日程第12	議第76号	平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	4～39
日程第13	議第77号	平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	39
日程第14	議第78号	平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	39
日程第15	議第79号	水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	39
日程第16	議第81号	和解について	39
議案上程			40
日程第17	議第82号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	40
日程第18	議第83号	平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	42
日程第19	議第84号	平成26年度水俣市一般会計決算認定について	42
日程第20	議第85号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	46
日程第21	議第86号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	49
日程第22	議第87号	平成26年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	50
日程第23	議第88号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	52
日程第24	議第89号	工事請負契約の締結について	53
市長の提案理由説明			54
休憩・開議			55
質 疑			55
委員会付託			55
日程第25	特別委員会の設置について		55
休憩・開議			57
正副委員長互選結果の報告			57
散 会			57

平成27年9月17日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員	5～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
発言取り消し（藤本壽子君）	3

発言取消申出書	5～4
日程第1 議第67号 水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定についてから日程第17御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査についてまで17件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	5
○厚生文教委員長の報告	8
委員会審査報告書	11
委員長報告に対する質疑	12
討 論	12
採 決	12
日程第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	13
採 決	14
閉会中継続審査・調査申出書	14
議案上程	15
日程第19 議第90号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	15
○議会運営委員長の提案理由説明	16
質 疑	16
討 論	16
採 決	17
日程第20 特別委員会の設置について	17
休憩・開議	18
正副委員長互選結果の報告	18
日程第21 議員派遣について	18
採 決	19
閉 会	19

平成27年8月28日

平成27年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明

# 平成27年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成27年8月28日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成27年8月28日午前9時59分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成27年9月17日午前10時41分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成27年8月28日（金曜日）

午前9時59分 開会

午前11時9分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第1号

平成27年8月28日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第67号 水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定について

第4 議第68号 松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

第5 議第69号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第70号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第71号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第72号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第73号 平成27年度水俣市一般会計補正予算(第3号)

第10 議第74号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

第11 議第75号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第12 議第76号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

第13 議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

第14 議第78号 平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

第15 議第79号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について

第16 議第80号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

(厚生文教)

第17 議第81号 和解について

平成27年9月第4回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第4号	住宅リフォーム助成制度予算増額の陳情について	葦北郡津奈木町 岩城2123-40 加世堂 正 外4人		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前9時59分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成27年第4回水俣市議会定例会を開会します。

---

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

---

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成27年5月分、6月分公営企業会計、平成26年度5月分、平成27年5月分及び6月分の一般会計、特別会計等例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、緒方総務企画部長、久木田福祉環境部長、緒方産業建設部長、松尾水道局長、本田総務企画部次長、川野福祉環境部次長、山田産業建設部次長、久木田総合医療センター事務部次長、水田企画課長、坂本財政課長、吉本教育長、黒木教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において塩崎達朗議員、岩阪雅文議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

---

#### 平成27年9月第4回定例会（8月28日招集）会期日程表

（会期 8月28日から9月17日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月28日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	29日	土			市の休日（土曜日）
3	30日	日			市の休日（日曜日）
4	31日	月			議案調査



5	9月1日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	水		休 会	議案調査
7	3日	木			議案調査
8	4日	金			議案調査
9	5日	土			市の休日（土曜日）
10	6日	日			市の休日（日曜日）
11	7日	月			議案調査
12	8日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	10日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	11日	金	——	委員会	委員会
16	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	13日	日			市の休日（日曜日）
18	14日	月	——	委員会	委員会
19	15日	火		休 会	議事整理日
20	16日	水			議事整理日
21	17日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月17日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第67号 水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定について

日程第4 議第68号 松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

日程第5 議第69号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第70号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第71号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第72号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第73号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

- 日程第10 議第74号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第11 議第75号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第12 議第76号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第13 議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について  
日程第14 議第78号 平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について  
日程第15 議第79号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について  
日程第16 議第80号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて  
日程第17 議第81号 和解について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第67号水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定についてから、日程第17、議第81号和解についてまで、15件を一括して議題とします。

---

### 議第67号

#### 水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定について

水俣市いじめ調査委員会設置条例を次のように制定することとする。

平成27年8月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

#### 水俣市いじめ調査委員会設置条例

（設置）

第1条 本市に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項に基づく附属機関として、水俣市いじめ調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、その結果を答申するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他のいじめに関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（臨時委員）

第4条 委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第5条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、当該諮問について市長に答申する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、調査を行うため必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の非公開)

第9条 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員が職務を行うために必要な報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	政治倫理審査会委員（学識）	10,000円	を
	政治倫理審査会委員（一般）	4,500円	
」			
「	政治倫理審査会委員（学識）	10,000円	に
	政治倫理審査会委員（一般）	4,500円	
	いじめ調査委員会委員	10,000円	
	いじめ調査委員会臨時委員	10,000円	
」			

改める。

(提案理由)

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づく附属機関を設置するため、本案のように制定しようとするものである。

議第68号

松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように制定することとする。

平成27年8月28日提出

## 松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 向学心に富み、有能な資質を有するにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な者に対して奨学金を給付するために、本市出身である故松本眞一氏の御遺族から寄贈された寄附金に基づき松本眞一同朋奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、寄附金を財源として、水俣市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用により生ずる収益は、予算に計上して基金の管理費に充てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、松本眞一同朋奨学金給付事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

故松本眞一氏の御遺族から寄贈された寄附金に基づき松本眞一同朋奨学基金を設置し、基金の管理及び運営に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第69号

### 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年8月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

### 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例

水俣市個人情報保護条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条の2」を「第13条の3」に、「個人情報の開示」を「自己情報の開示」に、「及び中止」を「等」に、「第27条」を「第28条」に、「第28条」を「第29条」に、「第32条」を「第33条」に、「第33条」を「第34条」に、「第34条」を「第35条」に、「第35条」を「第36条」に、「第37条」を「第38条」に、「第38条」を「第39条」に、「第39条」を「第40条」に、「第40条」を「第41条」に、「第43条」を「第44条」に改める。

第1条中「中止」を「消去又は停止」に改める。

第2条第1号ただし書を削り、同条第4号を次のように改める。

(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関が保有し

ているもののうち、公文書（水俣市情報公開条例（平成12年条例第39号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものをいう。ただし、特定個人情報以外の個人情報にあっては、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

第2条に次の3号を加える。

- (5) 特定個人情報 個人情報であって、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。
- (6) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。
- (7) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。第7条第1項中「機関は、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。第8条第1項を次のように改める。

実施機関は、収集した保有個人情報を当該個人情報取扱事務の目的以外の目的のために当該実施機関の内部において利用してはならない。

第8条に次の4項を加える。

- 2 実施機関は、当該実施機関以外のものに保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）を提供（以下「外部提供」という。）してはならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、保有個人情報の目的外利用及び外部提供が、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (2) 法令等に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 国又は他の地方公共団体に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いたうえで、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。
- 4 第1項の規定に関わらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）についての目的外利用をすることができる。
- 5 実施機関は、前2項の規定により目的外利用又は外部提供をすることは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

第9条第1項中「、個人情報」を「、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第10条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第11条中「個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。本条において同じ。）を」に、「当該個人情報の」を「当該保有個人情報の」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託することができる。

第12条に次の1項を加える。

- 2 実施機関は、前項の規定による委託をしようとするときは、その契約において次の事項を記載し、委託を受けたものが講じるべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。ただし、契約の内容又は性質により記載する必要がないと認められる事項については、この限りでない。
  - (1) 秘密保持に関すること。
  - (2) 複写及び複製の禁止に関すること。

- (3) 委託目的以外の使用の禁止に関する事。
- (4) 第三者への提供の禁止に関する事。
- (5) 契約完了後の個人情報の返還又は廃棄に関する事。
- (6) 再委託の禁止又は制限に関する事。
- (7) 事故発生時の報告義務に関する事。
- (8) 契約違反に伴う契約解除に関する事。
- (9) 損害賠償に関する事。
- (10) その他契約の内容に応じた個人情報の保護に関し必要な事。

第2章第1節中第13条の2の次に次の1条を加える。

(個人番号利用事務等の適用除外)

第13条の3 第12条第1項の規定による委託又は指定管理者が行う指定管理業務が個人番号利用事務(番号利用法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。)又は個人番号関係事務(番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。)の全部又は一部の委託に該当する場合には、前3条(第12条第1項を除く。)の規定は、適用しない。

第2章第2節の節名中「個人情報の開示」を「自己情報の開示」に、「及び中止」を「等」に改める。

第14条第1項中「公文書に記録されている」を「当該実施機関が保有する」に、「除く」を「除き、保有個人情報に該当しない特定個人情報を含む」に改め、同条第2項中「法定代理人(」の次に「保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。」を加え、「法定代理人」を「代理人」に改める。

第15条中「公文書に記録されている個人情報」を「自己情報」に、「当該個人情報」を「当該自己情報」に改め、同条第8号中「未成年者の法定代理人による開示請求に係る情報であって」を「前条第2項の規定により、代理人が本人に代わって開示請求した場合において」に改める。

第16条中「公文書」を「自己情報」に改める。

第17条(見出しを含む。)中「個人情報」を「自己情報」に改める。

第19条を次のように改める。

(消去の請求)

第19条 何人も、実施機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の消去の請求(以下「消去請求」という。)をすることができる。

- (1) 第7条の規定に違反して自己情報を収集したとき。
- (2) 第8条第1項及び第3項の規定に違反して自己情報の目的外利用をしたとき。
- (3) 番号利用法第20条の規定に違反して特定個人情報である自己情報を収集し、又は保管したとき。
- (4) 番号利用法第28条の規定に違反して作成した特定個人情報ファイルに特定個人情報である自己情報を記録したとき。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による消去請求について準用する。

第43条中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条を第44条とし、第42条を第43条とする。

第41条中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条を第42条とする。

第40条中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条を第41条とする。

第4章中第39条を第40条とし、第38条を第39条とする。

第3章中第37条を第38条とし、第36条を第37条とし、第35条を第36条とする。

第2章第4節中第34条を第35条とする。

第33条に次の1項を加える。

2 保有特定個人情報については、他の法令等に保有個人情報の開示に関して規定されている場合であっても、この条例による開示を行うものとする。

第33条を第34条とする。

第2章第3節中第32条を第33条とする。

第31条中「第24条」を「第25条」に改め、同条第2号中「個人情報」を「自己情報」に改め、同条を第32条とし、第30条を第31条とする。

第29条第1項第3号中「第21条」を「第22条」に、「又は中止請求」を「消去請求又は停止請求」に、「訂正又は中止」を「訂正、消去又は停止」に、「個人情報」を「自己情報」に改め、同条を第30条とする。

第28条中「請求、訂正請求又は中止請求に対する」を削り、「決定」の次に「等」を加え、同条を第29条とする。

第27条第1項中「個人情報」を「自己情報」に、「第20条」を「第21条」に改め、同条第2項中「第20条」を「第21条」に、「個人情報」を「自己情報」に改め、同条第3項中「個人情報」を「自己情報」に改め、第2章第2節中同条を第28条とする。

第26条第2項中「個人情報」を「自己情報」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その者が負担すべき費用の額を減額し、又は免除することができる。

第26条を第27条とする。

第25条第1項中「個人情報」を「自己情報」に改め、同条第2項及び第3項中「個人情報」を「自己情報」に改め、同条第4項中「第20条」を「第21条」に改め、同条を第26条とする。

第24条第1項中「当該決定に係る個人情報」を「当該決定に係る自己情報」に改め、同条を第25条とする。

第23条中「個人情報」を「自己情報」に改め、「場合において」の次に「、」を加え、同条を第24条とする。

第22条第1項中「公文書」を「保有個人情報（情報提供等記録を除く。）」に、「作成」を「提供」に改め、同条を第23条とする。

第21条第1項前段中「機関は、」の次に「前条第1項に規定する請求があったときは、」を加え、同項中「起算して」の次に「開示請求の場合にあっては」を加え、「当該請求に係る個人情報について開示、不開示、一部開示、存否応答拒否、訂正をする旨、訂正をしない旨、中止をする旨、中止をしない旨、その他開示請求に係る自己情報を保有していない旨を」を「訂正請求、消去請求又は停止請求の場合にあっては30日以内に、開示請求者に対し、その請求に対する」に改め、「決定（」の次に「第17条の規定により受け入れないこととする決定及び当該請求に係る自己情報を実施機関が保有していない場合の決定を含む。」を、「という。）」の次に「を」を、「場合において」の次に「、」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正した日数は、当該期間に算入しない。

第21条第2項中「場合において」の次に「、」を加え、同条第3項中「個人情報」を「自己情報」に、「又は中止」を「消去又は停止」に、「又は取扱い中止」を「消去又は停止」に改め、同条に次の2項を加える。

4 実施機関は、自己情報の訂正（情報提供等記録の訂正を除く。）、消去又は収集、目的外利用若しくは外部提供の停止をした場合には、その旨を当該自己情報の収集、目的外利用をしている者又は外部提供を受けている者に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合には、必要があると認めるときは、その旨を総務大臣及び番号利用法第19条第7項に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

第21条を第22条とする。

第20条第1項中「第14条第1項の規定による個人情報の開示、第18条第1項の規定による自己情報の訂正、第19条第1項の規定による個人情報の取扱いの中止の請求」を「開示請求、訂正請求、消去請求又は停止請求」に改め、同条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改め、同条第4項中「場合において」の次に「、」を加え、同条を第21条とし、第19条の次に次の2条を加える。

（収集、目的外利用又は外部提供の停止の請求）

第20条 何人も、実施機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該自己情報の収集又は目的外利用の停止を請求（以下「停止請求」という。）することができる。

(1) 第7条の規定に違反して自己情報を収集している、又はしようとしているとき。

(2) 第8条第1項及び第3項の規定に違反して自己情報の目的外利用をしている、又はしようとしているとき。

- (3) 番号利用法第20条の規定に違反して特定個人情報である自己情報を収集し、又は保管している、若しくはしようとしているとき。
- (4) 番号利用法第28条の規定に違反して作成した特定個人情報ファイルに特定個人情報である自己情報を記録している、又はしようとしているとき。
- 2 何人も、実施機関が第8条第2項及び第3項又は番号利用法第19条の規定に違反して自己情報の外部提供をしている、若しくはしようとしていると認めるときは、その当該実施機関に対し、当該自己情報の停止を請求することができる。
- 3 第14条第2項の規定は、前2項の規定による停止請求について準用する。  
(情報提供等記録の適用除外)
- 第20条の2 情報提供等記録については、前2条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、特定個人情報の利用に関する規定は平成28年1月1日から、情報提供等記録に関する規定は番号利用法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の取扱い等について必要な措置を講じるため、本案のように制定しようとするものである。

議第70号

水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年8月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 水俣市手数料条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号中「第95条又は第172条」を「第95条」に改め、同項第5号中「第114条」を「第113条」に改め、同項第23号中「第103条」を「第61条」に改める。

第2条 水俣市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

住民基本台帳カードの交付（再交付を含む。）	1件につき	500円	を
-----------------------	-------	------	---

」

「

住民基本台帳カードの交付（再交付を含む。）	1件につき	500円	に
通知カードの再交付（追記欄の余白が無くなったとき、その他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1件につき	500円	

」

改める。

第3条 水俣市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

住民基本台帳カードの交付（再交付を含む。）	1件につき	500円	を
-----------------------	-------	------	---

」



個人番号カードの再交付（追記欄の余白が無くなったとき、その他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 件につき	800円	に
---	--------	------	---

改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成27年10月 1 日から、第 2 条の規定は平成27年10月 5 日から、第 3 条の規定は平成28年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 6 条第 2 項第 4 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードが交付されること等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第71号

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年 8 月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「趣旨」に改める。

第 9 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

(5) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、介護保険料算定に係る標準段階の区分変更による保険料の減免に関する規定及び条見出しの文言等の整備を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第72号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年 8 月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成 9 年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

丸島団地	昭和25年度～26年度	水俣市丸島町 1 丁目131番地	木造平屋	11	を
------	-------------	------------------	------	----	---

丸島団地	昭和25年度～26年度	水俣市丸島町1丁目131番地	木造平屋	10	に、
田平団地	昭和28年度～30年度	水俣市古城1丁目577番地	木造平屋	10	を
田平団地	昭和28年度～30年度	水俣市古城1丁目577番地	木造平屋	9	に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

丸島団地及び田平団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第73号

平成27年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

平成27年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,122,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年8月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12 使用料及び手数料		176,845	1,153	177,998
	1 使 用 料	160,232	1,153	161,385
13 国庫支出金		2,231,813	129,676	2,361,489
	1 国庫負担金	1,630,636	10,191	1,640,827
	2 国庫補助金	594,898	119,485	714,383
14 県支出金		1,398,705	△101,205	1,297,500
	1 県負担金	641,960	1,708	643,668
	2 県補助金	672,980	△102,913	570,067
16 寄 附 金		52	50,000	50,052
	1 寄 附 金	52	50,000	50,052

18	繰越金		27,264	1,180	28,444
	1	繰越金	27,264	1,180	28,444
19	諸収入		417,887	726	418,613
	4	雑入	200,705	726	201,431
20	市債		1,741,300	71,900	1,813,200
	1	市債	1,741,300	71,900	1,813,200
補正されなかった款に係る額			8,975,545		8,975,545
歳入合計			14,969,411	153,430	15,122,841

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2	総務費	1,801,228	25,507	1,826,735
	1	総務管理費	24,935	1,409,190
	2	徴税費	513	213,770
	3	戸籍住民基本台帳費	1,087	103,096
	4	選挙費	△1,028	46,298
3	民生費	5,132,633	10,979	5,143,612
	1	社会福祉費	5,417	2,756,763
	2	児童福祉費	5,562	1,721,584
4	衛生費	1,932,568	5,642	1,938,210
	1	保健衛生費	3,738	330,134
	3	簡易水道設置費	1,023	5,049
	4	環境対策費	881	217,044
5	農林水産業費	348,949	4,783	353,732
	1	農業費	4,783	263,576
6	商工費	361,545	26,868	388,413
	1	商工費	5,697	196,892
	2	総合経済対策費	21,171	191,521
7	土木費	1,871,874	△365	1,871,509
	2	道路橋りょう費	△365	447,818
9	教育費	1,007,622	48,493	1,056,115
	1	教育総務費	47,994	242,839
	4	社会教育費	9,473	366,457
	5	保健体育費	△8,974	207,660
10	災害復旧費	56,404	31,523	87,927
	2	公共土木施設災害復旧費	31,523	44,835
補正されなかった款に係る額		2,456,588		2,456,588
歳出合計		14,969,411	153,430	15,122,841

第2表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
松本眞一同朋奨学金 (教育総務課)	自平成27年度 至平成31年度	千円 3,840

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 372,600				千円 440,000			
災害復旧事業	15,700				20,200			
補正されなかった事業に係る額	1,353,000				1,353,000			
計	1,741,300				1,813,200			

議第74号

平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ894千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,600,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年8月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
9 繰入金		481,550	△555	480,995
	1 他会計繰入金	234,002	△555	233,447
10 繰越金		1	1,446	1,447
	1 繰越金	1	1,446	1,447
11 諸収入		11,518	3	11,521
	3 雑入	7,758	3	7,761
補正されなかった款に係る額		4,106,983		4,106,983
歳入合計		4,600,052	894	4,600,946

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		78,620	807	79,427
	2 徴税費	34,350	△552	33,798
	4 国民健康保険特別対策費	4,453	1,359	5,812
11 諸支出金		14,488	87	14,575
	1 償還金及び還付加算金	2,418	87	2,505
補正されなかった款に係る額		4,506,944		4,506,944
歳出合計		4,600,052	894	4,600,946

議第75号

平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,212千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ385,799千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年8月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		144,568	△1,212	143,356
	1 一般会計繰入金	144,568	△1,212	143,356
補正されなかった款に係る額		242,443		242,443
歳入合計		387,011	△1,212	385,799

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		386,616	△1,212	385,404
	1 総務管理費	23,260	△2,264	20,996
	2 徴収費	7,440	1,052	8,492
補正されなかった款に係る額		395		395
歳出合計		387,011	△1,212	385,799

議第76号

平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成27年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,506千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,494,845千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年8月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		603,203	△7,003	596,200
	1 介護保険料	603,203	△7,003	596,200
6 県支出金		489,616	167	489,783

	1 県 負 担 金	478,307	167	478,474
7 繰 入 金		506,041	6,914	512,955
	1 一 般 会 計 繰 入 金	506,041	6,914	512,955
8 繰 越 金		57	28,428	28,485
	1 繰 越 金	57	28,428	28,485
	補正されなかった款に係る額	1,867,422		1,867,422
	歳 入 合 計	3,466,339	28,506	3,494,845

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費		79,234	78	79,312
	5 運 営 協 議 会 費	180	78	258
6 諸 支 出 金		601	28,428	29,029
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	601	28,428	29,029
	補正されなかった款に係る額	3,386,504		3,386,504
	歳 出 合 計	3,466,339	28,506	3,494,845

議第77号

平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

平成26年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第3項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

平成27年8月28日提出

水俣市長 西田弘志

平成26年度水俣市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	7,114,400,000	△175,965,000	0
第1項 医 業 収 益	6,703,557,000	△188,567,000	0
第2項 医 業 外 収 益	401,831,000	12,602,000	0
第3項 特 別 利 益	9,012,000	0	0
第2款 診療所事業収益	13,786,000	0	0
第1項 医 業 収 益	11,055,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	2,729,000	0	0
第3項 特 別 利 益	2,000	0	0
収益的収入合計	7,128,186,000	△175,965,000	0

支出

区 分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 総合医療センター事業費	8,448,764,000	87,891,000	0	0	0	8,536,655,000
第1項 医 業 費 用	6,608,234,000	75,289,000	0	0	0	6,683,523,000
第2項 医 業 外 費 用	63,420,000	12,602,000	0	0	0	76,022,000
第3項 特 別 損 失	1,775,110,000	0	0	0	0	1,775,110,000
第4項 予 備 費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
第2款 診療所事業費	27,146,000	0	0	0	0	27,146,000
第1項 医 業 費 用	17,270,000	0	0	0	0	17,270,000
第2項 医 業 外 費 用	3,000	0	0	0	0	3,000
第3項 特 別 損 失	9,673,000	0	0	0	0	9,673,000
第4項 予 備 費	200,000	0	0	0	0	200,000
収益的支出合計	8,475,910,000	87,891,000	0	0	0	8,563,801,000

(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考	
合 計					
	6,938,435,000	7,037,045,372	98,610,372		
	6,514,990,000	6,495,039,272	△19,950,728	内仮受消費税及び地方消費税	20,721,077
	414,433,000	539,021,821	124,588,821	"	5,639,151
	9,012,000	2,984,279	△6,027,721	"	60
	13,786,000	12,815,497	△970,503		
	11,055,000	10,088,497	△966,503	内仮受消費税及び地方消費税	7,847
	2,729,000	2,727,000	△2,000	"	0
	2,000	0	△2,000	内仮受消費税及び地方消費税	0
	6,952,221,000	7,049,860,869	97,639,869	内仮受消費税及び地方消費税	26,368,135

(単位：円)

額		決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考	
地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計					
0	8,536,655,000	8,272,664,609	0	263,990,391		
0	6,683,523,000	6,511,270,347	0	172,252,653	内仮払消費税及び地方消費税	158,640,603
0	76,022,000	71,704,276	0	4,317,724	" 94,246 納付消費税等	18,152,700
0	1,775,110,000	1,689,689,986	0	85,420,014	"	48,975
0	2,000,000	0	0	2,000,000		
0	27,146,000	22,614,418	0	4,531,582		
0	17,270,000	13,186,038	0	4,083,962	内仮払消費税及び地方消費税	461,342
0	3,000	0	0	3,000	"	0
0	9,673,000	9,428,380	0	244,620	"	0
0	200,000	0	0	200,000		
0	8,563,801,000	8,295,279,027	0	268,521,973	内仮払消費税及び地方消費税	159,245,166



## (2) 資本的収入及び支出

## 収入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター資本的収入	453,037,000	112,000,000	565,037,000	42,700,000
第1項 企業債	355,300,000	2,000,000	357,300,000	42,700,000
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第3項 補助金	2,000	0	2,000	0
第4項 負担金	95,109,000	110,000,000	205,109,000	0
第5項 繰入金	2,625,000	0	2,625,000	0
資本的収入合計	453,037,000	112,000,000	565,037,000	42,700,000

## 支出

区 分	予 算 額					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 充 当 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費 通次 繰越額
第1款 総合医療センター資本的支出	888,145,000	0	0	888,145,000	46,406,000	0
第1項 建設改良費	357,966,000	0	0	357,966,000	46,406,000	0
第2項 企業債償還金	501,779,000	0	0	501,779,000	0	0
第3項 長期貸付金	27,400,000	0	0	27,400,000	0	0
第4項 補助金返還金	0	0	59,000	59,000	0	0
第5項 予備費	1,000,000	0	△59,000	941,000	0	0
資本的支出合計	888,145,000	0	0	888,145,000	46,406,000	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額498,798,966円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,405,206円、過年度分損益勘定留保資金471,393,760円で補てんした。

(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
0	607,737,000	368,777,532	△238,959,468	
0	400,000,000	268,900,000	△131,100,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	2,000	97,177,532	97,175,532	
0	205,109,000	0	△205,109,000	医業外収益－資本費繰入収益に振替
0	2,625,000	2,700,000	75,000	
0	607,737,000	368,777,532	△238,959,468	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
934,551,000	867,576,498	0	0	0	66,974,502	
404,372,000	370,420,620	0	0	0	33,951,380	内仮払消費税及び地方消費税 27,405,206
501,779,000	473,097,206	0	0	0	28,681,794	
27,400,000	24,000,000	0	0	0	3,400,000	
59,000	58,672	0	0	0	328	
941,000	0	0	0	0	941,000	
934,551,000	867,576,498	0	0	0	66,974,502	内仮払消費税及び地方消費税 27,405,206

平成26年度水俣市病院事業剰余金計算書  
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

	資 本 金		剰 余 金			
			資 本			
	自己資本金	借入資本金	再評価 積立金	受贈財産 評 価 額	寄附金	補 助 金
前 年 度 末 残 高	2,049,817,507	3,642,735,392	0	23,648,731	0	1,339,794,330
前 年 度 処 分 額	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0
処 分 後 残 高	2,049,817,507	3,642,735,392	0	23,648,731	0	1,339,794,330
当 年 度 変 動 額	0	△3,642,735,392	0	0	0	△1,174,951,819
【新会計基準移行処理】 借入資本金（企業債）を 負債へ振替	0	△3,642,735,392	0	0	0	0
【新会計基準移行処理】 資本剰余金を長期前受金へ振替	0	0	0	0	0	△1,174,951,819
【新会計基準移行処理】 長期前受金から利益剰余金へ振替 (現存資産に係る償却済財源分)	0	0	0	0	0	0
当 年 度 純 利 益	0	0	0	0	0	0
当 年 度 末 残 高	2,049,817,507	0	0	23,648,731	0	164,842,511

平成26年度水俣市病院事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資 本 金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当 年 度 末 残 高	2,049,817,507	0	1,794,553,953	△621,322,488
議会の議決による処分額	0	0	△1,780,349,453	1,780,349,453
【新会計基準移行処理】 資本剰余金をその他未処分利 益剰余金変動額へ振替（現存 しない資産等に係る財源分）			△1,780,349,453	1,780,349,453
処 分 後 残 高	2,049,817,507	0	14,204,500	(繰越利益剰余金) 1,159,026,965

(単位：円)

剰余金							資本合計
剰余金			利益剰余金				
繰入金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金合計	
370,877,000	1,401,975,500	3,136,295,561	0	0	440,815,055	440,815,055	9,269,663,515
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
370,877,000	1,401,975,500	3,136,295,561	0	0	440,815,055	440,815,055	9,269,663,515
△166,789,789	0	△1,341,741,608	0	0	△1,062,137,543	△1,062,137,543	△6,046,614,543
0	0	0	0	0	0	0	△3,642,735,392
△166,789,789	0	△1,341,741,608	0	0	0	0	△1,341,741,608
0	0	0	0	0	210,685,821	210,685,821	210,685,821
0	0	0	0	0	△1,272,823,364	△1,272,823,364	△1,272,823,364
204,087,211	1,401,975,500	1,794,553,953	0	0	(当年度未処理欠損金) △621,322,488	△621,322,488	3,223,048,972

議第78号

平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

平成26年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

平成27年8月28日提出

水俣市長 西田 弘志

平成26年度水俣市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	564,586,000	27,247,000	0
第1項 営業収益	487,880,000	0	0
第2項 営業外収益	8,243,000	26,760,000	0
第3項 特別利益	68,463,000	487,000	0

支出

区 分	予 算				
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額
第1款 水道事業費	417,138,000	△39,183,000	0	0	0
第1項 営業費用	390,101,000	△39,232,000	0	0	0
第2項 営業外費用	25,921,000	0	0	0	0
第3項 特別損失	116,000	49,000	0	0	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	
第1款 資本的収入	83,387,000	23,437,000	106,824,000	0
第1項 負担金	10,752,000	0	10,752,000	0
第2項 補助金	72,634,000	△6,990,000	65,644,000	0
第3項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第4項 繰入金	0	30,427,000	30,427,000	0

支出

区 分	予 算					地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費 繰越額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計		
第1款 資本的支出	720,460,000	△65,670,000	0	0	654,790,000	159,737,000	0
第1項 建設改良費	680,952,000	△65,670,000	0	0	615,282,000	159,737,000	0
第2項 企業債償還金	38,508,000	0	0	0	38,508,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額433,014,387円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調で補てんした。

(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計				
	591,833,000	568,712,632	△23,120,368	
	487,880,000	474,796,428	△13,083,572	うち仮受消費税及び地方消費税 31,615,860円
	35,003,000	25,396,656	△9,606,344	うち仮受消費税及び地方消費税 298,103円
	68,950,000	68,519,548	△430,452	うち仮受消費税及び地方消費税 2,771円

(単位：円)

額			決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の 規定による 繰越額	不 用 額	備 考
小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計				
	377,955,000	0	377,955,000	332,140,019	0	45,814,981
	350,869,000	0	350,869,000	316,706,069	0	34,162,931 うち仮払消費税及び地方消費税 5,230,645円
	25,921,000	0	25,921,000	14,782,764	0	11,138,236
	165,000	0	165,000	651,186	0	△486,186 うち仮払消費税及び地方消費税 2,167円
	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000

(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
0	106,824,000	79,949,597	△26,874,403	
0	10,752,000	6,994,597	△3,757,403	
0	65,644,000	42,528,000	△23,116,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	30,427,000	30,427,000	0	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定による 繰越額	継 続 通 繰 越 額	費 次 額		
814,527,000	512,963,984	220,132,000	0	220,132,000	81,431,016	
775,019,000	474,456,986	220,132,000	0	220,132,000	80,430,014	うち仮払消費税及び地方消費税 34,686,445円
38,508,000	38,506,998	0	0	0	1,002	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

整額28,764,253円、減債積立金38,000,000円、建設改良積立金350,000,000円、当年度分損益勘定留保資金16,250,134円

平成26年度水俣市水道事業剰余金計算書  
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

	資本金	剰余金			
		資本剰余金			
		工事負担金	受贈財産評価額	補助金	繰入金
前年度末残高	1,627,096,672	726,721,726	251,633,231	69,014,905	18,913,000
前年度処分額	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0	0	0
処分後残高	1,627,096,672	726,721,726	251,633,231	69,014,905	18,913,000
当年度変動額	△433,074,465	△726,721,726	△251,209,871	△58,610,905	△18,913,000
自己資本金への繰入れ	0	0	0	0	0
自己資本金への組入れ	0	0	0	0	0
減債積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
建設改良積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の受入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の取崩し	0	0	0	0	0
会計制度改正に伴う移行額	△433,074,465	△726,721,726	△251,209,871	△58,610,905	△18,913,000
当年度純利益	0	0	0	0	0
当年度末残高	1,194,022,207	0	423,360	10,404,000	0

平成26年度水俣市水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,194,022,207	10,827,360	970,419,566
議会の議決による処分額	0	△10,404,000	△970,419,566
減債積立金の積立て	0	0	△39,000,000
建設改良積立金の積立て	0	0	△154,786,140
資本金への組入れ	0	△10,404,000	△776,633,426
処分後残高	1,194,022,207	423,360	(繰越利益剰余金) 0

(単位：円)

余 金					資 本 合 計
	利 益 剩 余 金				
資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
1,066,282,862	0	622,460,704	156,194,398	778,655,102	3,472,034,636
0	38,000,000	118,194,398	△156,194,398	0	0
0	38,000,000	118,194,398	△156,194,398	0	0
0	38,000,000	0	△38,000,000	0	0
0	0	118,194,398	△118,194,398	0	0
1,066,282,862	38,000,000	740,655,102	(繰越利益剰余金) 0	778,655,102	3,472,034,636
△1,055,455,502	△38,000,000	△350,000,000	970,419,566	582,419,566	△906,110,401
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	△38,000,000	0	38,000,000	0	0
0	0	△350,000,000	350,000,000	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
△1,065,455,502	0	0	372,721,039	372,721,039	△1,115,808,928
0	0	0	209,698,527	209,698,527	209,698,527
10,827,360	0	390,655,102	(当年度未処分利益剰余金) 970,419,566	1,361,074,668	2,565,924,235



## 議第79号

### 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について

水俣市過疎地域自立促進計画を次のように変更することとする。

平成27年8月28日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市過疎地域自立促進計画

「給食センターの改築、移転を推進する」を「老朽化した給食配送車の更新を図る」に、

「

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	(ア)総合関連施設 スクールバス・ポート	小中学校再編推進事業 スクールバスの購入	水俣市	
	(イ)その他の施設 校舎	学校校舎改築事業 校舎外壁改修、屋上防水改修等	水俣市	

を

「

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	(ア)総合関連施設 スクールバス・ポート	小中学校再編推進事業 スクールバスの購入	水俣市	
	(イ)その他の施設 校舎	学校校舎改築事業 校舎外壁改修、屋上防水改修等	水俣市	
	給食関連施設	給食配送車購入事業 給食配送車の購入	水俣市	

に

改める。

（提案理由）

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

## 議第80号

### 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

平成27年3月定例会市議会において議決された水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等のうち、郵便局の指定及び取り扱わせる郵便局の名称「湯出郵便局」を削除し、平成27年9月7日から施行することとする。

平成27年8月28日提出

水俣市長 西田弘志

（提案理由）

湯出郵便局が平成27年9月7日から簡易郵便局になり、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき特定の事務を取り扱わせることができなくなることから、本案のように提案するものである。

## 議第81号

### 和解について

平成27年4月14日に水俣市環境クリーンセンターにおいて発生した窃盗事件に関し、次の者と水俣市との間で次のとおり和解することとする。

平成27年8月28日提出

水俣市長 西田 弘 志

和解の相手方	和解事項
A氏弁護士 人吉市中青井町357-6 サンケイビル1階 くま川法律事務所 弁護士 奥村 高史 B氏弁護士 熊本市中央区京町2丁目2-42 山本・中山法律事務所 弁護士 中山 健	(1) 相手方A及びBは、A及びBが共謀にて犯した平成27年4月14日発生の建造物侵入、窃盗事件に対する被害弁償として、連帯して金4万5,100円を支払う。 (2) 水俣市と相手方A及びBは、上記のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(提案理由)

地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

〇議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

〇市長（西田弘志君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第67号水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定について申し上げます。

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づく附属機関を設置するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第68号松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について申し上げます。

故松本眞一氏の御遺族から寄贈された寄附金に基づき松本眞一同朋奨学基金を設置し、基金の管理及び運営に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第69号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の取り扱い等について必要な措置を講じるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第70号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人

番号の通知カード及び個人番号カードが交付されること等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第71号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、介護保険料算定に係る標準段階の区分変更による保険料の減免に関する規定及び条見出しの文言等の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第72号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

丸島団地及び田平団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第73号平成27年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,343万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ151億2,284万1,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、初恋のまちづくり事業、電算システム管理運用経費、第3款民生費に、次世代育成支援施設整備事業、第4款衛生費に、看護・介護人材確保・定着・定住促進事業、第5款農林水産業費に、稼げる園芸産地育成対策事業、第6款商工費に、地場企業支援事業、第9款教育費に、松本眞一同朋奨学金給付事業、第10款災害復旧費に、公共土木施設の災害復旧費などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款使用料及び手数料、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第16款寄附金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為補正として松本眞一同朋奨学金を追加いたしております。

また、地方債補正として、過疎対策事業外1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第74号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ89万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ46億94万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額及び診療報酬明細書調査集計業務委託料の増額、第11款諸支出金に、平成26年度退職者医療交付金の額の確定に伴う国庫支出金の返還金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第9款繰入金、第10款繰越金、第11款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第75号平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ121万2,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億8,579万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴い、第1款総務費で人件費を減額いたしております。

なお、その財源といたしましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第76号平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,850万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ34億9,484万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において運営協議会費の増額、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第77号平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。なお、説明中の金額につきましては万円単位で申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入70億4,986万円、収益的支出82億9,528万円となり、差し引き12億4,542万円の損失となりますが、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純損失は12億7,282万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3億6,878万円、資本的支出8億6,758万円となり、差し引き不足額4億9,880万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額2,741万円、過年度分損益勘定留保資金4億7,139万円で補填いたしております。

また、新会計制度への移行処理に伴い、現存しない資産に係る財源分の資本剰余金17億8,035万円をその他未処分利益剰余金変動額へ振りかえる処分を行います。

次に、議第78号平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。なお、説明中の金額につきましては万円単位で申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益5億6,871万円、事業費用3億3,214万円で、差し引き2億3,657万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益2億969万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入7,995万円、資本的支出5億1,296万円となり、差し引き不足額4億3,301万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,876万円、減債積立金3,800万円、建設改良積立金3億5,000万円及び当年度分損益勘定留保資金1,625万円で補填いたしております。

当年度未処分利益剰余金9億7,042万円につきましては、減債積立金に3,900万円、建設改良積

立金に1億5,479万円を積み立て、資本金に7億7,663万円を組み入れる処分を行います。また、資本剰余金1,040万円を未処分利益剰余金に振りかえ後、資本金に組み入れる処分を行います。

次に、議第79号水俣市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから、本案のように提案するものであります。

次に、議第80号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて申し上げます。

湯出郵便局が平成27年9月7日から簡易郵便局になり、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、特定の事務を取り扱わせることができなくなることから、本案のように提案するものであります。

次に、議第81号和解について申し上げます。

地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第67号から議第81号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第80号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについては、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第80号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第80号については、議事日程記載のとおり、厚生文教委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時18分 休憩

午前11時5分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど厚生文教委員会に付託しておりました議案について、厚生文教委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長田口憲雄議員。

(厚生文教委員長 田口憲雄君登壇)

○厚生文教委員長（田口憲雄君） 先ほど厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

議第80号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて申し上げます。

本案は、湯出郵便局が平成27年9月7日から簡易郵便局になり、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、特定の事務を取り扱わせることができなくなることから、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、湯出郵便局が簡易郵便局になったことに伴い、サービスの低下につながるのではないかとただしたのに対し、郵送や代理人による受け取りなどで対応したいとの答弁がありました。

また、湯出郵便局で行なわれていた事務手続きの実数についてただしたのに対し、平成26年度が12件、平成25年度が7件、平成24年度が7件であり、多い年で1月につき1件程度であるとの答弁がありました。

また、市内にあと交付事務を行う郵便局が何件あるのかただしたのに対し、久木野、袋、釣橋郵便局の3件があるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

---

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年8月28日

厚生文教常任委員長 田口憲雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第80号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第80号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明8月29日から9月7日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9月8日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により9月8日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は9月1日正午まで、議案質疑の通告は9月8日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時9分 散会

平成27年9月8日

平成27年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問



## 平成27年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成27年9月8日（火曜日）

午前9時29分 開議

午後2時38分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第2号

平成27年9月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 田口憲雄君
  - 1 人口減少の中での定住促進について
  - 2 中小企業について
    - (1) 水俣市中小企業振興基本条例について
    - (2) 昨年度の実績について
  - 3 企業誘致の取り組みについて
    - (1) 企業誘致の補助金の効果について
    - (2) 新たな産業団地の造成の必要性について
- 2 谷口眞次君
  - 1 水俣環境アカデミア事業について
  - 2 地方創生について
  - 3 子育て支援、移住定住促進事業について
  - 4 教育環境について
- 3 野中重男君
  - 1 水俣病について
  - 2 介護保険制度について
  - 3 水俣城の調査について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

去る6月定例会で可決された「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書については、関係大臣等へ提出しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成27年7月分の一般会計・特別会計等例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

本日の議事は議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、田口憲雄議員に許します。

（田口憲雄君登壇）

○田口憲雄君 皆さん、おはようございます。

政進クラブの田口でございます。

4月の改選後、初めての質問となります。2期目も1期目と同様、市民の皆様の市民益を第一に施策を提案していきます。

毎年8月には、各メディアはこぞって戦争の悲惨さを伝えます。

私の母もことし84歳になり、母の兄2人は上の兄がラバウルで、下の兄が満州で、それぞれ戦死を遂げました。私のおじに当たりますが、毎年、母は2人のおじたちの手紙や写真を見せながら、私の知ることのない2人のおじの話をしてくれます。水俣が空襲に遭っていたときの話もしてくれま。たくさんの人々が世界中で戦争や紛争に巻き込まれていくのは、原油やいろいろな資源の取り合い、また覇権主義であったり、経済的孤立が原因ではないかと考えます。現在の世界経済は、GDP世界2位の中国の不安定な経済情勢から株価、為替に影響を与えています。

日本は戦後70年、各国の理解と支援をもとに、経済の高度成長や人口増加を経験してきました。そして、平和で安全な国を築いてきました。

世界の人口は約72億人を超え、BRICSやNEXT11といった新興国は、日本が歩んできたような人口増加、生産年齢の保持、そして経済成長を経験しています。

2014年世界人口白書では、中国13億9,000万人、インド12億6,000万人、アメリカ3億2,000万人、インドネシア2億5,000万人、ブラジル2億人です。世界の人口は1分に137名、1日で20万人、1年で7,000万人ふえています。一方、世界の人口増が抱える問題は多々あり、食糧問題、環境問題、貧困問題、高齢化問題など数々あります。

平成26年12月現在、日本の人口は1億2,706万人で、前年に比べて21万人の減少、2050年には1億人を割ると予想されています。水俣市の人口は、大正14年（1925年）2万5,847人、昭和31年（1956年）5万人超えをピークに減少を続け、本年6月末2万6,030人となっております。そのような状況の中で、水俣の地方創生をどのようにしていくのか。水俣のグランドデザインをどのように描いていくのかが求められています。今が正念場です。

キーワードとして、目標人口をどのように設定して、年齢別の人口をどのように描くのか。目標人口の設定はグランドデザインのベースになるものです。これに向けての施策として、第1に

産業構造。1次産業、2次産業、3次産業の割合をどのように考えるのか。

第2に、就労の場の確保。生産人口、子どもたち、または若い人の雇用をつくり、就労人口をどのように増すのか。もちろんこの4年間で地場企業支援に力を入れ、3社を支援、そして88名の雇用をつくってきたことは評価します。そして、今後も利用が多い施策は続けて行い、3年後南九州西回り自動車道水俣インター開通を見越して誘致企業支援の条件を手厚くするなど、どのような企業をどのように誘致するのか、方向性を決めていくべき時期です。そして、新たに産業団地を造成していく。また、現在の産業団地付近の整備を考えることも必要となります。

第3に、労働人口の確保。人口減少に伴い、医療福祉施設が労働力不足にならないように退職高齢者の人材活用や高等教育機関設置、そして外国人の積極的な人材活用と育成なども必要なことだろうと思います。

第4に、企業誘致に向けた環境づくり。田舎と都市の格差がこれ以上できないように、事業所税や消費税など地方優遇を積極的に唱えていくべきです。10年後、20年後の水俣のために、そして子どもたちのために、水俣のグランドデザインをともに真剣に考えていきましょう。

それでは、質問に入っていきます。

1、人口減少の中での定住促進について。

平成26年9月議会において、私の質問に対して市長は、人口目標を5万人にしたいが、日本の人口が減少している中で非常に難しい。そこでイベントや観光、大学院などで人が行き来する流動人口で5万人のグランドデザインを考えたい。人が行き来する、人がある程度定住する中で、付随して、子育て支援、少子高齢化対策、福祉の政策、企業誘致などそういった部分を目標として挙げたいと市長は答弁されました。

そこで、①、定住促進対策について。

まずは、人口が減少している状態に歯どめをかけなければならないと思いますが、前回答弁いただきました目標について、その後具体的な動きはあるのか。

次に、光、Wi-Fiの整備について。

定住促進の先進地では、情報、相互活用、発信と収集のための情報網の整備は不可欠だと考えられていますが、水俣において、光通信網はどこまで来ているのか。また、公衆無線LANや情報網環境の整備、Wi-Fiアクセスポイント、Wi-Fiステーションの設置件数はどれだけあるのか。

次に③、病児・病後児保育について。

定住促進の先進地では、子ども医療費助成制度の拡充など、子育ての支援が充実していると思います。子育て世代の暮らしが安心してでき、仕事につけるためには、病児・病後児保育も喫緊の課題と考えます。いつごろ設置されるのがお尋ねします。

次に④、地域医療構想について。

人が定住するためには、安心安全な医療システムは大変重要だと考えます。今回、熊本県は厚生労働省が示した地域医療想定策定ガイドラインを参考に、2025年、医療需要と病床の必要数と2025年にあるべき医療供給体制を実現するための施策に対して策定を始めていますが、水俣地域にとってどのような影響があるのか。

次に、2、中小企業支援について。

(1)、水俣市中小企業振興基本条例について。

水俣市中小企業振興基本条例は、平成21年3月につくられ、水俣市の企業が中小零細企業という現実から、中小企業が水俣市の経済において果たす役割は重要であると考えられ、つくられました。

その第4条では、市の基本施策を4つ挙げてあります。

1つ目は、経営基盤の強化及び経営の健全な発展に関する施策、2つ目は、人材育成及び雇用の安定に関する施策、3つ目は、中小企業振興に関する情報の収集及び提供に関する施策、4つ目は、資金調達の円滑化に関する施策としています。

そこで質問いたしますが、①、その基本的施策の具体的な内容はどうなっているのか。

また、5条では、市は基本的に施策に基づき、中小企業に関する具体的な施策を実施するに当たり、市の責務を4つ明記しています。

1つ目は、市が発注する工事、委託業務、物品購入に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業の受注機会の増大に努めること。2つ目、中小企業が製造または加工した物品及び中小企業が提供する役務の利用の促進に努めること。3つ目、中小企業の経営の安定を図るために、効果的な融資及び補助制度の充実に努めること。4つ目、国・県その他、関係機関との連携、または協力による施策の推進に努めることとしていますが、そこで、②、市の責務としてどのような対応をしているのかお尋ねします。

次に、(2)、昨年度の実績について。

①、昨年度の市役所の物品購入の市内業者の購入実績割合について、金額ベースでどうなっているのか。

②、昨年度の印刷市内業者の落札状況は、金額ベースでどうなっているのか。

3、企業誘致の取り組みについて。

南九州西回り自動車道は熊本県八代市を起点として水俣市、鹿児島出水市、阿久根市、薩摩川内市等を経由して、鹿児島鹿児島市に至る予定の約140キロメートルの高速道路です。タイムスケジュール的には、平成27年度には津奈木町まで開通します。平成30年度には水俣市が開通予定となっております。一方、鹿児島県からも出水市に迫っており、平成27年度には出水市野田まで

開通予定であり、平成28年度には出水市高尾野まで、平成29年度には出水市まで開通を予定しています。高速道路が水俣まで開通することは、水俣にとって大きなチャンスだと思います。チャンスを見逃さず、チャンスを生かすためにこれからの3年間の準備が大切だと思います。

そこで、(1)、企業誘致の補助金の効果について。

- ①、立地補助金等の投資額とその効果はどうなっているのか。
- ②、県内の他市町村の補助金の状況はどうなっているのか。

(2)、新たな産業団地の造成の必要性について。

- ①、浜松町の産業団地の状況はどのようになっているのか。
- ②、リプラテックの跡地を市が持ち、活用することは考えられないのか。
- ③、新たな産業団地を造成する予定はないのか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 田口議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、人口減少の中での定住促進については私から、中小企業については副市長から、企業誘致の取り組みについては産業建設部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、人口減少の中での定住促進について順次お答えをいたします。

まず、定住促進について、人口が減少している状態に歯どめをかけないといけないと思うが、具体的な動きなどはあるのかとの御質問にお答えをいたします。

昨年9月議会において、田口議員からの質問に対して、水俣市の目標とする人口を、流動人口等を含め5万人と申しました。現在の本市の人口は、本年8月末現在の人口が2万5,960人となっており、毎年約300人ずつ減少しておりますが、本市への通勤や通学、また観光での入り込み客等で約1万人の方が水俣を訪れており、現在は、1日約3万6,000の方が水俣市に滞在していることとなります。あと約1万4,000の方が水俣を訪れていただくと、簡単に達成できる数字ではないと思いますが、近づいていけるようにしていきたいと考えております。

人口減少に歯どめをかけるためには、具体的にさまざまな施策を打つ必要がありますが、その中でも定住促進は重要であります。定住促進の一環として、まず、水俣に住む者が市内の地場企業に就職してもらうように、本年6月に水俣高校において3年生を対象に水俣市内の地場企業からのお仕事説明会を開催し、地元への就職の促進を図っており、今後も引き続き実施していきたいと考えております。また、現在定住に向けた受け皿づくりとして、今年度中に空き家の調査を実施し、来年度から空き家バンクを立ち上げる予定であります。

さらに、総務省の事業を活用して地域おこし協力隊員を首都圏等から今後募集するため、地域でのコーディネーター役として集落支援員を本年中に1名配置する準備を進めております。また、本年11月には、首都圏で開催の移住相談会に職員を参加させ、移住定住者のニーズの把握や水俣への移住定住につなげられるように、紹介パンフレット等の準備を進めているところであります。

本市においても、国が進めております、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少にも歯どめがかけられるよう、さまざまな施策を展開してまいりたいと思っております。

次に、光、Wi-Fiの整備について、光通信網はどこまで来ているのか。また、公衆無線LANや情報網の整備の設置数はどれだけあるのかについてお答えをいたします。

まず、光、Wi-Fi整備について、光通信網はどこまで来ているのかとの御質問にお答えをいたします。

本市での光ブロードバンドサービスは、平成14年12月から開始されております。しかし、NTT基地局の区分であります葛渡局・久木野局・湯出局の3局においては、光及びADSLブロードバンドサービスが未提供であったため、平成22年3月に情報格差是正事業により、ADSLブロードバンドサービスが開始されておりますが、現在、光通信網サービスについては、未提供となっております。

次に、公衆無線LANや情報網の整備の設置数はどれだけあるのかについてお答えをいたします。

まず、公衆無線LAN環境としましては、公共施設での図書館・公民館を初め、水俣病資料館、熊本県環境センター、新水俣駅、観光物産館まつぼっくり、湯の鶴観光物産館鶴の屋、もやい直しセンター、水俣市役所など、合わせて8カ所であります。また、宿泊施設関係では、市内が2施設、湯の児地区が7施設、湯の鶴地区が2施設の計11施設で公衆無線LANが利用可能であると伺っております。また、コンビニエンスストア、飲食店等においても手軽に公衆無線LANを利用できるサービスが展開されているとお聞きしております。

現在、国において観光立国実現に向けたアクションプログラムに取り組まれており、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて国内外からの交流人口増加に取り組んでおり、本市といたしましても市外からの交流人口の拡大、定住促進、地域活力の維持・地域経済を発展させるためのインフラ整備として、光ブロードバンドサービスの敷設や公衆無線LAN設備のさらなる整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、子育て世代の暮らしが安心でき、仕事につけるようには、病児・病後児保育所も喫緊の課題と考えているが、いつごろ設置されるのかとの御質問にお答えをいたします。

病児・病後児保育は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際、自宅での保

育が困難な場合に病気の児童を一時的に保育する事業ですが、その重要性については、市も十分認識しているところであります。市の第5次総合計画第2期基本計画においても重点事業に位置づけ、病後児保育事業の平成29年度の目標値を1カ所設置としているところであります。可能な限り早期に実現したいと考えております。

しかしながら、病児・病後児保育を実施するための要件として、保育室及び感染を防止するための隔離機能を持つ観察室等の整備、看護師及び保育士の配置、医療機関との連携体制の確保等の課題があることから、いまだ事業の実施には至っていない状況であります。医療機関や保育所等、各関係機関も事業の必要性は認識されているため、これらの課題を解決し、早期に実施できるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、熊本県は地域医療構想策定ガイドラインを参考に2025年の医療需要と病床の必要量と2025年にあるべき医療提供体制を実現するための施策について策定を始めているが、水俣地域にとってどのような影響があるのかとの御質問にお答えをいたします。

国は、地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会において、平成27年3月に本ガイドラインを提示し、地域の実情に応じた地域医療構想の策定が進むよう周知が図られたところであります。この構想に基づき、6月15日に公表されました医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会から出されました将来の需要推計に基づく2025年の必要病床数の推計によると、熊本県は、一般病床と療養病床を合わせて3万1,809床ある病床数から、1万1,433床減らした2万376床が必要であろうと推計されております。これは、鹿児島県に次いで全国2番目に多い削減数となっており、現在の病床数から3割以上も減らさなければならない状況になっております。さらに芦北医療圏においては、1,419床から半分以下の684床へ減らさなければならない厳しい状況であります。

地域医療構想は二次医療圏単位で策定されることになっており、平成27年7月27日に、第1回芦北地域医療構想検討専門部会が開催され、国の医療構想の考え方、必要性等の説明を受け、意見交換が始まったところであります。その意見交換において、単に病床数削減ありきでは、これからの超高齢社会に対応できるのか、在宅医療面からも不安視する意見が多く出されました。

また、水俣市は熊本県と鹿児島県の県境に位置している関係上、鹿児島県からの患者さんも多く来られており、医療センターでは、2割以上の患者が、出水市、伊佐市を含む北薩地域から来院されているという状況にあります。

御承知のとおり、医療センターは、芦北・水俣圏域及び北薩地域の救急医療はもちろん、一次医療機関としての機能も担っており、また、これらの地域は、県の違いはあるものの、医療のほか、経済、文化等、あらゆる面において深いつながりのある生活圏域にあります。このような実情から、本構想の検討を熊本県における二次医療圏単位のみだけではなく、県境を越えた同じ生



活圏域で、医療機関の機能分化や連携、病床数の削減等が展開できるよう、まず県レベルで医療圏域のあり方について協議していただくよう、この芦北地域医療構想検討専門部会を通して強く要望してまいりたいと考えております。

また、現時点では、病床数が将来的にどの程度削減されることになるのかは不透明でございますが、削減された場合、多かれ少なかれ、これまで医療機関で入院して医療を受けていた患者を地域で支えなければならなくなります。そうなれば、人口減少が進む中、在宅医療・介護の担い手の不足、緊急時のみとりに対応するための24時間態勢の必要性、家族の介護負担と仕事の両立を支える仕組みづくり、新たな医療・介護体制に対する住民の理解等、多くの課題が生じるものと予想がされております。

○議長（福田 斉君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 それでは、定住促進の2回目の質問をします。

水俣市は、全国の791の都市を対象に、東洋経済新報社が毎年公表している住みよさランキングで、2015年度に安心度が全国で9位に選ばれています。住みよさランキングの内容は、安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度の5点の観点で指標を選び、総合順位を算出しています。

全国で9位、頑張っているところは評価したいと思います。しかしながら、まだまだ足りないことも事実です。そこで、住みよさランキング9位を生かした今後の取り組みを具体的に教えてください。

次に、7月に会派視察で、大分県豊後高田市に定住促進の勉強に行ってきました。豊後高田市は、平成17年3月31日に1市2町が合併し、約2万6,000人で新生豊後高田市が発足、平成27年6月末現在の人口が2万3,401人、水俣と同じぐらいです。豊後高田市は、夢をかたちに、未来に光り続けるまちを目指し、人口目標を3万人を目標に掲げて、定住促進に全力で取り組んでおられます。

ここに、定住ワードを用意したんですけども、後で見せますが、それを少し紹介すれば、市営の無料塾、学びの21世紀塾など、地域と一体になり子どもたちの学力向上に力を入れ、教育のまちとして全国に発信されています。さらに、大分県内の中でもトップクラスの安い保育料を初め、小さなお子さんのいる方が誰でも気軽に利用できる室内公園のような花っこルーム、おひさまひろば、病児・病後児保育の天使のゆりかご、大型遊具の整った中央公園など、子育てしやすい環境がきちんと整い、住みたいまちにふさわしいユニークできめ細かな支援策を整えています。

他自治体のすばらしい取り組みなどを参考にしながら、目標値を設定して、具体的な取り組みを行っていくべきではないかと私は考えます。

そこで、以前も聞きましたけど、水俣市の理想的な人口を市長はどう考えるのか。

次に、具体的な施策を体系化しないと市民にはわからないと思いますが、体系化するにはどのような組織にしていくのか、また市民に対する情報提供や市外に対するコマーシャルをどのようにしていくのか。

次に、日本創成会議でも高齢者の移住を提言されていますが、水俣は2020年に全国より早く高齢者人口がピークを迎えます。総務省からの、ふるさと介護制度など具体的な取り組みを考えていかなければならないと思います。もちろん、財源の問題もあると思いますが、定住人口増加のための高齢者に対する取り組みをどのように考えているのか。

それと、定住促進だけでここはどうかと思ったんですけども、Wi-Fiとか光のやつはまたこの次にでもさせていただきます。それと、3番目の子育て病児・病後児保育ですね、この辺もまた次にしたいと思います。

それと、地域医療のところだけちょっといいですか。

地域医療構想について、2025年には人口が減少する中で、医療需要が減ると。その予想の中で、芦北水俣圏において、1,419床から半分以下の684床にベッド数を減らさなければなりません。しかし、24時間の緊急体制は必要であるとの答弁だったと思います。

そこで、今後、安心安全な医療体制をどのように考え、施策の策定を今後どのように対応していくのか質問いたします。

以上です。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 人口増について、いろんな形で御提言いただいたところでございます。

豊後高田市に行かれたということで、私、先日、市長会がありましてちょうどたまたま隣が豊後高田市の市長でございました。そういったお話、まあ世間話でさせていただいたところでありましたが、ちょうど規模も同じぐらいということでございますので、そういった私たちが学べるものは、やはりそういったところ、先進的にやられているところは見て学んでいきたいなというふうな思いでございます。

最初に、東洋経済の住みよさランキングの安心度で9位となったということをおっしゃいました。私もそれを見させていただいて、水俣はこういったところの上位に入ってすばらしいなというふうに思ったのは事実です。いろんなランク、分け方があって、その中で住みよさの安心度ということで、水俣が第9位、この内容は、高齢者の人口当たりの介護施設の定員数をまず見る。また、人口当たりの病院、一般診療所の病床数、そういったところをまた見る。それと保育所の定員数、充実しているか、そういったところや、また15歳から49歳の女性の人口当たりの出生数、そういったものがデータとして集約されて、そして水俣がこういった上位になったということでございます。

これは、私たちも今まで進めてきた施策が、こういうふうに認められたということは非常にうれしく思っていますので、水俣はこういった医療関係は、非常に充実されているということは、よく私もよそに行ったときに、水俣は人口でドクター数を割りますと、熊本市が一番多いんですけど、その次は水俣です。やっぱりそれを考えますと、お医者さんの数も多いということは、水俣のそういった医療関係は充実しているということ、いろんなところで発信はしているところですけども、こういったところをもっと積極的に、水俣のアピールをしていきたいというふうに思っております。

それと、定住人口について、どのくらいの規模が一番いいかということの御質問でございます。

昨年から非常にこういったやりとりをやらせていただく中で、人口はもう減り始めています、日本全体は。国立社会保障・人口問題研究所も、地方都市はどんどん減るといふふうに言っています。その中で、どうやって私たち生き残っていくかというのをやっぱり考えていくのは、非常に重要だと思っておりますし、その中で、前はそういった人が行き来しながら、定住人口をある程度固定化して、その上澄みで人が行き来して、水俣の活性化になってもらいたい。そういったところで5万人ということ、これを挙げさせていただきました。定住の人口で言いますと、先ほど昭和31年ぐらいですかね、5万人を超えたときがあります。それからずっと右肩下がりですので、5万人と言いたいところですけども、やはり今の規模から言いますと、3万人を切っておりますので、3万人を目標に、定住人口はそこを目標にやっぱりすべき、達成をそのくらいに持っていくのが一番いいのかなというふうには個人的には思っています。その辺は皆さんいろんな考えがあって、いや5万人、10万人にしたほうがいいと言われる方もいらっしゃるかと思いますが、私は、現時点では大体3万人ぐらいを目標にできればなというふうには思っております。

それと、体制につきましては組織の見直しをことしやりました。その中で移住、定住、人口増の部分、やはり重要だというふうにも認識しております。昨年ちょっとやりとりしていて、ワンストップでちゃんと窓口をつくってくれというので、いろいろやったんですけども、今のところまだちょっとその辺が流動的なので、たらいまわしにならない、移住したい、Iターン、Uターン、Jターン、そういったところで窓口ができて、きちっとそこで対応できるようなところの体制は、やっぱりつくってきたいというふうには思っております。

市民に情報提供、また市外へのPRというのは、やはり市民の方にはこういった施策でやっているというのは、市報等を通してやっていきたいと思っておりますし、市外につきましては、やはりいろんなところで私も関東、関西の水高会、同郷会、いろんなところへ行って発言する場がございますので、水俣のそういった取り組みはPRはしていきたいというふうには思っております。

それと、高齢者の移住についてです。これ、多分、日本創成会議が言いました首都圏の高齢者を田舎に持っていったらどうかというのが、これ増田寛也さん、有名な方、私も講演を聞いたこ

とがあります。消滅可能性都市のときにもぼんと言われて、それで政府が地方創生に動いた感があるので、何か問題提起を結構されるところでありまして、初めに私、それを聞いたときに、今まで東京に若い人が行って、田舎のお金はどんどん東京に行って、それを今度は高齢者がもう賄い切れないから、地方はうば捨て山かというふうな議論も結構ありました。

それは、ネットとかアンケートとかでも大体半々ぐらいです。私の周りの首長さんあたりと話しますと、じゃ高齢者が来たときに生産性のない、仕事をされる方もいらっしゃるかもしれませんが、来られて、介護保険、健康保険は自治体の負担、そういったものはどうしたふうになるんだとか、やっぱりいろんな疑問があります。

これは国のほうが今から整備をしていくと思うんですけど、最終的にはよく新聞等で見ますと、アメリカのCCRCですか、多分よく御存じだと思いますが、元気なときに地域に移って、そして介護をそこで受けて、最後ついの住みか、CCRCでアメリカでは2,000カ所ぐらいあるというふうに聞いています。それは、よく見ますと、日本版CCRCの構想有識者会議というのがあるんですけど、座長は増田寛也さんですから、きっとそういうふうなものが、多分今から構想になっていくんじゃないかなというふうな思いがあります。そのときには、地方に流すにはやっぱり支援をしていただかないと、国のほうの支援がないとなかなか難しいので、そこはどんどん今から出てくると思いますので、そういったときには熊本県等と話しながら進めていくのは、やっていきたいというふうに思っているところであります。

それと医療関係でございまして、今後どういったことを、非常に心配をされているということはわかります。田口議員そういった医療関係、非常に人脈もあり、詳しいというふうに思っておりますので、それにおきまして、やっぱり私たちは今からやっていくことにつきまして、在宅医療、介護の担い手不足というのが当然あるわけでございますので、そういった部分を手厚くして、水俣の現状の課題ということをいろんな形で私たちが施策として埋めていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 先ほど探せなかった定住ガイドですけど、ちょっと後でまたやってきますので。

3回目の質問に入りますけれども、人口目標を3万人にしたいということを市長の口から言うていただきました。3万人にするというか、300人ずつ毎年減っていると、これを維持していくだけでも大変だと思います。300人減っていくということは、大体仕事を100人ぐらいでつくっていかんと、大変だなと。例えば、じゃ減っていく中で10年間で3万人を目標としてやっていきましょうとなったときには、差し引き4,000人ですけども、その中で300人ずつ減っていったときに7,000人とその辺をどうしていくかといったら、かなりの大変なことだと思います。でも、いろんな課題を持って取り組んでいくことは自治体にとっては大事なことだと思います。

きょうは、定住促進に対してのいろんな提言をしまいいりました。グランドデザインの人口目標を求めて、具体的な施策の柱を立てていかなければいけないと思いますけれども、キーワードとしては、子育て支援、少子高齢化対策、福祉政策、企業誘致、ICTの活用などがあると思います。

最後になりますけれども、平成27年3月に地域再生法の一部改正があり、地域再生法に基づく地方拠点強化税制の特例措置の中で、本社機能の移転や、研究所等の移転などが明記されています。そこで、このような地方創生に対する施策に対して、積極的に取り組むべきとは考えていけないのか、具体的にどのようなことに取り組もうと考えているのかということ質問したいと思えますけれども、環境省の研究機関の話も新聞等に出ています、まず本社機能等も積極的に進めていかんといかんと思えます。その辺もつけ加えて質問いたします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 国の政策として東京23区の本社機能を移した場合、事務所の取得額の70%を法人税から引く、雇用促進税制等で雇用者がふえると1人最大80万円税額から差し引く等、こういった地方拠点強化税制というものが設けられております。大きいところの話はなかなか私たちも難しいと思えますけど、東京のほうからこういった地方に移っていただくという施策として、私たちが提供できるもの、多分Wi-Fiとか光とか言われているのは、そういった整備をしたほうが水俣にそういった企業が来やすいということで、整備をしたらどうかということも多分入っていると思えます。まあ、インバウンドもありますけど、多分そういったところでやっぱり私たちは整備するところはしていく。東京からいろんな形で企業なのか、Iターン、Uターンでも一緒ですけど、そういったところで来ていただく施策は、私たちは打っていきたいというふうに思っております。

今、大きいところではYKKが、富山のほうに本社機能を一部移したということも聞いておりますけど、これも今から少しずつ進んでいくと思えますが、これにつきましては熊本県が熊本県地域再生計画の策定というものに取りかかれております。地域再生計画には、地方活力向上地域という本機能の受け皿となる県内の地域を策定しなければならないようになっていくということでございますので、それは県のほうからこちらに打診も来ておりますので、そういったところは県と今後密にとりながら、積極的にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 次に、中小企業について答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、中小企業について、順次お答えいたします。

まず、水俣市中小企業振興基本条例について、その基本的施策の具体的な内容はどのように

なっているのかとの御質問にお答えいたします。

水俣市中小企業振興基本条例は、平成21年3月議会において、産業建設常任委員会からの御提案に基づき制定されました。本条例については、先ほど議員も申されましたように、市内中小企業の健全な発展による市民生活の向上及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、その達成のために4つの基本的施策が定められております。

4つの基本的施策は、それぞれ、経営基盤強化・経営の健全な発展に関する施策、人材育成及び雇用の安定に関する施策、情報の収集及び提供に関する施策、資金調達の円滑化に関する施策となっており、現在、これらに基づく事業を実施しております。

例を挙げますと、経営基盤強化等に関するものでは、雇用を伴う工場等の新設・増設を行った地場企業に対する補助制度や新商品・新技術開発に対する補助制度、相談・支援窓口の役割を担う企業支援センターの設置などがございます。また、人材の育成や雇用の確保については、今年度から実施しております経営者を対象としたビジネスリーダー養成塾、建設業従事者や介護従事者を対象とした資格取得支援、雇用奨励金の交付、高校3年生を対象とした市内企業の業務説明会などを実施いたしております。

中小企業の資金繰り支援では、経営安定化資金融資や小口融資などの制度融資、一部利子補給、保証料補助制度などを通して、資金調達の円滑化にも努めております。さらに、地場企業の方々を対象としたメールマガジンの配信やフェイスブックなどでの情報発信、市民への地場企業の認知度向上を目的とした市報への記事連載なども行っております。

本市におきましては、このような施策を通して地元中小企業の振興に努めているところでございます。

次に、市の責務として、どのような対応をしているのかとの御質問にお答えいたします。

水俣市中小企業振興基本条例では、具体的施策を実施する上での市の責務として、工事、委託業務、物品の購入などに当たっては、公正な競争に留意して、中小企業の受注機会の増大に努めること、中小企業が製造・加工した物品や提供する役務の利用に努めること、中小企業の経営安定化のため、融資及び補助制度の充実に努めること、国、県その他関係機関と連携して施策の推進に努めることと定められております。そのため、本市におきましては、これらの点に最大限留意し、施策を実施いたしております。

例えば、中小企業の受注拡大や役務の利用促進では、市が発注する30万円を超えない小規模工事等については契約希望者を登録し、優先発注する制度や、住宅の建築などに当たり、伝統工法と市産木材を活用し、市内の建築業者を利用した場合の補助制度などを設けております。また、1つ目の答弁でもお答えいたしましたように、各種補助制度や融資制度のメニューにより、中小企業の経営安定化にも努めているところでございます。

本市といたしましては、中小企業の振興は地域経済の浮揚はもちろんのこと、人口減少の抑制や定住促進につながる雇用機会の創出という観点からも、市の重要施策であると考えておりますので、引き続き、施策の充実に取り組みたいと考えております。

次に、昨年度の実績についてのうち、まず、昨年度の市役所における市内業者からの物品購入実績は、金額ベースでどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

昨年度の一般会計及び特別会計における消耗品、燃料、備品などの物品購入金額は、約1億2,889万円です。このうち市内業者からの購入金額は約1億373万円となっており、金額ベースで80.5%を市内業者から購入しております。

次に、昨年度の入札における市内業者の落札状況は、金額ベースでどうなっているのかとの御質問についてお答えいたします。

昨年度の一般会計及び特別会計における建設工事、測量・設計、業務委託、物品購入などの入札の契約金額は約16億4,584万円です。このうち約15億2,644万円、金額ベースで92.7%を市内業者が落札いたしております。物品購入、請負、業務委託等の発注に際しましては、市内に取扱業者がない、市内業者では実施困難などの特殊なもの以外は、市内業者で可能なものは市内業者に発注することを基本方針といたしております。今後も、この方針のもと市内業者の受注機会を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 中小企業支援について、2回目の質問をしたいと思います。

全体で92.7%の落札ということで、頑張っているところはあると思います。しかし、企業とのコミュニケーションとかは足りないと、私は思います。もっと企業とのコミュニケーションは必要だと考えております。

それで、平成25年度の熊本県の官公需契約実績では、一般需用費等の物件について金額ベースで中小企業のうち、県内企業割合は県央で82.4%、県北で88.1%、県南で78.1%、天草で94.3%、この平成25年度のベースのデータではありますけれども、水俣市の物品購入の市内業者の購入実績割合をどのように考えられるのか、もう一回言っていただければと思います。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 今、田口議員のほうから県内の購入の割合等を紹介していただいたわけでございますけれども、先ほど申しましたように、県南が78.1%ですので、それに比べると少しは上ではないのかなと。ただ、これにつきましては、地域によっていろいろ特性があると思います。例えば県央、特に熊本市のような大きな地域になりますと、さまざまな業者がございます。田舎になればなるほど、それぞれの特殊性がある業務については、なかなか専門の方がいらっ

しゃらないということがございますので、非常に厳しいものがございます。

例えばです。物品購入でございますけれども、物品購入は物品、それから燃料等、いろいろ消耗品、燃料、備品と分けられるわけです。そのうちの燃料は、うちはもう100%当然のことですけれども、市内に出しております。備品につきましては、これは件数は92%ですけれども、金額で80%ということですので、なかなかちょっと大きい水俣にないやつを買うときには市外になると。そうなれば、そういうふうな何を買うのかということによって、率が変わりますので、なかなかその辺は難しい面があろうかと思っております。

当然、一概に比較はできないわけでございますけれども、また年度ごとによって取り組む内容というのは変わってきます。先ほども申し上げましたように、小さい工事については、市内業者に出すというふうにしておりますし、先ほど企業とのコミュニケーションが足りないんじゃないかというような話もございましたので、いろんな御意見等がございましたら、当然それを受けて、また見直せるところは見直して、ぜひ需給機会の確保には努めてまいりたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目ですけれども、雇用をしていただく市内の事業者は大事にしていけないといけないと思います。

そこで、もう一度、中小企業振興基本条例の理念に立ち返って、市内業者を積極的に活用をしていていただきたいと思っております。これは要望です。

○議長（福田 斉君） 次に、企業誘致の取り組みについて答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、企業誘致の取り組みについて順次お答えします。

まず、企業誘致の補助金の効果についてのうち、立地企業補助金等の投資額とその効果はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

本市における誘致企業向けの支援制度といたしましては、水俣市誘致企業立地促進補助金がございます。平成12年の制定以来、これまで4件の適用事例があり、総額で1億7,000万円程度の補助金を交付しております。

効果といたしましては、老舗旅館の再生に結びついたり、新しい事業を展開されたりして、有効に活用されたのではないかと考えています。

この補助金で立地した企業で100名を超える雇用が生まれていますので、一定の効果はあったものと考えております。

次に、県内の他市町村の補助金の状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。



県内の他市町村でも、それぞれ企業誘致の補助金制度を創設されており、共通しているのは、適用条件に雇用創出と投下固定資産税額を盛り込んであるところ です。

本市と県内の他市町村を比べた場合、本市が特に厳しいという条件はなく、利用しやすいのではないかと考えております。

例えば、人吉市では、工場等建設補助金を交付されていますが、市有地取得と市有地以外取得に対しての補助金額に大きな差を設けてあります。また、上天草市では、適用条件を3つに分けて補助金の交付時期を事業開始後2年目以降にしてありますが、本市では事業開始後、確認ができれば交付をしています。ただし、企業誘致は他市町村との競争でもありますので、企業側から見て魅力ある優遇制度になるよう今後も努めていかなければならないと考えております。

次に、新たな産業団地の造成についてのうち、浜松町の産業団地の状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

産業団地の土地は全部で40区画あり、そのうち37区画を民間企業が取得され、残り3区画も民間企業が賃貸契約で利用されていますので、現在あいた土地はない状況になっています。

次に、リプラテックの跡地を市が持ち、活用することは考えられないのかとの御質問にお答えします。

リプラテックの跡地は、現状では使用されていませんので、市が購入して活用することも1つの方法であると思います。しかし、どのように活用するのか、具体的な目的を持つことが重要でありますので、市としましては、現在のところ土地を購入し活用することは考えておりません。

次に、新たに産業団地を造成する予定はないのかとの御質問にお答えします。

現在の産業団地にはあいている土地がありませんので、地場企業の拡充や企業誘致を進めていく上で、新たな産業団地を求めることは必要ではないかと思っております。高速道路のインターチェンジができれば、新幹線に加えてさらに交通の便がよくなりますので、水俣に目を向ける企業が出てくることも期待できます。今後、適地がある場合には、産業団地の造成について検討したいと思っております。

○議長（福田 斉君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 それでは、企業誘致の取り組みについて、2回目の質問をします。

水俣の企業誘致支援、地場企業育成ですね、それぞれホームランではないとは思いますが、評価はできると思います。事例として少し話をさせていただければ、先月15日付の西日本新聞に掲載されました、鹿児島県出水市のパイオニアと旧NECの液晶テクノロジーの跡地の一部に、水産大手のマルハニチロの子会社、マルハニチロ物流が進出するとありました。出水市は、跡地の建物の固定資産税を免除して工場を残してもらって、そして進出企業が100人以上を雇用すれば固定資産税を10年間免除、法人市民税を10年間、年間3億円を上限として全額免除するな

ど、破格の優遇策を準備して、元NECの工場長をアドバイザーとして対策室を設置、そして219社ぐらいを訪問して、企業誘致を進めていかれたみたいですよ。

マルハニチロ物流は、物流センターを新設して、投資額を20億円で、11人を新規雇用、2016年9月の操業を予定としています。出水市は固定資産税を3年間免除すると。物流センターということは、南九州西回り自動車道も誘致の1つの要因ではなかったかと推測されます。

そこで質問をいたしますが、高速道路が水俣まで開通することは、水俣への企業誘致にとっては、大きなチャンスだと思います。補助金等を増額するなど優遇措置を魅力あるものにしていくことはできないのか。

次に、企業進出しやすいように優遇策として補助金等の整備を行う。そして、誘致要因としての産業団地の必要性は言うまでもありません。熊本県内、企業誘致を目指す自治体は、産業団地を持っております。しかし、あいている産業団地も17団地ほどあるそうです。水俣の新たな産業団地の造成を水俣の港湾も含め、地理的にどのような場所を選定して、どのようなランドデザインを考えるのか。

水俣インター近くのひばりヶ丘台地、現在の浜松町の産業団地付近、そして袋インター近くの袋台地など候補はあると思います。

そこで、質問をいたしますが、今後適地検討と、造成は具体的にどのように進めていくのか、この2点です。

○議長（福田 齊君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 田口議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、1つ目の企業誘致への補助金の増額等についてでございますが、誘致企業への補助制度は、他の市町村と比較しまして、より有利な優遇性になるよう見直すことも必要であると考えております。事業規模が大きく、雇用の創出が多くある企業に対しましては、補助金の増額等も含めまして、優遇策を今後検討してまいりたいと思います。

それと、2点目の新たな産業団地を造成する考えはないかというような御趣旨の質問でした。

企業誘致を行うためには、土地の提供は不可欠でございます。企業誘致の構想とともに、検討すべき案件であると思っております。現在、具体的な構想を含めた産業団地の造成は検討しておりませんが、議員御提案の場所も視野に入れたところで、今後前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

3回目、もう最後になりますけれども、企業誘致の方向性として、企業誘致を進める上で、水

侯の港湾を含め、地理的有利性と高速道路を活用した企業はどのような業種を想定されるのか、ちょっと答弁をいただきたいと思います。

○議長（福田 斉君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 田口議員の3回目の御質問にお答えします。

市の構想についての御質問でありますけれども、市では現在、企業誘致の業種などを検討した全体構想というものは策定してございません。例えば、今思いつきますのは、地理的条件から考えますと、原料を港湾から搬入し、市内で加工しまして、高速道路で搬出すると、こういったイメージは考えられますけれども、今のところ、構想は策定してございません。議員御提案の地理的有利性と高速道路を活用した企業誘致につきましては、今後地理的な条件を最大限に活用しながら、企業誘致の方向性というのを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時34分 休憩

---

午前10時45分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口眞次議員に許します。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 皆さん、こんにちは。

無限21議員団の谷口眞次です。

さて、ことしの夏は、世界水泳に始まり、世界陸上や女子バレーボールワールドカップ、高校球児のワールドカップなど、そしてまた昨日は女子バスケの活躍など、スポーツファンには目が離せないすばらしい感動の日々ではなかったでしょうか。それとは裏腹に、東京オリンピックに向けての国立競技場やエンブレムの問題など、日本の信頼が揺らぐような出来事が立て続けに起きてしまいました。そして国会では、今、安全保障関連法案が来週にも強行採決されようとしております。

水俣市議会は6月議会において、日本の将来を左右する重要な問題は国民に情報を公開し、政府の考えをわかりやすく説明した上で、時間をかけて国民的な議論を尽くすことを求めますとして、慎重審議を求める意見書を全会一致で採択し国へ提出をいたしました。ところが参議院では、法的安定性発言、防衛省の内部資料問題、自衛隊の安全確保義務の規定や艦船に邦人が乗っているか問題ではないなど、衆議院での議論の食い違いを審議したり、本来の中身は十分に議論

ができず、時がたつにつれて、この法案の安全保障という名のごとく、本当に国民を守るための法案なのか、国民の不安は増大し、全国各地で若者や女性、文化人や著名人など、さまざまな人たちが日本の行く末を心配し、集会やデモ行進に参加をしております。

最新のテレビ朝日の世論調査では、国民に十分説明していると思うかの問いに、思うが13%、思わないが76%、この法案に賛成が22%、反対が55%、憲法違反が含まれると思うが52%、思わないは17%、今国会での成立を望む人は11%、時間をかけて審議すべきというのが64%、廃案にすべきが22%の結果でした。

世論と同じ我々水俣市議会の意見書が国の動きを変えることを願って、通告に従い、以下水俣の活性化と子どもたちの安心安全のために順次質問をいたします。

1、水俣環境アカデミア事業についてです。

①、事業の概要と進捗状況はどうなっているのか。

②、この事業の効果を水俣にどう生かしていくつもりか。

③、事業計画案の中に国内外への積極的な発信、留学生との交流、国際的な関係とあるが、具体化されているのか。

大きい2つ目です、地方創生について。

①、この事業の概要と目的は何か。

②、これまでの取り組みはどのようなものか。

③、事業計画案は具体化されたのか。今後のスケジュールはどうか。

3つ目です、子育て支援、移住定住促進事業について。

①、事業の具体的な取り組み状況はどうか。

②、空き家のリフォームや新築を整備し、住宅支援対策等が実施できないのか。

4つ目です、教育環境について。

①、小中学校の冷暖房の現状と今後の設置についてどう考えているのか。

②、パソコンや携帯電話・スマートフォン普及の実態といじめや防犯対策はどうされているか。

4項目ございます。簡単・明瞭な答弁をお願いして、以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口眞次議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣環境アカデミア事業については私から、地方創生については総務企画部長から、子育て支援、移住定住促進事業については副市長から、教育環境については教育長からそれぞれお答えをいたします。

それでは、水俣環境アカデミア事業について、順次お答えいたします。

まず、事業の概要と進捗状況はどうなっているのかとの御質問にお答えをいたします。

最初に、事業概要についてお答えをいたします。水俣環境アカデミアとは、水俣市が整備し、運営する、高等教育・研究の拠点及び産学官民連携の拠点であります。熊本県立水俣高校の旧商業科実習棟を改修し、拠点整備を行います。水俣環境アカデミアは、地域及び国内外の英知を集め、持続可能な地域発展モデルを構築し、広く発信することで、世界への貢献を果たすことを目指しております。

取り組みといたしましては、大きく4つに分けることができます。まずは、大学などの研究活動の促進であります。環境や健康、再生可能エネルギーなど、水俣地域で取り組むことがふさわしい研究の受け入れ、誘致を行い、研究成果が地域に還元されるように、研究者と密接に連携を図ります。

2つ目は、教育活動の促進であります。市内の教育・研究機関などの連携強化による教育活動の受け入れ環境の整備、教育プログラムの提供による教育活動の誘致、インターネットを活用した地域人材による遠隔講義の実施などにより、日本の環境首都としての水俣の取り組みを広く発信し、教育活動の充実化を支援するとともに、交流人口の増加を図ります。

3つ目は、地域活性化の促進です。大学や研究機関と連携を図り、地域住民、学生、事業者などを対象にした公開講座の開講や、地域の資源を有効活用するための研究、業務改善や事業者育成、起業に結びつくような研究などの受け入れ、誘致を行い、地域のための水俣環境アカデミアを目指します。

4つ目は、教育・研究活動の受け入れ、誘致を行う基盤づくりであります。水俣地域に存在する資料や論文、データなどの収集、整理、公開、そして、水俣地域と国内外とのネットワークを構築するため、シンポジウムやホームページなどによる積極的な情報発信を行います。

以上のことにより、水俣環境アカデミアは地域の活性化、さらに、国内外の地域が有する課題の解決に貢献をいたします。

次に、進捗状況についてお答えいたします。

拠点整備については、来月10月より改修工事を開始し、来年3月に竣工予定となっております。

また教育・研究活動の受け入れ、誘致などの準備については、これまでも熊本大学、熊本県立大学及び崇城大学と連携協定を締結しておりましたが、昨年度は、慶應義塾大学及び国立水俣病総合研究センターと新たに連携協定を締結しました。国外では、台湾の南榮科技大学と連携協定を締結しております。これらの大学及び研究機関の中には、本市と連携して、教育・研究活動の具体的な計画の検討を始めているところもあります。そのほかにも、全国さまざまな大学などに対して連携を呼びかけ、開設に向けての準備を進めております。

次に、この事業の効果を水俣にどう生かしていくつもりかという御質問にお答えをいたします。

水俣環境アカデミアを拠点として、教育・研究活動の促進及び産学官民連携の促進を図ることにより、国内外から多くの方々に訪問していただくことになり、現在の水俣の姿や取り組みを広く発信することにより、地域のイメージアップにつながります。また、地域課題や政策課題の解決に結びつく教育・研究活動の受け入れ、誘致を積極的に行うことにより、持続可能な地域づくりに寄与いたします。そして、大学や研究機関と連携して、地域住民、学生、事業者を対象とした公開講座を開講し、地域と連携した研究、例えば、高校と大学の連携による研究活動などを実施し、地域の人材育成に貢献をいたします。

さらに、大学と地域の事業者や住民の皆様、産業振興にかかわる組織などの接点を積極的につくることにより、新たな産業の創出や新商品の開発などに発展し得る地域資源を生かした事業・アイデアやニーズの掘り起こし、そして、事業の具体化に向けた連携を促します。また、大学発のベンチャーの誘致などによって、地域の仕事づくりに結びつけます。

以上のように、水俣地域の持続可能な発展に資するという効果に加えて、水俣の取り組みや成果を国内外に発信することにより、同様の課題を抱える地域の発展にも寄与し、そこからさらなる連携づくりを進めたいと考えております。

次に、事業計画案の中には国内外への積極的な発信、留学生との交流、国際的な関係とあるが具体化されているのかという御質問にお答えをいたします。

水俣環境アカデミアは、地域や国内にとどまらず、海外の大学や研究機関との連携にも取り組みます。水俣には、これまでも国内だけではなく、海外の学生や研究者、行政官など多くの方々が、水俣の歴史や取り組みなどについて、学ぶために訪問されております。例えば、慶應義塾大学及びA S E A N地域の大学による夏期フィールドワークは、平成25年度から行われており、ことし8月に実施された際には、11カ国、21名の学生に訪問いただきました。また、平成26年度からは、熊本県立大学と国立水俣病総合研究センターとが連携し、水銀研究の留学生を受け入れております。このように、国際的なネットワークを持っている日本の大学や研究機関と連携することによって、海外の大学と水俣地域とのつながりを構築していきます。

さらに、ことし3月には、台湾の台南市にある南榮科技大学と包括連携協定を締結し、互いの経済活性化や地域振興などを連携して取り組むことになりました。台湾との交流については、熊本県においても積極的な取り組みを行っておりますので、県及び国の取り組みと連携を図りつつ、本市も交流を深めたいと考えております。

今後も、国内だけではなく、海外の大学などとのつながりを広げ、外国人を積極的に受け入れることによって、地域の住民や学生との交流、水俣地域の歴史や取り組みの海外への発信、そして、互いの知見を取り入れ、教育・研究活動を進めることで、水俣及び国内外の持続可能な地域

づくりに発展させていきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2回目の質問に入ります。

概要、進捗状況等も詳しく御説明をいただきました。大学などの研究活動とか、あるいは教育の促進などを行うと、それから、水俣のイメージアップ、それから交流人口あたりもふやしていくということで、今答弁をいただきました。国際的な交流につきましても、ASEAN地域とか慶應義塾大学の生徒が来ているということで、大変いいんじゃないかなというふうに思っております。

水俣市の大きな念願であった、前市長から引き継いできた、この環境大学構想、いよいよ開校にこぎつけたのかなというふうに、水俣市民としても多くの期待を持っているのではないかなというふうに感じております。水俣のシンボリックな事業になるのはもう確かだというふうに思いますので、ぜひ成功をさせていただきたいというふうに思います。

目的の中に、地域内外の人材育成や、その活性化、地域や国内外への貢献ということで、交流人口を深めるという今答弁のほうもございました。いかにこの利用率といいますか、稼働率を高めるかが非常に重要ではないかなというふうに思っております。何よりも市民がどのようなかわり合いをするのか、これをまず1点お尋ねしたいと思います。

今度土曜日に、みなまた環境アカデミーキックオフ・シンポジウムですか、広報車を出して、多分市民の皆様を呼び込んでお話があると思います。ちょっと見てみますと、やはり市民が気楽に参加できるのかなという感じが若干したもんですから、参加申し込みをしないと参加できないような、ちゃんと住所・氏名を書いてくれと。懇親会とかする場合は、それは名前を書かなければいけないと思いますけれども、何だかこう最初から敷居が高いなという感じがするもんですから、そこら辺は今後ぜひ気楽に市民が参加できるような体制づくりというのをつくっていただければなというふうに思います。

それと、3月ぐらいに開校予定ということでございますが、折りしもちょうど来年は水俣病公式確認60年の慰霊式も開催されますので、水俣病もやい推進室も新しくできて、今活動されておると思いますが、一応この出だし、スタートをこういった60周年記念とコラボしながら、盛大にといいですか、全国に知らせるようなスタートをぜひ切ってほしいなというふうに思います。

それと、海外との交流ということで、留学生が来て、大きな目玉として、特に台湾との交流が必要じゃないかなというふうに私も考えております。現在の状況、県との施策の取り組みの状況ですね、そこら辺も踏まえて、この交流についてどのようにお考えか、以上3点質問します。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） アカデミア構想、いよいよ始まるということでございます。以前から環境大学、環境連携大学院、そして今回最終的には環境アカデミアという形で旧商業棟を使ってということで、今やっぱり機は熟して、こういうふうな流れになったのかなというふうな思いがございます。

今、質問の中で市民とアカデミアとのかかわり方ということでございますけど、これを開設するに当たりまして、大学研究機関に教育研究活動においては、地域課題の解決に資するように地域と連携した活動を行ってもらうように働きかけをやっているところでございます。

その中でやれることというのは、アンケートの回答、またデータ収集、そして地域の住民の皆様の協力のもと進める研究活動、そういったものも何かしらできるというふうにも思っております。

そして、先ほどもちょっと言いましたけど、高校生などの若い方々と最新の研究に触れていただくための大学の講義、そういったものを協働で講義を受ける機会、そういったものもやっぱり水俣はもう高校が1校しかありませんので、水俣高校、そういったところにはよりよいものを見ていただきたい、受ける機会ができればなというふうにも思っております。

そしてまた、協働でいろんな研究等ができればいいかなと、これは構想でございますけど、こういったものもできるのではないかとというふうに思っております。

そして、住民の皆様に対しては、公開講座、そういったものも当然できますし、教育研究成果の地域への還元、そういったものもできると思っておりますし、国立水俣病総合研究センターは、地域のシンクタンク的なものをやりたいということで昨年からそういった打ち出し方もやっておられますので、地域住民の声を市政に、教育研究活動に反映させていく、そういった場づくりにもしていきたいというふうに思っております。

とりあえず、やっぱり地域に愛される、そして地域の皆様が積極的に意見を言えるようなアカデミアになればなというふうに思っているところでございます。

それと、開校時期につきましては、来年、水俣病公式確認60年、5月1日に60年事業がございますので、それに合わせてというか、その前に予定をしているところでございます。かなり60年ということで、日本中、いろんなメディアに注目を浴びるところでございますので、それに付随して、このアカデミアの構想もその時期に広く発信することができればなというふうに思っております。

それと、台湾についてでございますが、台湾はことし3月、先ほども言いましたが、九州・台湾経済交流ミッションということで、九州経済産業局のほうからちょっとお話があって私もそれに参加をさせていただき、そして水俣の発表をさせていただいたところでございました。そのときに、南榮科技大学とも包括連携協定を結んでおりますので、今後、このところを密にやってい



ただきたいというふうに思っております。ことしの8月には、これは民間ベースでございませうけど、南栄科技大学からインターシップで1カ月近くいらっしやったというふうに、私もお会いしましたが、来ておられます。

そして、今後アカデミアの拠点として包括連携協定に基づきまして、水俣環境アカデミアを拠点とした教育研究分野での連携を、やはり具体化していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 3回目の質問になりますけれども、そういった形で市民との交流、もうやっぱりあそこはなんばしよっとだろうかというようなことじゃなくて、きのうも行ってきたばい、きょうも行くとはばいというような、そういった市民が気楽にいけるような環境アカデミアであってほしいなというふうに思っておりますので、ぜひ市民を中心にした考え方も、また入れていただきたいなというふうに思います。

それと、市長と前議長は、3月に台湾のほうの大学と包括連携協定を結びに行かれたということで、県下でも、今、各自治体や非常に熊本市を初め、八代市、荒尾市、菊池市、甲佐町なども積極的に各市議会のほうも交流を深めているわけですが、蒲島知事も定期便を毎週2往復出したり、非常に台湾との交流を深めているところでございますし、各自治体も積極的な運動を進めておるようでございます。

水俣市議会も、十五、六年前は海外の視察というものがあっていたようなことを記憶しておるんですけども、私は行ったことはないです。こういった海外視察についても超党派議員といひますか、特別委員会、会派の視察でもいいんですけども、台湾との交流を深めるためにやはり特定の、どこもここもじゃなくて、こういった水俣の事業に対しての視察というものであれば、私は海外視察は必要ではないかなというふうに考えるんですが、この点、1点だけ市長にお尋ねして終わります。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 議会の視察について、私の意見としては、何とも言えませんが、ことし3月に行きました、大川前議長とです。やはり行ったときに実は、次は議員さんの交流をやっていただきたいというのは向こうの希望ではございました。議員の交流をすると、だんだんやっぱりそのパイプを太くしたいというのが向こうの考えだというふうには認識しております。

熊本県と台湾の高雄市は、平成25年の9月に国際交流促進の覚書を締結しております。覚書と聞くと何かどきどきしますけど、この覚書も結んでいるということでございます。

平成27年の10月には熊本、高雄が毎週3往復、熊本県は台湾にかなりもう前のめりに行ってお

ります。私たちはやっぱりスタートは結構早く切り出させていただいて、そこについてどんどんやっていかないと、よそも競争だというふうに思っております。八代市もたしか、港同士の友好交流確認書も結ばれたと思いますし、いろいろ聞きますと、何か菊池市のほうでは、議員連盟を超党派でつくられるということもちょっと聞きました。できれば、超党派の中で議員連盟、日台の議員さんで集まれる連盟をつくっていただいで、今後、そういったところに働きかけていければ、それも水俣市政に非常にプラスにもなりますし、ぜひやっていただきたいなと思っております。

私も福岡経済文化弁事処、領事館がないので経済文化弁事処になりますけど、領事は水俣にも来られましたので、そのお礼に表敬にも行きました。そういったところは、いろんな形でパイプをつないでいきたいというふうに思っておりますので、ぜひ議会のほうもその辺は皆さんでお話をいただければというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、地方創生について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 次に、地方創生についての御質問に順次お答えします。

まず、この事業の概要と目的は何かとの御質問にお答えします。

昨年、11月に制定されました、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国は、日本の人口の現状と将来の展望を示す長期ビジョンと、それを実現するための5カ年計画である総合戦略を策定しました。

国の長期ビジョンでは、人口減少社会の到来と、東京圏への人口集中、地方と東京圏への経済格差に言及しつつ、出生率の低い東京圏への若者の流出がもたらす影響の重大さ、人口問題への早期対応の重要性を訴え、国全体で出生率の向上、人口維持に取り組むために、地方の活性化、まち・ひと・しごと創生に取り組むべきことをうたっています。

これを受けて、国の総合戦略では、地域経済の縮小が人口の東京一極集中につながり、人口減少をさらに加速させるという負のスパイラル、悪循環の連鎖を断ち切るために、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの基本目標を掲げ、国と地方一体となって地方創生をなし遂げるため、地方への多様な支援と切れ目のない施策の展開を図るとしています。

また、全ての都道府県及び市町村は、平成27年度のうちに国の長期ビジョン、総合戦略を勘案しつつ、独自の地方版人口ビジョン及び地域版総合戦略を策定して、地域の特性に即した地域活性化の取り組みを進めていくこととされており、本市においてもその作業を進めているところで

あります。

地方創生、まち・ひと・しごと創生の取り組みの最終的な目的は、将来において日本の国力を維持するための一定レベルの人口を維持することとされています。そのために、今、全国の自治体が、仕事の創生に取り組み、人を呼び込むことのできる、魅力あるまちづくりに向けて知恵を絞っています。

現在作業中の本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、第5次水俣市総合計画第2期基本計画を初めとして、昨年度に策定した水俣市子ども・子育て支援事業計画、現在、熊本県で策定中の第6次水俣・芦北地域振興計画などの既存の計画を踏まえながら、環境モデル都市づくりのさらなる推進、水俣環境アカデミー構想（仮称）とそこから生まれる産学連携活動の推進、地場企業支援による新たな産業の創出、農林水産業のみなまたブランドづくり、湯の児、湯の鶴の観光再生、水俣の新しいイメージの創造、初恋のまちづくり、子育て支援の新たな取り組みなど、本市の現状に即した取り組みを盛り込んだものとしたいと考えております。

次に、これまでの取り組みはどのようなものかとの御質問にお答えします。

まち・ひと・しごと創生法の制定、長期ビジョン、総合戦略の公表を受けて、政府は平成26年度補正予算で、首都圏に比べ景気回復のおくれる地方の消費喚起や生活者支援のための消費喚起・生活支援型交付金と、地方の先行的取り組みを支援するための地方創生先行型交付金を確保しました。

本市でも、早速補正予算を編成し、ことしの3月議会において議決をいただいたところであり、平成27年度に繰り越して事業を実施しております。消費喚起・生活支援型交付金では、プレミアム商品券発行事業補助金、子ども子育て世帯応援事業、生ごみ処理容器購入助成事業、戸建住宅リフォーム事業を実施しております。先般発売された水俣市プレミアム付き商品券は、早々に予定数量を完売したところであり、戸建住宅リフォーム助成事業でも、予定の申込数をオーバーするなど、それぞれ消費喚起、生活者支援の経済効果を生んでいるものと考えています。

また、地方創生先行型交付金では、地方創生総合戦略策定事業、水俣観光情報・物産情報プロモーション事業、道の駅みなまた交流人口増加対策事業、水産業みなまたブランド戦略推進事業、保育・教育施設等充実支援事業、住民向け交流サイト構築事業、学校ICT活用推進事業、空き家を活用した移住促進事業などに取り組んでいます。

さらに、今議会において、地方創生先行型交付金の上乗せ交付分として、初恋のまちづくり事業、看護・介護人材確保・定着・定住促進事業を計上しているところであり、今後も引き続き、これらの事業に取り組んでいきたいと考えています。

次に、事業計画案は具体化されたのか、今後のスケジュールはどうかとの御質問にお答えします。

去る5月19日に、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定と、地方創生に係る事業推進の司令塔となる組織として、市長を本部長とする水俣市地方創生推進本部を発足しました。

その後、この推進本部が中心となって、本市の地方創生の取り組みとして実施する事業のアイデア募集と検討、地方創生先行型交付金の上乗せ交付分で実施する事業の検討などを実施してきたところです。

ここでの検討に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて、各事業担当課から提出された事業提案、K P I（キー・パフォーマンス・インジケーター）、すなわち事業の成果を住民にもたらされる便益、アウトカムと申しますが、これに関する数値目標を設定する作業を進め、総合戦略に記載する事業の取捨選択、グルーピングなどを行ってまいりました。

現在、総合戦略素案につきましては、基本目標、これは国の総合戦略に掲げる4つの基本目標に即したものとなろうかと思いますが、これを定め、政策の基本的な方向性に即した施策のグルーピングを行い、具体的な施策を配置し、基本目標に関する数値目標、K P Iの設定及び各施策に関するK P Iの設定などを行っているところです。

なお、市議会議員の皆様には、後日この素案についての御説明の場を設けさせていただくこととしておりますので、その場での討議やいただいた御意見を参考に、改めて内容の見直しを行うこととしております。

今後のスケジュールについてですが、この総合戦略の策定については10月いっぱいという期限をつけられておりますので、これに合わせて作業を進めてまいります。

また、地方創生の推進、総合戦略の策定に当たっては、住民の方々、N P O、関係団体、民間事業者など、幅広い分野からなる推進組織の参画が求められているところであり、今後、この有識者会議における検討や提言等を踏まえた見直しを経て、最終案をまとめることとしております。

以上になります。

○議長（福田 齊君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入りますが、概要、目的、それからこれまでの取り組み等々詳しく御説明をいただきました。まず、その取り組みについては、先行型交付金でプレミアム付き商品券、あるいは子ども子育て世帯の応援、戸建て住宅リフォーム等々でなかなか好評であるということでございます。

それから、総合戦略案につきましては、後日議会にも説明をするということで、最終的には10月が期限ということで理解をいたしました。

これまでも市としましても、いろんな経済、環境などで政策を打ち出して、人口減少対策をやってきたわけですけれども、なかなかやはり地方には東京一極集中型ということで、地方は疲弊の一方であったということで、今回5年間の計画で国が本腰を入れて、こういうふう to 各自治

体に提案をしているということでございます。非常に各自治体でこの力の差といいますか、知恵の差といいますか、アイデアの差が出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、水俣は通常の仕事をしながら、もう本当に大変ですけれども、ぜひ水俣の再生のチャンスになるかと思っておりますので、ぜひ職員の皆さんも全力で頑張ってくださいなというふうに思っております。

5月に地方創生推進本部が立ち上がって、庁内プロジェクトチームでいろんな議論がされたというふうに思いますけれども、どのような意見が出されたのか、具体策とか示されたのか、そこら辺を1点お聞きしたいと思います。

それから、第6次水俣・芦北地域振興計画の基本理念に基づいて進められるというふうに思っておりますけれども、まち・ひと・しごと創生有識者会議ですか、先ほどもいろいろな方々がメンバーに入られるということでございます。ぜひ人選につきましては、幅広い分野から多くの人に意見をいただいて、そして水俣市民の総意だという意見を、ぜひ最終的に仕上げてくださいなというふうに思っておりますけれども、このメンバーはどのような方が構成員になれるのか、それを1点またお尋ねしたいと思います。

それから、9月1日付、先ほども田口議員のほうからありましたけれども、熊本県が所沢市にある環境調査研修所の水俣移転を要望したということで、国の重要な施設の整備とか大企業の地方分散というのは、非常に地方創生にとっては大きな力になるんじゃないかなというふうに理解しております。この機関の概要とか内容とか、もしわかる範囲で結構ですけれども、教えてくださいなと。宮城県も同研究所を大崎市へ誘致したいという提案が出ておりますので、水俣市としても競争相手が出たわけですから、ぜひ頑張ってくださいなという思いで、この件についても1件お尋ねいたします。

○議長（福田 齊君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） お答えします。

まず、第1点目、庁内の会議でどのような意見が出たのか、具体的な施策は示されているのかという御質問だったと思います。

まず、素案の取りまとめに当たって、第5次水俣市総合計画第2期基本計画に掲げる主な事業、数値目標等について、各事業担当者も交えて、再確認を行いました。この中から地方創生の取り組みの中で、重点的に取り組むべき項目として、記載すべき事業を洗い出して、国のまち・ひと・しごと創生戦略の4つの基本目標である安定した雇用の創出、地方への新しい人の流れ、結婚・出産・子育ての希望を実現、地域の活力づくりに沿って、それぞれの項目について再検討を行いました。また、市役所の全職員の方から地方創生推進のために取り組む事業アイデアを募りました。

職員からは、医療・福祉のまちづくりでは、医療介護人材の確保と定住・定着促進の取り組みとか、水俣の新たなイメージづくりに関して、初恋をキーワードとしたまちづくり、イベントの検討、恋路島の活用に関しましては、恋路島に橋をかけて、レクリエーション施設などを整備する構想、あるいは逆に、自然とふれあう施設として、トイレや遊歩道などの最低限の整備にとどめたほうがいいんじゃないかという、2つの意見が出てまいりました。観光振興策として、観光地としての水俣の認知度向上に向けたさまざまな手法で、観光プロモーションの推進などの提案もありました。現在、これらの検討をもとに基本目標、施策の方向性、具体的な施策と重要業績評価指標、先ほど申しましたK P Iなのですが、この設定を行い、素案の策定を進めているところであります。

今後、この素案について市議会の皆様への御説明と御意見をいただくとともに、有識者会議の皆様との審議を経て、総合戦略を固めてまいりたいと考えております。

次に、有識者会議はどのようなメンバーかという御質問だったと思います。

国の指針におきますと、地方版の総合戦略の策定に当たっては、産官学金労言の幅広いメンバーで構成する推進組織でその方向性とか、あるいは具体案について審議討論を行い、意見を反映するように求められています。

そこで、本市の有識者会議のメンバーにつきましても本市の産業界、県や国の関係機関、教育研究機関、金融機関、労働者の視点、メディア関係者など、幅広い分野の皆様の参画を考えております。

具体的に申しますと、産のほうは地元産業界から水俣商工会議所、J Aあしきた水俣基幹支所、水俣市漁業協同組合、みなまたエコタウン協議会、みなまた観光物産協会などの皆様に御参画いただきたいと考えております。官については、県や国の機関から、学は学識経験者、もしくは地元の教育機関、金のほうは地元の金融機関から、労につきましても、地元の企業にお勤めの方、言は言論、執筆活動などさまざまな意見を社会に発表されている方の御参画をお願いしたいと考えております。

続きまして、政府が政府機関の地方移転の推進に現在取り組んでいるんですが、その中で熊本県が環境省の機関を水俣市の誘致に手を挙げているという報道がありました。この内容とか、あるいはその機関はどのような機関かを御説明してくださいという御質問だったと思います。

政府は、地方創生の取り組みの中で、東京一極集中の是正とか、地方での安定した雇用の確保、地方への新たな人の流れの創造に向けて、政府機関の地方移転について、都道府県に誘致提案を求めてきました。熊本県からは3件提案をしており、水俣市につきましても埼玉県所沢市にある環境省所管の環境調査研究所の移転を要望しています。

まず、この環境調査研究所はどのようなものかについてなんですが、環境問題の動向に対応し

て、環境行政を効果的に推進するとともに、国・地方公共団体の環境行政担当職員等の能力開発や資質向上を図るため、我が国の環境保全にかかわる人材育成の中核的機関として各種の研修等を実施されるために設置されている機関です。この水俣市にその機関が来るとなると、その職員とその御家族が水俣市に居住されることが見込まれ、年間延べ2,000人近くの研修生による交流人口の拡大と経済効果は非常に大きいものと考えております。

今後、熊本県と協力しながら、誘致実現に向けて市を挙げて取り組んでまいりたいとこのように考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 いずれにしても、今回が水俣にとって大きなチャンスじゃないかなというふうに思いますので、全力を傾注して頑張ってくださいというふうに思っております。

総合計画のもとに身の丈に合った観光施策も入っております。ぜひ湯の児・湯の鶴、あるいは中尾山、初恋のまちづくり、恋路島の利活用を含んだエコパーク水俣周辺の整備、そこら辺もこれまで一般質問でいろいろ提案がされておりますので、ぜひそういった提案も考慮しながら、他市にないどうか魅力ある大胆なアイデアを期待して、これはこれで終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、子育て支援、移住定住促進事業について答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、子育て支援、移住定住促進事業についての御質問に順次お答えいたします。

まず、子育て支援事業の具体的な取り組み状況はどうかとの御質問にお答えいたします。

本市は、「誰もが安心して生み育てられるまち みなまた」を基本理念とし、地域が一体となって、みんなで子育てを応援し、親子が生き生きと暮らせるような子育て支援や環境づくりを進めているところです。

初めに、子育てに係る費用の支援について御説明いたします。

妊娠がわかったら、母子健康手帳交付時に妊婦健診受診券を交付し、健診料金を補助しています。また、子ども医療費助成事業は、中学校3年生までの子どもを持つ保護者に対して、子どもが病気やけがで診療を受けた際の自己負担金分を助成しています。さらに、保育所を利用されている家庭への支援策として、保育料を国基準よりも低く設定しています。義務教育においては、経済的な理由で就学費にお困りの保護者のために、学用品費や給食費、修学旅行費などの費用を援助する就学援助制度があります。

次に、保護者が急な用事などでお困りになった場合の支援について説明いたします。

病気や出産、看護等の理由で、子どもの養育を家庭で行うことが一時的に難しくなった場合、短期間預かるショートステイ事業、保護者の仕事などの理由で帰りが遅くなる場合、夕食や迎えにくるまでの世話をを行うトワイライトステイ事業、一時的に子どもを預かってほしい場合に利用可能な相互援助活動制度であるファミリーサポートセンター事業があります。これらの3つの事業については、光明童園への委託事業として実施いたしております。

また、保育所では、就学前の児童を一時的に預かる一時保育、休日に預かる休日保育、保育時間を越えて預かる延長保育も実施しております。

次に、水俣市こどもセンターでの支援について御説明いたします。

水俣市こどもセンターでは、地域子育て支援拠点事業として、保護者同士の交流の場、育児などの相談及び情報提供を行っています。

また、児童館事業として、主に小学生の遊び場として開放し、夏休みなどの長期休暇には、多くの子どもたちが利用しています。障がいのある未就学児の支援については、集団療育にここのなかま、療育相談、訪問診療などを実施しております。

次に、小学生に関する子育て支援について説明いたします。

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供する学童クラブを5カ所設けており、約200人の利用がっております。

そのほか、ひとり親家庭については、児童扶養手当や医療費の一部を助成するひとり親家庭等医療費助成事業があります。

最後に、育児や御家庭のことでお困りの場合についての支援について御説明いたします。

子育てに関する不安や悩みの相談は、こどもセンターで、また、子どもの健康に関すること、発育や発達について心配なことは、保健センターで相談をお受けしております。さらに、乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の状況や養育環境の把握を行っています。虐待等に関する問題については、児童相談員を福祉事務所に配置し、解決に向けた対応を行っています。

また、本年度実施の子育て事業としては、中学生までの子どもがいる家庭に、市内商店等で利用できる子育て世帯応援券の配布、保育所、幼稚園、児童養護施設、学童クラブの施設機能の充実及び入所児童の処遇向上を図るため、図書及び備品などの購入の補助を行う保育・教育施設等充実支援事業、地域における子育て支援を推進するために、子育てに関する学習、情報交換、相談などを行っている団体へ補助を行う子育て支援グループ等活動支援事業の3つを実施しているところです。

主な子育て支援についての事業の取り組みは、以上のとおりですが、事業の実施に当たっては、市関係各課及び関係機関と連携を図りながら推進しております。

次に、移住定住促進事業の具体的な取り組み状況はどうかとの御質問にお答えいたします。



移住定住を進めるには、まず、受け皿づくりが必要であり、そのため今年度空き家調査を実施し、使用可能な空き家の洗い出しを行い、来年4月スタートを予定している空き家バンクへの登録につなげていきたいと考えております。

また、移住定住者向けのパンフレットを現在作成中であり、本年11月に首都圏で開催される移住相談会へ参加して活用していく予定であり、市外からの問い合わせに対しても本パンフレットを活用していきたいと考えております。

次に、空き家のリフォームや新築を整備し、住宅支援対策などが実施できないのかとの御質問についてお答えいたします。

移住定住者のみを対象にした支援策ではありませんが、移住定住者の方も利用できる補助制度として、水俣市内に住んでいらっしゃる住宅を対象として、本年7月1日から水俣市戸建住宅リフォーム工事補助金制度を実施しております。また、新築を整備するための支援策についても、移住定住者のみを対象としてはおりませんが、水俣市エコ住宅建築促進総合支援事業補助金が利用できます。そのほかにも、水俣市住宅用太陽光発電システム設置補助金や、水俣市住宅用太陽熱利用システム設置補助金も利用できます。以上のような補助制度をつくっておりますが、移住定住を考えておられる方に対してはPR不足などのところがありますので、移住相談会などの機会を利用してPRを行い、定住促進につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2回目の質問に入ります。

時間が押しているようですので、先ほど田口議員の質問にもありましたので、ちょっと割愛する部分もあるかもしれませんが、子育て支援については、他市町村とそう変わらないというか上のほうをいって、支援は手厚くされているのかなというふうに感じております。移住定住対策では、誰もが利用できる、市民と同じような住宅リフォーム補助金制度とか、空き家の調査等を4月にスタートする空き家バンクへ登録して、これからパンフレットを作成していくということで、まだまだこの移住定住については、他市町村から比べるとかなりおくれているんじゃないかなというふうに感じております。財政上の問題もあろうかと思いますが、まだまだほかに先進的な取り組みをしているところがございます。

先日、私ども沖縄の東村へ会派視察に行ってきました。その中で、ここは小さな村ですが、5つの定住促進事業を展開しておりまして、特に支援策の中で高い評価を受けているのはゼロ歳から高校生までの医療費の無料化、これをやっておりますし、また第1子が生まれたときに3万円、第2子が生まれたときに5万円、第3子以降は10万円といった出産祝い金を出しております。

そして、また子育て世代の定住を促進するために、定住促進住宅を整備して、これまで一戸建てタイプを12棟整備しており、50人余りの方が住んでおられるということで、このほかにも定住促進住宅集合型、アパートタイプの住宅も整備しております、1Kが3戸、2LDKが15戸、3LDKが3戸ということで、合計21戸を整備したところ、入居申込者が多く、すぐに満室になって、現在50名の人が住んでおると。そのうち、村外から移住してきた人が12世帯で30名の方がそこに住んでおられるということで、小さなまちですけれども、いろんな策をしてやっておりますし、子育て支援をするには、やはりいろんな形で結婚する率も上げなければいけないので、婚活事業等も支援しておるところでございます。

特に、市長が今回の選挙でマニフェストにありましたように出産祝い金、これを挙げておられましたので、財政上の問題があるかもしれませんが、金額が問題じゃないと思うんです。ある程度、1万円でも2万円でも3万円でもいいけど、市からいただいたというだけで、やはりイメージが全然違うかなというふうに思いますので、この出産祝い金の創設をどのように考えているのか、それを1点お尋ねしたいと思います。

それから、空き家、新築の支援策として、以前、東京の奥多摩町のほうにも行ってきましたけれども、ここもやはり婚活事業もやっていたし、住宅用の分譲地、これを安く提供したり、あるいは新築、リフォームの補助、そして一戸建て住宅を5年間だけ結婚されてから2万円程度で貸し出して、そして普通五、六万円、七、八万円するのを、その分を預貯金にしてもらって、5年間そこに住んだら、次、新しい家を建ててくださいよというような住宅ローンの利用をしておったところもございました。

そして先日、テレビでございましたけれども、宮城県七ヶ宿町では、子どもが中学生以下で夫婦が40歳以下の世帯に土地と家を貸して、そして20年間住んだら、それは本人のもですよというような大胆なプレゼントがされる支援策もとっておられて、これは税金とかいろいろ、そこに住んでもらうということで取り返すんですよというような町役場の人が話をされておりましたので、水俣も子育て世代やこの移住定住を希望される世帯には、大胆な特別な支援策を展開すべきではないかというふうに思いますが、いかがか。

それと、婚活事業についてですが、子育て支援をするにも結婚しないと子どもができないわけですので、例えば大変、今好評のTBS系のナイナイお見合い大作戦あたりをぜひ市長のトップセールスで開催をできないかなというふうに思っております。沖縄県でもありましたし、九州でも天草市、八女市等もございましたし、先週は北海道がありました。今回は長野県の菅平高原であるということで、大きな水俣のアピールにもなるのではないかなというふうに思いますので、万が一それで努力していただけないかなと。こういったふうで開催地を決定するのかわかりませんが、そういった婚活事業、そして市でもぜひいろいろ、これまで民間企業もやってきま

したが、なかなかうまくいってないということで、やっぱり市が率先してこの婚活事業はするべきではないかなというふうに思います。芦北町のほうではまたバーベキューの婚活とか、話題性がありますので、ぜひそこら辺を検討いただけないか、以上3点です。お願いします。

○議長（福田 齊君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 谷口議員の第2の質問、3点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、出産祝い金についてでございますけれども、これは市長のマニフェストとしまして、次代を担う新生児の誕生お祝い金として掲げております。これにつきましては、平成27年度予算に計上できないかということで、検討はいたしましたけれども、まだ制度設計のほうでもう少し検討が必要かなという形で、今、担当課のほうで検討しているところでございます。ぜひ早く実施できないかということで、再度また新年度予算で検討していきたいというふうに考えております。

次に、東京の例等によりました定住等の支援策についてでございますけれども、先ほど田口議員のほうからも非常に定住促進等は重要なことではないかということで、御質問いただいておりますのでございます。これについては、やはり人口減少対策等、それから子育て支援等、いろいろな施策が必要で、非常に大切で重要な事業じゃないかと思っておりますので、今後空き家調査を行って、空き家バンクを設立してとか、そういうような検討がございますので、その流れの中で、できるだけ具体的に事業を進めさせていただこうかなと思っております。

ただ、住宅に対する助成につきまして、近隣でも出水市等で行っている事例もございます。いろいろな事例もございますので、財政事情等の中で、できるだけやればなというふうに考えているところでございます。

次に、市の主催等で、例えばナイナイお見合い大作戦を申し込んでみるとかというようなことでございますけれども、市の主催では今まで実際やっておりませんが、今まで水俣商工会議所青年部が中心となって街コンというのを開催いたしております。また、水俣甘コン実行委員会が中心となって、男女の交流イベント等を開催されており、また、ことしの11月には初恋通り商店街がやはり婚活イベントを実施されるとお聞きしておりますので、まずは民間のほうで頑張っていて、それが支援できる場所があれば協力していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 市長のトップセールスでというお話があったので、ちょっとだけ触れさせていただきますけど、婚活についてはああいう大きいテレビ番組というのはよく見ると、その若い人がいろんな手紙を書いたりということで呼ばれて、まあどういう経緯なのかはよくわかりませんが、婚活についてはやっぱり民間でもやっていただきたいですし、去年は市長主催でや

らせていただきました。ことしもこの間ランチミーティングにある業界の方がいらっしゃって、ぜひそういったものをまたやっていこうということでお話もいただいておりますので、個人的にはそういったところをやりたいと思っておりますし、市全体ではもう少し考えながら、対応はしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 3回目はお願ひになりますけれども、一応企画課のほうで移住定住者向けのパンフレットを作成するというので、企画課となれば、ある程度空き家バンクのほうから、あとそこから辺の集中だけになるかもしれません。ぜひ今、私が一緒に取り上げたのは、要するに婚活事業から結婚から妊娠した、あるいは子どもができた、そして保育園に行く、そして高校へ行くという時系列でぴしゃっとしたパンフレットを見やすく一目でわかるような、そういった支援をしているんだということを市民にわかるように、ぜひ子育て支援、移住定住総合窓口みたいなワンストップで対応ができるような窓口を、ぜひ今後検討していただきたいというふうに要望して終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、教育環境について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、教育環境について順次お答えをします。

まず、小中学校の冷暖房の現状と今後の設置についてどう考えているかとの御質問にお答えします。

現在の各小中学校への空調設備の設置状況は、校長室、職員室、保健室につきましては小学校7校、中学校4校の計11校全ての小中学校に設置されており、図書室につきましては第一小学校、水東小学校、袋小学校、袋中学校、緑東中学校の小学校3校、中学校2校に設置しております。また、パソコン室につきましては水東小学校、袋小学校の小学校2校に設置、音楽室につきましては袋中学校1校に設置、普通教室につきましては袋中学校の1教室に設置されております。

市では、学校教育の重点指導項目の1つとして、たくましい心と身体を育む教育活動の充実を掲げており、夏の暑さや冬の寒さにも負けないたくましい体づくりも児童・生徒には大事なことだと考えております。しかしながら、近年は地球規模での温暖化が進んでおり、児童・生徒の体調管理を考慮すると各教室への空調設備の設置は必要であると考えております。

現在、市内小中学校の学級数は小学校65学級、中学校31学級、計96学級あり、一度に空調設備を設置するには多額の費用を要しますので、まずは、図書室及びパソコン室への設置を行い、その後、普通教室への設置について計画的に実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、パソコンや携帯電話・スマートフォン普及の実態といじめや防犯対策はどうされている

かとの御質問にお答えします。

ことし1月、水俣市の小中学校の全ての児童・生徒に、熊本県公立学校心のアンケートを実施しました。そのアンケートの設問に、自由に使えるネットに接続可能な機器（携帯端末）を持っていますかがあり、パソコンは小学校21%、中学校32%、携帯電話・スマートフォンは小学校18%、中学校30%が持っていると回答しました。そのほか、タブレット端末や携帯音楽プレーヤー、ゲーム機器なども持っており、何も持っていない児童・生徒は、小学校34%、中学校17%でした。

いじめや防犯対策については、各学年の児童・生徒の発達段階に応じて、各教科、特別活動、道徳の時間等で情報モラルの授業を実施したり、全校集会や学級通信等で啓発を行ったりしています。保護者に対しては、授業参観で情報モラルの授業の実施や、地区懇談会で警察や外部講師を招いての研修会の実施、PTA総会で熊本県教育委員会が作成した家庭向け指導資料等を配付して説明するなどして啓発を行っています。

教育委員会としても、インターネットを通じた、いじめや犯罪から児童・生徒を守るために、校長会議等で指導・助言を行うとともに、学校や家庭、地域、そして関係機関のさらなる連携強化を指導していきます。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 それでは、2回目の質問に入ります。

冷暖房につきましては市町村によってかなり格差はございます。もちろん東京都、沖縄県とかは設置率はもちろん高くなっていますけれども、ヒートアイランド現象とか、空港の近くいるために騒音がするとか、そういった状況で85%から100%のところもございますし、しかし関係なく設置率が高いところもあります。神奈川県とか京都府とか香川県、こちら辺は50%以上の設置をしております。

福岡県におきましても、福岡市が平成27年度全小学校普通教室へ空調整備、そして平成28年度に全中学校普通教室へ空調整備ということで、計画的にもう平成27、28年度でやるという方向性を出しておりますし、岐阜市においては、平成27年の6月1日から全小中学校のエアコンが稼働を開始したということで、平成27年3月までには全小中学校に設備を完了しておるようでございます。

このエアコンの設置の効果として、児童・生徒の授業への集中力が高まったと。それから熱中症や体調を崩す児童・生徒が減少して、夏ばて防止になったと。あるいは児童・生徒の熱中症を心配する保護者の精神的不安が解消されたと。それと、設置後の先生方の話によれば、快適な学習環境になった。あるいは授業中に集中できる、いらいら感が減少したようだ。それから、体調不良が減少して、給食を残す量が減少したというようなことで、電気をばりばり使うことに

よって、環境にはどうかなとは思いますが、こういったメリットも勘案しながら、どこも今、設置に向けて進んでいるようでございます。

久留米市におきましても、平成27年3月までに経済対策費として、国から交付された地域元気臨時交付金を活用して19億800万円ですか、ほぼ全てを平成26年度中に整備したというようなところもございますので、ぜひ図書室、パソコン室がまだ余りできていないところもあります。まずそこら辺を先に、そしてせめて中学校4校、ここだけはやはり高校受験の前に、快適な環境をつくってほしいなという希望がございますので、早急に検討してほしいがいかか、これをまず1点。

それと、国からの地域の元気臨時交付金が、これはたしか100%だったと思いますけれども、久留米市のほうでしております。それから、大規模改造事業、これは国の3分の1の補助です。これも福岡市だったですか、やっておりますし、そういった国の補助金等の活用ができないのか。

それと、いじめのほうにつきましては、いじめ防止基本方針が新しく施行されましたけれども、これまで市が行ってきたいろんな防犯対策と、特に今度これが水俣市のいじめ防止基本方針が出てから、何か変わったところがあるのか、もし強化された点とかあれば教えてください。

以上3点です。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 空調設備につきましては、中学校4校への早急な設置ということがありましたけれども、先ほども申し上げましたが、現在、市内に31学級ございます。繰り返しになりますけれども、一度に空調設備を設置するというのはなかなか多額の費用も要しますので、困難かと思いますが、先ほどありましたように、国の補助金等も要望を行っていくとともに、普通教室への設置については計画的に実施できるように進めていきたいと思っております。

国の補助金につきましては、地域の元気臨時交付金につきましては既に終了しておりますし、大規模改造による空調設置の事業も、活用可能と現在これはなっておりますので、対象経費の3分の1を国の補助で賄うということでございます。当然、空調設備の設置については多額の費用を要するというので、これら国の補助制度をうまく活用してやっていきたいというぐあいに考えております。

それから、いじめ防止については平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立して、同年9月に施行されたと。各学校においては、それぞれ独自に学校いじめ防止基本方針というのを定めています。本市においても、ことしの8月にいじめ防止基本方針というのを決めました。今回の基本方針では、学校や家庭、地域、関係機関の連携が強化されました。また、各学校ではいじめ防止対策委員会を設置し、中学校区ごとに中学校区ブロックいじめ対策委員会というのを設けています。また、学校の指導により、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や教育相談

員、あるいは家庭相談員、子ども自立支援指導員等で構成する水俣市いじめ問題対策連絡協議会において、関係機関の担当がいじめ防止等の対策に学校と協力して、取り組むことになっています。いじめにより重大事態が発生したときには、対応は強化されているというぐあいに考えています。

また、学校は重大事態が発生した場合に、市教育委員会を通じて市長へ事態の発生について報告を行うということになっております。速やかに調査を行っていきたくと。調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告することになりますけれども、報告を受けた市長が再調査の実施が必要と認める場合は、水俣市いじめ調査委員会を設置して調査するということになります。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で谷口眞次議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

日本の平和と市民生活の向上及び安定を願って質問いたします。

水俣市議会が6月議会で提出しました安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書や他の自治体での廃案を求める意見書を含めると、全国で約500自治体にも達しようとしています。先週の土曜日と日曜日にとられたJNN系列の世論調査では、賛成が30%、反対が61%、慎重審議を求める意見は83%と報道しておりました。にもかかわらず、安倍政権は来週にも採決すると言っていますが、とんでもないことだと私は思います。安倍首相は、お母さんと子どものイラストを掲げて、日本人を輸送している米国の艦船を守らなくていいのかと繰り返しました。ところが、参議院での審議で中谷防衛大臣は、日本人が乗っていなくても集団的自衛権はあり得ると言い出しました。

また、あれだけ言っていたホルムズ海峡の機雷掃海も、当のイラクが海峡封鎖などはあり得ないと否定する中で、政府もこの事例を言えなくなっています。何のための集団的自衛権なのか、立法事実が説明できなくなっている状況です。

歯どめがない兵たん活動、国民と国会を無視した自衛隊の内部文書、どれをとっても違憲だと

思います。このような事態に、多くの国民が声を上げ始めています。若者、学者、ママの会、歴代の内閣法制局長官、全国の弁護士会、元最高裁判所長官、この法案は廃案しかないと私は思います。

以下、具体的な課題について質問いたします。

1、水俣病について。

①、先日熊本県は居住市町別で水俣病特措法関係の一時金該当者、療養費該当者、そして、いずれにも該当しなかった人数を公表しました。水俣市関係のこれらの人数は何人か。

また、熊本・鹿児島各県の上記の人数と合計数はそれぞれ何人か。

②、1995年には水俣病の政治解決がされ、総合対策事業が実施されました。そのときの一時金該当者と今回の特措法で一時金該当者、療養費該当者の合計数は、昭和44年11月以前生まれの水俣市の直近の人口の中でどれくらいの割合に当たるか。

③、天草市、上天草市では、一時金該当者と療養費該当者はそれぞれ何人か。

④、昭和44年以降生まれの一時金該当者と療養費該当者は何人か。

⑤、水俣市は、井戸などから採水し、水質検査を実施している。採取された水は水銀を含んだ土壌を通過してきた水と判断できるのか。

⑥、国立水俣病総合研究センターの分析で水俣湾内のカサゴに国の暫定基準値を越えるものが確認されている。これをどのように判断するか。

2、介護保険制度について。

①、水俣市の高齢化率の推計はこれから10年間どのようにになると予想しているか。

②、うち要支援者、要介護者の推移はどのように予想しているか。

③、介護給付費は平成26年度と比較し、本年度は幾ら伸びているか。

④、介護保険料は平成26年度と比較し、本年度は幾ら伸びているか。

⑤、第1号被保険者が納付する介護保険料は平均金額で幾らか。また、前年比で幾ら伸びているか。

3、水俣城の調査について。

①、ことしの3月に水俣市文化財調査報告書が出された。この報告書は水俣城についての報告書であるが、この中で3人の城郭専門家の先生方が寄稿されている。それぞれどのような内容か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中議員の御質問に順次お答えをいたします。



まず、水俣病については私から、介護保険制度については福祉環境部長から、水俣城の調査については教育長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、水俣病について順次お答えをいたします。

まず先日、熊本県は居住市町村別で、水俣病救済特別措置法関係の一時金該当者、療養費該当者、そして、いずれにも該当しなかった人数を公表した。水俣市関係のこれらの人数は何人か。また、熊本・鹿児島各県の上記の人数と合計数はそれぞれ何人かとの御質問にお答えをいたします。

熊本県が公表いたしました水俣病救済特別措置法一時金等給付申請者のばく露時における居住市町村別集計表によりますと、水俣市内での申請者数が8,624人、そのうち一時金該当者数が6,046人、療養費該当者数が1,615人、いずれにも該当しなかった数が963人となっております。

また、熊本県・鹿児島各県の数については、熊本県は、申請者数が2万7,960人、そのうち一時金該当者数が1万9,306人、療養費該当者数が3,510人、いずれにも該当しなかった数が5,144人となっております。鹿児島県は、申請者数が1万7,973人、一時金該当者数が1万1,127人、療養費該当者数が2,418人、いずれにも該当しなかった数が4,428人となっております。

合計は、申請者数が4万5,933人、一時金該当者数が3万433人、療養費該当者数が5,928人、いずれにも該当しなかった数が9,572人となっております。

次に、1995年には水俣病の政治解決がされ、総合対策医療事業が実施された。そのときの一時金該当者と今回の水俣病救済特別措置法での一時金該当者、療養費該当者の合計数は、昭和44年11月以前生まれの水俣市の直近の人口の中でどれくらいの割合になるのかとの御質問にお答えをいたします。

平成27年9月1日現在で、昭和44年11月30日以前生まれの水俣市の人口は1万5,777人となっております。1995年の政治解決時の一時金の該当者の地域別の人数については、熊本県に確認したところ、地域別の内訳は公表されていないとのことでありますので、割合については把握できませんでした。今回の水俣病救済特別措置法での水俣市内の一時金該当者及び療養費対象者の合計は、7,661人であり、昭和44年11月30日以前生まれの水俣市の人口に対する割合は48.6%に当たります。

次に、天草市、上天草市では、一時金該当者と療養費該当者はそれぞれ何人かとの御質問にお答えをいたします。

まず、天草市は、一時金該当者数が3,040人、療養費該当者数が249人、いずれにも該当しなかった数が955人、上天草市は、一時金該当者数が1,387人、療養費該当者数が213人、いずれにも該当しなかった数が363人となっております。

次に、昭和44年以降生まれの一時金該当者と療養費該当者は何人かとの御質問にお答えをいたします。

昭和44年以降生まれの一時金該当者は228人、療養費該当者は47人となっております。

次に、水俣市は井戸などから採水し、水質検査を実施している。採取された水は水銀を含んだ土壌を通過してきた水と判断できるのかとの御質問にお答えいたします。

毎年実施しております水質の検査場所については、過去に産業廃棄物が埋め立てられた場所に最も近い井戸や近接する下流側の用水路等、影響が考えられるポイントを選択して、採水地点としているところであります。

議員御指摘の採取した水が、水銀を含んだ土壌を通過した水かどうかの判断は難しいと思っておりますが、今申し上げましたとおり、より近い場所での水質検査を実施するという心をかけているところであります。

また、水質検査につきましては、今年度は、市内43地点で実施する予定であります。検査は、7月から始めており、既に検査を終えた中で、6月の補正で追加した9地点のうち、6地点を含む15地点の検査結果については、総水銀、アルキル水銀を含む重金属7項目全てにおいて未検出、基準値以下となっております。

次に、国立水俣病総合研究センターの分析で、水俣湾内のカサゴに国の暫定基準値を超えるものが確認されている。これをどのように判断するかとの御質問にお答えをいたします。

今回の国立水俣病総合研究センターの調査は、食物連鎖による魚類への水銀蓄積の仕組みを解明することを目的としたもので、2013年3月から2014年10月までの期間で、行動範囲が狭く海域の状況がわかるカサゴを採取、内臓や頭を除いた可食部の総水銀濃度を測定されております。

去る6月28日の新聞報道によりますと、水俣湾内で86匹中1匹、水俣湾外で84匹中1匹と、総水銀濃度が国の暫定規制値（0.4ppm）の2倍を超すカサゴが確認されたというものであります。

国立水俣病総合研究センターの見解として、水俣湾内のカサゴに国の暫定基準値を超えるものが確認されているが、一般的な生活で食べる分には健康に影響はないとのことから、市といたしましても安心したところではございますが、このような結果が、漁業関係者や水俣市全体の風評被害につながることを、一番心配したところでございます。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問を行います。

水俣病救済特別措置法関係の居住市町別の数は今御答弁されたとおりです。

2番目のところで、比率のところを聞いたんですけれども、1995年の政治解決のときの人数については県に聞いたが、よくわからないということでした。

それでは、私のほうから、ちょっと数字を申し上げます。これは、私ども日本共産党の国会議員団が環境省に資料を出してくれということをお願いして出た数字です。

政治解決での水俣市内の対象者は1,754人です。それと今回の一時金と療養費の該当者を合計

すると7,661人ですけれども、これを足すと9,415人になるんです。昭和44年11月までの人口は1万5,777人ですから、これを分母にして分子を割ると、比率が59.6%になるんです。もう1つ、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定患者さんが水俣市内では1,007人いらっしゃいます。これも合計すると、1万422人になるんです。人口比で割ると66.1%です。ただ、これは認定患者さん、あるいは政治解決の方、水俣病救済特別措置法の方、今申し上げた数字の方の中には亡くなった方もいらっしゃるでしょうし、一方、分母のところも亡くなった方もいらっしゃるでしょうし、あるいは昭和44年の11月までに水俣市に在住してなかった人がその後、転入してきた方もいらっしゃるでしょうし、その辺のところは考慮する必要があるというふうに思います。これらを相殺するとしても、市民の中で、水俣病による健康被害を受けた方々が66%もあると、私の数字で言うと。大まかに言って60%以上でしょうか。この事実をどのように判断するか。これからの市政運営にどう生かしていくかというところをまず第1点お尋ねしたいと思います。

2点目ですけれども、天草市、上天草市地域でも対象地域のところとそうでない地域があります。答弁の数字は全体のものでしたけれども、天草市、上天草市で対象地域外だったところの人でも一時金該当者が506人、療養費該当者が84人、合計で590人いらっしゃるんです。5人や10人ならともかくとして、590人もの人たちが、何らかの救済対象になっているという事実をどのように考えるのかなんです。私は、この地域での健康被害が証明されているというふうに思うんですけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

③、出生年による救済該当者を見ると、今答弁があったように昭和44年の方たちについては、先ほど答弁がありましたように一時金該当者が228人、療養費該当者が47人という数でした。答弁されたとおりです。

それで、じゃ昭和40年生まれで救済対象になっている人は何人かということ403人なんです。昭和41年生まれは341人、昭和42年生まれは380人、昭和43年生まれは351人、昭和44年以降で言いますと、先ほどの一時金と療養費該当者を合計すると270人近くになると思いますけれども、連続的に数字は少なくなっているというのは言えると思うんですが、昭和44年12月以降は被害がないというふうには私は考えられません。連続的に昭和40年から今数字を申し上げましたように、数は減っているんですけれども、それこそ200、300、400の数がずっと続いているんです。この数字を見ても、昭和44年12月以降の生まれの人たちでも多くの健康被害者がいると考えるんですけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

4点目です。資料を示したいと思いますけれども、鹿児島県が調査している不知火海沿岸の漁業協同組合の組合員の毛髪水銀値などの資料なんです。

それで、最初に示したいのは、ことしの8月14日に熊本日日新聞が報道したものですけれど

も、魚の水銀規制値、どう理解するか。水俣湾調査、国と県で異なる結果というのが出されています。

答弁の中身はおおむね先ほど話をされたとおりでというふうに思うんですけども、妊婦の食事については、小魚中心にという中見出しがついている資料が1つです。もう1つ、鹿児島県の資料なんですけれども、これは鹿児島県北薩地域振興局の林務水産課というところが鹿児島県は担当課なんですけど、そこが毎年報告書を出されています。その中で、不知火海沿岸地域住民の毛髪水銀調査というのがありまして、熊本県は実はされていないんです。当該県であるにもかかわらず、熊本県が実施されていないというのはどういうことなのかというふうに思います。

市長は先ほど風評被害のことを言われましたけれども、事実をもとにしたものでなければいけないというふうに思うんです。事実を示すことなんだ。注意しなければいけないのは注意しなければいけないし、風評被害は風評被害だというふうにきちっと区別しなければいけないと私は思っています。

それで、ここに数字が出ているんですけども、北さつま漁業協同組合の中の阿久根支所、それから出水支所、それから黒之浜支所、東町漁業協同組合、3つで分類してあります。

それで、黒之浜支所ですけども、これは採取時点の日には平成26年の1月です。平均値で5.29ppmなんです。一番高い人は7.88ppm、それから東町漁業協同組合、これは平成26年1月から26年2月にかけてされていますけれども、平均値が4.54ppm、最高値が5.94ppmになるんです。

それで、今申し上げた数字を、WHOと厚生労働省が出している毛髪水銀濃度の目安という資料があるんですけども、これいずれもWHOと厚生労働省から出されているものです。メチル水銀摂取の基準値、現代の日本人の平均値はどのようになっているかということで、日本人の平均値は男性で2.5ppmなんです。女性で1.6ppmです。先ほど申し上げました数字というのは、黒之浜支所は5ppmを超えていました、平均値で。5ppmというのはどういう数字かということ、成人に対する耐容摂取量に相当する。もう5ppmで下限ですよということを言っているんです。なお、11ppmというのはどういう数字かということ、胎児影響が疑われる母親の最小値というのがWHOなどが確認している数字です。

ですから、こういう事実を見ると、改めてこのように思うんです。黒之浜の漁民の水銀値は特に高く、耐容摂取量を平均で超えている、この水銀汚染の発生源についてはどのように考えるかというのが4点目であります。

以上、4点お願いします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） ただいまの4点でございますが、約60%の計算された方が被害者として救済対象者になったということでございます。このことにつきましては、救済に必要な方、そして

必要な手続を経て、救済された結果であるというふうに認識をしているところでございます。

天草市、上天草市について、対象地域外の方がいらっしゃるということについてでございますが、これにつきましても救済対象の方が対象地域以外にいらっしゃったことにつきましては、救済が必要な方が広く救済された結果ではないかというふうに思っております。

この年度につきましても、同じ考え方でございまして、今回の公表に伴いまして、昭和44年12月以降生まれの方が救済対象になったことにつきましても、先ほどと同様、対象地域外と同じように救済が必要な方が広く救済された結果だというふうに思っております。

4番目の鹿児島県のお話がありました。資料、私も見させていただいたところでございます。その結果で、黒之浜地区の調査、鹿児島県が行われているわけでございますが、発生源、どういったところかということをごちらのほうからも鹿児島県に問い合わせたところ、現在では発生源はわからないということでございます。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 いずれも答弁はちょっと質問とずれているないうふうに思うんですけども、熊本県とも相談をなさったんでしょう。答えられるのはこの範囲だということなのかもしれませんけれども、私は比率がその昭和44年11月までの方の中で60%を超えているというのは、改めてこれまでも進めてきたんですが、それこそ議会では環境モデル都市宣言したときに、幾つかのことをうたっておられます。あれは執行部も一緒につくられた環境モデル都市宣言だと思んですけども、そういうものに注意しながら、どう市政運営を進めるかということをごまごましっかりしなければいけない、進めなければいけないことを示しているんじゃないかなというふうに思っています。

それから2点目の天草地域とか、出生年のところも、ちょっとここも質問と答弁が少しずれているんですけども、これは言うまでもなく、地域での線引きあるいは年齢での線引きが極めて不当なんだというふうに思います。

それで、実は私きのう熊本県庁に行きました。私どもの県議会議員と一緒に、高岡朱美議員も一緒に行ったんですけども、県庁の環境生活部の水俣病保健課長及び審議官とおおむね1時間くらい話をしてきました。

それで、この地域外のところは、汚染があったということの地域ではないんだということを知事もおっしゃっています。こういう質問をしたんです。そういうふうに断定されるけれども、昭和30年代、40年代にあなた方が汚染はなかったという地域で貝類だとかの調査をしたんですか。調査データはないと言うんです。汚染されている科学的な事実を持っていないのに、そういうものを言うのは、極めて非科学的じゃないですかということを私どもは申し上げてきました。

だから、物を言うときには事実に基づいて言うべきだというのが私たちの主張で、線引きを合

理化するためにそういうふうに言われたんだと思うんですけども、これはとてもとても私は許せないなというふうに思って帰ってきたところです。

発生源については、鹿児島県は特定できないというふうにおっしゃっている。不知火海沿岸で、このようなたくさんの人たちに髪の毛の水銀値が高いのがあるかといったら、もうJNCのところはチッソの排出をとめているわけですから、残っているものが発生源と考えるのが最も妥当だというふうに私は思うんです。水俣湾周辺の湾の中と湾の外のカサゴの水銀値が高かった、あるいはそのほかのところでも、きちっと産業廃棄物だとか処理されているのかどうかということ、改めてきちっと点検すべきではないかというふうに実は思っています。

それで、3回目の質問をちょっと幾つかしますけれども、まず被害者救済の問題なんです、実を言いますとこうなんです。健康被害があるからこそ、今回救済対象者が出ている、市長の言われたとおりなんです。それで、上天草市姫戸町、竜ヶ岳町、天草市倉岳町、栖本町、下浦町、楠浦町、新和町、河浦町、これは水俣病救済特別措置法指定地域外なんです。ここでも救済対象者が出たというのは先ほど申し上げました。

ところで、この地域の対岸の天草市御所浦町は全島が指定地域、そして、鹿児島県の獅子島は全島が指定地域、真向かいにある島は全部指定地域、同じ漁場で漁をして、同じように魚を食べ、同じような症状があるのに、一方は救済対象地域になっていて、一方は対象に該当しないと。こんな不合理なことはないと思います。

それで、この地域指定を見直す、あるいは年齢等の線引きについては、これも見直すということ、今回水俣病救済特別措置法の数字が出た上で、改めて地元の市長から、ちゃんと国、県に物を言うべきではないかなというふうに思いますけど、これについてはどのようにお考えでしょうか。

それから2番目です。水俣湾の水銀を含んだヘドロについては、シートがかぶさって、その上に山土がかけられています。一方、この間も話題になりました明神町のJNC所有地については、実は覆土がされていなくて、雨水が浸透する状況で、今回土壌がそこから検出されたということで、アスファルト舗装がされたというふうに新聞記事等で確認しています。

それで、鹿児島県の資料で、再び水銀汚染で健康被害が出そうな毛髪水銀値も出ているんです。実は、この間、環境課の方から資料を出してくれ、あるいは事務局から資料を出してくれということで随分勉強をさせていただきました。土壌汚染対策法という法律がありますし、環境省はこれらの書類についてマニュアルもつくってあります。そのとおりに実はされていないというのが私の印象なんです。水銀を含むカーバイト残渣物が野ざらしで放置させているという事実は、環境省や熊本県の業務怠慢じゃないかというふうに思っているんです。

同時に、JNCの保管もこれでよかったのかというふうに思います。それで結論ですけれど

も、水俣市内にある水銀を含んだヘドロについては、全て覆土がされているのかどうか、総点検を早急に行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。これが2点目です。

それから、3点目です。

先ほど1回目の答弁で、こういうふうに言われました。水質については下流域の水路だとか、あるいは井戸などで測定しているけれども、汚染物を通過してきた水かどうかというのはわからない、判断は難しいということと言われました。

土壤汚染対策法と環境省の対策ガイドラインによれば、井戸の場合、地下水流向の下流域において観測井戸を設けるといふふうになっているんです。今回の検査については、難しく判断できないということでしたけれども、そこで、水銀を含むカーバイト残渣からの溶出はどれくらいなのか、まずマニュアルに沿って溶出検査を実施すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上、3点お願いします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 地域・年齢についての御質問でございますが、今回水俣病救済特別措置法に基づく救済措置について、救済対象者の地域・年齢などにより救済対象とならず、このため司法の場で救済を求められている方がいらっしゃるということは、十分認識をしているところでございます。

本市といたしましては、市民にとって必要でかつ皆様の御理解をいただける事項につきましては、やはり熊本県、国に伝える、そういった立場でございます。水俣市内のヘドロの覆土についてでございますが、ここにつきましては、こういった御意見があるということ国、県へ伝えていくということをしたいというふうに思っております。

3つ目の水銀のカーバイト残渣から出る溶出の件ですが、先に最初のポイントにつきましては、地形や埋立地の場所から流れ出ると考えられる水路等を選定していると、先ほども言いましたが、このポイントにつきましても、再度熊本県からアドバイスをいただきながら、水質検査等の精査を行いたいというふうに思っているところでございます。

そして、溶出検査につきましては、今後これらの埋立地を活用する場合にあったとき、先ほど言われました土壤汚染対策法ガイドラインに基づき、溶出検査などの必要が生じますので、それぞれの所有者の責任において、法に基づく適正な対応を行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（福田 齊君） 次に、介護保険制度について答弁を求めます。

久木田福祉環境部長。

（福祉環境部長 久木田一也君登壇）

○福祉環境部長（久木田一也君） 次に、介護保険制度について、順次お答えします。

まず、水俣市の高齢化率の推計はこれから10年間どのようなになると予想しているかとの御質問にお答えします。

本市の高齢化率等の将来推計につきましては、本年3月に策定した第6期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中で、計画期間内の3カ年間の推計に加え、我が国における超高齢社会のピークと予想されている2025年（平成37年）までを見据えた中長期的視点に立った推計を行っております。

平成26年9月末現在の本市の高齢化率は、近年、団塊の世代が65歳に到達したこと及び過疎化・少子化等に伴う総人口の急激な減少等に伴い、平成25年10月1日現在の全国平均25.1%をはるかに上回る34.2%となっております。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づく本市の総人口は、過疎化等の進行に伴い、平成27年3月末現在の2万6,161人から平成29年には2万4,248人にまで減少することが予想されております。一方、65歳以上の高齢者人口は、平成29年には9,259人となり、高齢化率は38.2%となることが予想されております。

このように、本市の高齢者人口は、今後数年間は、少しずつ増加を続け、その後は、過疎化等の進行に伴い、減少に転じ、平成37年には9,102人となることが予想され、平成29年の推計人口と比較して157人減少する見込みとなっております。

なお、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者の年齢層に到達する平成37年の本市の高齢化率につきましては、平均寿命の延伸及び分母となる総人口の急速な減少等により、今後さらに上昇し、42.7%となることが予想されております。

次に、うち要支援者、要介護者の推移はどのように予想しているかとの御質問にお答えします。

本市の要支援・要介護認定者数は、近年の長寿化の進展や団塊の世代が65歳以上の高齢者の年齢層に到達してきたことなどに伴い、近年増加傾向にあります。平成26年9月末現在の要支援・要介護認定者数は2,002人となっており、要介護度別の分布は、要介護1が最も多く、次いで要介護2、要支援2の順となっております。

国のワークシート分析によると、今後、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者の年齢層に到達する平成37年には、要支援・要介護認定者数は2,361人にまで増加すると見込まれ、中でも、要介護2から4の中・重度の介護を必要とする認定者が増加するものと予想いたしております。

次に、介護給付費は平成26年度と比較し、本年度は幾ら伸びているかとの御質問にお答えします。

介護給付費当初予算額は、平成26年度の31億3,868万3,000円に対して、平成27年度は33億1,471万9,000円を見込んでおり、1億7,603万6,000円増加いたしております。

次に、介護保険料は平成26年度と比較し、本年度は幾ら伸びているかとの御質問にお答えし



ます。

介護保険料収入に係る当初予算額は、平成26年度の5億4,195万7,000円に対して、平成27年度は、6億320万3,000円を見込んでおり、6,124万6,000円増加いたしております。

次に、第1号被保険者の介護保険料は平均金額で幾らか。また、前年度比で幾ら伸びているかとの御質問にお答えいたします。

本市における第1号被保険者の介護保険料基準額は、平成24年度から平成26年度までの第5期計画期間における月額5,350円、年額6万4,200円に対して、平成27年度から平成29年度までの第6期計画期間は、月額5,980円、年額7万1,800円となっており、月額で630円、年額で7,600円の引き上げとなっております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 これからの推移はもう御答弁いただいたとおりでありまして、これをもとにこれからどういうふうな介護保険制度を自治体としてつくっていくかということが、今これからの課題ではないかなというふうに思うんです。

それを議論する上で、基礎的な数字として、今御答弁いただいたものは出していただいたということなんです。

3番目に御答弁いただいたように、介護給付費が1億7,600万円ふえている。それから、そのうち第1号被保険者及び第2号被保険者から集める保険料等が6,100万円、前年度と比較するとふえている。こういうふうに徴収しないと、制度そのものが維持できない状況にあるというのわかりました。

それに伴って、第1号被保険者の保険料はどうなっているかというのも今答弁いただいたとおりです。

これから、私は現在の介護保険制度では、今後さらに第1号被保険者、第2号被保険者の保険料を上げていかないと、制度が維持できないことになるというふうに認識しているんですけども、これについては、どのようにお考えでしょうか。

それから、2番目です。

ところで、現在の第1号被保険者の保険料徴収区分で、保険料が累進制に十分になっていないというふうに思っています。具体的な数字で申し上げますか。

保険料の基準としている第5段階、つまり、課税世帯で本人非課税かつ80万円以上の所得の者を第5段階としているんですけども、ここを基準の数字が1というふうに考えていただければいいと思います。

第5段階を1として、6、7、8、9、10、11段階まで、その下のほうも1段階から5段階まであるんですけども、第8段階というのはどういう方たちかということ、所得が190万円から290

万円なんです。この人たちは、第5段階と比較して所得格差が3.62倍おおむねあります。保険料の差は何倍かという1.64倍です。第9段階、所得で290万円から500万円未満の層ですけれども、所得格差が6.25倍、保険料は1.79倍あります。第10段階、所得が500万円から800万円未満の層ですけれども、所得格差が10倍あります、保険料は1.89倍です。第11段階、合計所得金額が800万円以上の層では、所得格差が10倍以上で、所得の上限はなしというふうになっています。それで、基準の第5段階の人と比べると保険料は約2倍で、基本的には頭打ちと、それ以上の方は頭打ちというふうになっています。所得というのは、総収入とは違います。総収入から必要な控除があって、それで所得金額が決まるというのは、もう皆さん御承知のとおりです。

このように所得は随分差があるんだけど、保険料が累進制が弱い、所得のようにずっと保険料が伸びているようになっていないというのが、この第6期の資料でもわかります。

当初、厚生労働省などは、この介護保険制度が始まったときには、5段階でスタートしなさいという指導がありました。多段階方式には多くの区分で徴収する、いわゆる多段階方式では保険料は徴収はしないように指導してきたんですけれども、今は変わってしまっていて、全国の自治体での多段階方式の採用を受けて、厚生労働省は、保険者による設定を可能と、保険者がどういうふう設定してもいいよ、保険者というのは水俣市です、というふうになっています。

つまり、市町村がどのように設定にするか独自で決めてよいよというふうになってきています。次の7期では、この矛盾を解決されるべきではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか、これが2点目であります。

それからもう1つ、3点目です。1つの徴収区分の中で所得の幅が大きいということなんです。

例えば、第7段階は、120万円から190万円の層なんです。だから120万円の方と190万円の人では所得差が70万円あるんです。8段階、190万円から290万円の層では幅が100万円、9段階は290万円から500万円ですから幅が210万円、10段階は500万円から800万円ですから幅が300万円、11段階は800万円以上ですけれども、それ以上どんなに所得がふえても保険料は変わらないという、こういうふうになっているんです。だから、極めて大ざっぱに輪切りしてある状況になっています。これをもう少し緻密に区分をつくるのが、より累進性を強化することになるのではないかなと私は思っています。

水俣市は、この多段階方式の設定は熊本県内でも早かったんです。今も11段階になっていますから、随分進んではいるんですけど、熊本市は数年前から13段階にしています。これでもまだ十分解決してない部分がありますので、次の7期のところでは、この層の区分についても工夫する必要があるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、どのようにお考えでしょうか。

以上、3点です。

○議長（福田 齊君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） それでは、2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1つ目が現在の介護保険制度では、今後さらに第1号被保険者あるいは第2号被保険者の保険料を上げていかないことには制度が維持できなくなるのではないかと、こういう御質問だったと思います。

3年に一度保険者については改正を行い、第1号被保険者の介護保険料につきましても、計画期間内3カ年間のサービスに係る費用の見込みをもとに、現在算出を行っておるところでございます。現行制度の枠組みで考えました場合、仮にこのまま要支援、要介護認定者が増加していくこととなりますと、それに伴い、サービスに係る費用も当然ながら増加することから、保険料も引き上げざるを得ないというふうに考えております。

また、第2号被保険者に係る介護保険料につきましては、各医療保険者が医療保険確保の規定によりまして、医療保険の給付に充てられる保険料と一体的に徴収しており、徴収した介護保険料は納付金として、社会保険診療報酬支払基金に納付をされております。納付金は、市町村の介護保険財源のうち、第2号被保険者負担分として支払基金から交付される介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金に充てられております。

したがって、本市において、保険料を決定し徴収するものではございませんが、保険料は年々、引き上げられているのが現状でございます。

続きまして、2点目の現在の第1号被保険者の保険料徴収区分では料金がいわゆる累進性になっていないと。次の第7期ではこの矛盾を解消すべきだと思うがいかがか、そういった御質問だと思いますが、第1号被保険者の保険料は、その所得分布状況を踏まえまして、国の政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより算定することになっており、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の定額の保険料率が採用をされております。

また、第6期の第1号介護保険料につきましては、所得水準に応じて、決め細やかな保険料設定を行う観点から、国の標準段階がこれまでの6段階から9段階へと見直され、本市では第5期から既に11段階の多段階化を実施いたしております。

議員御指摘の現在の保険料段階区分につきましては、平成30年度からの次期計画となります第7期計画の中で、今後の国の制度改正等の動向等を見ながら、低所得者への配慮、あるいは保険料の多段階化等と合わせまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

3点目でございます。層の区分について工夫をというようなことではございましたが、ただいま申し上げましたように、平成30年度からの次期計画となります第7期計画におきまして、国の制度改正の動向等を見ながら、低所得者への配慮、並びに保険料の多段階化等を合わせまして、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁をいただきましたので、3回目の質問をします。

今、一番最初に御答弁あったように、保険料は結局引き上げざるを得ないという状況なんです、市町村は。そうしないと、保険者が市町村になっていますから、制度が維持できないというのはもう自明の理であります。

こういうふうに保険料がどんどん上がっていく仕組みには、もともとは介護保険制度の財源の負担制度に問題があるというふうに私は思っています。施設介護と在宅介護などでは、それぞれの国・県・市の負担割合が少し違うんですけれども、おおむね被保険者負担、被保険者というのは65歳以上の第1号被保険者です。それから40歳から64歳までの第2号被保険者が50%、国に25%、県に12.5%、市に12.5%となっているんですが、この中で、私たち国民から徴収する税金の大半を徴収している国税のところの国の負担割合をふやすことなく、抜本的解決は私はできないのではないかなというふうに思います。

既にこれは何年か前にも取り上げているんですけれども、全国市長会から政府に出す意見書だとか、あるいは県内の市長会での意見書だとか、そういうものに意見を反映すると、そういう努力を市長において行っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

3回目は以上です。

○議長（福田 齊君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） 3回目の御質問で、国の負担割合について、全国市長会の意見書に入れるとか、そういう努力を引き続きやっていただきたいと、そういった御質問でございましたが、介護保険に関します国の負担割合の意見につきましては、もう既に全国市長会等において、毎年提案をさせていただいております。今後も引き続き、全国市長会等を通しまして、要望を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 県の場合は県の市長会がございます。各市の要望を上げさせていただいているわけで、その中で精査して、九州市長会、それから全国市長会というふうにピラミッドになっておりますけど、毎回、うちの要望といたしまして、国の負担割合の引き上げについては要望を上げさせていただいているところでございます。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣城の調査について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、水俣城の調査について、ことし刊行された調査報告書に掲載された城郭専門家の先生方の寄稿がそれぞれどのような内容かについてお答えいたします。

お尋ねのことし刊行した調査報告書は、平成21年度から平成25年度まで実施した水俣城の発掘調査の目的や経緯、調査を通じて得られた学術的成果を記載するとともに、3名の先生方に発掘調査成果を踏まえた論考をいただき、刊行したものです。300部作成し、発掘調査の成果を広く共有し、活用していただくよう全国の文化財調査機関などに配布しております。

御寄稿いただいた先生方は、発掘調査の時点から、調査指導や助言等をいただいております。論考では地名学、縄張り研究、文献史学など広い視点から水俣城について考察いただきました。

記載内容を要約いたしますと、まず、地名の見地からでは、水俣城周辺で地名に見られる陣に着目されています。陣は、軍勢の駐屯するところを意味することから、陣がつく地名は一般的に城に関連があると思われがちですが、実際には、陣と城の関連性は、熊本県内ではむしろ希薄で、瓦の文様や石垣の構築年代に類似性が高く、水俣城との関係性が非常に深いと推定される佐敷城でも、陣がつく地名は周囲に見られないことが指摘されています。城跡に陣がつく地名が接しているのは、県内の水俣城と同じ時期の城では、水俣城と中世の宇土城だけであり、陣の地名が城の近隣にあるかないかの違いに、城の年代や地域の成り立ちの違いが反映しているのではと考察されています。また、水俣には水俣城周辺以外でも陣がつく地名があることから、水俣城の歴史の解明には、水俣全体での調査の必要性を示唆されています。

次に、水俣城の構造、縄張りに関しては、さまざまな資料と現地での調査から、各時代の水俣城及び町、街道などの変遷が検証されています。

戦国時代の水俣城は、東西に1キロメートルほどにわたり、シラス台地に展開し、4つのくろわ群で構成されていましたが、加藤清正の時代に、その一部分が石垣を持つ城に改修され、かつ城の範囲がコンパクトにされたと指摘されています。また、現在、薩摩街道は古城から陣内を新水俣橋付近まで下った後、水俣川と湯出川の間を再び上流側へさかのぼったところで南へ向かうルートが想定されています。しかし、これは水俣城が廃城になってから変更されたもので、それまでの街道は、城を過ぎてからストレートに南進していましたが、防御の要である城が失われたため、大きな迂回と、かつ見渡しのきく川の堤防を通らせる街道へのルート変更によって、薩摩側への防御機能を維持しようとしたものではないかと推定されています。

次に、歴史的な視点では、豊臣政権から徳川政権に至る歴史的背景の中での水俣城について述べられ、その重要性に触れられています。

まず、水俣は豊臣政権のもとでは、薩摩との境目ではなく、薩摩侵攻を目的とした豊臣家の直轄地であり、その後、小西行長領になり、水俣城の改修が行われたと指摘されています。ただ、行長の城については各地でも調査が進んでいないため、仮説としながらも水俣城で石垣の角の加

工法に2種類あることが確認されたことは、行長と清正のそれぞれの意匠が反映した珍しい事例ではないかと考察されています。

また、江戸初期の作成と見られる清正領内の熊本城を初めとする8城が描かれた絵図には、水俣城は三層の天守で描かれています。その表現が佐敷城と全く同一であることから、写実性は低いと想定されつつも、佐敷城には天守が存在したという資料があることから、水俣城にも天守が想定されると指摘されています。

また、幕府の命令により破却されたはずの水俣城ですが、実際には加藤氏による破却は十分でなく、後の細川氏が、城が残っていることに対する幕府の感情を危惧して、改めて破却したものと想定され、現在の水俣城の大部分がこの時期に破却されたものと考察されています。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 今、紹介のあったこの報告書というのは、実は図書館にも常備してありまして、私もこれらをもとにこの間大ざっぱな読み方ですけれども、読ませていただきました。これまで知らなかった事実がいっぱい出てきておりまして、大変勉強になったなというふうに思っています。

水俣城は中世から近世に至るまでの時代で、中世というのは、南北朝時代から中世というんです。足利尊氏が出現するか出現しないか、鎌倉幕府が崩壊にほぼ至るころに、南北朝時代になって、そのころ武将としては足利尊氏が出てきて、それから江戸末期までの近代の城までの間、全体が層になっていて、加藤時代に一部分でコンパクトにされたという、そういう流れになっていると思うんですけれども、いずれにしても、水俣の文化財の一つですから、これがきちっと整備されて、今後とも市民の目にわかるように、あるいはいろんな方たちが尋ねてきて、水俣城を理解してもらって、水俣の流れがわかるというようにしていただくことが必要かなと思います。

これらの仕事と同時に、私がもう1つぜひお願いしたいなと思っているんですけれども、その当時の民衆の人たちの生活です。もうお米はあったでしょうし、お米をつくっていた方たち、あるいは野菜だとか麦だとか芋だとかをつくった人たちの生活、あるいは水俣は塩田があったと言われておりますから、塩田のことだとか、漁業のことだとか、林業だとか、あるいは刀かじさんもいたでしょうし、くわだとか鎌だとか、そういうものをつくる小さなかじ屋さんたちの商店もあったでしょうし、あるいはそれらを売る人たちもいたのかもしれないです。これらいわゆる民衆の人たちの生活が、これらの研究と同時に独自に教育委員会でどこまでできるかわかりませんが、あるいはいろいろな方たちの力もかりて、生活が浮かび上がってくると、そういうような調査を今後していただきたいなというふうに思います。

それで息の長い調査になると思いますけれども、今後の教育委員会は、ことしはひばりヶ丘の調査もあって、とてもとても水俣城関係の調査には入れないということは聞いていますが、今後どのようにこれらの調査を進められる予定なのか、そこをちょっとお示しいただきたいというふ

うに思います。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 今後の水俣城の調査について、どのように進めていかれるのかということとでございます。

今、議員のほうからも申されましたように、水俣城の調査については、ことしから平成30年度まで、南九州西回り自動車道芦北出水道路の建設に伴います発掘調査に入りますので、その間調査は未定だということになるかと思えます。

また、これまでの調査は、水俣城に果たして遺構が残っているのかどうかと、そういったことを把握することから始めて、遺構が確認されるにつれ、その広がり、あるいは特徴、配置などから水俣城がどのような特徴、価値を持つか把握するような調査を行ってまいりました。

今後の調査につきましては、範囲や手法を大規模にして、近世水俣城全体の構造を把握できるものにしてはという意向もありますけれども、現状の城跡の利用状況、例えば現在の城山公園としての利用に対する影響や、遺構を大規模に露出させることが、逆に遺構の損壊を招くということもございますので、調査箇所を選定や調査手法など慎重に行う必要があります。

県の教育委員会など各方面に意見を伺いながら、今後の調査の進め方については検討していきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明9日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時38分 散会

平成27年9月9日

平成27年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問



# 平成27年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成27年9月9日（水曜日）

午前9時29分 開議

午後2時27分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第3号

平成27年9月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 高岡利治君
- 1 防災対策及び空き家等の対策について
    - (1) 防災対策について
    - (2) 空き家等の対策について
    - (3) 空き家バンクの取り組みについて
  - 2 経済・産業振興及び観光振興について
    - (1) 大型クルーズ船について
    - (2) 恋路島の利活用について
    - (3) 木質バイオマス発電事業について
  - 3 ふるさと納税について
- 2 谷口明弘君
- 1 防災について
    - (1) 防災無線のデジタル方式への改修について
    - (2) 避難所の整備について
  - 2 日本一長い運動場線の維持管理について
- 3 桑原一知君
- 1 農業振興について
  - 2 教育問題について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（福田 斉君） 本日の議事は議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、きのうに引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡利治議員に許します。

(高岡利治君登壇)

○高岡利治君 おはようございます。

真志会の高岡利治でございます。

4月の改選後、1回目の質問になりますので、多少緊張しておりますが、皆様にわかりやすい質問にしたいというふうに思っております。

まず冒頭に8月25日に水俣を通過した台風15号により被害を受けられた市民の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げますとともに、対策本部設置から、避難所開設、その後の対応に至るまでの市職員の皆さんの御苦勞と、各自治体関係者や消防団の方々の協力に対しまして敬意を表するものでございます。

今回の私の一般質問も台風被害に関する防災対策の面と、それに関連する空き家対策等の質問も含んでおります。今後の災害に対する対応に役立てばと思い、以下質問をいたします。

1、防災対策及び空き家等の対策について。

(1)、防災対策について。

①、台風15号に対する初動対応と被害に対する対応はどのようになっているか。

②、台風通過後の復旧作業の状況はどのようになっているか。

(2)、空き家等の対策について。

①、台風で倒壊した空き家の状況とこれまでの対応はどのようになっているか。

②、倒壊した空き家の固定資産税等の納税状況はどういうふうになっているか。

(3)、空き家バンクの取り組みについて。

①、6月議会で空き家バンクの準備を進めているとあったが、現在の状況はどのようになっているか。

2、経済・産業振興及び観光振興について。

(1)、大型クルーズ船について。

①、八代港が大型クルーズ船の受け入れを積極的に行っているが、水俣市はどのように捉えているか。

②、南九州西回り自動車道延伸に伴い、地元観光施設等の利用と大型クルーズ船の活用は考えていないか。

(2)、恋路島の利活用について。

①、9月議会において恋路島利活用検討業務委託料が計上されているが、委託先と検討内容はどのようなものか。

②、今現在、恋路島の利活用について市長はどのような見解を持っておられるか。

(3)、木質バイオマス発電事業について。

①、この事業の話が持ち上がり数年がたつが、木質バイオマス発電計画の現状はどのようになっているか。

3、ふるさと納税について。

①、全国的に注目されているふるさと納税制度について、どのような認識を持っているか。

②、水俣市の現状とふるさと納税による税収増の自治体との違いをどのように捉えているか。

以上で本壇からの1回目の質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、防災対策及び空き家等の対策については私から、経済産業振興及び観光振興については産業建設部長から、ふるさと納税については総務企画部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、防災対策及び空き家等の対策について順次お答えをいたします。

まず、防災対策についてのうち台風15号に対する初動対応と被害に対する対応はどのようになっているかとの御質問にお答えをいたします。

台風15号への対応といたしまして、台風が接近する前の8月24日午前8時に災害対策本部を設置し、午前10時に第1回の災害対策本部会議を開催をいたしました。この会議の中では、台風の進路、接近時の勢力、警戒時間帯、雨、風、高潮の予想などから、当日午後3時の避難所開設及び避難準備情報の発表、午後5時の避難勧告への切りかえなどを決定をいたしました。災害対策本部会議で決定した内容については、自主防災組織などの関係者へ連絡を行い、午後3時、午後5時の避難勧告等は防災行政無線、熊本県防災情報メールサービス、携帯3社のエリアメール、L-アラートといったあらゆる手段を利用して周知をしたところでございます。

消防団への出動を要請し、午後6時から市内全域で避難の呼びかけや避難箇所の警戒を行っていただいたところであります。

また、市が開設した21カ所の避難所と地域が開設した17カ所の避難所では、市職員、自主防災組織の方々がそれぞれ避難所運営を行いました。避難者へ朝食の準備も行いましたが、台風の接近状況から翌朝の配送は厳しいと考え、午後8時から順次開設されている避難所へ職員が食料、飲料水をお届けしました。

災害対策本部会議は、避難勧告の解除を行った8月25日の午前11時45分までに計7回実施をいたし、明るい段階での避難勧告等の発表や、早い段階での避難者への給食など、今年の台風8号での反省を踏まえながら、対策を進めたところでございます。

被害への対応につきましては、それぞれの部署で所管する施設等の被害状況の把握や市民から

寄せられた情報に基づき、倒木の処理、被害状況の現地確認、関係者への連絡、給水などの対応を行いました。また、消防本部、警察署、消防団などにも対応に係る協力をお願いをしたところでもあります。

次に、台風通過後の復旧作業の状況はどのようになっているかとの御質問にお答えいたします。

台風15号が通過した後は、山間部を中心に市内各所において倒木による交通障害、公共建築物、道路、農作物、住宅などの被害が生じました。停電や断水も発生しました。現在、道路については通行ができるように倒木の処理を進めておりますが、電線、電話線に倒木がかかり処理が困難な場所、のり面や路肩が崩壊している場所では、今なお全面通行止めなどの通行規制を行っております。

停電につきましては、一時、最大で6,600戸が停電しましたが、8月29日の夕方ごろに復旧が完了しており、断水につきましても8月27日に復旧が完了したところでもあります。

なお、停電の復旧がおくれている地区には、電話連絡により復旧の見通しについての説明とあわせて、停電によりお困りになられていることがないか確認を行いました。

続きまして、空き家等の対策についてのうち、台風で倒壊した空き家の状況と、これまでの対応はどのようになっているのかについてお答えをいたします。

今回の台風15号により倒壊した空き家は1軒と把握しております。当該空き家につきましては、これまで水俣市空き家等の適正管理に関する条例に基づき勧告まで行っております。今回、台風で当該空き家が倒壊したため、当日の朝、職員が現地へ出向き確認したところ、屋根や柱、壁板等が市道に散乱し、車両が通行できない状況でしたので、土木課へ連絡し、業者により市道に飛散したものを処分いたしております。

また、当該空き家の倒壊状況は、隣接する駐車場と裏の通路を塞ぐ形で倒壊しており、緊急を要する事態と判断したので、すぐに所有者へ連絡をとり、現在、所有者へ撤去処分の承諾を依頼しているところでございます。

次に、倒壊した空き家の固定資産税の納税状況はどうなっているのかについてお答えをいたします。

固定資産税等の納税状況につきましては、個人情報に該当いたしますので、答弁は控えさせていただきます。

次に、空き家バンクの取り組みについてお答えをいたします。

6月議会で空き家バンクの準備を進めているとあったが、現在の状況はどのようになっているかとの御質問にお答えいたします。

空き家バンクの設置につきましては、空き家の実態調査を行い、その中で利活用が可能な空き家を抽出し、所有者へ住宅の状況や活用、または除去などの意思を確認した上で登録を行い、

ホームページ等へ掲載することで、希望者へ紹介していきたいと考えております。現在、空き家実態調査の業務委託に係る入札の準備をしているところであり、10月の初めには契約を結び、実態調査を開始し、来年3月末の完了を見込んでおります。

また、水俣の市民や商店、団体等がみずから地域情報を収集して、新たな情報へ展開し発信するポータルシステムとして、水俣市住民向け交流サイトのホームページを10月末の公開に向けて準備を進めているところであります。その一部の機能に、空き家情報提供システムが備わっており、実態調査の完了に合わせて、来年4月から稼働する予定としております。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきますが、今回もちょっと質問内容が多いものですから、執行部の皆様にも簡潔明瞭にお答えいただきたいというふうに思います。前回も私、ふるさと納税の質問ができずに終わってしまって、今回もそれを入れておりますので、時間が足りなければ、2番目の谷口明弘議員の質問を20分ぐらいもらわなきゃいけないかもしれないかなってしまいます。よろしくお願いいたします。

まず、防災対策という部分に関してですけれども、この防災対策は、今回早い段階での避難所の開設であるとか、避難勧告というのは対応が早かったのではないかなというふうに思っております。ただ、台風が通過した後の被害状況であるとか、その復旧作業、そういったものが対応としてどうだったのかということが、ちょっと私も気になったもので、今回取り上げました。

特に山間部、ここの被害が非常に大きくて、私も25日の日には地元をちょっと状況を見て回りました。その後、山間部のほうも久木野、大川、それから寒川、岩井口や本井木、日当野とかというところを1日回らせていただいたんです。かなり倒木、それから電柱が折れて道をふさいでいる状況、そして木の枝葉が道路に散乱しているという状況が、ここに写真も撮ってきておるんですけれども、非常にひどい状況であったということで、16年前の台風18号の被害、それから進路、通過進路といいますか、よく似たということで、相当な被害が出るんじゃないかという心配もされてあって、台風18号のようにはなかったとは思いますが、やはり場所、場所によって被害があるところ、ないところの差が今回は非常に多かったような気がいたします。

停電が非常に困ったということで、25日の台風が来たときから停電になって、先ほどの答弁にもありましたように、最終的に停電が復旧したのが29日と、5日間ぐらい停電をしていたということ、特に中心部からずっと復旧をしていって、最後がやはり山間部が残ってしまうという状況で、電気を復旧するやり方等もあるんでしょうけど、非常にその辺がどうなのかなということもありました。この夏場、冷蔵庫が使えない、そうすると食料がないというふうになったときに、冷蔵庫のある程度品質が落ちたものなんかも、やはり高齢者の方とか食べられる、今度は食中毒を起こす心配があるという声も聞きました。

それから、特に感じたのは、今言いました高齢者のひとり暮らしの世帯、ここが非常に、例えば倒木で屋根が壊れて、もう家の中が水浸しになった、畳を上げようにも、やはり力仕事で、畳を上げることもできない。市内に避難をすればいいんだけど、住みなれた我が家を離れて、そのまま誰もいない状態であけるのは忍びないというような声も、その方からもお聞きしましたし、やはり停電の影響もあったんでしょ、脱水症状などを起こして体調を崩して救急車で運ばれたという方もおられました。

そういうところもありますので、これに関して防災対策で2回目の質問させていただきますけれども、先ほども申し上げましたように、避難勧告までは非常に素早い対応でよかったというふうに思っておりますが、今度は起こってからの復旧までの間、特に交通手段等が限られた不便な山間部です、こういったところの高齢者のひとり暮らし世帯なんかに対しての対応というのはどういうふうになってたのか、またその対応ができたのかです。例えば、水俣市社会福祉協議会であったり、健康高齢課であったり、いろんなところがそういう情報持つてると思うんですけども、そういう高齢者に対してのケアといいますか、台風通過後の状況は、対応はどうだったのかというのがまず1点。

それから2番目として、台風通過後の復旧、対策本部はできます。じゃ通過後の復旧は、庁内でどういうふうな体制がとられているのか、その復旧といっても、道路ですとか、そういうところの長期間かかるインフラ整備は別として、例えば台風通過後の5日間であったり1週間ぐらいで、通常の生活に戻るまでの復旧に対する組織というものが確立をされていたのかどうか、これが2点目です。

それから3番目として、先ほど言いました、例えば電柱が倒れて電気が通らないというところもあって、話によりますと、電線、通電してますので、倒木なんかと一緒に、復旧作業といいますか、整備をしようと思っても、電気が通って電線はさわらんでくれと。九州電力のほうからの指示があったから手をつけられないとなると、やはりもう電気が復旧するまでは、もう何も手をつけられないという状況があるので、その辺の九州電力との連携はどうだったのか、この3点を防災対策として質問させていただきます。

それから空き家対策に関しましては、この質問は、6月議会で牧下議員のほうも質問されました。平成23年から取り組んでいるこの空き家対策に対して、4年3カ月、牧下議員も質問されてきたということで、総合窓口なる部署を設けるであるとか、重要な課題と認識している。市内全域の調査も早速取りかかっている、職員全部で頑張っていきたい等々、答弁ばかりで4年3カ月何をしてたのか、かなりやはり厳しい質問を牧下議員のほうにされたのが、もう机を叩かんばかりの勢いだったと私も記憶しておるんですけども、私は静かに質問したいと思います。

特に、この倒壊した建物に関して、空き家に関しては、以前から近隣からの苦情が非常にあり

まして、やはり議員の皆様の中にも、何とかならんのだろうかという声もあったと思います。その中で、この空き家に関して、対応がちょっと時間がかかっているような感じがするんですけども、その辺はどうなのかということを感じるんです。

そこで、この空き家に対して1つ質問いたします。これ先ほどの答弁にありましたように、勧告まではしていると答弁ありましたので、処分をするに当たっても、例えば持ち主さんとのやりとりというか、そういったものもどうなっているのか、その後の進展状況はどうなっているのかというのを1つ質問させていただきます。

それから空き家バンクに関しては、今年度で調査をして、来年度からスタートしたいというふうなこともありますので、これはやはり早速取りかかっていたらいい、速やかに空き家バンクのそういうシステムをスタートしていただければというふうに、これはもう1つ要望として申し上げます。

ですから、以上4点質問させていただきます。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） ありがとうございます。高岡議員が静かに質問されるということで、逆にどきどきしますんですけど、今、台風の話されて、御自分のお近くも回られて、そして山間部も回られたということで、議員さん、いろんな方が回られて、私たちも情報もいただき、やっぱりそういった議員の方々、通常のこういったイレギュラーなときの活動で情報をいただくのは、非常に私たちは助かるというふうに思っているところでございます。

まず1点目、今、高齢者のひとり暮らしの方、特に山間部の対応どうだったかということでございますけど、高齢者の方の対応といたしましては、山間部、限らずにでございますが、避難行動要支援者につきましては、民生委員、ケアマネジャー等の戸別訪問等による安否の確認や、各避難所への避難誘導を事前に依頼をしておるところでございます。あわせて、市内の介護保険施設等に対しましても、緊急短期入所の受け入れのあっせん、調整等を依頼をしております。そして、避難が完了したひとり暮らしの高齢者等の安否等につきましては、各自治会長に情報提供を行っているところでございます。そして、自主避難が困難なひとり暮らしの高齢者等、避難所へ避難及び施設への緊急短期入所の際の移動手段、非常に不自由をかけられるということで、移動の手段がないという方には、市が所有いたしますストレッチャー対応の移送サービス等を準備し、水俣市社会福祉協議会と連携し、速やかに対応を24時間体制で職員を待機させているところでございます。

2つ目の、災害対策本部を立ち上げて、終わった後どうだったのかということだと思えます。対応につきましては、先ほど言いましたように、災害対策本部が解散をしたその後に、関係部署、一応集まっていたらいいまして、被害の状況の収集や把握、被害に対する対策等を協議したと



ころでございます。特に今回は暴風、倒木等が非常に多かったということで、倒木の処理の問題や、全体で一番多かったのは、環境クリーンセンターのごみの問題が多かったと思います。その瓦れき等の受け入れなどについて、その後すぐ協議を行ったところでございます。

そして3つ目の、九州電力との連携ですけど、うちにやはり一番電話等で多かったのは、停電、非常にやっぱり不便ということで、九州電力に電話してもなかなかつながらない、テープが回っているだけで、もう市役所に電話せんばって、市役所のほうにもかなり厳しく御連絡いただいております。私にも個人的にいろんな形で連絡もいただいて、多分、議員さんにもあったと思いますけど、九州電力との連携です、今後直していかなければいけないなというところは、やっぱり今回のところでも出てきたところでございます。

今回は停電が長引くことが、九州電力のホームページでは停電が長引くというふうに記載はされていたんですが、市民生活に支障を来さないように、九州電力八代営業所、ここになりますけど、早急に復旧作業を進めるように要望は何回もしたところでございます。そしてあわせて、停電復旧の日時を地域ごとに情報提供をしていただけないかということも要望したところですけど、復旧の日時、地域についてはすぐ回答はできなかったということで、九州電力ももうかなりよその県からたくさんの要請が来て、手伝いに来られてましたが、その復旧の日時等は、やっぱり私たちが尋ねたときには、きちっとした回答はございませんでした。

そういったことを踏まえて、市民の皆さんに不安を少しでも払拭していただけるように、九州電力には復旧見込みに関する市民への情報提供について、うちの防災無線を活用してはどうかと提案させていただきまして、九州電力が8月26日の午前11時過ぎに1回、そして夕方の6時過ぎに1回、防災行政無線を利用して停電の復旧情報というものを放送をさせていただいたところでございます。

そして、最後4点目、空き家の問題は、やはり日本中、今非常に問題になっておりまして、うちも対応が後手にならないように、いろんなお叱りも受けながら今進めているところでございます。今回、倒れたところ、私も見に行きまして、大変だなと思って、もうどうにかしたいというのはあるんですけど、勝手に人の財産を処分するというのも、行政はなかなかできないところがありまして、それについていろいろ協議をさせていただきました。現在では所有者を一応特定できて、倒壊した空き家の現状の写真と、土地、建物の登記簿本の写し、そして承諾書を簡易書留で送りまして、実は今返ってきたというふうに報告は受けております。

これ実は、壊れた倒壊した家をどげんしようかということで、会議をずっとしておって、もう電話をとりあえずしてくれということで、その場で電話して、それまでうまく連絡がとれていなかったのかもしれませんが、たまたまつながって、こういうふうに今回はうまいぐあいに、スムーズにこういった承諾書を送るということが、連絡がとれたことで進んでいるというふうに

思っております。

承諾書の内容は、倒壊した空き家の撤去処分を水俣市が処分することに承諾をしていただきたいということ、それと撤去処分にかかる費用については所有者のお支払いになりますよという、そういった承諾文を入れて、そして、その承諾は今現在はいいただいているということでございます。今後これを受けまして、できる限り速やかに撤去処分の手続を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3点目の質問をさせていただきます。大変詳しい答弁でありがたいんですけれども、質問者の私の時間よりも長くならないようお願いいたします。私の時間が足りなくなりますので、非常に今回こればかり気にしてですね、でもちゃんと中身はやりますので。

先ほど、今、市長のほうから答弁がありましたように、台風が過ぎた後の環境クリーンセンターの問題、非常にごみ処分の問題が市民のやっぱり一番、それが例えばもう三日、五日、1週間じゃなくて、もうその当日、次の日、どうするんだ、この瓦れきをどうするんだと。やはりほかの自治体では、防災無線を使って、随時ずっと、例えばごみに関しては、どこどこに持って行ってくださいとか、どういう処理をしますよとかっていう放送も流れていたと。聞きますと、防災無線は聞き取りづらいから、水俣の場合、文書で回していただいた。ただ、あれは9月1日号の市報と一緒に載せていったということですから、台風があったのが8月25日ですから、やはり五日、六日たった後の文書なんで、文書としては大変丁寧でよかったと思うんですけど、やはり緊急事態ということもあります。その辺の対応もだから併用して、防災無線も使うようなことも、何か簡潔明瞭に説明ができないのか、それを他の自治体では、繰り返し繰り返しやったので、非常にごみ処理がスムーズにいったというところも聞いております。そういう1つの例として挙げておきます。

それで、防災対策に関して2点だけ質問いたします。

高齢者のひとり暮らしのケアはどうだったんだと聞いたら、例えば避難行動の要支援者等は連絡をとりながらということであったんですけども、例えばデイケアを利用したりとか、そういう施設を利用したりとかという方の情報というのは、いろいろとれると思うんです。ではなくて、ふだんは通常の生活はできるんだけど、高齢者でひとり暮らしの方、やはり交通手段がないとか、特に山間部でどうなんだ、例えばそういう方たちの安否確認、もう電気も通らない、電話線も切れてるから電話も通じない、そういった方の安否確認をどうするんだ。これは、それぞれの自治会を中心として基本やるべきなんだろうけれども、やはりそこと行政との連携をしっかりとった中で、ひとり暮らしのそういう高齢者の方の把握というのを今後それも必要じゃ

ないのかなと。支援が必要な方だけじゃなくて、通常生活ができるんだけど、やはり高齢でひとり暮らしの方のケア、ここも大事じゃないかなと思うんですけど、そこをどう考えているかというのを1点。

それから、今ありましたように、災害が起こるまでの対策本部というのは非常にできてると思うんです。だから、過ぎた後の被害状況を把握、いろんな部署が集まって話をされたということですけど、部署によっては、なかなか連携がとれずに、それぞれ単独で動いていたというような状況もちょっとあったかに聞きました。だから、そこをやっぱり1つ核になる部署、復旧をするための、例えば五日なり1週間という限定でいいと思うんです。要するに先ほど言いましたように、通常の生活ができるような、一般市民が通常生活ができるようになるまでの、短期間の復旧できるような復旧対策本部みたいなものができないのかどうか、あるのかどうか、なければつくったほうがいいんじゃないかと思うんですが、どうなのかという、この2点を質問したいと思います。

それから空き家対策に関しましては、今言われましたように、所有者との連絡もとれたということですので、やはり速やかに処置をしていただきたいというふうに思います。これ以外にも、倒壊のおそれがある家屋が、まだあと2カ所ぐらい水俣にもあります。それ以外にも空き家で、もう老朽化していろいろ問題があるところもありますので、そういった類似する空き家等に関しても、今後早急に取り組んで、その結果をやっぱり出していただければというふうに思います。これは空き家対策に関しては、要望としてお願いをしておきます。ですから、防災対策に対して2点、答弁をお願いします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） やっぱり水俣はひとり暮らしの方、本当にふえております。そういった災害弱者というか、そういった方に対応するのは非常にやっぱり必要だと思っています。先ほども自治会長、民生委員さん等をお願いをするということもありましたが、地域によっては自主防災をつくって、その地域で、班で見るように、うちの地域はそういった災害のときのくくりで見回られる方が決まっていますけど、そういったものを密にやっていかんといかんというふうに思っています。今回の問題点及び課題等をやっぱり再度確認し、行政関係機関及び地域と一体になって、皆さんもですけど、そういったひとり暮らしの方に、きめ細やかに対応できるように検討していきたいというふうに思っております。

それと災害対策本部を解散した後です、この議論うちのほうでもさせていただいて、実は防災計画のところを幾ら読んでも、復旧についての部分が、そういった本部を立ち上げるという部分が読み取れません。そこをちょっと整理して、やはり後の問題もかなりこういった大きな災害の場合は1週間、2週間大変だと思いますので、そういったところも少し精査していきたいとい

うふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、経済産業振興及び観光振興について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、経済産業振興及び観光振興についての御質問に順次お答えします。

まず、大型クルーズ船についてのうち、八代港が大型クルーズ船の受け入れを積極的に行っているが、水俣市はどのように捉えているかとの御質問にお答えします。

現在、八代港に寄港する大型クルーズ船は、中国や台湾などから1隻につき三、四千人の観光客が来られるので、これを好機と捉えて、水俣市へ誘客を図る取り組みを行っているところであります。水俣市は、平成25年度から八代市、人吉市と、平成27年度には上天草市も加わり、くまもと県南観光客誘致・物産振興プロジェクト実行委員会に参画しております。

委員会では、海外からのクルーズ船受け入れについて誘致活動を行っており、平成26年度は1隻のみの寄港でありましたが、平成27年度は10隻を超える大型クルーズ船が寄港する予定となっております。平成28年度にはさらにクルーズ船寄港の打診があっており、効果が出ているものと思っております。

また、大型クルーズ船寄港時に歓迎おもてなしを行うため、県南物産展を行っております。水俣市では、みなまた観光物産協会を通じて毎回、八代港において地元業者による水俣の物産等を販売し、水俣市の物産や観光のPRを行っております。

さらに、旅行会社などに対して、水俣市への誘客を図るために、旅行行程などの提案を行っているところです。

次に、南九州西周り自動車道延伸に伴い、地元観光施設等の利用と大型クルーズ船の活用は考えていないのかとの御質問にお答えします。

通常、大型クルーズ船の八代港への滞在は半日程度であり、午前中に入港して、夕方出港します。そのため乗船客は大型観光バスで県内の観光地などを回り、四、五時間で八代港へ戻る観光コースを提案する必要があります。現在、水俣市では湯の児温泉やエコパーク水俣などを中心に観光コースを提案しております。

南九州西回り自動車道延伸に伴い、水俣市での滞在時間が長くなる観光コースを提案することができるようになるため、今後、大型クルーズ船からより多くの観光客が水俣に来ていただけるようにアピールしていきたいと考えております。

次に、恋路島の利活用についてのうち、9月議会において恋路島利活用検討業務委託料が計上されているが、委託先と検討内容はどのようなものかとの御質問にお答えします。

水俣市では、現在、国を挙げて取り組んでいるまち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として、今回新たに設けられた地方版総合戦略の策定に先行して行う事業に対して交付される地方創生先行型の上乗せ交付金を活用した事業を進めております。

その中で、地域の活性化や交流人口の増加を目的として、恋路島の利活用の検討を行うこととしており、具体的な活用策につきましては、今後、市民の皆様からの御意見や御提案をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。恋路島の利活用につきましては、これまで市民や議員の皆様から観光資源としてもっと有効に活用すべきではないか、島に橋をかけてはどうかなどの御意見や御提案をいただいております。

このような状況を踏まえ、今回の恋路島利活用検討業務委託の検討内容としましては、恋路島の動植物等を含めた現況調査、恋路島に橋をかけた場合の建設費用の概算及び法的規制等の調査、恋路島のように、本土と近接した位置にある島の活用策について、他自治体で成功している事例の調査などを考えております。

恋路島の具体的な利活用の検討につきましては、今後、学識経験者と市民の代表から成る恋路島活用検討委員会を立ち上げ、調査結果などを参考に、恋路島の利活用について検討いただく予定にしており、最終的には検討委員会から水俣市に対して恋路島の利活用に関する提言を行っていただこうと考えております。

なお、委託業者につきましては、今議会で議決をいただいた後、業者を選定し、速やかに委託契約を締結したいと考えております。

次に、今現在、恋路島の利活用について、市長はどのような見解を持っているかとの御質問にお答えします。

恋路島の利活用につきましては、市民の皆様の中にもさまざまな考え方があり、観光資源として有効に活用すべきであるという意見と、このままの状態に残してほしいという御意見があることは十分承知しており、市民の皆様のお話をお聞きする場をつくりたいと考えておりました。恋路島は水俣市の貴重な地域資源であると認識しておりますので、今回設立を予定しております恋路島活用検討委員会の提言を含め、市民の皆様のお話をお聞きし、エコパーク水俣等の有効な地域資源と連携した恋路島の活用策の検討を行い、地域の活性化や交流人口の増加につなげたいと考えております。

次に、木質バイオマス発電事業について、この事業の話が持ち上がり数年たつが、木質バイオマス発電計画の現状がどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

ことし2月の全員協議会でも御説明いたしましたとおり、九州内に多くの大型バイオマス発電所が計画され、当事業を取り巻く状況が変わり、九州電力における再生可能エネルギー買い取り制度も見直されたため、当初想定していた6.5メガワットから2.0メガワットに発電規模を縮小し

て計画されております。また、必要となる燃料も年間約9万5,000トンから、約4万トンになり、燃料を調達する業者も大手林業者から地元林業者へと計画変更されています。

現状についてですが、引き続き関係者間において協議を進めておりますが、事業化に向けた進展はしていないところです。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ここでは、経済産業、それから観光振興ということで、1つは、クルーズ船の件、それからもう1つは、恋路島の利活用の件、それで経済産業ということでバイオマス発電の件と、この3つを項目として取り上げさせていただきました。

まず、クルーズ船に関してですけれども、ことしの7月23日に八代港に寄港した世界第2位の巨大客船ということで、これが寄港したときに、その副社長さんが、例えば来年は24回ぐらいの予定だったんだが、できれば43回ぐらい寄港したいという希望をされたと、非常に積極的におっしゃっておられるということです。この客船自体の総トン数というのは、もう私もぴんとこないんですけど、16万7,880トンと、乗客、お客さんが4,180人乗れる、乗組員だけでも1,500人ということで、7月23日に入港したときには、約4,000人の観光客が120台の大型バスに乗って熊本市内であったり、阿蘇であったり、人吉であったりというところに行かれたと。滞在時間は5時間から7時間ぐらいということで、朝入港して、夕方出港するという形になりますから、宿泊は伴わないんですけど、これだけの人数がおりて、その時間帯観光なり、買い物なりをすることであるということです。

ちなみに日本の飛鳥Ⅱという豪華客船もありますけど、これがトン数でいくと5万トン、乗客が960人という規模ですから、いかに大きな、これが相当な頻度で今度八代港にも入ってくるということになりますので、できれば観光客誘致のチャンスとして、これを活用しない手はないんじゃないかなということで、今回質問させていただいております。

そこで、このクルーズ船に関しましては3点質問いたします。

まず1点目は、今答弁にありました八代港で毎回販売を行っているというのがあったんですが、その効果と感想といいますか、それはどうなのかというのがまず1点。

それから2点目に、観光客、八代港に寄港したその観光客を、水俣へ呼ぶための工夫というのはしているのかどうか。そのために工夫をしているかということと、ハードルになる、要はメリット、デメリットというものはどうなのかというのが2点目。

それから3番目として、できましたら、観光客を誘致するというだけじゃなくて、私はもう一歩踏み込んで、これを、水俣港も平成12年までは重要港湾港として指定をされておりました。それが今回、地域振興の重要港湾と、格下げにはなったんですけども、やはり喫水の面とか、い

ろんなバースの長さの面とかいろいろ法的なものもあるでしょうが、例えば、5万トンクラスの飛鳥級ぐらいの船が、年に1回でも2回でもこの水俣港に寄港できるような取り組みができれば、また市民にとっても1つの楽しみになるんじゃないか。これはやはり、先ほどから後出てきます、恋路島、それからエコパーク水俣、バラ園、こういったものを含めた中での観光振興ということで、交流人口をふやすための1つの起爆剤になるんじゃないかなというふうに思うんです。いや、もう最初からそういうのは無理だよと思っているのか、市長のトップセールスで、そこへ踏み込んで、そういう対策といいますか、取り組みをするのか、そういうところをどう考えておられるのかという、この3つを質問したいと思います。

それから、恋路島に関しましては、ちょっと私の質問も悪かった、見解ということだったんで、現在の考え方はどうなのかと。いろんな市民の意見を広く聞く、それから検討委員会の提言を聞くということは大事なんですけれども、現在、市長がああ恋路島活用に関してどう考えているのかということ、ここでちょっと私は聞きたかったんです。それをちょっと1点教えてください。

それから、2番目の質問としては、検討委員会の中には学識経験者、市民の代表というふうに答弁があったんですけど、これは選定方法はどうか、この2点。

それからバイオマス発電計画については、計画当初から、これは市が事業主体となって事業を進めていくというふうな話が、そこからのスタートだったというふうに思っております。行政が試算をして、これは採算ベースに合うんですよ、当初は蒸気も売って、売電だけではいかなから蒸気もやりますよと言ってただけけれども、いつの間にか蒸気の話も消えて、売電だけで採算がとれると。我々議会としても、いや、なかなか採算ベースに合わないんじゃないの、ほかのところでもいろいろできて、いろんなところでバイオマス発電をつくってスタートするんだから難しいんじゃないのという話で、いろんな意見がこの議会の中でもあったと思います。それでもやはり行政としては、いや、できるんだということで、推し進めていったという経緯が私はあるというふうに記憶しております。

それがどこからか途中からか、事業主体でやるんじゃなくて、今度は誘致企業として市が補助金を出しますよという形、一步引いたところで、今度は民間に投げてといいますか、民間に任せ、民間主導でやってくれというような計画に変わっていったという経緯がありました。

じゃ場所はどするんだといったら、それは産業団地内に、できれば候補地を、リプラテックの跡地もあるでしょうし、いろんな産業団地内の場所を使って、このバイオマス発電を事業をやりたいんだという説明があったというふうに思っております。

そこで、もうこの事業を検討を始めてからもう4年以上たってるんですよ、ですね。そうすると、産業団地に計画をしているということであれば、ここはきのうの議員さんの一般質問の中で

答弁でもあったように、あの産業団地はもう場所がないという答弁だったです、もう場所がないんだと。じゃ新しく造成してまた産業団地を別につくるのかといたら、検討はしたいんだけど、現在は予定はないということであって、もういっぱいいっぱい、手づまりといたしますか、いっぱいなんですよね。

そうしたときに、じゃそこにこの計画がずっとある以上、もうあの産業団地というのは、新しいところが例えば来るにしても何にしても、できないわけです。優先順位がない、最初にそういう話があるのであれば。だから、このある程度民間が最終的な判断はするのかもしれないです、バイオマス発電事業に対して、進むのか、見送るのか、白紙に戻すのか、いろいろあると思うんですけれども、そういう中で、質問としては産業団地も含めて、今、水俣市に新たな企業進出なんかの話はないのかどうかというのが1点。

それと2つ目として、先ほどの答弁でもありましたように、事業化に向けてなかなか進展はしてないんだという答弁がありましたが、この事業そのものの実現というのが、今でも可能と考えているのかどうか、現在です。これは産業建設部長の緒方部長とあと市長にもそのお考えを聞きたい、この2番目の質問に対しては、この2点バイオマスに関しては質問いたします。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 高岡利治議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、クルーズ船の物産展の販売効果についてでありますけれども、八代港での水俣市の出展スペースは4店舗程度であり、今年度は4回物産展が行われ、1回当たりで総額で10万円から20万円程度の売り上げとなっております。物産展の特徴としましては、夕方まで船の見学に来られた方が中心で、クルーズ船のお客さんはツアーから戻られた午後4時ごろから出港までの1時間から2時間の間にまとめ買いをされる状況です。野外での販売のため、雨天の場合は売り上げが伸びないこともございますけれども、これまで参加された店舗は再度出店したいという意向でございます。

それから2つ目でございます。大型クルーズ船での受け入れの問題点やメリット等についてでございますけれども、大型クルーズ船は通常日帰りで寄港するため、観光時間が短いことや、宿泊客が見込めないこと、また三、四千人が一度にバスツアーで動くため、大型バスを多数受け入れる必要があり、水俣市内での施設では受け入れが限られていることです。しかし、一度に多くの観光客が大量の買い物をされる現状としては、メリットでもあると思っております。それから南九州西回り自動車道が延伸し、水俣までの移動時間が短くなるメリットがございますので、今後は旅行会社等へのPRに積極的に動いていきたいというふうに思っております。

それから、バイオマス発電計画の…。



〔「あとクルーズ船に関しては、水俣にも寄港できるような、そういう取り組みは考えられないか」と発言する者あり〕

○産業建設部長（緒方康洋君） 済みません、クルーズ船の受け入れでございますけれども、それにつきましては、現在でもクルーズ船には旅行代理店に対しまして、積極的にPRを行っておりますし、今後取り組んでいきたいと考えております。

それとエコパーク水俣内の港湾施設は、熊本県の所管でございますので、今後、クルーズ船の誘致につきましては、港湾整備、いわゆるハードの問題がございますので、こちら辺につきましても、熊本県と協議をしながら、積極的に誘致できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 恋路島の有識者会議の選定委員について、どのような選び方をするのかという御質問だったと思うんですけれども、有識者会議にどのような方が今構成メンバーになるかは、現在検討しております。ただ、地域創生の戦略会議の有識者会議というのも今回設立しますんで、そのメンバーを参考に、今後人選をしていきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） バイオマス発電計画についてでございますけれども、その中で、産業団地を含めた企業進出の打診につきましては、詳細は申し上げられませんが、現在、数社から情報や打診がっております。それと、事業の計画についての見解でありますけれども、先ほど答弁しましたように、事業化に向けて進展してない状況であります。市としましては、事業主体ではございませんので、今後どのようになるのか想定できませんし、また市として事業化の可否について見解を述べることは現在では難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 私から2点、恋路島についてですけれども、恋路島はここでもう議論、短く、じゃいきますけど、議論しておりますので、今後、私の見解としては、やっぱり活用したいというのが十分にあるんです。それはどういった活用かは、皆さんからやっぱり意見をもらいながらやっていかないと、勝手に開発するわけにもいきませんし、自然を残しながらやるという方向もあると思いますので、その辺は一緒に意見を聞きながらやっていきたいと思っております。

バイオマス発電計画については今の答弁と同じように、企業に来てもらう立場なので、できるかどうかというのについては、差し控えさせていただきます。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 クルーズ船に関しましては、今申し上げたように、これからできれば、水俣港の利活用も含めた中で考えていただければ、特に総務企画部長の緒方部長は県からも来ておられますから、先ほど産業建設部の緒方部長から言われた県とも連絡をとっているということです。できればそういうところで、そういうパイプをしっかりと使っていただいて、期間限定で来ておられるので、その間に実績を残して県に帰っていただいて、出世をしていただくということを望んでおりますので、よろしく願いいたします。仕事がないとずっとここに残ってなきゃいけないかもしれないですね、頑張ってください。

クルーズ船に関しては、そういうことで非常に八代港が積極的に進めているということで、やはりそれを利用して、さっきも言いましたように、恋路島であったりバラ園であったり、エコパーク水俣であったり、私はやっぱり観光ルートの1つとして何か活用ができないのかなと。それにクルーズ船も絡めたところという、大きなランドデザインを描いた中でできればいいかなという、非常にそれは言うはたやすいんですけども、行うはかたしといいます。非常に難しい部分はあるかと思うんですが、できればそういう思い切った大胆な発想でやっていただくということも大事かというふうに思います。これは要望にしておきます。

それから、恋路島の利活用について、選定方法とか、検討委員会とかというふうな形で質問したんですけども、この市民の代表と言われる方を選定するにしても、やはり公平な立場で意見が述べられる人、いろんなことを平等にといいますか、公平な立場で見られる人を市民の代表として選んでいただきたいというふうに思います。いろんなそういう協議会ですとか、何とかいろいろありますけれども、それがいけないということではなくて、やはりこういう恋路島の利活用ということは非常に市民に関心事があります。それは自然を残すことも大事でしょう。しかし、やはり先ほど答弁の中にもちょっと出てきたと思うんですけど、やっぱり資源の活用ということもあるし、観光振興という言葉も出てきたように、できればそこは観光振興の1つとして何か活用していただきたいと、私は個人的に思っております。そういうものも含めて、そういう意見が述べられる方も選定をしていただきたい。

それから、今言ったように、水俣ですからすぐ出てくるのは、環境の問題で、あそこは残さなきゃいけないんだと。いろんな問題もあると思うんですけど、やはりそこはすみ分けをして、環境問題は環境問題で取り組む施策もあるでしょうし、観光振興は観光振興で取り組む施策もあるという、そこはやっぱりすみ分けをした中でやっていただきたいというのが思いです。これも要望として申し上げておきます。

最後のバイオマス発電計画、この答弁ですけども、見解を述べるのは現時点で難しいというふうに言われましたが、やはりこれは、市が最初、事業主体としてやるといった事業なんです、ですね。そして、そこで産業団地も使いますよといった話であって、それがたまたまもう誘

致企業として民間に任せて、民間に話してくれという話になってるけど、今の答弁でもあったように、現在進行形じゃなくて、とまってるじゃないですか。じゃいつまでそれを放置するんですか。いつまで様子を見るんですか。あと2年か3年か。じゃ今、緒方産業建設部長からも答弁があったように、いろんな細かいことは言えないけど、ある程度そういう話も来てるという話もありました。じゃそういう人たちは、産業団地じゃなくてもいいかもしれないんですけど、あくまでもやはり誘致企業とかいろんな話になったときには、やっぱり産業団地をメインに考えることだと思うんです。そして、もうさっきから言ってるように、場所がない、来たいという話はあるけど場所はない。頭におもしがのっかかっている、今、バイオマスという。これを早くどけないと、次の話に進展していかないんじゃないか。例えば、経済観光課あたりも、そういう物件を抱えている中で、次の新しいものに取り組もうと思っても、職員もなかなか難しいと思うんです。

であるから、ここはやはり市のトップである市長が、もうそろそろここで決断をする時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。それは産業団地だけを外すのか、事業そのものの白紙撤回をするのか、いろんな方法あると思うんですけど、もうここである程度答えを出す時期に私は来ていると思います。これが進展しているんだったら、話は別です。いろんなところでも条件として、新聞記事等でも、もう飽和状態だと。県あたりにしても、もうバイオマス発電については積極的な誘致というか、そういうあれはしていかないんだという話も出てきておりますから、ましてや八代市もできた、鹿児島県もできた、いろんな周りでもできてる中で、まだこれを誘致企業として水俣市は抱えておくのか。決断をお願いします。

それが1点、最後の質問です。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 決断につきましては、先ほど、微妙な問題も非常に私たちも抱えているところで今進んでいるわけで、この場で私が公言できるようなことは、今のところないというふうに思っております。4年たって私も引き継いで、もうそろそろできるのかできないかはきちっとする時期で、白黒というか、できるか、進出するかしないか、そういったところは、きちっとはっきりさせる時期だというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 次に、ふるさと納税について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 時間も押しておりますので、少し早口になりますが、申しわけございません。

次に、ふるさと納税について順次お答えします。

まず、全国的に注目されているふるさと納税制度について、どのような認識を持っているかと

の御質問にお答えします。

ふるさと納税制度は、応援したい自治体に貢献したいという方々の思いを形にする制度として始まりました。近年、テレビや新聞等でふるさと納税に対するお礼の品について、自治体間での競争が過熱している状況を見たり聞いたりしています。自治体に寄附をすることで、地元の豪華の特産品をお礼として贈られているところや、ポイント制を導入し、好きなときにカタログから選べるもの、100種類を超える品ぞろえを準備されている自治体もあります。寄附をする側も、気に入ったお礼の品物を見ながら注文する、ネットショッピングのような感覚になっていると感じているところもあります。

ふるさと納税制度によって、都会から地方へのお金が流れてくることはいいことだと思いますが、特産品目当ての寄附となると、違う意味での自治体間競争や贈り物競争が起これ、税金のとり合いになっているようにも感じます。制度の趣旨を踏まえ、節度ある対応をしていかなければならないと考えます。しかし、きっかけはどうか、特産品を使って多くの方々の興味をその自治体に向けることができ、地元の製品の消費拡大や交流人口、観光客数の増加につながっていくのであれば、今後見直していく必要があると考えます。

市としましては、生まれ育ったふるさとに寄附をしたい、お世話になった水俣市を応援したいという方々からの寄附をしていただきたいと思います。そのためにはいろんな機会を捉えて、水俣のよさをPRし、本当に水俣を応援したいと思われる方々の御協力を求めていきたいと考えています。

次に、水俣市の現状とふるさと納税による税収増の自治体との違いをどのように捉えているかの御質問にお答えします。

まず、多額の寄附を集めている自治体と最も大きな違いは、寄附金額に対するお礼の品の還元率が高いことだと考えられます。水俣市では1割程度の商品をお礼の品として送っておりますが、ふるさと納税を多く集めている自治体ほど還元率が高く、その多くは5割程度、中には8割もの商品をお返ししているところもありました。他の自治体を参考にしながら、余り高額にならない節度ある範囲で検討していきたいと思っています。

また、ふるさと納税を紹介しているホームページや広告チラシなど、とても興味をひかれる内容となっているものがあります。特典であるお礼の品についても寄附者が選べるようになっており、その品ぞろえの多さにも大きく違いがあります。

現在、本市におきましても、ふるさと納税制度の見直しに取り組んでいるところであり、農林水産課、経済観光課、企画課において協議をしているところです。加工品を詰め合わせただけではなく、その季節の旬な生鮮品を届けることができないか、水俣市への誘客につながるようサービスを取り入れられないか、そしてさまざまなバリエーションの中から希望する商品が選べるよう

な仕組みの検討、それに市のホームページの見直しやパンフレットの作成などもあわせて、全国に向けて地元の製品の知名度がもっと上がるような仕掛けづくりを考えていきたいと思っております。

○議長（福田 齊君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは2回目の質問をいたします。

このふるさと納税の質問に関しましては、6月議会でも私どもの会派の谷口明弘議員が、詳しく中身の濃い質問をしたというふうに記憶しております。その中で、そのときには長崎の平戸市が相当な税収をとる、全国1位ということであったんですけども、この新聞の記事によると、2015年の上半期のベスト10というのが出てるんです。この中に、ベスト10の中に九州の5市町が含まれている。1番目は山形県の天童市、これは将棋の駒等で有名なところですよ。サクランボであったり、山形牛であったりといろんな、ここが、この新聞の上半期によりますと11億68万円、11億円既に上半期だけでふるさと納税が集まっている。昨年度1位だった長崎の平戸市は現在で7億4,000万円、この天童市は話によると、もう今既に14億円ぐらい集まってるという話も聞いております。

そういった形で、6月議会のときに、じゃ水俣市はどのぐらいの税収、ふるさと納税の金額なんだといたら、平均して200万円ということですよ。その金額がいいか悪いかというのは議論になるところであるんでしょうけれども、この水俣市というのも、自主財源が少ない、やはり投資的な予算が使えないという中で、じゃどうやってお金をふやすんだ、特に税収あたりもふやしていくんだと、人が減っている。そういった中で税収減の中で、ふるさと納税というのは、1つのやはり税収増の大事な部署じゃないのかなと。

先ほど部長の答弁にもありました、例えば善意でもらっている、それから例えばネットショッピング的な傾向があるとか、税のとり合いになる。税のとり合いって、それはもう全国どこでもそうじゃないですか、国に言って地方税くれって言いに行くのも税のとり合いだと思んです。であれば、ふるさと納税もそれと一緒に私は感覚なのかなと。だから、税収という感覚で捉えると、やはり税金の納入というもの、納税という意義が若干このふるさと納税とは違っているのかなという思いはあります。ただ、少ない税収の中でいかにお金を集めるんだと、それぞれの自治体が努力をして頑張っている中で、じゃ水俣市は何もしないんですかと。関東水俣同郷会、関西水俣同郷会、例えば、市長もよく答弁の中で、そういうところに行ってアピールをします。それはあくまでも水俣出身者の中のエリアであって、そういうネットを通じて見られる全国の方にもっと水俣をPRするような1つのアイテムとして、このふるさと納税というのが活用できないのかいうことだと思んですよ。

やっぱり一番の問題というのは、要は納税する側の、ふるさと納税する人たちの選択肢がない

というところですか。それから、やっぱり品ぞろえが少ないというのが一番のネックなのかなというふうに思っておりますので、私が今言いましたように、非常に水俣をPRする、いいイメージでPRをする、大事な私はアイテムだと思っております、これは。

これをもっと活用しない手はないというふうに思っております、特に今、JNCさんもトマトの水耕栽培というか、液肥で土を使わないやつを今試験的にずっとやっておられます。試験的にもう去年ぐらいから部署部署で出しているところもあって、非常にやっぱり評判がいい。私もちょっともらっていただいたんですけど、糖度もある。できれば地元の企業がつくった、水俣でできた物産品、こういうものもそういうふるさと納税の中の1つとして、品ぞろえの中の1つとして取り入れていくというふうなことをして、やっぱり地場企業のそういう育成ということにも1つつながっていくだろうし、イメージアップにもつながっていくだろうし、そういうことをやっていったほうがいいんじゃないかなということで、今回、ふるさと納税というものを取り上げさせていただきました。

そこで2点質問いたします。その後、ホームページの見直しはできたのかどうかというのが1点。

それから、全国に向けての知名度がもっと上がるような仕掛けづくりを考えていきたいということで、先ほどの答弁の中でも何点か出てきましたので、それ以外でも何か取り組みを始めたものがあるのか、それともまだこれからなのか、どうなのかというこの2点を質問いたします。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） お答えします。まず第1点目、ホームページの更新はできているのかにつきましてお答えします。

現在、制度の見直しについて庁内参加、農林水産課、経済観光課、企画課になるんですが、そこで協議を行っているところであります。結論から申しますと、まだホームページの更新は行っていない状況になります。

ホームページにつきましては、まず制度の内容を型どおりに説明するのではなくて、さっき議員がおっしゃった部分はあると思いますが、水俣市の特性とか、あるいは文化とか、あるいは産業とか特産物、このようなものを掲載し、より多くの人が目を向ける、そのようなものにしていく必要があると思います。

今のところお礼の品の見直しについて、寄附者が希望する商品を多くの品ぞろえの中から選ぶというようなことを検討しております。例えば季節限定の旬な商品、あるいは特産品をアピールする、そのようなことで、もっと魅力あるようなホームページ作成に取り組んでまいりたいと、このように考えています。

2点目、地元の特産品の知名度が上がる仕掛けづくりとは、具体的にどのようなものがあるか

という御質問だと思いますが、まず第一に、仕掛けづくりとしては、まず議員御指摘のとおり、希望する商品を多くの中から選ぶというような仕組みづくりを検討しております。ホームページ上で、多くの商品を紹介することで、今までなかなか知ってもらえなかった商品とか、あるいは販売ルートを持たなかった商品など、全国に向けてPRできるようになって、それが新たな特産品の流通拡大につながるのではないかと、このように考えています。また、このことによって、生産者の方が考えを工夫していただいたり、あるいはこん包の仕方、どうすれば選んでもらえるか、もっとおいしいものはどうすればつくれるかなどと生産者の方の刺激にもなって、最終的には産業の活性化につながればいいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 齊君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、最後の質問ですけれども、今答弁がありましたように、まだホームページの見直しができていないと。6月からそういう答弁だったんですけど、確かにホームページだけを変えても、中身がないとできないということは当然です。やはり今言われた中身を充実する、どういうふうにしていくのか、品ぞろえをどうするのか、どういうふうにしていくのか、やっぱりそこがきちっとできないことには、ホームページだけ立ち上げて中が空っぽであれば意味がないですし、そこを、ですから中身の部分をしっかり早く取り組んでいただきたいということと、6月議会の際の市長の答弁にもありましたように、水俣市のホームページには親切さが足りないという答弁もありました。そういったところで、何かよそと違ったもの、目を引くものというものを、やはり早くつくって、そういったものが、ふるさと納税に生きていくような取り組みをしていただければというふうに思っております。

それから、先ほども言いましたように、特にこのふるさと納税というのは、税収を入れる、取り込むというだけではなくして、水俣の物産品を市外の方、全国にPRをする。そして水俣のイメージアップを図る、要するに納税をしてお金をおさめていただくことによって、水俣の物産が売れると、一石二鳥だというふうに私は思うんです。だから、それを単なるきれいごとで、税は人の善意でとかっていうことでだけで捉えるんじゃなくて、何かどうも話を聞いていると、やりたくないとか、できない理由を何かつくっているように私には聞こえるんです。そうじゃなくて、もう他市町村の行政やっているものであるから、それはしっかり取り組んでいただきたいと、積極的に。今からでも遅くないと思います。これが過熱して、例えば2年後、3年後にどうなるかというのはわからないと思いますけれども、今こういう波が来ている中で乗りおくれなように、税収アップを図るためのアイテムとして使っていただいて、なおかつ水俣のイメージアップ、水俣の物産のPR、いろんなことに役立つと思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、最後に市長に一言答弁をもらって、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 最後に回ってきてよかったと。実は6月議会終わってから、担当企画課あたりを呼んで、どげんかしろという話をして、もう立ち上げております。答弁にもありましたが、水俣の物産を紹介するのに一番いいと。これよく考えると、売り手よし、買い手よし、世間よしで三方よしになります、実際。ですから、やっぱり私たちもやっていこうということで、水俣のいろんなものをつくっていらっしゃる生産の方がいらっしゃいますので、そういったものの全国に宣伝にもなるし、買った人は喜ぶ、そして納税していただければ、うちのプラスにもなるということで、それは今ハッパをかけているところでございます。ホームページ立ち上げたときには、間に合うようにやりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡利治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時43分 休憩

---

午前10時53分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 おはようございます。

真志会の谷口明弘です。

きょうは、くしくも真志会、高岡利治議員と私と続けて質問に立つことになりました。真志会は、名づけ親は高岡利治議員なんです。高岡利治議員の質問時間が足りなくなるんじゃないかと非常に冷や冷やしたところですが、すばらしいな、やっぱり先輩だなと思っております。真志会の意味には、市民の皆さんの声に真摯に耳を傾けるという意味と、あとは紳士的な振る舞いで静かに質問しながら、その中にも核心を突いた質問を、市民の私益につながるような質問をしたいというネーミングがございます。

さて、台風15号により、市内各所で大変大きな被害が出ました。いまだに後片づけや復旧に当たっておられる多くの市民の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。特にお一人の市民のとうとい命が失われたことに、心からお悔やみを申し上げます。心から御冥福をお祈りするとともに、御家族の皆様の悲しみはいかばかりかとお察しします。

さて、今回も一般質問をすることにしましたけれども、市政のチェック機能としての責任を果たすため、市民の暮らしが豊かになるよう政策提言で市政を発展させられるように、今回は2つ



のことについて質問します。

まず大項目1、防災について。

冒頭でも触れましたけれども、先日の台風の被害が大きかったことから、自然の驚異を改めて実感したわけではありますが、市の防災対策についてお尋ねします。既存の防災無線の老朽化に伴い、デジタル方式への改修を2年がかりで行うための今年度の予算約5億3,000万円を、3月議会で全会一致で可決しました。来年度見込まれる工事費6億円余りを合わせると11億円を超える改修工事であります。

私はこの夏、防災無線の機器を扱う企業に勤める知人と、彼は里帰りで帰ってきていたんですが、水俣市の防災無線のデジタル化への改修について話をする機会がありました。たまたま待ち合わせた場所に防災無線があり、彼は仕事柄、水俣市の防災無線はアナログ式なんだねと言われたので、私もちょっとかちんときてじゃないですが、自慢げに、いや、ことしから2年かけてデジタル方式に改修するんだよというふうに答えました。すると、彼はちょっとげんそうな顔をして、防災無線の専門家として、改修について世間の動向を説明してくれました。彼によれば、来年度から新方式のデジタル防災無線が製造販売され、導入コストは現在の方式の7割から8割程度になると。これによって、中小規模の自治体の導入がさらに進むだろうというようなことを言いました。これは総務省が主導して行っている取り組みだと言うのです。私はそんな情報知らなかったので、大変驚きました。

そこで私も総務省のホームページで、さまざまなインターネットからの情報を検索すると、確かにこのように防災無線のデジタル方式の低廉化を進めるための情報が多数見つかりました。私は3月定例議会で、水俣市がデジタル防災無線方式の改修を進める予算が提案されたときに、賛成したわけですが、国が低廉化を検討しているなどの情報を、執行部の説明で聞いた覚えがありませんので、執行部はこのことを十分に検討されたのか、フル規格のデジタル防災無線が本当に必要なのか、市民が求めている防災対策の最優先課題はほかはないのかといった視点から、以下質問します。

(1)、防災無線のデジタル方式への改修について。

①、防災無線をデジタル方式に改修する費用の総額は幾らか。また国の補助割合と本市の支出は幾らか。

②、総務省は防災無線のデジタル方式が進まない要因として、高額な改修費用あるいは工事費用がネックとなっているため、中小規模の自治体が導入しやすいように防災無線のデジタル方式の低廉化を進めているが、本市はどちらの方式を採用しようとしているのか。

③、現在導入を予定している方式と低廉化した場合の方式では、導入コストがどれぐらい違うのか。

次に、避難所の整備についてお尋ねします。

昨年度、災害対策基本法の改正による見直しが行われ、それまで避難所として使われていた建物が、避難所として認められなくなり、大きな災害が発生した場合、避難所難民が出るおそれがあります。市民の関心は近くの避難所の整備、これを望む声がよく聞かれるわけですが、財源がないなどの理由が執行部の回答の常套句であります。

では、デジタル防災無線の改修費用約11億7,000万円は避難所の整備よりも優先すべきことなのかといった疑問も浮かびます。そこで避難所の整備について以下質問します。

- ①、避難所の整備は今後どのように進める方針か。
- ②、避難所の整備にどれくらいの費用がかかると見込まれるのか。

次に、大項目2の質問に入ります。

日本一長い運動場線の維持管理について。

山野線は昭和63年に廃止され既に27年がたちます。その後、廃線路の跡は日本一長い運動場と名前を変え、歩行者・自転車専用の市道として管理されています。総延長は約13キロメートル、現在、市民の憩いや健康づくりのための散歩道やサイクリングロードとして、あるいは自転車で通勤・通学する市民の貴重な生活道路として機能しています。水俣市内には多くの市道がありますが、毎年夏場になると住民を悩ませるのが沿道に生える雑草や雑木の伐採です。そこできょうは、市が多く管理する市道の1つである日本一長い運動場の沿道の雑草や雑木が、どのように管理されているのかということを実行部の皆さんに確認して、ふだん市道や日本一長い運動場を利用している市民の皆さんにも、水俣市や沿道住民が草刈り作業にどのように向き合っているのか。また、道路を利用する利用者にも受益者負担という観点から、道路の維持管理にかかわってもらうきっかけにならないかという思いを込めて、以下質問します。

- ①、日本一長い運動場線の除草作業や沿道の立木や雑木の伐採などの維持管理はどのように行われているのか。
- ②、業者に委託している区間と周辺住民のボランティアに任せている区間は距離でどれくらいあるのか。
- ③、今後、防草シートの敷設などを計画的に行い、住民負担を減らす考えはないか。

以上、本壇からの質問を終わります。

済みません、③というのを言い忘れしました。大変失礼しました。③の質問を原稿に書き忘れしました。

- ③、業者に支払っている除草作業代金等の維持管理費は幾らか。

済みません、失礼いたしました。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、防災については私から、日本一長い運動場線の維持管理については産業建設部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、防災について、順次お答えをいたします。

まず、防災無線のデジタル方式への改修についてのうち、防災無線デジタル方式に改修する費用の総額は幾らか。国の補助割合と本市の支出は幾らかとの御質問にお答えをいたします。

今年度から2カ年かけて、既存のアナログ式の防災行政無線をデジタル式の防災行政無線に更新しますが、工事費につきましては、総額約11億7,000万円で、平成27年度の工事費が約5億3,000万円、平成28年度の工事費が約6億4,000万円となっております。

工事費の財源は、緊急防災・減災事業債を活用し、この起債の充当率は100%になっております。そのうち70%は交付税措置されるため、実質の負担は30%となり、市の支出は約3億5,000万円となります。

次に、総務省の防災無線のデジタル方式への普及が進まない要因として、高額な改修費用がネックとなっているため、中小規模の自治体が導入しやすいように防災無線のデジタル方式の低廉化を進めているが、本市の方式はどちらの方式を進めているのかとの御質問にお答えをいたします。

現在のデジタル防災無線システムについては、16カム方式であり、文字情報の送信及び双方向の通信が可能となっております。また複数のチャンネルが利用できることから、放送を行いながら、個別の通信、ファクス、テレメーターのデータ通信ができるなど用途の幅が広く、伝送速度も速くなっております。防災無線のシステムの低廉化で検討されているのは3方式であり、導入に当たり最も低廉な試算が出されている方式は4値F S Kと呼ばれるものであります。これは16カム方式に比べ2割程度導入コストが低廉になります。しかしながら、双方向の通信ができない、1つのチャンネルしかなく用途の幅が狭くなる、伝送速度が16カム方式に比べ5分の1になるといったデメリットがあります。4値F S K方式については、メーカーにより機器が開発されておらず不確定な部分が多いこと、及び災害時に固定電話や携帯電話が使えなくなったときに使用することを考えているため、これらに対応した双方向の通信ができる16カム方式が妥当であると考えております。

次に、現在導入を予定している方式と低廉化した場合の方式では、どれくらい導入コストが違うのかとの御質問にお答えをいたします。

情報通信審議会、情報通信技術分科会、陸上無線通信委員会報告による市のモデルを参考にし、額を算出しますと、本市で計画している約11億7,000万円の工事費が、約9億4,000万円となり、2億3,000万円の減額となります。

次に、避難所の整備についてのうち、まず避難所の整備はどのように進めるのかとの御質問にお答えをいたします。

避難所については、昨年度、災害対策基本法の改正による見直しを行った結果、市が管理する避難所が約4カ所、地域で管理する避難所が8カ所減少しております。この見直しにより、地域によって近くに避難する場所がなくなったこともあり、御不便をおかけしているところであります。

避難所の整備については、必要性を十分認識しておりますが、現時点では、自主防災組織の体制整備や自主防災組織と連携し、市民の避難に関する正しい理解、訓練などを通じた避難方法などソフト的な取り組みを重点的に進めており、避難所の整備については建設場所、財源、建設後の管理など多くの問題があります。

次に、避難所の整備にどれくらい費用がかかるのかとの御質問にお答えをいたします。

建設場所、建設規模、建設の構造、また土地の取得費などによって費用が変わっていますが、1つの目安として、30人程度が収容できる小規模の避難所の例を申し上げますと、鉄骨づくりの平家建てガルバリウム鋼板ぶきの屋根で、約3,500万円程度必要となります。災害対策基本法の改正で避難所が12カ所減少していますので、同様の小規模の避難所を12カ所建設した場合、建物だけで約4億2,000万円程度必要となります。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 先日の台風では、私も避難所で不安な夜を過ごしました。最も風が強かった午前3時から5時ごろ、テレビもない避難所で、頼りとなるのはラジオとスマートフォンから得られる情報だけでした。恐らくあの時間帯、幾ら防災無線で呼びかけても聞き取ることはできなかったでしょう。しかし、前日に行われていた避難勧告の呼びかけは大変有効であったと思っております。

本題に戻しまして、私が今回、この件を一般質問で取り上げたのは、市民の命を災害から守るため、限られた予算の中で防災対策の何を最優先で実施すべきかという観点で、しっかり執行部で検討されているのかということを確認したからです。

そこで以下、防災無線の改修について2件、避難所の整備について1件お尋ねします。

まず1点目、さきの定例議会でデジタル方式への改修の予算を提案されたとき、総務省の進めている防災無線の低廉化について全く説明がありませんでした。私どもは知らなかったといえればそれまでなんです。勉強不足と言われればそれまでなんですけれども、市長及び総務企画部長が

担当かと思いますが、このことをどの時点でお知りになっていたのかということをお尋ねいたします。

2点目、先ほどの答弁では、低廉化した方式を使えば約2億3,000万円の工事費が減額になると答弁がありました。市の実質の負担割合が30%ということで計算すると、約6,900万円の導入コストが削減できます。確かにフル規格の16カム方式に比べれば幾つかのデメリットはありますが、現行のアナログ方式の機能は維持するとして始まったこの低廉化の検討であります。

平成26年9月19日に総務省の陸上無線通信委員会が公表した報告書、先ほど執行部もそれを参考にされたと言っていますが、私も、これは皆さんどなたも、インターネットで見ることができずけれども、デジタル方式が進まない、普及が進まない理由が、整備費用が高額なので各自治体のほうから整備費用の低廉化の要望が上がり、今回の新方式の導入の検討に至ったとあります。平成28年度からは各メーカーも製造を開始する予定であると聞いております。つまり、今後多くの中小の自治体が新方式のデジタル防災無線を導入していく可能性が高く、今後長く設備を維持管理していく上でも、メンテナンスコストなども含めて新方式のほうがよいのではないかという疑念がぬぐえないのですが、財政状況の厳しい水俣市で本当にフル規格のデジタル防災無線に改修すべきなのか。市長はみずから経営の感覚をよくアピールされておりました。総務省の方式を調べた上で、どのように考えられたのか、また最終的にフル規格の導入を決めるに至った、その根拠をお願いいたします。

次に、避難所の整備についてですが、先ほどの答弁にもありましたように、昨年度、水俣市内で12カ所の避難所が災害対策基本法の見直しによって閉鎖となりました。地域によって近くに避難する場所がなくなったところもあり、大変御不便をおかけしているところだと答弁されましたが、まさに住民はそこに不安を覚えています。建設場所や財源、建設後の管理などの多くの問題があるとの答弁もありましたけれども、一方で、防災無線のデジタル化には約11億7,000万円という多額の費用の支出を決断されました。先ほどの答弁で、30人程度の小規模の避難所の建設に約3,500万円程度、12カ所整備した場合、約4億2,000万円程度必要との答弁でしたが、もちろん建設費以外にもさまざまな費用がかかりますけれども、少なくともデジタル方式を低廉化版に見直せば、小規模避難所2棟分の建設費が捻出できる計算となります。

防災対策に市民が今何を必要としているのか、水俣市はどの程度を把握しているのでしょうか。自主防災組織の体制整備や訓練などの実施など、ソフト的な取り組みを最終的に現在進めていると答弁がありましたけれども、自主防災組織の運営費用についても、市からの援助は、運営費用ですね、あくまでも、はなく、私が住む自治会のほうでも、来年度は自主防災費用という名目で、自治会費の値上げを検討しようかという話まで上がっております。しかし、自主防災組織は市街地とそうでない地域とでは、住民数、年齢層などに大変大きな差があります。避難所とな

る地域の公民館の改修などにおいても、市街地の自治体とそうでないところでの資金面での地域格差は明らかです。国から地方へ給付されます地方交付税のような仕組みを考えてもらい、自主防災組織の維持に係る最低限の運営費については、水俣市もその支出を検討してはどうかと思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

以上3点お尋ねします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） その前に反問、ちょっと趣旨の確認をしたいんですけど、済みません、立ち位置をきちっとわかったほうが答弁がかみ合うかなと思って、現在、当初予算でこれを通して、これ議会で皆さんで通していただいて、谷口明弘議員も当然通されたわけですね。現在は、入札の手続に入り、そして、JV、共同体ということで募集をかけているところでございます。この時点で、今、このやりとりをするということは、谷口明弘議員のお話聞くと、通しておるけど、もう1回これは見直して、防災無線についてはもう一回検討をやり直したほうがいいというふうな立ち位置で御質問されているか、そこをちょっと確認して。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 私の質問の趣旨は、当然、3月議会で全員可決しておるものですから、私としてもそのことに質問するには非常に慎重にならざるを得ない部分があったんですけども、ただし、可決したときに、私たちの知らない、私の知らない情報があったものですから、執行部がそのことを把握してたのかということは今質問の中にも上げましたが、それを答弁を聞いた上で、十分その辺も検討された上で、やっぱりデジタル無線の改修が16カム方式で現在やらなければいけないという納得できるような理由があれば、私も、ああ、それしかないのかなというふうな納得ができるんですが。

（「しなかった場合は」と発言する者あり）

○谷口明弘君 納得しなかった場合は、私のこれは個人、議員個人の意見として、見直しも検討すべきではないかという持論も持っております。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 4値FSKについては、まだ開発段階で、カタログもできてない、そういった段階で議論はやってないと、担当課からも言いますが、私はやってないというふうに認識をしておる。逆にできてないものを議論するというのは不可能じゃないかというふうな認識であります。それ、知ったかということについては、私もネットをいろいろ見させていただいて、そういったものがあるということで、大体2割ぐらい安くなるというのは見させていただきまし

たが、こういった議論をやってませんので、全然そういったテーブルには乗ってないということです。ただ、知ったのも最近私も知ったところでございます。同じような感じだと思います。

それと、避難所については何を優先してやっぱり財源を使うかということだと思います。私は1年間いろんなところでお話を聞いたり、地域に行って、地域懇談会をやらさせていただいて、やっぱり防災無線が聞こえないというのが一番多いです。ここの市役所の苦情も、雨のときにあんな流されても全然聞こえないというのが一番多いです。特に高齢者の方が今ひとり暮らし多くなっている中で、雨、風が強いときに防災無線流しても、家の中では聞きづらい。それでしたら、戸別受信機をつけるのがやっぱり妥当かというふうな、いろんな検討委員会、平成25年からずっと立ち上げて、その説明を受けて、こういった戸別受信機を整備しようというふうに決定して、こういうふうに議会に御相談をして、今、決まって、準備にも入っているというところでございます。ですから、災害による避難所をやるという議論はまた別の問題で、今からやっていって、やっぱりそういった要望がどんどん上がってくるようだったら、お金をどこに使うかだと思います。命、生命、財産、それを守るのが一番必須でございますので、その部分が手薄いということでしたら、やっぱりそこをやる。現時点では、財源の問題もあって、戸別受信機をまずつけて、とりあえず危ないときには避難をしていただく、避難の場所が近くになかったら、体育館でも市内まで来ていただく、そういった情報を先に伝達するのが、現時点では重要かというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 補足ではございませんけど、私のほうも少し説明させていただきたいと思います。

まず最初にございました、新しい方式を知ってたのかということでございますけれども、検討委員会の中では、当然先ほど市長が答えましたように、全然検討しておりません。同時に、検討しました方式としましては、現在の防災行政無線方式、それと防災ラジオ、エリアトークで、防災ラジオもFM局経由方式というのがございましたので、この4方式についてメリット、デメリット等をいろいろ検討いたしまして行っているわけです。ですから、その当時、まだ全然この方式というのがまだ全然できてない、今でもできてないわけですので、当然、検討に入っておりません。そういう状況でございます。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今、答弁いただきましたので、私のこれはあくまでも思うところですが、確かに市役所のほうには、防災無線が聞こえないであったりとかいう苦情がたくさん寄せられているんだろうと思います。それは市役所だから、恐らくそういった声をよく聞かれるのかなと、我々自治会としては、住んでる住民としては、やはり特に避難所を昨年度の見直しでなくなった

ところの地域に住む人間は特になんですけれども、やはり身近に存在していた避難所がなくなったということに対する不安が多くて、そちらのほうの整備を先にしてもらえないかと、それは市民お一人お一人いろんな御意見があるというのは、私も確かに認識しております。ただ、今回、そういったことを御提案申し上げるのは、質問の中に取り上げるのは、いろんなそういう御意見を総合的に判断されて、これがやはり少ない財源の中で取り組むには、これからやらずにちやいかんのだという優先順位がしっかりされておって、その根拠がしっかりと示されておるという状況であれば、私も納得します。今の御説明の中に確かに今、低廉化の方式はまだ物もできてない状況だから、検討のその段階に上がってなかったというお話をお聞きしましたけれども、この総務省の分科会の発表などは、昨年9月などに行われてますし、その検討に入れというのは、さらに平成25年度から総務省はそういった動きをとっているという情報があります。

これは、苦言を呈すとすれば、ある程度その辺の情報にも敏感に、執行部の皆さんもぜひなっ  
ていただきたいと、私も含めてですが、そういったところの情報どりはしっかり行っていただき  
て、だって、ほかの自治体の要望としてこういった低廉化を希望するというのを、地方自治体  
のほうから声が上がっているという情報を、水俣市が知らなかったというのが果たしてどうなの  
かなというような疑問も浮かびますので、しっかりそういった情報どりを行っていただきたい  
と。この件に関しては、これ要望で終わりたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、日本一長い運動場線の維持管理について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、日本一長い運動場線の維持管理について順次お答えします。

まず、日本一長い運動場線の除草作業や沿道の立木や雑木の伐採などの維持管理はどのように  
行われているのかとの御質問にお答えします。

市が管理する市道は総数427路線、実延長約330キロメートルあり、このうち日本一長い運動場  
線は約13キロメートルになります。沿道には雑草が生えやすいのり面も多いことから、除草作業  
につきましては、一部シルバー人材センターへ委託しておりますが、支障となる樹木の伐採や委  
託区間以外の除草作業につきましては、市職員が実施しております。

また、一部区間につきましては、周辺住民の方々にも除草作業等を御協力いただきながら、維  
持管理しているのが現状であります。

次に、業者に委託している区間と周辺住民のボランティアに任せている区間は距離でどれくら  
いあるのかとの御質問にお答えします。

業者委託につきましては、6区間に分かれ、距離は約5.6キロメートルとなっており、通行に



支障のある路面部分を実施しております。また、周辺住民のボランティアによる区間は、約2.5キロメートルとなっており、市の燃料支給制度を活用され御協力いただいております。

次に、業者に支払っている除草作業代金等の維持管理費は幾らかとの御質問にお答えします。

市では、市道の草刈り業務として11路線、約40キロメートルを250万円でシルバー人材センターへ業務委託しており、日本一長い運動場線につきましては、案分しますと約35万円相当の委託費となっております。

次に、今後防草シートの敷設などを計画的に行い、住民負担を減らす考えはないかとの御質問にお答えします。

防草シートの敷設につきましては、下向、松山地区や南福寺の旧水俣高校グラウンド横ののり面で、既に実施している区間がございますが、いずれも原材料支給という形で、地域住民の手により敷設していただいております。今後とも地区住民の要望を踏まえ、原材料支給という形で維持管理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 日本一長い運動場線は総延長が約13キロメートルで、シルバー人材センターに約5.6キロメートル、周辺住民のボランティアによる除草区間が約2.5キロメートルということでした。ちなみにシルバー人材センターに委託してある区間は、年に1回の除草作業でありまして、夏場はその程度で追いつかない現状があることは、執行部も御認識されていることと思います。また、それ以外の約4.9キロメートルの区間は、シルバー人材センターや地域のボランティア作業では行われず、市の土木課の担当者が定期的に見回り、必要に応じて枝の伐採や草刈りなどを行っている状況とお聞きしております。その努力には大変敬意を表したいと思います。

山野線が存在していたころは、この鉄道の保線区員がおりまして、定期的に維持管理作業を行っておりました。水俣市が市道として管理を始めてからこのような道路維持作業が行われるようになったわけですけれども、線路ののり面の盛り土というのが、表面に線路の敷石をかぶせてあって、以前、保線区員をされてた方に聞きますと、そうすることによって、雑草の生えるのを、木になったりするのを防ぐために上にわざと石を敷設しておったという話なんです。約5メートルぐらいから7メートルもある傾斜地ののり面の除草作業は、もう石原になっておる、そこが長期不完全な維持されているので、石原に泥が浮き出してきて、足場が非常に悪いんですよ。除草作業が大変危険を伴う作業であることを理解していただきたいと思います。

地域の住民ボランティアに任せてある区間も、実は自治会総出の作業ということではなくて、主に日本一長い運動場に近接している田畑の持ち主が、害虫の発生とか、さらには景観を特に気にする人たちですので、ボランティアで除草作業をしているという現状であります。特に高齢化率の高い東部地域を走る日本一長い運動場線ですので、今後、耕作放棄地などがふえてくると、

そういった日本一長い運動場ののり面のボランティアで行っている作業なども行われなくなっていくという可能性が非常に高くなってきます。

答弁にありましたように、一部防草シートを張った地区からは管理が大変楽になった、危険性が減ったという声が聞かれております。市のほうで計画的に防草シートを敷設することは金額的に難しいという答弁でしたが、私も計算すると数千万円とかいう単位になるので、今のシルバー人材センターなどを活用していても、何十年という費用になるので、それはどちらがどうなのかというの、私もしっかり今回認識しました。ただし、そういった管理している住民の人たちの危険性などを除去するとかいう意味でも、防草シートなどの原材料支給という制度があることを知らない人がまだまだいらっしゃると思いますので、沿道自治会長などを通じる、もしくは農業委員会などの組織を通じて、このような制度があるということをもっと周知することができないかということをお尋ねします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 谷口明弘議員の2回目の御質問にお答えします。

防草シート等の原材料支給制度の周知についての御質問ですけれども、防草シートにつきましては、維持管理が軽減されるということがございますので、そういった周知がちょっと不足しているということがございます。地元自治会には直接、あるいは自治会長を通じて周知を図ってまいりたいと思いますし、またあわせて現在、燃料支給制度につきましては、広報紙等で周知をしておりますので、防草シート等の原材料支給につきましても、あわせて周知を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 日本一長い運動場線ですけれども、自転車やバイクの乗り入れは、基本的にはできないということから、ほかの市道、水俣市が管理する市道と違いまして、特殊な道路であります。主に散歩やランニング、サイクリングなど健康づくり、これは前水俣市長などもほぼ毎日のように散歩をされている姿を見かけるわけです。今、そちらにお座りの中でも、私に非常に関係の深い事務局長などもよく散歩されているわけですけれども、事務局長にもこのような意見をどう思われるか聞きたいところですが、どちらかという、地域に住んでいる住民以外の方の利用が大変多いこの日本一長い運動場線、ネーミングからしても、当然そういった利用は、市も望んでいるところだと思えます。先ほども申し上げましたように、その管理については、水俣市であったり、その地域住民であったりという、その負担がかなりしわ寄せが寄っているということです。利用されている人たちの市民にも、ぜひそういったことを知ってもらいたいという観点か

ら、そういう利用者也巻き込んで、日本一長い運動場線という名前がついているぐらいですから、年に1回ぐらいは利用する人も含めて、維持管理活動につなげるようなイベントが実施できないかということをお尋ねしたい。

もう1点、沿道住民も除草作業に協力しているということも、もちろん水俣市も一生懸命やっているが、沿道住民も協力してこの道路が維持されているというようなことをPRするような看板の設置など、もしくは市報で周知するなど、そういったことを少し考えていただけないかということをお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 地域住民以外の利用者を巻き込んだイベント、あるいは沿線住民で管理しているんだよといったものを周知させる看板は設置できないかという御質問ですけれども、現在、イベント等を開催したり、看板を設置するということは、ほかの関係もございまして、ちょっとなかなか難しいかなとは思っております。ただ、日本一長い運動場につきましても、一般の生活道路であります市道と利用形態が全然違います。したがって、そこら辺については今後検討しなければいけないとは思っておりますけれども、まずは今後とも地域住民の方々の負担軽減が図られるような維持管理をしていきたいと思っておりますし、あわせて、地元の方々と話し合いを行うなどして、理解を深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 時間もありますから、市長も何かございますか。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 私は、残念ながら日本一長い運動場線をウォーキングすることは余り今はありません。今、家の中でエアロバイクをしておりますので、歩くことはありませんけど、言われるのはよくわかります。地元は一生懸命やっておるのに、何か使う人は使って、何か余りそういったところで使っている人が得ということはないでしょうけど、それはやっぱりやっつてる方を周知して、こういうふうに皆さんが整備しているということも、使っていらっしゃる方にもきちっと認識していただいて、中にはじゃ一緒に手伝おうかという人が出てきて、水俣をやっぱりみんなできれいにしていこうというふうな感じが盛り上がるのを、ぜひ議員が先頭に立ってやっていただければというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で、谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時37分 休憩

---

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆さん、こんにちは。

新緑会、新人議員の桑原一知です。

まず、台風15号の影響で、水俣市でも倒木被害や家屋損壊、停電などの被害が相次ぎました。また、行方不明になられていた方も残念ながら御遺体で発見されました。御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、現在も倒木や道路決壊など、まだまだ復旧してない箇所もあり、市には迅速な対応をお願いしたいと思います。

さて、私は23年間営業をやってきました。そのお蔭で県内外の多くの方々と出会うことができ、営業時代の一番の財産となっています。そのときの話題は、水俣市の温泉は質がいいとか、魚がおいしいとか、あそこのお菓子がうまい、そういった水俣市民としてはありがたい話題がほとんどでした。水俣市には多くの問題はありますが、魅力も幾つもあります。私にとっては誇りあるまちです。新人議員だからこそ前向きにチャレンジし、市民の声を市政へ届け、水俣市発展のためしっかりと務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは質問に移ります。

1、農業振興について。

まず日本の農業は、国民への安定供給や国土・環境保全はもとより、地方の活性化を担う基盤産業として大きな役割を果たしていると思っております。しかし、現状は高齢化や担い手不足、耕作放棄地の拡大等、さまざまな課題に直面しています。水俣市でも同じ課題があり、今後も急速に進むと思われ、新たな改革により成長産業化に図ることが急務になっていると思っております。

そこで、以下4点お聞きします。

- ①、水俣市の農業の現状、また強みと弱みについてどのように考えているか。
- ②、耕作放棄地の現状はどうなっているか。
- ③、第5次水俣市総合計画の中に水俣の農産物主要3品目（果樹、タマネギ、茶）とあるが、米についてはどのように考えているか。
- ④、担い手支援はどうなっているか。

2、教育問題について。

私も営業時代によく学校に出入りしておりました。子どもたちの元気な姿を見るたびに、活力をもらい、先生方が熱心に指導されている姿を見て感動したこともあります。ただ、昔と違い、価値観の多様化やライフスタイルの変化で、教育に対する課題も多様化していると思っております。し

かし、学校は地域にとって最も身近な場所です。我が子はもちろんですが、水俣市にとっても地域の子どもたちは宝です。大切な子どもたちが安心・安全に学べること、そして先生方が指導に集中できる、この環境づくりも非常に重要な課題だと思います。また最近では、携帯電話やスマートフォンなど情報通信端末の普及で、どこでもさまざまな情報がすぐに得られる情報社会です。社会全体が便利になるにつれ、子どもたちが犯罪に巻き込まれる危険も増していると思います。

そこで以下5点お聞きします。

- ①、水俣市の児童・生徒の学力・体力レベルは全国平均から見てどうなっているか。
- ②、土曜授業実施での課題と期待は何か。
- ③、奉仕作業等で、学校から出た木くずや生木、草などの処理方法はどのようにしているか。
- ④、ICT設備の推進はどのようになっているか。
- ⑤、小・中学校または保育園・幼稚園などの防犯対策はどのようにやっているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 桑原議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、農業振興については私から、教育問題については教育長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、農業振興について順次お答えをいたします。

まず、水俣市の農業の現状、また強みと弱みについてどのように考えているかとの御質問にお答えをいたします。

本市の農業の特徴としては、山林が市の総面積の約75%近くを占め、平たん地が少ないことから、生産基盤の弱い狭小な農地が多く、農業者の大部分が自給的農家であることが挙げられます。また、農林業センサスにおける販売農家の推移を見ても、基幹的農業従事者が減少する一方で、65歳以上の従事者の占める割合が、平成17年の58.1%から平成22年では65.7%と7%増加するなど、農業者の高齢化や後継者不足などによる担い手の不足と農業生産力の低下が従来から課題となっております。

このような中、年間平均気温16.8度、年間降水量2,100ミリと温暖で雨の多い気候条件のもと、水稲、かんきつ、茶、サラダタマネギ等が多く栽培されており、作付面積は水稲が157ヘクタール、不知火、甘夏などのかんきつが286ヘクタール、茶が68ヘクタール、サラダタマネギ45ヘクタールとなっております。

次に、本市農業の強みと弱みについてお答えをいたします。

まず、都市圏などの大消費地から遠いという地理的条件に加え、平たん地が少なく、棚田等、狭小な農地が多いといった地形的な特徴から、農家1戸当たりの経営耕作面積が92アールと県平均179アールを大きく下回っており、水稲などの土地利用型農業では、兼業農家・自給的農家が多く見られます。このように耕作面積が狭いことから、生産条件が悪く、大規模な農業経営が困難で、農産物を出荷する市場等も遠いところが、本市農業の弱みの部分ではないかと考えております。

これに対し、温暖で雨の多い気候条件の不知火海沿岸を望む肥沃な樹園地、高低の異なる茶畑などが本市農業の強みの1つであり、甘夏、不知火などのかんきつの栽培や葉つきタマネギを初めとするサラダタマネギの栽培、七十七夜献茶祭で見られるような県内でいち早く出荷される早出し茶の栽培などが本市の特産物となっております。

また、水俣病を教訓として、環境に配慮した安心・安全な農産物の生産にいち早く取り組んだ農業者も多く、サラダタマネギを初め、かんきつ類、一部の茶農家の取り組む和紅茶の生産なども、本市農業の特徴の1つであると考えております。

次に、耕作放棄地の現状はどうなっているかとの御質問にお答えをいたします。

平成26年度に農業委員会が実施しました調査では、再生利用が可能な耕作放棄地が112ヘクタール、再生利用が困難な荒廃農地が114ヘクタールで、合計226ヘクタールとなり、前年より若干増加しております。

農地所有の高齢化や担い手不足、水俣市内に居住しておられない所有者は、周辺農地が悪影響を及ぼすという認識が薄いなど、耕作放棄地は増加していると考えております。このようなことから、平成27年度には耕作放棄地解消のため、遠方におられる土地所有者と協議し、イノシシ等の寝床となっていた約70アールの耕作放棄地を、農業委員によって再生作業を行うなどの取り組みも行ったところであります。

次に、第5次水俣市総合計画の中に水俣の農産物主要3品目（果樹・タマネギ・茶）とあるが、米についてはどのように考えているかとの御質問にお答えをいたします。

米については、先ほど答弁したとおり、中山間地域の中心に県平均を下回る狭く未整備な農地が多いことから、コンバインなどの大型農業機械の導入が困難で、平たん地が多い地域に比べ、生産条件、経済性が悪いことから、米だけの農業経営は困難であると思われれます。しかし、米については、中山間地域の農地の維持・保全、地産地消を推進する上で、大変重要な農産物であると考えております。

また、湯出、久木野、東部地区など中山間地域の棚田で栽培される米は、平たん地と比べ1反当たりの収量は劣るものの、山から湧き出る清らかな水と昼と夜の寒暖の差から、食味のよい高

品質な米が生産されていると認識しております。このような中、中山間地域の美しい米の販売を拡大していこうとする生産者の取り組みができており、市としても積極的に支援していきたいと考えております。

次に、担い手支援はどうなっているかとの御質問にお答えをいたします。

本市農業の課題の1つとして、農業者の高齢化や後継者不足による担い手の減少があると認識しておりますので、その対策として国・県の事業を活用したさまざまな取り組みを実施しております。

まず、45歳未満の若い農業者の就農を支援するため、平成24年度から国の青年就農給付金を利用した支援を実施しており、本市においても本年度13人の青年就農者へ年間150万円の給付金を支給し、若い担い手が農業に定着できるように支援しているところであります。

また、国の経営体育成交付金事業を活用し、人・農地プランを作成した地域の中心となる農業者等が融資を利用、活用して、農業機械を導入する取り組みを支援しているほか、熊本県の事業を活用し、タマネギ農家が共同利用する畔内施肥マルチャーの導入支援について、本議会で補正予算を計上するなど、担い手に対して国・県の事業を活用した農業機械導入の支援を実施しております。

さらに、本市独自の取り組みとして、水俣市ががんばる農家支援事業において、国・県の補助事業を活用できない農業用機械やビニルハウスなど、農業施設の導入支援等を実施しております。このほかにも、地域から要望のあった農地の基盤整備等を計画的に実施しておりますが、今後も農業者を初め、関係団体の意見をお聞きしながら、担い手に対して有効な支援を実施していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 御答弁いただきありがとうございます。私の経験と、あと私見を交えながらですが、まず水俣の農業を考えたときに、非常に厳しいということ、今お聞きして痛感しております。私も実家が球磨郡の錦町というところで農業もやっております。水俣でも米づくりをしておりますけれども、父と一緒に、手伝いながらですが、やっております。まだまだ経験も浅いですが、勉強中です。

農業をされている方の考え方というのはさまざまあるかと思えます。例えば専業の方はやはりつくるということに生活と、あとプライドをかけてつくられています。兼業の方、昔から家がやっていたので会社が休みのときにやっているという方、それはここにいらっしゃる皆さんも、そういう方も多いと思えますけれども、立場はさまざまであると思えます。

なぜ私が農業を始めたかという、父が病気になって、それが悪化したために、農業をやっているんですけども、今は米と野菜と、あと開墾したところにシイタケ、栗などを植えておりま

す。ただ、水俣の父も農業をやってまして、この先10年、20年を考えたときに、今やられていることが、全て私自身がやれるかというところになると、少し不安になります。

そこでまず、専業・兼業農家でも共通の問題が、やはり農地の整備だと思っております。実家のほうでは農地整備が進んでおりまして、作業もスムーズに、機械の出し入れもできますが、答弁にもありましたように、水俣市ではまだまだ未整備な農地が多いということでした。若い方や高齢の方が安心して、安全に機械を出し入れでき、作業が効率よくできることというのも重要だと思えます。

そこで、1点目の質問なんですけれども、現在、農業基盤整備事業を実施しているところがありますが、ほかにも整備を望む地区というのはあると思えます。そのような地区に対してはどのように考えていらっしゃるのか、これは1点目の質問です。

私がさきにお話ししましたけれども、開墾したところの話なんですけど、結構、雑木林化しておりまして、もともと畑のところもありました。耕作放棄地ということでもあったんですけれども、利用価値があったので再生をしたところなんです。

本市では若干増加傾向にあるということで、非常に難しい問題でもあると認識しております。今後乗り越えていけないといけない問題でもあると思ひ、2点目の質問です。

答弁にもありましたが、現在、再生作業を行っておられるということでしたが、増加している耕作放棄地の活用対策は何か考えていらっしゃるかお聞きします。

次に、やはり農業を今からされるという方というのは、悩まれる方も結構いらっしゃると思ひます。家がしているからとか、そういう方もいらっしゃるし、商売をされている方ももちろんいらっしゃると思うんですけれども、やっぱり担い手というのも1つ重要な問題だと思ひます。要は担い手がいなければ地域の活性化とか、あと環境保全、田畑が荒れるとかイノシシのすみかになるとか、そういう点でも問題になっているところもあると思ひます。

先ほど答弁にもありましたように、45歳未満の若い農業者の就農支援をされているということでした。3点目の質問ですけれども、青年就農給付金の内容、また本年度13人に支給されておりますが、どのような農産物に取り組みられているのか、また支給に当たり実績などの検証はどのようにされるかお聞きします。

最後に、農業機械の補助事業の件ですが、効率化や労力の軽減、そのための支援というのは重要だと私も思っています。今後もぜひ力を入れていただきたい、本市独自の事業だと思ひます。

そこで、4点目の質問ですけれども、水俣市ががんばる農家支援事業の実績と今後さらなる計画はあるか、この4点を質問いたします。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。



西田市長。

○市長（西田弘志君） 農業について、今るるお話をいただきました。桑原議員、最初の質問ということで、大変落ちついてされているのに、逆にびっくりしているところがございます。私、最初にしたときは、もうそこで足を震えたのを覚えております。

お話がありました農業基盤整備事業をどのように考えているかということでございますが、現在、深川地区に実施している基盤整備は、地元の負担の少ない県営中山間地域総合事業であります。中小場、仁王木、南袋、桜野上場、小田代地区につきましても、地域の県営中山間地域総合事業として、今年度から実施していく予定でございます。

御質問の基盤整備事業を、望む地区に対しまして今後どうやっていくかということでございますが、まず農業基盤整備事業は、事業の採択要件であります地元の合意形成がまず大事、そして、相続などの換地等の調査を進めながら、あわせて中山間地域総合整備事業や、それにかわる有利な補助事業での整備も視野に入れ、今後も県に対して積極的にやはり働きかけていきたいというふうな思いでございます。ぜひ支援はしていきたいというふうに思っております。

そして2つ目の、耕作放棄地の問題でございまして、これはもう全国的な問題だというふうに思っております。水俣も当然、耕作放棄地、少し伸びているということでございます。現在、耕作放棄地になっている箇所には、農業者の高齢化による離職、規模の縮小、また若い人は農業だけではなかなか生産が維持できないということによりまして、市街地へ転居、そして後継者がいない農地の基盤整備ができず、耕作条件が不利な地域に集中している状況でございます。

農業委員会では、年に1回パトロールによる農地の現地把握や有効活用の意向調査を実施し、農業、農地所有者へ今後の活用内容の確認や復元の助言等を今行っているところでございます。そして、再生可能な耕作放棄地については、農地バンク推進事業による農地の貸借の促進、耕作放棄地緊急対策事業による耕作放棄地の農地への復元の支援等を実施をしているところでございます。そして、人・農地プランの策定や、平成26年度からは、新たに始まりました農地中間管理機構による売買、そして貸借による農地集積の強化、農地の維持対策を行っているところでございます。しかしながら、抜本的な対策を実現するのは、なかなか厳しいという現状がございます。担い手不足が加速することが予想されていますので、今後も少しでも耕作放棄地がふえないように、地域の実情に合った対策を取り組む必要があると考えておりますので、こういったところもやはり支援をしていきたいというふうに思っております。

3つ目の、青年就農給付金の内容、そして状況をどのようなものを行っているか、実績などの検証についてでございますが、この制度の内容は、新たに独立して農業経営を開始する45歳未満の就農者を対象とし、農地や農業機械の所有状況、農作物の出荷や資材の取引状況など、独立自営した農業経営が確認できることや、給付金受給終了後には、農業で生産を維持できることが可

能な農業経営の計画があること、また人・農地プランでの中心となる農業担い手に位置づけをされているというふうに要件がございます。その他といたしましては、農業経営を開始した以降の所得が250万円未満であることなど、所得要件が必要であります。

次に、今年度支給した13人の取り組んでいる農作物の内容、内訳でございますけど、果樹経営が2組の夫婦を含めた9名、そして残り4名については米、そしてサラダタマネギ等の野菜等をやられているということでございます。また、給付金支給後の検証でございますが、年に2回就農状況の報告を義務づけておりまして、報告の義務を怠ったり、報告後、実施される現地確認等で適切な農業経営が行われていないと判断された場合には、給付金の支給停止、または返還となる場合もございます。

そして4つ目が、水俣市ががんばる農地支援事業、これの実績、今後の計画についての御質問だったと思います。

本市の単独事業でこれはございますが、水俣市ががんばる農地支援事業、これは平成26年度から新規事業として、平成28年3月まで実施の予定をしております。事業の実績といたしましては、平成26年度において決算額86万2,000円で、コンバイン導入、そしてかんきつの加工品の生産拡大のため冷蔵機械の導入、そして花卉生産者の規模拡大に向けビニルハウスの導入支援など、いずれも国・県の補助事業活用ができない事業について支援をしているところでございます。

また、今年度は果樹農園のハウス施設維持に必要な資材の購入、米生産者の育苗ハウスやコンバインなどの導入、茶生産グループへの茶粉碎機能導入等を支援し、農業生産及び販売拡大に向けた支援を実施する予定となっております。

今後の計画につきましては、まずは来年度に向けた予算として、農業生産現場に出向き、農業者と意見交換をしながらニーズを把握していく、そして農業振興に必要な支援、そういったものを事業化していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。農業問題解決というのは、やはり特効薬もないですし、これをすると解決をするということもなく、なかなか難しい問題だと思っております。そんな中で、先ほどの就農給付事業ですか、青年就農給付金の支給であったりとか、あとは水俣市のがんばる農家支援事業とか、そういった国や県、また市の力をかりて何とか衰退をとめなければならないというふうに思っております。

農家の方々が汗を流し、一生懸命つくられた農作物は水俣の宝だと私も思っております。立地や販路という不利な条件もあるかと思っておりますけれども、さっきお話があったように、強みもあると思っております。それは温暖な気候であったりだとか、あと山のきれいな水だったりとか、あと山間部での寒暖の差があったりとか、高品質な農作物がつくられる状況も整っているのかなと思

ます。

そんな中で、販路というのが結構難しいところもあると思うんですけども、現在、私が知っている方で、インターネットとか、もしくはみずからの販売ルートを使って米などを出している方も中にはいらっしゃいます。そういった方には、本当自分でやれるので、どんどんやっていただきたいと思うんですけども、実際にそういったことができない方もたくさんいらっしゃると思います。先ほど兼業と専業のお話をさせていただいたんですけども、両方モチベーションが上がるといのは、つくってそれを食べてもらって、おいしいって言われる、もしくはそれに対してお金をいただけるということが、やはりつくられる方にはモチベーションのアップであったり、もうちょっとおいしいものをつくろうという技術の向上というのも出てくるのではないかなと思います。

そういった中で、今、米の話ですけども、やはり知名度が、ほかの農産物に比べると少し低い状況かなというふうに思っています。そこで、水俣の米を今アピールしていくということも大変必要かなというふうに感じております。これは提案も含め、質問なんですけれども、きょうの朝の答弁でも空き家バンクを4月にされるとか、もしくはふるさと納税のお話も出てきました。その中に、ふるさと納税に米、そういったものも追加していただく、また農作物も水俣ブランドというものをもうちょっと前面に押し出していただいで確立する。要は納税、朝の議論もありましたけれども、やはり一石二鳥と、要は水俣の農作物も食べていただいて、それに対して税金も入ってくるということで、非常にいい取り組みじゃないかなと思うんですけど、そういうふうな考えというのはないでしょうかということが1点。

もう1点は、先ほどの空き家の件です。4月に空き家バンクを立ち上げられるということでお話をいただいたんですけども、山間部には非常に多くあります。道路を挟んで左側の数軒は家があるけど、右側の7軒はもう誰もいないとか、そういったところも非常に多くあります。そういう空き家と耕作放棄地を絡めた形で提案も含めて質問なんですけれども、耕作放棄地と空き家を組み合わせて新たな生産拠点、または育成の場にする、こんな取り組みは考えていらっしゃらないでしょうか。

以上2点、最後にお伺いします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 米について、朝、議論がありましたけど、ふるさと納税等について、こういったものを検討できないかということだと思います。朝も答弁いたしましたけど、今、いろんなものを物産品をピックアップしているところがございます。その中で当然、米は入ってくると思います。いかんせん、ブランド力はやっぱり少ないのかなと思います。それは売り出し方の問題ですので、一時、棚田米ということで、今も出されていますか、そういった形もあります

し、水が冷たくておいしい、寒暖の差があっておいしいものができるというところをやっぱりうまいぐあいに、水俣のブランドで私たちはそういうところを応援しなくてはいけないなと思います。神子原米の話がよくお米だと出ますけど、もう同じ地域にあっても名前のネーミングだけで全然、売上げが違うということでございます。そういったことをやっぱり応援をしていきたいと思っております。今、御提案がございました棚田等で生産される米についても、ぜひ今後検討していきたいというふうに思っております。

そして、耕作放棄地と空き家を組み合わせたものが、そういったことができないかというふうな御質問だったというふうに思います。今、不動産のほう、水俣の現状、少しわかるんですけど、やっぱり一軒家の需要というか、お尋ねはやっぱり多いんです。やっぱりよくテレビでは都会から御夫婦でリタイアされて、田舎に行って、広い農地を開拓されて、自給自足で悠々自適というのをよく御紹介がありますけど、水俣にも当然そういったおうちがあって、畑等がうまいぐあいにくっついた部分だったら、多分、競争力はあると思うんですけど、いかんせん、家の貸し借りになりますと、いろんな相続の問題とか、やっぱりクリアしなくてはいけないのが、そこが結構あります。それを空き家バンク等を通して、やはり私たちが手伝ったら貸し家として、また耕作放棄地となっているところと組み合わせながらというのは、1つの案として有効だと思いますので、ぜひ検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に教育問題について順次お答えします。

まず、水俣市の児童・生徒の学力・体力レベルは、全国平均から見てどうなっているかとの御質問にお答えします。

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果が8月末に公表されました。今年度は国語と算数・数学に加えて理科も実施されました。国語と算数・数学は、ともに知識を問う問題と応用力を問う問題の2種類が出題されます。本市の学力の状況は、小・中学校とも理科は全国平均を上回りましたが、国語と算数・数学は全国平均をわずかに下回りました。

また、毎年4月に各小・中学校で新体力テストが実施され、児童・生徒の握力や50メートル走、反復横跳び、立ち幅跳びなど、小・中学校とも8種目の実技の状況を調査しています。平成26年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査結果では、小学校男子では全国平均を下回り、女子は上回りました。中学校では男女ともに全国平均を上回りました。

次に、土曜授業実施での課題と期待は何かとの御質問にお答えします。

水俣市では、昨年度より年10回の土曜授業を実施し、総合的な学習の時間における郷土学習水

俣科の授業や、それに関連する体験活動、郷土資料を使った道徳の授業などを中心に行っています。土曜授業の課題として、校外での体験活動で引率教師が不足する場合があることや、天候に左右されること、パソコン室やスクールバスなどの使用が他学年と重なること、部活動やスポーツクラブの県大会、家庭の行事などと重なることなどが各学校から出されました。

この土曜授業を進めることで、教育委員会基本目標、心豊かな人づくりを踏まえ、ふるさと水俣を愛する人間性豊かな子どもたちを学校、家庭、地域が連携して育てることや、PTAや地域住民等にかかれた学校づくりを進める観点から、学校と家庭、地域が協同して子どもたちの健全育成を図る機会となることを期待しているところです。

次に、奉仕作業等で学校から出た木くずや生木、草などの処理方法についてお答えします。

奉仕作業等で学校から出た木くず等の処理については、各学校で異なります。学校によっては学校敷地内に仮置きし、どんどやで使用している学校もありますが、どんどやを行わない学校ではそのまま仮置きしている状況です。仮置きにも限界があり、対策として、環境クリーンセンターで事業所ごみとして処理することができるので、可能な限り環境クリーンセンターでの処理で対応していく考えです。また、台風等の災害で発生した場合は、予算等を踏まえ随時対応する方針です。

次に、ICT整備の推進はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

国・県が推進する教育の情報化は、子どもたちの情報活用能力の育成と教科指導におけるICTの活用、並びに校務の情報化による教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保を通じて、教育の質の向上を図るもので、本市でも平成21年度以降、小・中学校のパソコン教室のパソコン333台の設置及び学習支援ソフトの導入、学校のテレビのデジタル化、校内LANの整備、先生方が使用する校務用パソコン217台の設置等を行い、教育の情報化に努めてまいりました。

また、昨年度には各校に1台ずつではありますが、電子黒板の設置も行いました。電子黒板やタブレット端末等のICT機器は道具として上手に活用することで、子どもたちの授業への興味関心を引き出すことができ、よりわかりやすい授業の提供ができるものと考えております。設置後はその活用を各学校で図っていただき、ICT機器の教育に対する効果も検証していく必要があると考えております。今後も学校現場と協力し、ICT機器の活用方法等について研修を重ねるとともに、計画的に整備を図ってまいります。

次に、小・中学校また幼稚園・保育園などの防犯対策はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

小・中学校におきましては、全ての学校で危機管理マニュアルが作成してあり、ほとんどの学校が年1回の学校侵入を想定した不審者対策の避難訓練を実施しています。また、登下校時は保護者やPTA、地域の防犯パトロールなどが、曜日や時間、場所、回数を決めて実施していま

す。教職員も定期的に児童・生徒の登下校指導を行うほか、一斉下校や部活動後に校区内を見回っている学校もあります。不審者情報については保護者にPTA連絡メール、市P連メール等で配信を行っています。

幼稚園・保育園におきましては、全ての園で危機管理マニュアルが作成してあります。避難訓練を実施している園もありますが、訓練を行わない園は職員研修を実施して対応しています。また、門は常に閉め、防犯カメラを設置している園も多くあります。園児に対しては、読み聞かせの本の中で、防犯についての理解を深めさせています。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 御答弁いただきましてありがとうございます。今回の学力・学習状況調査の結果で、水俣の児童・生徒の学力や学習状況を把握でき、今まさに分析されているところだと思います。体力調査では、ライフスタイルの多様化などにより家族、社会の影響を受けやすい子どもたちの生活習慣の乱れが体力低下の一因になっているとも言われております。私も中学校1年生の女の子がいますが、私も襟を正さないといけなかなというところもあります。また、体力は人間の発達・成長を支え、創造的な活動をするために大切な役割を果たすことから、将来の水俣を担う子どもたちの体力向上というのは、発展のためにも重要だと思っております。

そこで1点目の質問ですけれども、ここ数年の学力・学習状況調査、体力運動能力調査の結果で、見えてきた問題点、または向上策というものはありますでしょうか。

次に2点目です。土曜授業を水俣市では平成26年度から月1回の実施と記憶しております。郷土学習を主に実施され、今後、学校と家庭、地域で協同し、子どもたちの健全育成を図るということで、今後も工夫しながら実施されると思います。

そこで2点目の質問ですけれども、今回、土曜授業の実施で学校からも課題が幾つか出てきていると思いますけれども、今後の改善策はありますか。これが2点目です。

3点目です。私がちょうどOA機器の営業のときに、ちょうどマイタッチ計画というものがありませんでした。続いてニュータッチ計画とかあったんですけれども、要はコンピューターを教えるから、コンピューターで学ぶという移行する期間があったんですが、そのあたり、ネットワークとか、そういうのを活用して授業に取り入れるというところもあったかと思えます。

よく考えると、この20年間の間に教育現場は一気に情報化、多分、市役所さんもそうだと思うんですけれども、情報化に移ってきたかなと思います。このときは先生方も大変忙しく、もしくは悩まれた期間だったのではないかなというふうに思います。昨年度は電子黒板を設置を済ませ、今後もICT整備を進められるということでしたけれども、ただ、よく聞くのが、道具はそろったが、いざ授業になると活用が難しいというふうによく先生方も言われてます。今さっきも答弁にありましたように、先生方の多忙化というのも最近は出ております。校務の情報化によって、

教員の事務負担の軽減というところも話をされていますけれども、多忙化しないように、ぜひとも導入の際にはわかる授業というのを実現していただくためにも、研修など、幾つも繰り返していただくとか、授業内容の研究というのもじっくりやっていただきたいなと思っております。

最後に、防犯対策ですけれども、最近では大阪で中学校1年生の男女の子どもさんが痛ましい事件に巻き込まれるなどしております。私にも同じ中学1年生の女の子がいて、親御さんの気持ちを考えると非常に心が痛む事件であります。

2003年以降ぐらいから犯罪件数というのは減少しているというふうに聞いておりますが、逆に凶悪な犯罪、とりわけ子どもたちが犠牲になるような事件というのが結構目に入ってくるかなというふうに思っています。子どもたちを犯罪から守るためには、保護者や学校、保育園、幼稚園の方、また地域の方々に、さまざまな大人、みんなで、子どもたちを見守ることが必要だというふうに思います。水俣市でも学校では不審者対策の避難訓練を今実施されたり、もしくは保護者、PTA、学校、地域の方と連携して、東部地区にもあるんですけども、防犯パトロールというふうな形で、青パトの、父も入ってますけど、ぐるぐる東部地区、久木野を回るとか、そういうのもされているところもありますし、市のPTAのメールも配信されますので、さまざまな防犯活動は取り組まれているというふうに思います。

ただ、水俣市でも山間部が多くて、見えにくい場所というのも結構あると思います。周囲が田畑になっている場所だとか、林の中だとか、もしくは山の中のS字カーブ、そういった道路、あと空き家、そういったところを、東部のほうでは何もないんですけども、何もなくてもそういうパトロールを実施することで、防犯効果が上がりますので、継続して行うことが重要だというふうに思っています。

そこで3点目の質問ですけど、水俣市内にも防犯上、危険な見えない場所というのが通学路もしくは公園にもあると思います。そういった場所の把握はされているのか、またそのような場所の防犯対策はどのようにされているか、以上3点質問いたします。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 第1点目でございますけれども、学力・学習状況調査、体力・運動能力調査で見えてきた問題点、あるいは向上策はありますかというお尋ねだったかと思いますが、全国学力・学習状況調査の結果から見えてきた問題点は、年度ごとの学年差が大きいということが1つあります。昨年度小学校は国語A・Bと算数A・Bの4科目中3科目が全国平均を上回りましたが、今年度は国語A・Bと算数A・B、理科の5科目中1科目しか全国平均を上回りませんでした。対策として、各学校では芦北教育事務所が示しました管内統一事項による授業改善、それから全国学力・学習状況調査に基づく学力調査等の分析に基づく組織的な指導の改善、そして水俣市学校教育改革プロジェクトをつくっていますけれども、プロジェクトの学力向上委員会が

示した具体的な取り組みなどにより、児童・生徒の学力向上を目指していきます。

また、全国体力・運動能力等調査の結果からは、小学校の反復横跳びや立ち幅跳び、シャトルラン、ソフトボール投げに課題が見られました。対策としましては、授業の最初にサーキットトレーニングや補強運動を継続して取り入れていくことや、始業前にランニングの実施、あるいは業間活動で全校体育の実施、体育委員会による運動遊びなど、各学校が工夫しながら児童の体力向上を図っています。

第2点目ですけれども、土曜授業の実施で学校からも何か課題が出されたんじゃないかと、また今後の改善策はということでもございましたが、昨年度、水俣市学校教育改革プロジェクトにおける学校開放推進委員会が中心となり、土曜授業の推進を図りました。2月の水俣教育フォーラムでは、学校の土曜授業の取り組みの好事例、よかった事例といいますか、や課題解決の方向性を本市の全教師に報告をいたしました。

今年度は、水俣科学校開放推進委員会が各学校から土曜授業に関する課題を収集し、その解決に向けた取り組みを今後検討をいたします。そして、来年2月の水俣教育フォーラムで発表する予定といたしております。

それから、防犯上危険な見えない場所の把握、防犯対策はということでもございましたが、各学校では通学路や校区の危険な場所について、安全マップを作成しています。安全マップを作成し、全校で把握をしています。また、夏休みなどの長期休業前に、地区児童会や地区生徒会を開催いたしまして、児童・生徒から地区の危険箇所の情報を収集しています。家庭訪問時には学級担任が校区内を回りながら、児童・生徒の地区の状況を把握しています。さらに地区懇談会や学級懇談会等で、各地区の危険な場所について、保護者の方、あるいは地域の方からも情報を収集しているところです。

防犯対策については、各学校、短学活や学級通信等で不審者対策や交通事故防止、水難事故防止などについて機会を捉えて注意を呼びかけて指導を行っています。避難訓練を実施した後、教職員が児童・生徒とともに一斉下校の引率を行い、通学路や校区の危険な場所について、その場で児童に指導を行い、事故防止の徹底を図ったと、そういった小学校もございました。また、土曜授業の下校時は、地区ごとの一斉下校とし、教職員が引率しながら、通学路の危険な場所について、児童・生徒指導を行っている小学校などもございます。各学校でそれぞれ工夫しながら対策を講じているところでございます。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。私も一人の親として、またPTAにも入ってますし、自分の子どももそうですけれども、地域の子どもさんも、もちろん水俣市内の子どもも、皆さん、みんな子どもたちを守るような、そういう意識をしながら、私も今後の水俣市の子どもたちのた



めに一生懸命頑張っていきたいと思います。また、市にもどうぞ支援のほうをよろしく願います。

最後ですけれども、私たちが小さいころは土曜日は普通教科があってました。今、郷土学習が大体メインになってると思うんですけど、最後に1点だけ質問です。土曜授業についてなんですが、熊本県教育委員会から通常教科の授業も可能というふうな形で通知が来ているかと思いません。そこで水俣市の今後の方向性をお尋ねして、質問のほうを終わりたいと思います。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 他の市町村では土曜授業、教科の授業を実施していると、水俣市ではどうかというお尋ねであったかと思いますが、水俣市で実施している土曜授業は、総合的な学習の時間を中心に水俣病学習、環境学習、あるいは郷土の歴史や文化、偉人、自然や産業等の調査、伝統芸能等の体験活動を通じて、郷土水俣についての認識を深め、そしてふるさとを誇りに思う児童・生徒の育成を図ることを目標といたしています。したがって、土曜授業で教科の授業を行うことは、今のところは考えておりません。

○議長（福田 齊君） 以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明10日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時27分 散会

平成27年9月10日

平成27年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 平成27年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成27年9月10日（木曜日）

午前9時29分 開議

午後0時20分 散会

（出席議員） 15人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第4号

平成27年9月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |   |       |   |                         |
|---|-------|---|-------------------------|
| 1 | 高岡朱美君 | 1 | 住宅リフォーム助成制度の経済効果について    |
|   |       | 2 | 原発避難計画について              |
|   |       | 3 | 学校現場におけるゼロ・ウェイストの推進について |
| 2 | 藤本壽子君 | 1 | 川内原子力発電所再稼働後の水俣市の対応について |
|   |       | 2 | 村丸ごと生活博物館の現状と今後について     |
|   |       | 3 | 水俣環境アカデミアについて           |

第2 議案の訂正について（議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について）

（付託委員会）

第3 議第67号 水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定について （総務産業）

第4 議第68号 松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

（厚生文教）

第5 議第69号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について （総務産業）

第6 議第70号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について （総務産業）

第7 議第71号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について （厚生文教）

第8 議第72号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について （総務産業）

第9 議第73号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第3号） （各委）

第10 議第74号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） （厚生文教）

第11 議第75号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） （厚生文教）

第12 議第76号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号） （厚生文教）

第13 議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について （厚生文教）

第14 議第78号 平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について （総務産業）

第15 議第79号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について （総務産業）

第16 議第81号 和解について （厚生文教）

第17 議第82号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第4号） （各委）

第18 議第83号 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号） （総務産業）

第19 議第84号 平成26年度水俣市一般会計決算認定について （ ）

第20 議第85号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について （厚生文教）

第21 議第86号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について （厚生文教）

- 第22 議第87号 平成26年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第23 議第88号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について (総務産業)
- 第24 議第89号 工事請負契約の締結について (総務産業)
- 第25 特別委員会の設置について
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から補正予算2件、決算5件、工事請負契約の締結について1件、地方自治法施行令第145条第2項の規定による継続費精算報告1件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、市長から議案の訂正についての申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。

日本共産党の高岡朱美です。

あっという間に3カ月が過ぎ、2回目の一般質問になります。昨日来、話がありますが、久々の大型台風の直撃で、防災服を着る初めての機会となりました。明るいうちからの避難勧告や、東部方面では断水防止のために早目に発電機の設置が行われるなど、昨日答弁にもありまし

たけれども、以前の教訓を生かして取り組んでおられる職員の姿をお見受けしました。

教訓を生かしてといえば、先日、精神科医の香山リカさんの講演を聞く機会があり、このような話を聞きました。第2次世界大戦中、ユダヤ人虐殺を計画したナチスドイツは、その準備のために多くの精神患者を実験台にして大量虐殺の方法を編み出した。患者を守る立場にある精神科医の多くがその実験に協力し、戦後、罪の意識に耐えられずに自殺した医者もいましたが、高い地位についた者もいました。その過ちを戦後70年のことし、ドイツ精神医学会として初めて正式に謝罪し検証を行っているということです。

過去の過ちを認め反省し、後世への教訓にしようという姿勢は、社会がよりよい方向に進んでいくために欠かせないものだと思います。果たして今の日本はそういう姿勢をとっているのだろうか、むしろ逆のことをしているのではないか、大きな危惧を覚える昨今です。市民の命、未来の命を守る立場にある今、自分にできることを日々考えながら行動したいと決意し、質問に入ります。

1、住宅リフォーム助成制度の経済効果について。

①市民から要望のあった戸建て住宅リフォーム工事補助事業が、ことし7月1日から12月25日の募集期間で実施された。どのような条件で予算規模はどれぐらいだったのか。

②事業の目的は、市民の快適な住環境整備と地域経済活性化だが、実施後の経済効果はどうだったのか。

③制度を利用した市民や建築業者からはどのような反応があったか。

2、原発避難計画について。

①8月11日、鹿児島県川内原子力発電所が再稼働した。現時点で出水市からの避難受け入れ計画及び水俣市民への事故後の対応はどのようになっているか。

②平成23年から平成26年にかけて、震災当時18歳未満だった福島県民37万人を対象に健康調査が行われた。調査をまとめた甲状腺検査評価部会の発表はどのようなものだったか。

3、学校現場におけるゼロ・ウェイストの推進について。

①2009年、ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言を宣言したが、その中でゼロ・ウェイストについてどのように考え、どのようなまちづくりを目指しているか。そのための基本的行動3Rの推進について教育長のお考えはいかがか。

②中学校の牛乳は1984年（昭和59年）に瓶から紙パックに変更となった。その経緯はどのようなものだったのか。

③現在、中学校の牛乳消費量は1日何本か。空容器の処分方法はどのようになっているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 高岡朱美議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、住宅リフォーム助成制度の経済効果については産業建設部長から、原発避難計画については私から、学校現場におけるゼロ・ウェイストの推進については教育長からそれぞれお答えをいたします。

○議長(福田 齊君) 住宅リフォーム助成制度の経済効果について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

(産業建設部長 緒方康洋君登壇)

○産業建設部長(緒方康洋君) 初めに、住宅リフォーム助成制度の経済効果について順次お答えします。

まず、市民から要望のあった戸建て住宅リフォーム工事補助事業がことし7月1日から12月25日の募集期間で実施された。どのような条件で予算規模がどれぐらいであったのかとの御質問についてお答えします。

条件につきましては、補助金の対象となる住宅は水俣市内の一戸建て住宅とし、補助金の補助率は対象となる工事費の2割で20万円を上限としています。ただし、特例として環境配慮のための公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置及び安心安全につながる耐震改修とあわせてリフォームの場合、あるいは市外の方が転居し居住する場合には補助率を上げて3割とし、30万円を上限としています。また、補助金の申請等の手続は事業者が行うこととしており、対象になるのは水俣市に本店及び営業所を有する事業者並びに水俣市に居住する個人事業主としております。

予算規模につきましては1,000万円で、財源として国の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金を活用し実施しております。

次に、事業の目的は市民の快適な住環境整備と地域経済活性化だが、実施後の経済効果がどうだったかについてお答えします。

1,000万円の補助金に対して、個人事業主を含む事業者27社から60件の申請があり、総額で約6,000万円の工事費となっております。また、短期間で補助金を利用していただいたことを考えますと、地域消費の喚起にもなっており経済効果は出ているものと思っております。また、公共下水道への接続に伴うリフォームが2件、市外の方が移転して居住する目的の空き家リフォームが1件ありますので、市民の快適な住環境整備に加えてUIJターンにもつながっており、事業の目的もある程度達成しているのではないかと考えております。

次に、制度を利用した市民や建築業者からはどのような反応があったかについてお答えします。

市民の方からは、この制度がリフォーム工事を行う後押しになったとか、補助金があったので

下水道接続にあわせてトイレも改修したなどの声があり、工事を生むきっかけづくりになっています。また建築業者からも、この制度があったからリフォーム工事を進めやすいという御意見があり、制度を利用した市民や建築業者からは、おおむね好評をいただいているのではないかと考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 御答弁ありがとうございます。この制度につきましては、前任の川上紗智子さんがたびたび議会で取り上げてきまして、陳情が採択されたということもあって、ようやく実施にこぎつけました。初めての試みということで、国の補助金を1,000万円使っていただいて、今数字は挙がっておりませんでしたけど、工事の総額は5,940万182円だというふうに伺っておいりましたので、その経済効果は6倍だったというふうに聞いております。

受付終了があった日には、私にもすぐに建築関係の方から電話ありまして、もう終わってしまったと、待ってるお客さんがいるんだけどということでした。建築関係の方に確認できる範囲で調べてもらったところ、この補助事業を使ってリフォームしたいという方が、少なくとも18件は待っておられるということです。大変、住民にも業者の方にも喜ばれているということだと思います。

担当者の方も多分調べておいでになっていると思うんですけども、全国どこでも同じような経済効果が上がっていきまして、引き続き予算を組むところが多いようです。天草市では、昨年度は当初予算2,000万円だったんですけども、それもあつという間になくなって、2,000万円、600万円、6,000万円と3回にわたって補正が組まれております。結局1億600万円の予算を組んだということです。そしてことしは当初から1億円が計上されたということなんです。

今、御高齢者の方が多い中で、新築よりもリフォームで最期まで暮らしたいという方が大半だと思います。ぜひその願いに応じて、水俣でも早急に補正予算を組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 高岡朱美議員の2回目の御質問にお答えします。

補正予算を組めないかというような御質問でございます。事業内容についてはおおむね好評をいただいております、経済効果につきましてもある程度達成しているところです。しかしながら、今後成果の検証を含めて助成制度の内容の検討も必要であると思っております。そういうことから、現在のところ補正予算を組むことについては難しいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 挙手をお願いします。高岡朱美議員。

○高岡朱美君 難しいというお答えでしたけれども、しっかり検証していただいて、あとやっぱり



地元の使われた建築業者の方、利用された施工主の方、ぜひ御意見を聞いていただいて考え直してほしいというふうに思いますけれども。

それと、最後1つお伺いしておきたいのは、今回、国の地域活性化のための補助金を使ったために、施工主ではなくて、事業者が申請して、事業者に対して20%の還元が行われております。そういう中で、同じ業者の方が複数の枠をとってしまったり、税金の申告が複雑になるというような不都合な部分もあったというふうに聞いていますが、担当課のほうではそのあたりはどのように把握されているのか、最後これ1点お願いいたします。

○議長（福田 斉君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 事業の内容等々につきましてでございますけれども、財源の制約がございます、この制度につきましては事業主が申請するということでございますので、市としましては、いろいろと考えまして住民の方から申請することも検討いたしました。しかしながら、こういった補助制度の枠組みの中で決定したということでございます。

今後こういった形の今の制度がどうなのかというのも検討しなければならないし、今後に向けてどのような形がいいのか、住民がまた申請するとなると、それ相応の住民の負担というのもございますので、そこら辺も考慮しながら、今、高岡朱美議員がおっしゃいました、いろんな方から御意見をいただきながら、今後もまたよりよい方向にしていければというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、原発避難計画について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、原発避難計画について順次お答えいたします。

まず、8月11日鹿児島県川内原子力発電所が再稼働した。現時点で出水市からの避難受け入れ計画及び水俣市民への事故後の対応はどのようになっているのかとの御質問にお答えいたします。

現時点で、出水市からの避難受け入れ計画については、策定は行われておりません。出水市からの受け入れも含め、避難計画や事故後の対応については、国が主体的に関与し、人的・物的両面で支援体制が確立されないと作成が難しいと考えております。

市といたしまして、国へ要望した避難先自治体への支援として、円滑な避難に資するため避難所の整備や関係機関との調整などの避難先自治体における受入態勢の整備について、人的支援や財政措置を含む必要な措置を要望しているところでございます。また、避難受け入れに際して混乱を招かないよう住民及び関係機関に対して、国が責任を持って放射線などに関する知識の普及啓発を行ってほしいと考えておりますが、現時点において国からの回答はいただけていないのが現状でございます。今後も引き続き、県や関係2市2町と連携し対応していきたいと考えて

おります。

次に、平成23年から平成26年にかけて、震災当時18歳未満だった福島県民37万人を対象に健康調査が行われた。調査をまとめた甲状腺検査評価部会の発表はどのようなものだったのかとの御質問にお答えいたします。

この調査は、福島県の子どもたちの甲状腺の状態を把握するのを目的に、福島原子力発電所の事故後、福島の18歳以下の子ども約37万人を対象に、平成23年10月から開始されたようでございます。小児甲状腺検査の先行き検査で、今年3月までに小児甲状腺がんの悪性ないし悪性疑いとされた子どもは112人、2巡目に当たる本格検査では、新たに15人の子どもが同じ診断をされたと発表されました。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 御答弁ありがとうございました。川内原子力発電所が再稼働したのは8月11日です。その直後の16日に桜島の噴火警戒レベルが4となり、3地区の全住民が避難するということになりました。噴火への警戒はまだ続いております。この桜島から川内原子力発電所までの距離は52キロメートルしかありません。九州電力は今のところ影響はないと言っていますが、多くの火山学者がリスクを指摘しています。

御答弁ありましたように、現時点で水俣には、地域防災計画の中に原子力災害事故に対する計画こそありますけれども、実効性のある備えはまだ何も整っておりません。出水市民が6,645人避難してこられることになっていますが、出水市からも具体的な要請は何もありません。今のまま過酷事故が起これば、大パニックになって無用の被曝をする方たちを大勢出してしまいます。

8月15日付の熊本日日新聞では、避難訓練行わぬままという見出しで、再稼働前に行われるべき住民の避難計画が実施されなかったことを指摘して、伊藤知事の姿勢に疑問を呈しております。再稼働当日には市長も会見を開かれていて、遺憾という感想をしっかりと述べておられました。再稼働後、九州電力の経営は一気に黒字になっているようですけれども、非常口のない映画館で上映を開始したような状態で、お客の命よりも利益優先が見え見え、それを許している国の姿勢を見るにつけ、水俣病と重なってまいります。

川内原子力発電所の再稼働準備が進められている中、5月18日に大変重たい事実が発表されています。②でお答えいただいた福島県県民健康調査の報告です。この調査は、震災当時、福島県に居住していた方の当時の被曝量を推計し、その後継続して追跡調査、健康管理や治療に役立てようとするものです。そのメニューの中の1つだった18歳未満の37万人が対象の甲状腺検査が先行して行われたものです。これは、チェルノブイリの原発事故で、爆発初期に放出される放射性ヨウ素による被曝で、甲状腺がんを発症する子どもが多かった経験を踏まえています。

御答弁いただいたように、対象者のうち29万9,543人が受診し、その結果、112人が甲状腺がん

の悪性ないし悪性の疑いと判断されました。検査では、震災前10年間の福島県における甲状腺がん有病者数を1.7人と推計して、それと比較したわけですが、75倍も多いという衝撃的な結果でした。既に99の方が手術を受けており、そのうち7割以上は腫瘍が1センチ以上になっていて、甲状腺を全て摘出した人が5人、リンパ節移転や既に肺に移転していた人もあったといいます。甲状腺を全摘してしまいますと、一生涯甲状腺ホルモン剤を飲み続けなければならなくなるそうです。患者はみんな子どもです。御家族は、どのような気持ちで過ごしておられるのかといたたまれません。ちなみにこの結果について、甲状腺検査評価部会は、原子力発電所事故との関連を完全に否定もしないが、過剰診断の可能性が高いなどという見解をまとめています。

ところで、この検査は比較的汚染の高かった地区から順番に行われました。平成23年度は双葉町、大熊町、浪江町、南相馬市、楡葉町、飯舘村など13市町村、平成24年度は福島市、二本松市、郡山市など12市町村、平成25年度がいわき市、相馬市、会津若松市など34市町村となっています。これら3グループそれぞれのがん発症率を比較してみたときに、驚いたことに全く差はありません。具体的に言いますと、汚染の非常に高かった浪江町で3,249人中2人が悪性または悪性の疑い、発症の割合は0.06%です。双葉町では949人中ゼロでした。原子力発電所から50キロメートル圏内にある福島市では、4万7,307人中12人ががんと診断され、発症率は0.03%、同じく郡山市で5万4,063人中25人が見つかり、発症率は0.05%、大部分が100キロメートル圏に入る会津若松市では、1万4,745人中7人で0.05%です。原子力発電所から5キロメートル圏内と150キロメートル圏内と比較して、ほとんど変わらない割合で甲状腺がんが見つかっております。

このように、被害が広範囲に及ぶ状況を踏まえて、国のほうでも原子力施設から30キロメートル圏外でもブルーム通過時、このブルームというのは、放射性物質が雲のような塊になって大気中を流れることですが、このブルームによる被曝を避けるための退避計画を自治体に指示しています。川内原子力発電所が動き出した今、水俣でも事故への備えは早急にやらなければならない課題になっていると思います。

そこで第2回目の質問ですが、原子力災害特別措置法に基づく原子力災害対策指針では、事故の過酷さの程度や原子力施設からの距離によって、地方公共団体がやらなければならないことを示しています。福島レベルの事故が起きた場合に、水俣市がとらなければならない対応はどのようなものでしょうか。

また、それらが機能するための人的・財政的課題は何かお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ございました。1点は福島レベルの事故が起きた場合、水俣は何をするのか、何を対応するべきなのかということでございます。原子力災害対策指針に記載されている屋内退避につきましては、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またそ

のおそれがある場合に、施設の状況や放射線物質の放出状況を踏まえまして、必要に応じて行うものというふうにされております。その後、緊急時モニタリングの結果等を踏まえまして、避難等の防護措置を行うこととされております。そしてまた、以上のような事態が発生した場合には、原子力事業者が国・地方公共団体等に対して、緊急事態の通報を行わなければならないとされており、それを受けまして水俣市におきましては、防災行政無線等あらゆる情報手段を活用して住民に周知を図ることになります。避難に当たりましては避難誘導、不足する住民避難用車両の確保、安定ヨウ素剤の投与や健康相談等の対応が生じることとなりますが、いずれも国が主体的な関与が必要になるというふうを考えているところでございます。

次に、2点目の今のことが機能するには、人的・財政的課題は何かということですが、避難に当たりましては、対応すべき事項、大変多岐にわたるわけですので、この人的そして財政的な措置というものが必要であるということが、現時点では課題だというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 この国がつくった災害の指針では、事故が起こりそうな事態から、実際事故が起こったときに合わせて、自治体がしなきゃならないことというのが書かれているんですけど、それを時系列に並べていくと、自治体職員がしなきゃならないことというのは山ほどあります。今の御答弁では、かなり簡単明瞭にまとめてありましたけれども、原子力発電所事故の場合は、事故の収束に関しては原子力事業者が一義的な責任を負うんですが、被曝から住民を守るのは、全て国・県・地方自治体が担わされております。しかし、この原子力発電所災害というのは、非常に特殊な災害で、専門知識が必要です。国や県の専門チームからの指示を受けながら、自治体職員が住民を避難誘導するということとなります。この指針の中でも、防災業務に関係する職員については、日ごろから教育や訓練によって習熟度を高めるようにと求めています。

また、医療関係者の連携も非常に大事で、大量被曝した住民を病院に運び込んだり、ヨウ素剤の処方についても医師の指示のもとに行うというふうになっています。医療現場でも放射線に対する知識、緊急時の訓練、当然日ごろから求められていきます。

また、先ほど話しましたプルームが長時間にわたって続くときには、最初の水俣の場合は屋内退避をするんですけど、長時間になる場合はやっぱり避難をしなきゃならないというふうに切りかえられます。そのときには、全住民を移動させなくてはならなくなります。当然、輸送手段が必要です。

そしてまた、食品の汚染が確認された場合には、その食品を食べてはならないという規制が発せられますので、緊急物資の配布が必要になってきます。本当に考えれば考えるほど切りがないくらい、自治体職員の仕事が出てくるわけです。

昨年12月にNPO法人原子力市民委員会というところが、川内原子力発電所から30キロメートル圏内の自治体と避難先の自治体合わせて21の自治体にアンケートをとっています。そこでわかっているのは、いまだに多くの自治体が避難計画を策定できていないということです。その原因の多くが、国からまた県からの情報がない、計画変更のことを聞いていないというふうに挙げています。既に原子力発電所が再稼働しているのに、こういう無責任な状態です。

しかし、そのような中でも、他市では既に準備を進めているところがありまして、そこをちょっと紹介したいと思います。1つは石川県の金沢市ですけれども、金沢市も志賀原子力発電所から45キロメートルから50キロメートル圏内に位置します。市では、医療機関なども入った有識者会議を立ち上げており、避難計画を検討しています。安定ヨウ素剤については、40歳未満の全市民分を備蓄するというふうにしたそうです。また、平成24年から毎年訓練も行われていまして、市民向けのチラシでは、放射性プルームとは何かといった説明と、安定ヨウ素剤の効果について、緊急時の情報発信方法、屋内退避時の注意など、イラストで非常にわかりやすく解説しているものをつくっております。

また、京都府亀岡市は、高浜原子力発電所と大飯原子力発電所を50キロメートルから60キロメートル圏内に抱えていますけれども、ここも30キロメートル圏にある綾部市というところから6,400人の受け入れを予定しています。もう実際に受け入れ訓練も行われたという話です。また、市民の請願もありまして、全市民分の安定ヨウ素剤を購入する予算約100万円が、もう既に承認されているということです。

それで第3回目の質問ですが、私たちは、再生可能エネルギーによるまちづくりを推進しようとした自治体ですけれども、川内原子力発電所が一方向的に再稼働して、そのことによってこうした負担をしなければならない。非常に不本意でありますけれども、もう動き出してしまった以上は、やはり市民の命を守る責任があるわけです。まずは、専門家を交えた対策会議をつくるというところから始めていただいて、関係する4市町村会議にも積極的に働きをかけていただけないでしょうか。

また、その際には、ぜひ安定ヨウ素剤の準備について優先して取り組んでいただきたいと思います。先ほども福島県の甲状腺がんの話をしました。この安定ヨウ素剤の効果というのは本当にタイミングが必要で、放射性ヨウ素が到達してから4時間以内に飲むと効果を発するということなので、ここは子どもを持つ母親にとっては、とにかく命を守りたいという気持ちがあります。そういう方には、希望すれば事前に医療機関で説明を受けた上で、家に備蓄できるという方法もっていただきたいと思っています。

以上2点です。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 市等で対策会議等の開催については、今2市2町でございますけど、そういった協議をするのは県が事務局になっておりますので、県のほうに伝えていきたいというふうに思っているところでございます。

安定ヨウ素剤につきましても、基本的には国に要望することでございますので、この国に要望することについては2市2町、県を入れて伝えていこうというふうなことになっておりますので、4市町で協議ができないか、事務局である県のほうに伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 次に、学校現場におけるゼロ・ウェイストの推進について答弁を求めます。  
吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、学校現場におけるゼロ・ウェイストの推進について順次お答えします。

まず2009年、水俣市はゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言を宣言したが、その中でゼロ・ウェイストについてどのように考え、どのようなまちづくりを目指しているのか、そのための基本的行動、3Rの推進について教育長のお考えはいかがかとの御質問にお答えします。

本市が考えるゼロ・ウェイストのまちづくりは、資源やエネルギーの消費をできるだけ減らすこと、暮らしの中で使うものを無駄なくできるだけ回すこと、ごみを限りなく減らすこと、そして、そのための暮らしや仕組みをみんなで作って支えていくこととしています。そして、自然の恵みを大切に、限りある資源やエネルギーを最大限有効に活用する暮らしと仕組みづくりに努め、ごみ処理を焼却や埋め立てに頼らないまちづくりを目指しています。

私もゼロ・ウェイストのまちづくりにおいては、3R、リデュース・リユース・リサイクルの推進が基本的行動であると考えており、平成12年から市内小中学校で取り組んでいる学校版環境ISOにおいても、この3Rを念頭に置き児童生徒と教師が一緒になってごみの分別・削減、節水・節電などの目標を立てて活動しております。

次に、牛乳の瓶から紙パックに変更となった経緯はどのようなものだったのかについてお答えします。

水俣市では、昭和59年から中学生の牛乳を200ccより250ccに変更し、そのときに瓶から紙パックに変更しています。当時、成長期の中学生にとってカルシウムの摂取が不足していたため、250ccに変更したのですが、瓶牛乳で250ccの規格がなく、やむなく紙パックでの対応になったと聞いております。

次に、現在中学校の牛乳消費量は1日何本か、空容器の処分方法はどうなっているのかについてお答えします。

9月1日現在における中学校の1日当たりの牛乳消費量は250ccの紙パックで755本となっています。空容器の処分方法としましては、水俣市への牛乳の納入業者である田中牛乳が各学校から回収しまして、製造業者となる人吉市の球磨酪農農業協同組合へ返却し、その後同社が処理業者に委託して、最終的に人吉市クリーンプラザにおいて産業廃棄物として焼却処理されていると聞いております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 御答弁ありがとうございました。今説明のあったゼロ・ウェイストはCO<sub>2</sub>の排出、また最終処分場の寿命の問題が差し迫ってきまして、その解決策として生まれてきた考え方です。水俣の最終処分場もごみを分別して資源化することで、かなり寿命が延びました。水俣の場合は、リサイクル率は全国平均を20ポイント以上も上回っています。それに伴って、最終的に埋め立てるごみの量も全国平均の半分です。

ただ、その一方でごみ処理にかかる費用、回収費用、焼却費用、中間処理費用、最終処分費用、事務費含めてこれらの費用が突出して高くなっています。平成25年のデータでは、水俣市民は1人当たり年間1万9,615円のごみ処理費用を負担しております。同じような規模のまちで比べますと、例えば上天草市では1人当たり1万1,665円、大津町では7,870円です。水俣の場合は、ガス化溶融炉という焼却方法がコストを押し上げているということもありますけれども、それにしても高いなと思います。最終的に埋め立てるごみの量を減らしていることは、すごい成果なんですけれども、この出てくるごみの量が変わらない限り、延々と高い処理費用を払い続けなければなりません。残念ながら、平成20年から市民1人当たりのごみの排出量は微増傾向にあります。

そこで求められるようになってきているのが、ゼロ・ウェイストを意識した行動です。レジ袋を断るマイバッグ運動やマイボトルを携行した人にお茶のサービスをする茶飲み場、生ごみを自分で処理するキエーロの普及など、ごみ減量女性連絡会議やゼロ・ウェイスト円卓会議によって粘り強く進められております。西田市長におかれましてもゼロ・ウェイストの初期のメンバーだったというふうに伺っております。

先ほど3Rについて御説明いただきました。マイバック運動やマイボトル運動、これは3Rの中でも最も優先順位の高いリデュース、ごみを減らす行動です。その次に順位が高いのがリユースです。お酒を飲む方にお尋ねしますが、缶ビールと瓶ビールどちらを買われているのでしょうか。資源ごみのステーションに集まる缶ビールの山、夏場は特に目立ちます。これらは市の経費で運搬されて、環境クリーンセンターでブロック状に圧縮されて、業者に買い取ってもらうこととなります。買取料は経費を賄えるものには到底なりません。一方で、瓶ビールのほうは、ゆすいでお店に戻せばその場で還元金をもらえます。ビール瓶、一升瓶とも1本10円、20本入りケースで返せば400円還元金があります。何より、市の回収ルートに乗せなくて済むという大きなメ

リットがあります。

それと、ライフサイクルアセスメントというのがあります。これは、1つの製品が生まれてから処分されるまで、その間にどれだけ環境に負荷をかけるかというのを数値化したものですが、この手法でリユース瓶とアルミ缶、そしてきょう紙パックを問題にしておりますので紙パック、この3つを比較しました。最もCO<sub>2</sub>を排出するのがアルミ缶です。その3分の2程度を排出するのが紙パック、リユース瓶はさらにその半分で済みます。このリユース瓶は、洗って20回使った場合で計算されておりますので、使用回数をもっとふやせば、もっと環境負荷を減らせることになります。瓶というのはこんなに環境にいい商品なのですが、実はどんどんシェアが減ってきています。これについては、全国的にもごみがなかなか減らないということもありまして、平成26年度の環境白書で、今後は2Rの取り組みを進めていくというふうになっております。

少し前置き長くなりましたけれども、本題ですが、リユース瓶といえば瓶ビール、一升瓶、そしてあと1つが牛乳瓶です。先ほど御答弁いただきましたように、当市では学校給食で出される牛乳が小学校では瓶ですが、中学校では紙パックになっています。その事情については説明がありました。しかし、県内のほかの中学校の状況を見てみますと、八代市、人吉市、球磨郡、津奈木町、芦北町、水俣市は、人吉市にあります球磨酪農農業協同組合さんから牛乳を納めてもらっていますが、そのうち八代市、人吉市及び人吉郡部合わせて21校は200ccの瓶を使用しております。水俣市、津奈木町、芦北町の計9校のみが250ccの紙パックになっています。いずれの場合も、生徒が飲み終わった空容器は、球磨酪農農業協同組合に回収されまして、瓶のほうは工場内で洗浄されます。紙パックは先ほど説明あったとおり、人吉市のクリーンプラザで焼却処分されております。水俣市だけで1日755本、処分料は1キロ当たり10円で、球磨酪農農業協同組合が負担しております。

そこで2回目の質問です。先ほど教育長は、学校版環境ISOにおいても、この3Rを念頭に置き、児童生徒と教師が一緒になってというふうに御答弁されましたけれども、この方針に照らしてみたと、この牛乳容器のあり方は見直すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 現在、中学校では紙パックの牛乳を使用しているわけですが、紙パックの利用をやめて、焼却処分をやめてはどうかというお尋ねかと思いますが、まずもって大切なのは、成長期におけるカルシウム不足を来さないようにというのを念頭に置いてございます。少し補足的に詳しくはなりますが、日本におけるカルシウム摂取の変化について年代別に見ますと、児童生徒が該当すると思われる7歳から14歳、平成13年度は736ミリグラムから徐々に低下いたしまして、平成24年度は662ミリグラムと74ミリグラムも低下しております。



現在、医療や介護保険の増大が問題となっていますけれども、これらの大きな要因と言われてます生活習慣病の1つである骨粗鬆症は、成長期にカルシウムが不足するということで起きます。カルシウムが骨に定着し、丈夫な骨をつくることができるのは10代の間までです。そのために、子どもたちの将来のクオリティーオブライフを考えると、小中学校生のうちに十分な量を摂取することが非常に重要であると考えます。ただ、ライフスタイルや食生活の変化によって、家庭でのカルシウムの摂取量の増加が見込めない、そういった現状から平成25年1月に学校給食実施基準の一部改正が行われまして、現在450ミリグラムのカルシウム摂取基準値になっております。

仮に250ccから200ccに下げた場合、カルシウムの不足分が生じるわけです。他の食材で補うことについては、50cc減じた分だけ牛乳代は11.8円確かに安くなりますけれども、ここで不足するカルシウム、57ミリグラム必要となりますが、他の食材購入費用はこの11.8円では賄えませず、保護者の皆さんの給食費の値上げという形になってまいります。また、カルシウムを多く含む食材は非常に限られておりまして、現在でもチリメンやイリコ、ゴマ、ヨーグルトなど多用しているため、生徒たちが飽きないように献立の工夫も、なかなか難しいところでございます。

私どもとしましては、学校給食の第一の目標である適切な栄養の摂取を果たすために、これまで同様に250ccの牛乳でカルシウムを確実に提供していくのが、現在のところ最善の方法であると考えております。しかしながら、紙パックの焼却処分については、やはり非常に残念であると思っております。きちんとしたリサイクルすべきであると考えますので、学校現場や関係業者にも協力を仰ぎながら、学校での紙パックリサイクルに向けた検討を、早急に対応してまいりたいと思っております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 カルシウムの不足への心配と、保護者の負担がふえるんじゃないかという、2つがあるということでした。私もこの問題では、給食センターの栄養士さんと何度かお話をさせていただいております。250ccに変更したのが保護者の要望だったということ、それとカルシウム不足を補う有効な手段として、やはり50cc多目に飲ませたいというふうにおっしゃっていらっしゃいました。私も成長期の子どものカルシウムはとても大事だと思います。牛乳を50cc補うことによって水俣の場合は、文部科学省が求めている必要なカルシウム量を100%超えているというふうに聞いておりまして、栄養士さんの熱意というのは本当に感じております。

先日、西日本新聞で紹介されていましたが、水俣の給食センターは、食物アレルギーの子どもにも大変きめ細やかに、理想的な対応をされていていらっしゃいまして、私にも1人食物アレルギーの子どもがおりましたので、1人だけ特別につくるというのは、とても大変なことだということはよくわかります。現在、13人の方に対応されているということで、本当に時代のニーズとはいえ頭が下がる思いでおります。

そういう中で、その上でさらに一步ということをお願いするという話になるんですけども、親御さんがカルシウムをもっと飲ませたいということで、要望を出されたのは30年前なんです。そのころ、まだ地球温暖化問題というのは全くありませんでした。しかし、時代は今、早急にこの問題の対応も求めております。やっぱり教育現場であればなおのこと、子どもたちが自分たちの未来のために何をしなければならないのか、実際に問題を考えさせて実行させるということが非常に大事ではないかなと思います。

この250ccを200ccにした場合に、50cc分のカルシウムが減るのをどう補うかということです。先ほど教育長からも話がありましたけど、カルシウムの多い食品というのを私も調べてみましたが、干しエビとかヒジキ、ゴマ、ワカメ、大豆、ほかにもいろいろあります。不足しているのは55ミリグラム分で、それを例えばゴマで代替すると、ゴマ4.6グラム分ぐらいになるんです。これらの今挙げた食品というのは、水俣の地元でとれる食材が多いわけです。この食材を、これ本当に栄養士さんの工夫になるというふうに思うんですけども、これをちりばめてたくさん使っていただくことによって、地場産業の振興にもつながるというふうに考えます。

ちょっとこういう話もあるんですが、新潟県の三条市というところは、2008年から完全に米飯給食をしております。その理由は、新潟が米どころということです。また、ことしの9月には給食時間に牛乳を出すことをやめております。それは御飯に牛乳は合わないというのが理由なんです。完全に牛乳をやめたわけではなくて、学校ごとにドリンクタイムを決めて飲むようにしているということです。

また、こういう話もあります。熊本県内では水俣市、芦北町、津奈木町のほかは圧倒的に200ccで提供しているところが多いんですけど、合志市など一部の学校では夏場に250ccの牛乳を出して、冬になると200ccにしているところがあります。その理由についてお尋ねしましたところ、ここは酪農の盛んな地域で、生産者からの要望でそういうふうになったというふうなことでした。

水俣でも、既に地産地消というのは、非常に頑張っておられるということは知っていますけれども、さらにこういう機会を使って工夫していただいて、地場産業の振興にも役立てていただけたらというふうに思うわけです。先ほど出した三条市では、牛乳のかわりに週1回お茶を出しているようなんですが、お茶は水俣の特産品でもあるわけです。地元で何がとれるか、旬のものが何なのか、そういうのを子どもが考える機会にもなると思いますので、そこはぜひ工夫していただきたいというふうに思います。

やっぱり新しいことをすると、現場は本当に一時的に大変になります。言うだけなら簡単というふうにも言われるかもしれないんですけども、ぜひここは頑張っただけでないかというふうに思います。やはり保護者の要望で250ccパックになったという経緯もあり、まずは、PTAの方へ問題提起していただくのも必要かというふうに思いますので、そういった方法も含めて進

めていただけないか、もう一回教育長にお伺いします。

それから、先ほど材料を変えることによって、給食費に影響が出るというお話がありました。そういうケースになった場合、今の状況で給食費の値上げは私もすべきではないというふうに思っております。

そこですけれど、最近の子育て支援の一環で、給食費に補助を出す自治体がふえてきました。県内では、例えばあさぎり町が、児童・生徒1人に対し月150円の補助を出しております。一番頑張っているところでは、相良村が子ども1人に対して月1,100円等を補助しております。水俣は今のところ給食費の未納はないと聞いておりますが、こうした子どもへの直接的な支援というのは、医療費と同様で、非常に好ましいものではないかというふうにも考えるところです。

こういうふうに、教育委員会だけでは解決できない問題も含まれていることです。ぜひここは、市長にも一緒になって、環境モデル都市にふさわしい取り組みをしてほしいというふうにご考えますが、最後に市長のお考えもお聞かせください。

○議長（福田 齊君） 2点ですね。答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） カルシウム補給の代替品となる海藻やゴマなど、これらも地場産物というか地元食材ですので、そういったものを積極的に導入することで、地元の農漁業の振興に寄与すると、そういった取り組みをするつもりはないかということでございますが、議員がおっしゃるとおり、カルシウムを多く含む食材は地場産物ほかにも多くございます。私どもでは、既にこれらの地元食材を年間を通じて活用させていただいており、地産地消の推進とともに地場産業の振興にも貢献していると考えております。ただ、しかしながら紙パックから瓶へ牛乳を変えた際に不足するカルシウム57ミリグラムでございますが、これらの地場産物のみで毎日補充していくというのは献立的にも大変難しく、また、先ほど申し上げましたとおり、食材費の増額にもなる、給食費の値上げも発生するというので非常に厳しいものと考えております。

水俣市の学校給食におけるカルシウムの充足率は、現在のところ100%、250ccの牛乳を活用しながらほぼ100%で達成していますので、これらを維持しながら、費用の許す範囲で、可能な限り地元の食材の活用を推進してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 給食費の補助について、市長の考え等、全般についてだと思えますけど、給食センター、アレルギーの対応食や地産地消による地元食材の活用等取り組まれて、学校給食の最大の目標である、栄養のバランスのとれた献立、カルシウムの充足に努力いただいているところでございます。私は西日本新聞見させていただいて、水俣の給食センター細かくやられているんだな、逆にびっくりしたところでございます。そういったところは、やっぱりきめ細かく

やっていただくのが、水俣らしいのかなというふうにも思っているところでございます。

現行でカルシウムは充足できているということでございますので、給食費の補助等については現在のところ考えたことはございません。子育ての支援、地場産業の支援育成は、極めてやっぱり重要だというふうな認識は持っているところでございますので、農林水産課と連携しながらカルシウム摂取のために限ったことではなく、地場産物というものは使っていただくように支援はしていきたいと思っております。

議員が瓶を使ったらどうかというのを、もともと提案されているのは私も聞いております。一番いいのは250ccの規格の既製品の瓶があれば、それに変えたら一番いいと思うんですけど、先ほど教育長から言われましたが、紙を燃やしているということを知りますと、環境モデル都市、またゼロ・ウェイスト宣言しているまちとしては、早急に対応するということがあったんですけど、とりあえず、まずリサイクルは最低限やらなくてはいけないというふうに思っております。多分リサイクルに回ってないのは、洗って出すとかいろいろ手間の部分だと思います。今もう牛乳パックは生協等では洗って、うちも洗って出しているみたいですけど、リサイクルするのが普通だというふうに考えております。それにつきましては、まずその対応は先にやりたいというふうには考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際10分間休憩します。

午前10時33分 休憩

---

午前10時43分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 皆さん、おはようございます。

無限21の藤本壽子です。

今9月議会のトリということになりまして、格好よく終わりたいところなんですけれども、16番目のくじを引いたというだけで最後になりました。でも頑張ってやりたいと思います。

まずは、市民の皆様には、台風15号の被害への御見舞いを申し上げたいと思います。また、市長初め、市役所の皆さんも御苦勞が続いていると思っています。私も市内回りまして、久木野や湯出の山の中も台風の後、回ってみました。車が通れないかなと思うほど倒木がひどくて、被害の大きかったことに驚きました。停電も長く続き、本当に不安な日々を送られたと思っています。また、当日は久しぶりに家が揺れるほどの風が吹きました。ひとり暮らしの方は、さぞ恐ろ

しいだろうなと思いながら一晩を過ごしました。それとともに、8月11日に再稼働した川内原子力発電所は大丈夫かなと、締め切った家の中でじっとりと冷や汗が出てきたのを思い出します。

この夏は、いつにもなく暑い夏となりました。安全保障関連法案の国会審議、川内原子力発電所が再稼働したこと、また水俣を含む近隣の地域が大げさかもしれませんけれども、私は今、臨戦態勢に入ったと思っています。また、もし安全保障関連法案が通れば、日本が同じような臨戦態勢の状態になるのではないかと、そんなふうに認識しています。

幸いなことに、6月議会において、水俣市議会からは安全保障関連法案に対し慎重審議を、また川内原子力発電所再稼働に対し、九州電力に説明を求めるといった意見書を挙げております。今、全国では若者たちが平和を願い、意思を持った行動を始めています。この決議が若者の希望に、未来につながっていくよう心から私は願っています。そして、水俣の市民が安心して暮らしていけるように願い、本日の質問に入りたいと思います。

大きな1番です。川内原子力発電所再稼働後の水俣市の対応について。

御存じのとおり、8月11日川内原子力発電所が再稼働しました。このことについては、水俣市から先ほども言いましたが、九州電力に対し要望書を出していただく、また市議会でも全会一致で市民に対し説明を求める決議を採択していただきました。地域住民に懸念と不安を残したままの再稼働であり、高経年化の検査もしないままの見切り発車であったため、先日もトラブルが起きました。私は再稼働はあくまで反対です。ただ、市民の命を守るためには、再稼働してしまった原子力発電所事故への備えはしなければならない。また、その中で水俣市ができること、不可能なことをきちんと見きわめていく必要があると思います、質問したいと思います。

1、九州電力への住民説明会に関する要望はその後どうなったのか。

2、8月28日、鹿児島県知事は本年12月に川内原子力発電所の重大事故を想定し、防災訓練を実施する考えを示しましたが、出水市のほうからの連絡は入っているのか。

3、原子力規制委員会は30キロメートル圏外の防災対策は必要なしとしていますけれども、これについてどう思いますか。

大きな2番目です。村丸ごと生活博物館の現状と今後についてお聞きします。

言葉がふさわしくないかもしれませんが、限界集落ということで、先日からナポレオンの村というドラマをしておりました。私もこれを見ながら、村丸ごと生活博物館の今後のことについて考えてみたいと思いました。地域の再生のいうのはなかなか難しいと思いますけれども、現状をお聞きしたいと思います。

1、現在4カ所ある村丸ごと生活博物館の現状はどのようになっているか。

2、生活学芸員の人たちの人選と活動はどうなっているか。

3、第5次水俣市総合計画の第1期基本計画では、4カ所から5カ所にふやすとしているんで

すけれども、予定した地域があったのかをお尋ねします。

最後に、大きな3番は水俣環境アカデミアについてです。

水俣に大学を。長い間の市民の夢であったと思います。環境モデル都市推進委員として円卓会議で議論が続き、そして少しずつ形になってくるのを感じておりました。いよいよスタートするというので、有意義なアカデミアになるようお願い、質問したいと思います。

1、水俣環境アカデミー機構についての説明にある責任と役割、めざす姿についてはどのような話し合いの中で決められたのか。

2、現在かかわっている大学で中心的な大学はどの大学か。

3、今後、市民との連携をどのように行っていくのか。

以上、本壇からの質問は終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 藤本議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、川内原子力発電所再稼働後の水俣市の対応については副市長から、村丸ごと生活博物館の現状と今後については総務企画部長から、水俣環境アカデミアについては私からそれぞれお答えいたします。

○議長（福田 斉君） 川内原子力発電所再稼働後の水俣市の対応について答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 初めに、川内原子力発電所再稼働後の水俣市の対応について順次お答えいたします。

まず、九州電力への住民説明会に関する要望はその後どうなったのかとの御質問にお答えいたします。

7月3日、九州電力に対し川内原子力発電所の再稼働に係る住民説明会の開催に関する要望書を郵送しました。7月23日、九州電力が来庁され、水俣市において住民説明会は、開催する予定はないとの回答がありました。その際、市長から水俣市議会及び自治会長への説明についても検討いただくよう要望を行ったところでした。

8月10日、九州電力からこの要望に対する回答をいただきました。まず市議会に打診したところ、議会事務局からは水俣市議会への説明ではなく、本来の方針である水俣市民に説明を行ってほしいとの連絡を受けたとのことでした。また、自治会長会に対しては、10名で組織する自治会長会代表委員会で説明を行ったとの回答を受けました。その回答があった際、市長から再度住民

説明会を水俣市において行ってほしいと再要望を行ったところです。今のところ、九州電力からこの再要望に対する回答はいただいております。

次に、8月28日、鹿児島県知事は本年12月に川内原子力発電所の重大事故を想定し、防災訓練を実施する考えを示したが、出水市のほうから何らかの連絡は入っているのかとの御質問にお答えいたします。

出水市に問い合わせたところ、鹿児島県主催で12月下旬に、川内原子力発電所の重大事故を想定した防災訓練を行うことは把握しているとのことでした。ただ、現在鹿児島県では、開催日の調整や防災訓練に向け関係機関と調整中とのことで、詳しい内容は把握していないとのことでした。

次に、原子力規制委員会は、30キロメートル圏外の防災対策は必要なしとしているが、これについてどう思うかとの御質問にお答えいたします。

原子力災害対策指針によりますと、30キロメートル圏外については、必要に応じて屋内退避を実施し、その後、緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、避難などの防護措置を行うとされています。ただ、再起動に関し、水俣市民の中には地震問題、火山問題、過酷事故対策、避難計画等について強い不安を持っている方がいらっしゃいます。水俣市としては、これまで国に対しては、住民及び自治体に対する丁寧な説明と、事故が起きた場合の避難経路・避難手段等について、国の主体的な関与と人的・物的両面で支援する体制を確立するなどの要望を、熊本県や関係2市2町と連携して行ってまいりました。今後も同様に、県等と連携し対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 8月、南日本新聞を見ました。鹿児島県知事が12月に防災訓練を行うという記事が載ってまして、全くどういうことだろうかなと。もともと再稼働する前に、避難訓練・防災訓練を行うというのが、私は過酷事故を考えたときには、知事の取るべき姿ではないかと思いましたので、この記事を見て、また頭にきたわけです。

そしてこれが大変なことなんですけれども、やはり川内原子力発電所というのは、先ほどもちょっと申し上げましたが、建設されてから30年以上たっているわけです。私どもも含めてですけれども、長く30年たっているので、きちんと検査しなさいということを要望し続けていたわけです。検査をした後で再稼働してもいいのではないかとということで、これは高経年化技術評価ということを、難しいんですけれどもそう言うわけです。これをずっと要望してましたけれども、結局なされずに再稼働しました。そして皆さんも御存じのように、8月20日に復水器で海水漏れの事故が起きました。またこれが頭にきたんですけれども、原子力規制委員会は、これは想定

した事故だったと言いました。大変なことにつながる事故なんです。一次冷却水ポンプとそれにつながる配管が、異常に振動して損傷すれば、メルトダウンにまでつながる可能性があるというような事故だということを、技術者の人が言っておられます。

私も何回もここで一般質問するたびに、出水のほうにもどうなってますか、避難訓練はいつですかというふうに、こちらの担当の村崎さんもそのたびに聞かれたと思うんですけども、何も避難計画ができていないという状況です。

それで少し詳しくなります。水俣市が今後、取り組んでいかななくてはいけない重要な問題なので申し上げますが、私ども、水俣市民の中でも、ずっと議論し続けてきたんですけども、川内原子力発電所の避難計画、ここが問題という資料があるんです。その中でまず1番目に、川内原子力発電所から30キロメートル圏内に入る出水市が入ってるわけですけども、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、長島町、さつま町、日置市、始良市等の9市町が避難計画をつくっているんですが、この避難計画の中身が30キロメートル圏内から外に出れば大丈夫だというような中身なんです。

私どもは40キロメートル圏内から50キロメートルにいるんですけども、いつも申し上げましたけど、福島で言うと飯舘村の距離になりますので、先ほどの高岡朱美議員がおっしゃいました、ブルームがわっと鳥の羽のようにやってきたとき、身動きがとれなくなるというところの距離でもあるわけです。そこで、私たちも逃げなければいけないというところにありますので、そのことはきちんと鹿児島県のほうには、まず理解してもらわないといけないということが1つあると思います。これは、質問につなげていきたいことなんですけれども、それが1つです。

それから2番目は複合災害の問題です。私はこの夏、友人のお誘いもあって出水市の市民と出水市の安心安全課との話し合いに出席しました。そのときも言われてましたけど、水俣市に逃げてくるところというのが、避難場所の一部が、災害指定地域というふうになっていまして、多分そういう話は、まずもうそこまでも話はないと思いますし、出水市の方にそのとき質問しましたら、避難所を見に来られているんですかと言ったら、いや見に来てませんということで、まずもってそういう状況だということです。

複合災害があった場合に、鹿児島県のほうは原子力防災・避難施設等調整システムで対応するというふうに言ってるんですけど、この原子力防災・避難施設等調整システムというのがまた灰色で、本当に調整できるのかということがまずあると思うんです。ここのところはきちんと鹿児島県、出水市と検討する必要がある。

3番目が一番大変なことです。要援護者の受け入れです。水俣市が避難する場合の問題もありますけれども、9市町の場合は、現実には計画を立てようとはしましたが、社会福祉施設や病院などの空き状況がほとんど把握されないというままです。それに加えて伊藤鹿児島県知事のほうは、



10キロメートル圏内まででよかろうというふうなことを言ってまして、これに対しても鹿児島県の人たちはすごい反発で、人権上の問題だということ saying てるわけです。交通渋滞、スクリーニングの場所とか、高岡朱美議員も言われましたけれども、山積みだという状況です。

私はここで申し上げたいんですけれども、実効性の避難計画をつくるということであれば、まず水俣市ができないことがあります。私たちは、逃げなければいけないかもしれないということもあります。そのできないことを出す、そのことを鹿児島県に伝える、そのことが責任のある態度だというふうに思っています。その中で、避難計画を支障がないということをつくっていくということになると思いますけれども、そのことをまずしていただきたいというふうに思います。曖昧なままで進めないでほしいということです。

それから、先ほど2014年9月25日に熊本県、水俣市、天草市、これは先ほど市長が言われた熊本県が事務局となって要望書を出されているんですけれども、そのときの回答というのもほとんど何も実のあるものは返ってこなかったというふうに思っているんですが、私がここで申し上げたいのは、近畿地方のほう京都府とか滋賀県とかで5つの市長、町長で原子力災害対策指針に対する意見というのを出されているんです。それはもうちょっと実効性のあるというか、要するに、自分たちがもうきちっとした防災組織なり、そういうのをつくるので、ちゃんと応援してくれというふうな中身に、わかりやすく言うとそういうことなんです。応急対策とか、中長期対策など、そういうことをきちんと記述の中に入れるということで、求めておられるわけです。

ちょっと私ごとになるんですけれども、私は滋賀県の守山市で育ったんです。今のJNCの関係でいまして、私たちが泳ぎに行くのは琵琶湖だったんですけれども、懐かしい海に行くときにはやはり日本海側に行きまして、敦賀の原子力発電所の下で泳いでいたり、本当に近畿地方というのは十幾つぐらい原子力発電所があって、私も驚いたんですが近いんです。大津市なんかは34キロメートルぐらいですし、米原市も約40キロメートルという中にあるということで、本当にこれは人ごとではないということで、率先して避難計画を自主的につくっていくということで、それに対して、国が応援しなさいということを要望するということだと思っておりますけれども、熊本県とともにまたしていただくということなんです、もっと出水市とかそういうところも30キロメートル圏外になるところがあるんです。

だからもっと自治体もふやしながら、原子力規制委員会のほうには、実効性のあるような中身で、ちゃんとお金も下さいと、本当になったときには費用を下さいということも含めて、できれば市長が、自分みずから、ここまで来たら言っていただきたいと思っておりますので、そこをお願いしたいと思います。それが2番目の質問です。

それから九州電力なんですけれども、議会としては住民説明会の要望ということで、議長が私どものほうは、住民に説明してほしいということで、すぐお電話いただいたということだったん

ですが、私が報道関係の人に聞いたのでは、九州電力が市民というのに断りたいという理由は、再稼働に反対する人たちには話をしたくないということだったらしいんです。しかし、説明するということは、反対者がいるからこそするべきであって、過酷事故が起こった場合、全てを捨てて逃げなければならないという状況になるかもしれませんし、そのような懸念を持っている市民もたくさんいますので、やっぱり九州電力にはきちっとした説明をしていただきたいというふうに思っています。それで、九州電力のほうは黒字になったということもありますし、それから電力も足りていますし、それで核のごみだけ残すのかという状況で、到底納得がいかないわけです。

ここで3番目なんですけれども、私たちが九州電力本社のほうに、市民で何回も直接要望書を持っていったりして行動しております。胎児性水俣病の患者さんたちも行ってるわけなんですけれども、市長みずからぜひ九州電力のほうに行ってください、要望していただけないかというふうに思っています。

以上3つです。

○議長（福田 斉君） 藤本議員。質問を3点だったと思いますけど、もう一度整理してもらえますか。

○藤本壽子君 わかりました。1番目—— わかりますか。

（「1番目は、実効ある受入態勢づくりということでよろしいですね、2番目が、国等の支援を市長が直接やっていただけないかということですね」と言う者あり）

○藤本壽子君 そうですね。3番目は、九州電力のほうに直接持って行ってくださいということです。

以上です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

本山副市長。

○副市長（本山祐二君） それでは2回目の御質問、まず最初の実効性のある受け入れと避難計画づくりという形の御質問だったと思いますので、それにお答えさせていただきたいと思います。

川内原子力発電所で重大事故が発生した場合には、出水市から6,645人の避難者を28カ所の施設で受け入れることとなります。今、議員からもいろいろ申されましたように、例えば要援護者、これは人工透析などで通院されている方とか、福祉施設等の方とかいう問題もございます。先ほどお話にありました、複合災害時の対応の問題とか、除染スクリーニングの問題とか、注射とか、いろんな多くの課題があるのではないかと考えております。いろいろこれらにつきまして、本来は国が主体的に関与して、人的・物的両面で支援体制を確立していただくことが一番必要ではないかなと考えておりますけれども、市としましては、いまだ国へ要望しております避難先自治体への支援として、円滑な避難に資するため避難所の整備や関係機関との調整などの受入

態勢の整備について、今後も要望していきたいと思っております。

出水市ともいろんな協議を本当にやらせていただいております。また、鹿児島県県庁の方も一度この前、本当に近い日でしたけれども、おいでいただいておりますので、いろんな協議を進めているところでございますので、やはり市としてもその辺は具体的になるよう、もう少し協議をさらに進めていきたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 国に対して、市長みずからということだと思いますけど、現状としては、先ほどからずっと2市2町で、県を事務局で一応国に要望等挙げているところでございまして、今うちで単独でということは、現在は考えておりません。

それと九州電力につきましては、水俣の方、九州電力の本社のほうに直接行かれているということもお聞きはしております。うちの窓口というか八代の営業所からは、事あるごとに水俣の市役所に来られていろんな説明をされるわけですけど、今のところ営業所を通して説明会等を要望しているところでございますので、現状としては今の段取りでやりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 少し今の御答弁は、弱腰のような感じがしまして、ぜひ市民の、今の不安な思いというのを酌み取っていただいて、やっぱり直接行動することが、社会に与える影響というのが、市長みずからお忙しいと思うんですけども、いろいろ足を運んでいただくということが、周りの人たちに、どんなに水俣市民が不安に思っているかという象徴だと思っておりますので、ぜひみずから行動して、私どもと気持ちを同じにして、この水俣市民の不安な気持ちをお酌み取りいただけないかというふうに思います。

3番目の質問に入りますが、東日本大震災から4年半がたって、いろんなことがありますので、まず避難計画のことも、福島の方にぜひ担当の人が行っていただいて、避難するときに避難計画のようにうまくいかなかったことというのが、たくさんあったと思うんです。そのこともやっぱり勉強してきてほしいというふうに思うんです。

今、福島の様子を友人から聞こうと思ひまして、4つのまちに電話をしてみたんですが、南相馬市のほうではクリーニング店を経営しているTさんという人が友達なんですが、今でも避難する人が多くて、従業員の確保が難しいということでした。これは1週間前ぐらい前の電話です。

いわき市のほうのAさんは、3年前漁師さんに話を聞きに行ったときに案内してくれた人なんですけれども、余り期待はしてなかったんですが、海の汚染水の垂れ流しとかあって、いろいろ複雑になって、実は漁がもう壊滅状態になっているということで、補償をもらって日々生活するというだけになってきているということで、本当に胸がふさがりような思いでした。

あと福島市で保育園の先生をしている人がおられるんです。避難していた親が帰ってきつつあったりするんですけども、その親と残っていた親御さんとの摩擦があったり、例えば給食に対する考え方とかなんか、一人一人それぞれ違って、もちろん検査をして出してるんだが、親の中には、やっぱり今の国の基準値というのが、チェルノブイリの基準値なんかよりもずっと高いわけです。そういうことで食物に対して、地産地消でやっておられますので、ちょっと不安だということで食べさせない、弁当を持ってこさせているという方がおられるということを知りました。今、福島応援ということで、とてもいい中学生との交流があると思うんですけども、福島応援で、給食に食材をとという話もあるようなんですけど、そういうことも聞いてますが、これどう思いますかと言いましたら、この方は、福島の子どもたちにも放射能の被害について、きちんと学んでほしいと思っている、子どもたちは学んだことを親に伝えるんですと言われました。これ言われたとおりに書いています。私たちのほうでも、現実はいろいろな考え方があるので、水俣の方がどんなふうな選択をされても、福島の私たちは、そのことを尊重したいというふうに思いますと言われました。

伊達市の市議の人に農産物の話を聞きましたが、山のキノコ類というのは、まだ放射線が高いので食べていない。それから前、伊達市に行ったときに、ガラスバッジというのを、ずっと大人も子どもも全部つけて、1年間の放射線の摂取量をはかるわけなんですけれども、その平均値をとって、放射線をどれくらい浴びてるかというのをするというものなんです。大人は今やめているけれども、子どもはまだガラスバッジをつけているという状況です。空間線量は低くなっているけれども、土壌の線量というのは、より高くなっているようなところもあるらしくて、なかなか厳しい状況だというふうに思いました。

先ほど高岡朱美議員のほうからも、子どもたちの甲状腺がんの話詳しくいただきましたけれども、実際にまだ放射能の汚染水が流れ続けていますし、私は本当にこの中で、川内原子力発電所が再稼働するということに対して、これでいいのかなというのを本当に深く感じています。でも、そんな中で、川内原子力発電所再稼働の日も薩摩川内市に行っておりましたけれども、本当に残念な中だったのですが、そのとき帰り道に、子どもたちの命を守るという使命を果たさなければいけないというふうに、ずっと車の中で考えながら来たんです。

今、安定ヨウ素剤の配布ということで提案したいことがあるんですけども、兵庫県に篠山市というところがあります。高浜原子力発電所から50キロメートルに位置するところですけども、このまちは福島第一原子力発電所の事故を受けて防災計画の原子力版をつくらうということで、市民の人たちも加わって委員会をつくっているんです。その中で応急対策専門部会とかいろいろあって、その応急対策専門部会の中には兵庫の医科大学の先生たちも入っておられて、ちょっと高岡朱美議員と重なるかもしれませんが、本当に具体的に安定ヨウ素剤をいつ飲

めばいいか、またどんな状況にあったときにどんな対処をすればいいのかということ、きちんと避難計画をつくり、安定ヨウ素剤もやっているということなんです。ぜひやっぱり、少なくとも子どもの命は守らなければいけませんので、安定ヨウ素剤の配布ということは、きちんと考えていただきたいと思います。

それと市民の中からは、子どもたちには防護服というのも考えてもらえないかということもあります。できましたら、この2つの点についてどのように考えられるか、質問したいと思います。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

本山副市長。

○副市長（本山祐二君） それでは、第3の御質問にお答えしたいと思います。

安定ヨウ素剤や防護服の備蓄ということでございますけれども、先ほどこれにつきましては高岡朱美議員の御質問に市長がお答えしておりますので、同様に国等に要望していきたいと思いますが、ただ、水俣市の防災計画の中に原子力災害対策編というのがございます。その中で、行うべきことが書いてございますので、当然それらを具体化していく必要はあるのかなど。その中で検討を進めていくべきかと。また、これにつきましては、熊本県も同様の計画でございまして、県と2市2町の中で十分協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、村丸ごと生活博物館の現状と今後について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 次に、村丸ごと生活博物館の現状と今後について御質問にお答えします。

まず、現在4カ所ある村丸ごと生活博物館の現状はどのようになっているかとの御質問についてお答えします。

現在、頭石、久木野、大川、越小場の4地区を平成13年9月21日に制定した水俣市元気村づくり条例に基づき、地域の自然・産業・生活文化を守り育てる村丸ごと生活博物館として順次指定しております。

村丸ごと生活博物館は、訪問団体の希望に従い、生活学芸員の案内による村めぐりや、地元でとれた野菜や山菜をふんだんに使った家庭料理、昔から伝わる家事や道具づくりについて、見て・知って・体験していただく機会を提供しております。訪問団体の方々には、昔ながらの山村の暮らしというものを楽しんで、そのよさを理解していただくとともに、地元の住民の方々は、都市に暮らす方々との交流を通して、みずからの地域の価値を再発見していただき、地域の活性化を図ることができております。現在は、事情により休止中とお聞きしておりますが、以前は春

のバイキング、秋のバイキングと称した地元の家庭料理を振る舞う独自の催しもあり、一般市民の方々にも親しまれておりました。

平成14年度の活動開始から平成27年8月末までに、さきに申しあげました4カ所の村丸ごと生活博物館には、延べ786団体、1万177人の方々に訪問していただいております。

次に、生活学芸員はどのような人選及び活動をしているのかとの御質問にお答えします。

生活学芸員は、水俣市元気村づくり条例施行規則の規定に基づき、その出身地を問わず、村丸ごと生活博物館に指定された地区に3年以上居住していることを条件として、御本人の申請に基づき市において指定しております。

生活学芸員は、その村の住民であるとともに、村の自然や生活文化、産業などを調査研究する役割を負っています。その調査研究の成果を活用し、村丸ごと生活博物館の案内人として訪問団体の受け入れ・案内に対応していただいております。

次に、第5次水俣市総合計画の第1期基本計画では4カ所から5カ所にふやすとあるが、予定した地域はあったのかとの御質問にお答えします。

平成22年度から平成25年度までの第1期基本計画では、特に予定した地域はございませんでしたが、新たに1カ所を指定し、村丸ごと生活博物館の取り組みを市内全域に広げてまいりたいと考えておりました。しかし、既に指定している4カ所において、近年、生活学芸員・生活職人の高齢化や体調不良等により訪問団体の受け入れ・案内に支障を生じる事態が見受けられるようになりました。そのため、平成26年度から平成29年度までの第2期基本計画では、まずはその4カ所について活動内容の維持及び充実を図るため、目標地を4カ所と設定しております。今後、当該4カ所の維持及び充実を図るためにどのような支援が必要か、また可能であるかを指定地区の方々とお話をさせていただくとともに、新規の指定につきましては、希望される地区があれば支援をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。半日ぐらいかけて村丸ごと生活博物館を4カ所ずつと回ってみました。久木野の愛林館では、神奈川県から来た学生がピザやバームクーヘンを焼いて、とても楽しそうで、館長に話を聞きましたけれども、水俣市が窓口になってくださるので大変ありがたいということで、そんなことも言われてました。

越小場、大川地区の代表の方ともお会いして、次に、越小場に行きました。越小場のほうは代表の方がぐあいがよくなく会えませんでしたけれども、加工を中心的に担っておられる方と話をし、先ほど申し上げられましたが、最初バイキングで好評だったけど、保健所の指導などがあってちょっとできなくなりまして、加工としてはぼちぼちほかのものも入ってきているという

状況で、その日も忙しそうに動き回っておられました。

地域の高齢化とか、どこまでできるのかというのが不安だというのが、私がお聞きした内容だったんです。先ほど4カ所786団体、延べ1万177人の方々が村丸ごと生活博物館に来ていただいているということで、とてもすごい数字だなと思うんですけども、毎年来訪者を1番目の質問としたいんですが、どれぐらいの方が毎年来られているかということです。

2番目は、いろいろいいこともあったと思うんですけども、これから先、これを継続していくには、改めてどんな効果があったのかということ、まずお聞きしたいというふうに思います。

そして、私の質問の一番申し上げたかったことなんですけれども、新規の指定について希望される地区があれば、支援してまいりたいという御回答がありましたので、最も提案したかったことなんです。もう大分前から宮本前市長のときから、宮本前市長にも言っていたんですけど、村丸ごと生活博物館があるので、ぜひ海岸のほうにも1つつくっていただけないかというふうに申し上げておりました。特に、グリーンスポーツみなまたがある茂道地域というのは、本当に自然が豊かで、この生活博物館の趣旨にあるんですけども、特に文化遺跡があるとかそういうところでなくて、普通に暮らしてきたところ、普通の漁村の生活、それから普通の山村の生活、そういうところがまだ残り続けているというのが大事なんだということで、私もそれには大変共感します。ただ、水俣の海岸のほうにというのは、やはり水俣病の被害を受けたところでもありますので、その被害の前にどんな自然があったのか、そして被害の後、徐々にどういうふうになってきたのか、また残り続けているものとか、いろいろあると思いますので、私は海岸を1つの地域として推薦したいと思いますけれども、そのことについて御答弁いただければと思います。

○議長（福田 齊君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 順次お答えします。

まず第1点目、各年ごとの訪問者数については、どのような状況になっているかにつきましてです。ここ数年の訪問の受入状況ですが、現在の村丸ごと生活博物館4カ所が指定され、広く認知され、1年当たりの訪問者数が1,000人を超えるようになった平成19年度から申し上げます。平成19年度101団体、1,169人。平成20年度110団体、1,430人。平成21年度77団体、1,085人。平成22年度84団体、1,239人。平成23年度46団体、1,047人。平成24年度44団体、702人。平成25年度28団体、315人。平成26年度18団体、200人という実績になっております。

続きまして、村丸ごと生活博物館の取り組みにより、地域にどのような効果、よい効果なんでしょうけれども、あったのかについてお答えします。

村丸ごと生活博物館の取り組みは、地域の方々に、物と心両面の効果をもたらしたと考えております。まず物の面です。地域の方々が集い、語り合い、ともに生活する拠点として、また訪問される方々を受け入れる施設として集会所、加工場等の新築、あるいは既存の施設を改修する等

の整備が行われました。

次に、心の部分です。自分たちは、村丸ごと生活博物館のスタッフであるとか、自分たちの住むこの地域は、多くの方々に興味を持たれ注目されている。だから、いつでもお客様をお迎えできるよう、常にきちんとしておかなければならないという意識によって、地域住民の方々が、自分たちの地域と、そこに暮らす自分たち自身の誇りを取り戻され、このことが互いに協力して、地域環境の維持改善に努めるための体制づくりにつながったと考えております。後者、すなわち心の部分である地域の方々の意識の変化が、各地域の活性化に大きく貢献しているものと考えております。

第3番目、茂道集落やグリーンスポーツみなまた周辺の漁村地域で、新たな村丸ごと生活博物館を指定する考えはないかとの御質問にお答えします。

村丸ごと生活博物館の取り組みの核心は、地域の方々が住民としての誇りを取り戻す、互いに協力して地域環境の維持改善に取り組むというところにあると考えます。したがって、山間部だけでなく、海岸部においても有効であると考えます。海岸部地域の方々から御希望があれば、必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。4カ所回りましたときに、ちょっと細かいことになりますけれども、大川地区の方が、村丸ごと生活博物館のホームページが古かままやねとかいうことで、できたら新しくしてもらえんやろか、みたいな意見がまず1つありました。それと、はっきり言いまして来られる方が減っているんです。その原因をまずきちんと捉えることも必要と思うんです。頭石の方が言われていたのは、やっぱり経済が伴わんとみたいなところもあって、その意味は何かなというふうに思ったんですけれども、私も一議員として、経済を伴うようにきちんと何か考えていかななくてはいけないのではないかなと思うんですが、そういうふうなこともあります。これは市の方々とともに、知恵を絞っていく必要があるかというふうに思っています。

それと、もう1つは海のほうということで、やっぱり水俣病のこととかが1つ入ってきたりすること、それは不知火海がどんなふうにつくられてきたかという、山が豊かだったから不知火海がつくられてきたというのがあります。そういうことも含めて、水俣がめぐっていくというふうに思っているんです。訪れた人たちも、水俣をめぐることができると思っているし、きのう高岡利治議員がクルーズ船の話もされて、越小場地区なんか大分外国の人が来られたらしいです。外国の人も案内したということだったんですけれども、何かうまくマッチングしていけないかなというふうに希望を持っています。

最後に、ナポレオンの村の話ではないんですけれども、今後、特に山間地の存続のことで施策



を考えられていることがあれば、市としてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

きのう農業の話もあって、一生懸命田んぼをつくってられるという話で敬服いたします。本  
当、大川地区に行ったときも、小さい田んぼに青々と稲が実っていて、これを人々が守っている  
んだと思うと感動するんです。ぜひ、そこを存続させていただきたいという思いで質問したいと  
思います。

○議長（福田 斉君） 1点だけですね。

緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 村丸ごと生活博物館を存続していくためには、何が一番重要な課  
題であって、それについて市はどのように対応していったらいいかという御質問だったと思い  
ます。

議員御指摘のとおり、近年、生活学芸員さんとか生活職人の高齢化、体調不良が見受けられま  
す。村丸ごと生活博物館の活動を維持拡大するためには、最大の問題は、やはり後継者の確保が  
必要だと思います。これについても、例えば住居の確保、就労の支援等、移住定住施策とあわせ  
て取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣環境アカデミアについて答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、水俣環境アカデミアについて順次お答えいたします。

まず、水俣環境アカデミー機構の説明にある責任と役割、目指す姿について、どのような話し  
合いの中で決められたのかとの御質問にお答えいたします。

水俣環境アカデミー機構及び水俣環境アカデミアの方向性については、平成23年度からの環境  
大学・環境学習円卓会議における検討に加え、これまで水俣にかかわっていただいている大学の  
先生方などとの意見交換や、フォーラム等開催の折に御指摘などをいただきながら、検討を重ね  
てまいりました。水俣の歴史や以前よりございました環境大学院構想への皆様の思いも踏まえつ  
つ、水俣にあるものを生かし、さらに水俣市が未来に向けて進んでいくためには、どのような機  
能や場があれば助けになるのかなど、多様な視点、立場からの御意見をいただき、検討、議論を  
重ね、集約し、その目指す姿を方法づけたものでございます。

次に、現在かかわっている大学で中心的なところは、どの大学かとの御質問にお答えいたし  
ます。

これまでの検討は、先ほど御質問の中でもお答えいたしましたように、環境大学・環境学習円  
卓会議で検討を行ってきており、円卓会議につきましても、有識者として熊本大学、崇城大学の

先生にかかわっていただいております。熊本県立大学においても昨年度、一昨年度と本構想への調査を行っていただき、現在も御意見をいただくなどしているところでございます。また、本年2月に慶応義塾大学との連携・協力に関する協定を締結しており、今後、本市をフィールドに研究活動を展開していただく計画となっております。このように、県内外において複数の大学の御協力を得ながら進めているところであります。今後も、多様なネットワークを形成し、地域のためになる、さまざまな教育・研究活動につなげていく仕組みをつくってまいりたいと考えております。

次に、今後、市民との連携をどのように行っていくのかとの御質問にお答えいたします。

水俣環境アカデミアの目的の1つとして、産学官民連携の推進による地域の振興、地域課題の解決を考えており、市民、事業者及び地域との連携は重要な事項と認識しております。

具体的には、市民の方がアカデミアに足を運んでいただけるよう、市民公開講座等の実施に向けて検討を進めております。そのほか、大学等の研究が、研究としても成果を上げつつ、地域の暮らしや仕事づくりに対し、より実効的なものになるよう、各種研究と地域課題や事業等とのマッチング、研究の提案などを進めるための仕組みづくりを、経済部局や事業者の皆様などと連携を図りながら進めてまいります。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。水俣環境アカデミー機構の主軸となるもので、責任と役割と目指す姿、これを見て、私はほれほれしてしましまして、共感できるところがたくさんあるなというふうにして、ぜひこのことを実現してほしいという思いがあります。書いてあることは、水俣病の経験から、地域の再生・復興に至る一連のプロセスを経験した知の宝庫であり、水俣は、世界の再生モデル・環境首都として、世界・日本・地域の問題解決に貢献する役割がある。そこにおいて、今までにない新たな知をつくり発信することにより、世界の社会問題解決に貢献するというふうにあって、何か本当にうれしいような責任と役割、目指す姿だというふうに思いました。

ここで私は、水俣だからということで、まず提言したいことがあるんですけども、この水俣環境アカデミアの一番主軸になることは、やはり水俣に連携大学をつくる、水俣環境アカデミアをつくるということですので、何よりも水俣病の被害の歴史とか、実態をきちんと捉えていただきたいと、そこから始まってほしいというふうに思っています。なぜかと申しますと、水俣の教訓ということでは、さまざまな意見があると思うんですけども、今水俣病の被害というのは、まだまだ全貌がはつきりしないという段階だというふうに思っているんです。これは、先ほど申し上げた福島も同じように原子力災害に遭いまして、これから先20年、30年、どのような被害の全貌が見えてくるかわからないという状況の中にあります。ここで一番大事なものは、私は水俣

の教訓として大事なものは、何よりも同じような惨禍を二度と繰り返してはいけない。現在進行形で、私はそんなふうに思っています、そのときに水俣環境アカデミアが一番主軸に置いてほしいと思うことは、やはりエネルギーの転換の問題です。社会の原子力に頼らない安心した地域をつかっていくために、私は、水俣市の中で再生可能エネルギーなり、そういうことをきちんと取り組んでいただきたいというふうに思っています。これについて、まず1つ御意見を伺います。

そしてもう1つですけれども、ちょっと具体的な内容になります。来年4月に電力自由化ということになってきて、原子力発電に頼らない会社に売電することを私ができるようになるわけなんですけれども、水俣の中にはたくさん、きのうもちょっと話を聞いていたんですが、JNCさんのほうにも電力が——、今、九州電力のほうに売っておられるということや、それから太陽光発電もたくさんできました。そして小水力の発電もしています。

私はちょっと勉強不足なんですけれども、電力の地産地消というのを水俣の中で目指していけないかというふうに思っています、一番近い例を申し上げますが、宮崎県に三郷町というところで、株式会社エヌパワーという会社が参入しています、この地域で電気を地産地消しませんかということで呼びかけて、1番に地域でつくった電気を高く売ることによって収入がふえますよと誘っています。2番目に、地域の施設で安い電気を使うことで支出が削減できますということで、両方にメリットがあるので、ぜひ私の会社に売電しませんかという誘いで、実際にやられているらしいんですけれども、全国にもそういう地域はふえてきているようです。ドイツなんかは、自分で市民が電力会社をつくったりとかしているわけなんです、やはり原子力発電所に頼らない社会をつくるために、水俣市が一番していかなくてはいけないのは、たくさんありますけれども、水俣環境アカデミアの中で私が提言したいのは、電力の地産地消を含めたエネルギーの転換を一緒にやっていただけないかと思っています、提言したいと思えます。

○議長（福田 斉君） 確認します。質問は2点でよろしいですか。再生エネルギー。2回目は提言ですね。

（「同じようなことです」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） エネルギー問題は、うちだけではなく、日本、地球的な問題でございます。それにつきましては、今回の水俣環境アカデミー機構、水俣環境アカデミアにつきましては、やはりこういった再生可能エネルギー等の研究というのは、大きなテーマの1つだというふうに考えているところでございます。

水俣市、今、森林資源のほか、水なども資源として考えられます。現在、寒川で小水力発電に関して、地域全体で検討しているところでございます。議員のおっしゃるように、地域でのエネ

ルギー確保や小規模での事業化等は、地域が自立していく上で、大きなテーマとなり得るというふうに考えておりますので、今後、水俣をフィールドとして、いろんな研究者の方が、この水俣環境アカデミアを使って、また研究していただければというふうに思っているところでございます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 最後の質問になりますけれども、1つだけ事務局体制の質問に結んでいきたいと思っているんです。

8月30日の熊本日日新聞の論壇にこんな記事がありました。著者は、九州バイオマスフォーラム事務局長の中坊真さんという方ですけれども、この方がこんなふうに書いておられます。戦後70年、平和をどう維持していくのか。安全保障をめぐる論議が注目されている。振り返れば、戦争と資源やエネルギー確保と切り離せない問題だった。太平洋戦争開戦前、日本は石油を求めて南方に進出。これに対し、日本が70%以上を輸入していたアメリカが石油を禁輸し、そのまま太平洋戦争になだれ込むことになった。また、現代ではイラクやシリアと資源をめぐる争いが絶えない。この悪循環を断ち切ることはできないのか。貿易は、互いの国を豊かにする仕組みではあるが、生命維持に直結する食糧、資源、エネルギーの過度の海外依存は、意図せず海外の争いに巻き込まれることになる。限りある資源は、繰り返し使うという経済の仕組み、循環型社会を構築する中で、他国との争いの火種を減らせるのではないかと。循環型社会のモデル国家。お手本になることで、平和な世界の実現にも貢献できないものだろうかという提言をしておられて、私はこれは、水俣環境アカデミアの1つ目指す方向に、とても沿ったいい論壇だったというふうに読みました。

そこで質問の最後にいきますけれども、本当に成功してほしいというふうに思いますので、事務局体制ということで教育・研究の促進ということで、まず論文・資料・データの整理があります。それからアクセス支援、水俣地域人材バンクの構築、共同講義、共同研究などの実施及び促進、そしてまた、現地フィールドワーク及び水俣をテーマとした講義に関するモデルプランの提案、それから宿泊のあっせんとかもあるわけです。

そして大きなところでは、台湾だとかいろんなところの国等含めて、関係づくりというのが必要になりますので、そのために水俣環境アカデミー会員のネットワークの構築、交流イベント、共同プロジェクトの実施提案によるマッチングの場をつくること、国際的な大学などへの関係づくりというのが本当たくさん挙げられていて、これを名前を挙げてはあれなんですけど、担当の元村さん一人でやるのかと思ひまして、ぜひぜひ事務局体制を強化していただくということが、まず大事なのではないかというふうに思います。現地向け、海外向け、そういうことで、やっぱりやる気のある人がいいのではないかと思うので、公募も含めて、きちんとした人材で、水俣環境

アカデミアを出発させていただけないかと思っておりますので、質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 水俣環境アカデミアにつきましては、いよいよ工事も始まって今年度中に完成して、オープンは5月に向けてやりたいというふうに考えているところです。運営は、非常に重要だというふうに考えております。現在、具体的にどのようにしていこうかというのは、検討をまだやっているところなんですけど、想定といたしましては、事務局の部分は市が当初は担い、附属機関として市民や学識経験者、事業者などからつくる協議会を設置したらどうかというふうに考えているところでございます。

それと、議員が今おっしゃったように、市民の視点とか大学との連携・調整、市職員で賄い切れない部分というのは、かなりあるのかなというふうなところでございます。そういったところをフォローしていただく必要もあると思っておりますが、そのような人材との連携などについて、先ほど申し上げました協議会等と関連して、双方がより動きやすい、連携しやすい形で、事務局体制というのは検討していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で、藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際5分間休憩し、55分に再開します。

午前11時50分 休憩

午前11時54分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案の訂正について（議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について）

○議長（福田 斉君） 日程第2、議案の訂正についてを議題とします。

#### 議案の訂正について

平成27年8月28日提出した議案のうち、「議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について」を次の理由により、別紙訂正表のとおり訂正したいので、水俣市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第19条第1項の規定により提出します。

理由 決算書の財務諸表において、剰余金処分前の金額で作成すべきところを処分後の金額で作成したことによる

平成27年9月10日

水俣市長 西田弘志

水俣市議会議長 福田 斉 様

(別紙)

「議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について」の訂正表  
平成26年度水俣市病院事業決算書（以下決算書という。）

訂 正 前		訂 正 後	
決算書 6 頁 (3) 平成26年度 水俣市病院事業剰余金処分計算書 (案) 表中一部抜粋 (単位：円)		決算書 6 頁 (3) 平成26年度 水俣市病院事業剰余金処分計算書 (案) 表中一部抜粋 (単位：円)	
	未処分利益剰余金		未処分利益剰余金
処分後残高	1,159,026,965	処分後残高	<u>(繰越利益剰余金)</u> 1,159,026,965
決算書 7 頁 (2) 平成26年度 水俣市病院事業剰余金計算書 表中一部抜粋 (単位：円)		決算書 7 頁 (2) 平成26年度 水俣市病院事業剰余金計算書 表中一部抜粋 (単位：円)	
	剰余金		剰余金
	利益剰余金		利益剰余金
	未処分利益剰余金		未処分利益剰余金
当年度末残高	△621,322,488	当年度末残高	<u>(当年度未処理欠損金)</u> △621,322,488

○議長（福田 斉君） 去る8月28日、市長から提案された議第77号平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてを訂正したいとの申し出がありました。

訂正理由の説明を求めます。

久木田総合医療センター事務部次長。

（総合医療センター事務部次長 久木田美和子君登壇）

○総合医療センター事務部次長（久木田美和子君） まことに申し訳ございませんが、先に提案いたしました議第77号平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についての中で、訂正すべき箇所がありましたので、御手元に配付しております訂正表のとおり訂正していただきますようお願いいたします。

訂正の理由といたしましては、決算書の財務諸表において、剰余金処分前の金額で作成すべきところを、処分後の金額で作成したことによるものでございます。

訂正の内容につきましては、訂正表を御参照願います。

なお、今後このようなことがないように十分注意いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本訂正に伴い、監査委員の意見書に一部訂正が生じますことを申し添えます。

○議長（福田 斉君） ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正についてはこれを承認することに決定しました。

---

○議長(福田 斉君) これから提出議案の質疑に入ります。

日程第3 議第67号 水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第3、議第67号水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第68号 松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第4、議第68号松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第69号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第5、議第69号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第70号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第6、議第70号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第71号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第7、議第71号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第72号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第8、議第72号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第73号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（福田 斉君） 日程第9、議第73号平成27年度水俣市一般会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第74号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（福田 斉君） 日程第10、議第74号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第75号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（福田 斉君） 日程第11、議第75号平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。



(「なし」と言う者あり)

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第12 議第76号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（福田 斉君） 日程第12、議第76号平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第13 議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（福田 斉君） 日程第13、議第77号平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第14 議第78号 平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（福田 斉君） 日程第14、議第78号平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第15 議第79号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（福田 斉君） 日程第15、議第79号水俣市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第16 議第81号 和解について

○議長（福田 斉君） 日程第16、議第81号和解についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第82号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

日程第18 議第83号 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第19 議第84号 平成26年度水俣市一般会計決算認定について

日程第20 議第85号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第21 議第86号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第22 議第87号 平成26年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第23 議第88号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

日程第24 議第89号 工事請負契約の締結について

○議長（福田 斉君） 日程第17、議第82号平成27年度水俣市一般会計補正予算第4号から、日程第24、議第89号工事請負契約の締結についてまで、8件を一括して議題とします。

## 議第82号

### 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

平成27年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ613,303千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,736,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

平成27年9月10日提出

水俣市長 西田 弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
11 分担金及び負担金		162,010	2,938	164,948
	1 分担金	5,139	2,938	8,077
13 国庫支出金		2,361,489	221,464	2,582,953
	1 国庫負担金	1,640,827	221,464	1,862,291
14 県支出金		1,297,500	31,825	1,329,325
	2 県補助金	570,067	31,825	601,892

18	繰越金		28,444	120,539	148,983
	1	繰越金	28,444	120,539	148,983
19	諸収入		418,613	39,637	458,250
	4	雑入	201,431	39,637	241,068
20	市債		1,813,200	196,900	2,010,100
	1	市債	1,813,200	196,900	2,010,100
補正されなかった款に係る額			9,041,585		9,041,585
歳入合計			15,122,841	613,303	15,736,144

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3	民生費	5,143,612	15,300	5,158,912
	1	社会福祉費	15,300	2,772,063
4	衛生費	1,938,210	7,482	1,945,692
	2	清掃費	5,965	851,948
	3	簡易水道設置費	1,517	6,566
6	商工費	388,413	48	388,461
	1	商工費	48	196,940
7	土木費	1,871,509	7,660	1,879,169
	5	都市計画費	3,573	785,458
	6	住宅費	4,087	620,977
8	消防費	908,328	1,000	909,328
	1	消防費	1,000	909,328
9	教育費	1,056,115	2,203	1,058,318
	2	小学校費	405	156,477
	3	中学校費	678	83,765
	4	社会教育費	500	366,957
	5	保健体育費	620	208,280
10	災害復旧費	87,927	579,610	667,537
	1	農林水産施設災害復旧費	33,557	76,649
	2	公共土木施設災害復旧費	450,491	495,326
	3	厚生労働施設災害復旧費	1,588	1,588
	4	文教施設災害復旧費	84,952	84,952
	5	その他公共施設・公用施設災害復旧費	9,022	9,022
補正されなかった款に係る額		3,728,727		3,728,727
歳出合計		15,122,841	613,303	15,736,144

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 440,000				千円 441,500			
災害復旧事業	20,200				215,600			

補正されなかった事業に係る額	1,353,000			1,353,000		
計	1,813,200			2,010,100		

### 議第83号

#### 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成27年度水俣市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成27年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業費	399,139千円	2,300千円	401,439千円
第1項 営業費用	369,599千円	0千円	369,599千円
第2項 営業外費用	28,531千円	0千円	28,531千円
第3項 特別損失	9千円	2,300千円	2,309千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

平成27年9月10日提出

水俣市長 西田弘志

### 議第84号

#### 平成26年度水俣市一般会計決算認定について

平成26年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成27年9月10日提出

水俣市長 西田弘志

#### 平成26年度水俣市一般会計決算

歳入

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 市税		2,629,591,000	3,075,928,641	2,807,033,776	13,999,723	254,895,142	△177,442,776
	1. 市民税	1,010,502,000	1,155,797,916	1,126,808,134	2,543,933	26,445,849	△116,306,134
	2. 固定資産税	1,376,196,000	1,672,372,352	1,436,923,676	10,928,690	224,519,986	△60,727,676
	3. 軽自動車税	61,035,000	66,454,573	62,125,383	527,100	3,802,090	△1,090,383
	4. たばこ税	175,761,000	174,985,075	174,985,075	0	0	775,925
	5. 入湯税	6,097,000	6,318,725	6,191,508	0	127,217	△94,508
2. 地方譲与税		113,001,000	104,737,445	104,737,445	0	0	8,263,555
	1. 地方揮発油譲与税	30,000,000	30,196,000	30,196,000	0	0	△196,000
	2. 自動車重量譲与税	80,000,000	70,647,000	70,647,000	0	0	9,353,000

	3. 地方道路 譲与税	1,000	0	0	0	0	1,000
	4. 特別とん 譲与税	3,000,000	3,894,445	3,894,445	0	0	△894,445
3. 利子割 交付金		7,000,000	3,905,000	3,905,000	0	0	3,095,000
	1. 利子割 交付金	7,000,000	3,905,000	3,905,000	0	0	3,095,000
4. 配当割 交付金		2,000,000	14,072,000	14,072,000	0	0	△12,072,000
	1. 配当割 交付金	2,000,000	14,072,000	14,072,000	0	0	△12,072,000
5. 株式等 譲渡所得割 交付金		1,000,000	14,003,000	14,003,000	0	0	△13,003,000
	1. 株式等 譲渡所得割 交付金	1,000,000	14,003,000	14,003,000	0	0	△13,003,000
6. 地方消費税 交付金		410,000,000	320,310,000	320,310,000	0	0	89,690,000
	1. 地方消費税 交付金	410,000,000	320,310,000	320,310,000	0	0	89,690,000
7. ゴルフ場利 用税交付金		300,000	952,700	952,700	0	0	△652,700
	1. ゴルフ場利 用税交付金	300,000	952,700	952,700	0	0	△652,700
8. 自動車取得 税交付金		9,000,000	8,986,000	8,986,000	0	0	14,000
	1. 自動車取得 税交付金	9,000,000	8,986,000	8,986,000	0	0	14,000
9. 地方特例 交付金		6,000,000	5,831,000	5,831,000	0	0	169,000
	1. 地方特例 交付金	6,000,000	5,831,000	5,831,000	0	0	169,000
10. 地方交付税		5,000,000,000	5,353,529,000	5,353,529,000	0	0	△353,529,000
	1. 地方交付税	5,000,000,000	5,353,529,000	5,353,529,000	0	0	△353,529,000
11. 交通安全 対策特別 交付金		4,243,000	3,515,000	3,515,000	0	0	728,000
	1. 交通安全 対策特別 交付金	4,243,000	3,515,000	3,515,000	0	0	728,000
12. 分担金及び 負担金		157,630,000	183,160,122	162,993,620	14,967,590	5,198,912	△5,363,620
	1. 分担金	3,717,000	3,975,884	3,805,572	0	170,312	△88,572
	2. 負担金	153,913,000	179,184,238	159,188,048	14,967,590	5,028,600	△5,275,048
13. 使用料及び 手数料		173,813,000	182,922,569	178,425,374	15,780	4,481,415	△4,612,374
	1. 使用料	156,558,000	165,611,749	161,115,814	15,780	4,480,155	△4,557,814
	2. 手数料	17,255,000	17,310,820	17,309,560	0	1,260	△54,560
14. 国庫支出金		2,590,195,000	2,354,611,097	2,310,362,097	0	44,249,000	279,832,903
	1. 国庫負担金	1,661,008,000	1,651,684,554	1,651,684,554	0	0	9,323,446
	2. 国庫補助金	929,187,000	694,725,260	650,476,260	0	44,249,000	270,634,740

	3. 委託金	8,076,000	8,201,283	8,201,283	0	0	△125,283
15. 県支出金		2,625,460,000	2,435,301,448	2,435,301,448	0	0	190,158,552
	1. 県負担金	617,298,000	619,866,261	619,866,261	0	0	△2,568,261
	2. 県補助金	1,924,617,000	1,739,099,836	1,739,099,836	0	0	185,517,164
	3. 委託金	83,545,000	76,335,351	76,335,351	0	0	7,209,649
16. 財産収入		58,966,000	63,578,758	60,484,816	0	3,093,942	△1,518,816
	1. 財産運用収入	11,152,000	14,866,941	11,772,999	0	3,093,942	△620,999
	2. 財産売却収入	47,814,000	48,711,817	48,711,817	0	0	△897,817
17. 寄附金		1,985,000	2,104,044	2,104,044	0	0	△119,044
	1. 寄附金	1,985,000	2,104,044	2,104,044	0	0	△119,044
18. 繰入金		633,098,000	222,367,047	222,367,047	0	0	410,730,953
	1. 基金繰入金	633,098,000	222,367,047	222,367,047	0	0	410,730,953
19. 繰越金		227,235,652	376,242,483	376,242,483	0	0	△149,006,831
	1. 繰越金	227,235,652	376,242,483	376,242,483	0	0	△149,006,831
20. 諸収入		456,488,000	742,611,542	539,284,822	4,992,720	198,334,000	△82,796,822
	1. 延滞金加算及び過料	6,943,000	11,432,860	11,735,228	0	△302,368	△4,792,228
	2. 市預金利子	2,000	395,622	395,622	0	0	△393,622
	3. 貸付金元利収入	104,508,000	107,693,907	104,734,253	0	2,959,654	△226,253
	4. 雑入	340,161,000	618,836,759	418,167,325	4,992,720	195,676,714	△78,006,325
	5. 受託事業収入	4,874,000	4,252,394	4,252,394	0	0	621,606
21. 市債		1,269,003,000	1,128,803,000	1,128,803,000	0	0	140,200,000
	1. 市債	1,269,003,000	1,128,803,000	1,128,803,000	0	0	140,200,000
歳入合計		16,376,008,652	16,597,471,896	16,053,243,672	33,975,813	510,252,411	322,764,980

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額との比較
1. 議会費		160,166,000	159,189,565	0	976,435	976,435
	1. 議会費	160,166,000	159,189,565	0	976,435	976,435
2. 総務費		1,915,790,000	1,783,127,118	59,245,460	73,417,422	132,662,882
	1. 総務管理費	1,533,857,000	1,437,847,098	53,846,000	42,163,902	96,009,902

	2. 徴 税 費	203,311,000	182,170,169	3,699,000	17,441,831	21,140,831
	3. 戸 籍 住 民 基本台帳費	91,338,000	84,849,043	1,700,460	4,788,497	6,488,957
	4. 選 挙 費	42,893,000	35,827,088	0	7,065,912	7,065,912
	5. 統計調査費	10,401,000	8,570,032	0	1,830,968	1,830,968
	6. 監査委員費	33,990,000	33,863,688	0	126,312	126,312
3. 民 生 費		5,237,925,000	5,028,022,593	25,998,000	183,904,407	209,902,407
	1. 社会福祉費	2,882,983,000	2,833,690,365	6,590,000	42,702,635	49,292,635
	2. 児童福祉費	1,567,872,000	1,542,637,273	18,608,000	6,626,727	25,234,727
	3. 生活保護費	787,070,000	651,694,955	800,000	134,575,045	135,375,045
4. 衛 生 費		2,090,196,000	1,921,294,089	108,842,000	60,059,911	168,901,911
	1. 保健衛生費	339,314,000	295,485,134	800,000	43,028,866	43,828,866
	2. 清 掃 費	845,053,000	836,387,525	1,359,000	7,306,475	8,665,475
	3. 簡易水道 設 置 費	38,713,000	38,704,099	0	8,901	8,901
	4. 環境対策費	357,116,000	240,717,331	106,683,000	9,715,669	116,398,669
	5. 病 院 費	510,000,000	510,000,000	0	0	0
5. 農 林 水 産 業 費		1,431,003,000	1,365,267,563	54,255,000	11,480,437	65,735,437
	1. 農 業 費	264,960,000	257,836,741	426,000	6,697,259	7,123,259
	2. 林 業 費	1,122,904,000	1,077,465,118	43,976,000	1,462,882	45,438,882
	3. 水 産 業 費	43,139,000	29,965,704	9,853,000	3,320,296	13,173,296
6. 商 工 費		747,907,000	627,621,196	69,652,000	50,633,804	120,285,804
	1. 商 工 費	436,773,000	348,035,282	58,712,000	30,025,718	88,737,718
	2. 総合経済 対 策 費	311,134,000	279,585,914	10,940,000	20,608,086	31,548,086
7. 土 木 費		1,991,442,652	1,701,079,971	262,310,016	28,052,665	290,362,681
	1. 土木管理費	5,100,000	4,856,648	0	243,352	243,352
	2. 道 路 橋りょう費	617,112,000	439,153,184	171,435,016	6,523,800	177,958,816
	3. 河 川 費	8,430,000	8,217,953	0	212,047	212,047
	4. 港 湾 費	7,503,000	7,461,470	0	41,530	41,530
	5. 都市計画費	886,096,000	874,331,144	0	11,764,856	11,764,856
	6. 住 宅 費	467,201,652	367,059,572	90,875,000	9,267,080	100,142,080

8. 消 防 費		415,446,000	404,453,880	0	10,992,120	10,992,120
	1. 消 防 費	415,446,000	404,453,880	0	10,992,120	10,992,120
9. 教 育 費		945,621,000	901,174,187	4,269,000	40,177,813	44,446,813
	1. 教育総務費	215,466,000	203,636,150	4,269,000	7,560,850	11,829,850
	2. 小 学 校 費	120,079,000	112,149,119	0	7,929,881	7,929,881
	3. 中 学 校 費	99,430,000	93,749,004	0	5,680,996	5,680,996
	4. 社会教育費	289,888,000	275,664,053	0	14,223,947	14,223,947
	5. 保健体育費	220,758,000	215,975,861	0	4,782,139	4,782,139
10. 災害復旧費		45,207,000	35,094,430	5,582,768	4,529,802	10,112,570
	1. 農 林 水 産 設 施 災 害 復 旧 費	9,898,000	6,928,790	0	2,969,210	2,969,210
	2. 公 共 土 木 設 施 災 害 復 旧 費	35,309,000	28,165,640	5,582,768	1,560,592	7,143,360
11. 公 債 費		1,382,772,000	1,382,385,486	0	386,514	386,514
	1. 公 債 費	1,382,772,000	1,382,385,486	0	386,514	386,514
12. 予 備 費		12,533,000	0	0	12,533,000	12,533,000
	1. 予 備 費	12,533,000	0	0	12,533,000	12,533,000
歳 出 合 計		16,376,008,652	15,308,710,078	590,154,244	477,144,330	1,067,298,574

歳 入 合 計 16,053,243,672円

歳 出 合 計 15,308,710,078円

歳入歳出差引残額 744,533,594円

内

基 金 繰 入 金 350,000,000円

## 議第85号

### 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成27年9月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

### 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1. 国民健康保険税		466,975,000	552,350,325	461,138,054	10,550,455	80,661,816	5,836,946
	1. 国民健康保険税	466,975,000	552,350,325	461,138,054	10,550,455	80,661,816	5,836,946



2. 使用料及び手数料		430,000	445,250	445,950	0	△700	△15,950
	1. 手数料	430,000	445,250	445,950	0	△700	△15,950
3. 国庫支出金		1,272,769,000	1,384,429,367	1,384,429,367	0	0	△111,660,367
	1. 国庫負担金	681,626,000	742,718,367	742,718,367	0	0	△61,092,367
	2. 国庫補助金	591,143,000	641,711,000	641,711,000	0	0	△50,568,000
4. 県支出金		272,146,000	311,292,226	311,292,226	0	0	△39,146,226
	1. 県負担金	14,284,000	15,766,226	15,766,226	0	0	△1,482,226
	2. 県補助金	257,862,000	295,526,000	295,526,000	0	0	△37,664,000
5. 療養給付費等交付金		198,549,000	242,819,000	242,819,000	0	0	△44,270,000
	1. 療養給付費等交付金	198,549,000	242,819,000	242,819,000	0	0	△44,270,000
6. 前期高齢者交付金		1,319,341,000	1,105,263,351	1,105,263,351	0	0	214,077,649
	1. 前期高齢者交付金	1,319,341,000	1,105,263,351	1,105,263,351	0	0	214,077,649
7. 共同事業交付金		594,672,000	587,323,835	587,323,835	0	0	7,348,165
	1. 共同事業交付金	594,672,000	587,323,835	587,323,835	0	0	7,348,165
8. 財産収入		270,000	256,202	256,202	0	0	13,798
	1. 財産運用収入	270,000	256,202	256,202	0	0	13,798
9. 繰入金		406,196,000	241,801,733	241,801,733	0	0	164,394,267
	1. 他会計繰入金	231,067,000	241,801,733	241,801,733	0	0	△10,734,733
	2. 基金繰入金	175,129,000	0	0	0	0	175,129,000
10. 繰越金		54,759,000	663,245,314	663,245,314	0	0	△608,486,314
	1. 繰越金	54,759,000	663,245,314	663,245,314	0	0	△608,486,314
11. 諸収入		6,921,000	12,381,792	10,842,607	0	1,539,185	△3,921,607
	1. 延滞金加算金及び過料	4,274,000	7,064,409	7,064,409	0	0	△2,790,409
	2. 市預金利子	1,000	100,468	100,468	0	0	△99,468
	3. 雑入	2,646,000	5,216,915	3,677,730	0	1,539,185	△1,031,730
歳入合計		4,593,028,000	5,101,608,395	5,008,857,639	10,550,455	82,200,301	△415,829,639

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 総務費		72,741,000	69,063,342	1,599,000	2,078,658	3,677,658

	1. 総務管理費	39,871,000	37,260,644	1,599,000	1,011,356	2,610,356
	2. 徴 税 費	28,304,000	27,887,806	0	416,194	416,194
	3. 運 営 協 議 会 費	124,000	44,600	0	79,400	79,400
	4. 国 民 健 康 保 険 特 別 対 策 費	4,442,000	3,870,292	0	571,708	571,708
2. 保 険 給 付 費		3,343,211,000	3,111,271,149	0	231,939,851	231,939,851
	1. 療 養 諸 費	2,998,562,000	2,780,588,911	0	217,973,089	217,973,089
	2. 高 額 医 療 費	334,267,000	322,141,961	0	12,125,039	12,125,039
	3. 移 送 費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4. 出 産 育 児 諸 費	9,240,000	7,440,277	0	1,799,723	1,799,723
	5. 葬 祭 諸 費	1,140,000	1,100,000	0	40,000	40,000
3. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		393,375,000	393,363,351	0	11,649	11,649
	1. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	393,375,000	393,363,351	0	11,649	11,649
4. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		390,000	307,447	0	82,553	82,553
	1. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	390,000	307,447	0	82,553	82,553
5. 老 人 保 健 拠 出 金		19,000	17,196	0	1,804	1,804
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	19,000	17,196	0	1,804	1,804
6. 介 護 納 付 金		175,921,000	152,980,204	0	22,940,796	22,940,796
	1. 介 護 納 付 金	175,921,000	152,980,204	0	22,940,796	22,940,796
7. 共 同 事 業 拠 出 金		468,765,000	468,763,866	0	1,134	1,134
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	468,765,000	468,763,866	0	1,134	1,134
8. 保 健 事 業 費		33,937,000	25,534,309	0	8,402,691	8,402,691
	1. 保 健 事 業 費	8,365,000	7,216,354	0	1,148,646	1,148,646
	2. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	25,572,000	18,317,955	0	7,254,045	7,254,045
9. 基 金 積 立 金		271,000	256,202	0	14,798	14,798
	1. 基 金 積 立 金	271,000	256,202	0	14,798	14,798
10. 公 債 費		165,000	12,294	0	152,706	152,706
	1. 公 債 費	165,000	12,294	0	152,706	152,706
11. 諸 支 出 金		70,181,000	65,170,720	0	5,010,280	5,010,280
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	58,230,000	57,344,720	0	885,280	885,280

	2. 繰 出 金	11,951,000	7,826,000	0	4,125,000	4,125,000
12. 予 備 費		34,052,000	0	0	34,052,000	34,052,000
	1. 予 備 費	34,052,000	0	0	34,052,000	34,052,000
歳 出 合 計		4,593,028,000	4,286,740,080	1,599,000	304,688,920	306,287,920

歳 入 合 計 5,008,857,639円  
 歳 出 合 計 4,286,740,080円  
 歳入歳出差引残額 722,117,559円  
 内  
 基 金 繰 入 金 0円

### 議第86号

#### 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成27年9月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

#### 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1. 保 険 料		248,141,000	237,526,200	236,078,500	282,800	1,164,900	12,062,500
	1. 後期高齢者 医療保険料	248,141,000	237,526,200	236,078,500	282,800	1,164,900	12,062,500
2. 使用料及び 手 数 料		50,000	41,900	41,900	0	0	8,100
	1. 手 数 料	50,000	41,900	41,900	0	0	8,100
3. 繰 入 金		136,026,000	133,551,683	133,551,683	0	0	2,474,317
	1. 一般会計 繰 入 金	136,026,000	133,551,683	133,551,683	0	0	2,474,317
4. 繰 越 金		933,000	933,700	933,700	0	0	△700
	1. 繰 越 金	933,000	933,700	933,700	0	0	△700
5. 諸 収 入		492,000	362,372	362,372	0	0	129,628
	1. 延滞金 加算金 及び過料	47,000	116,800	116,800	0	0	△69,800
	2. 償還金及び 還付加算金	444,000	238,300	238,300	0	0	205,700
	3. 預金利子	1,000	7,272	7,272	0	0	△6,272
歳 入 合 計		385,642,000	372,415,855	370,968,155	282,800	1,164,900	14,673,845

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1. 総 務 費		385,198,000	370,481,855	800,000	13,916,145	14,716,145
	1. 総務管理費	19,024,000	16,707,716	800,000	1,516,284	2,316,284
	2. 徴 収 費	7,239,000	7,038,483	0	200,517	200,517
	3. 後期高齢者 医療広域 連合納付金	358,935,000	346,735,656	0	12,199,344	12,199,344
2. 諸 支 出 金		444,000	238,300	0	205,700	205,700
	1. 償還金及び 還付加算金	444,000	238,300	0	205,700	205,700
歳 出 合 計		385,642,000	370,720,155	800,000	14,121,845	14,921,845

歳 入 合 計 370,968,155円  
 歳 出 合 計 370,720,155円  
 歳入歳出差引残額 248,000円  
 内  
 基 金 繰 入 金 0円

#### 議第87号

#### 平成26年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

平成26年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成27年9月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

#### 平成26年度水俣市介護保険特別会計決算

#### 歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1. 保 険 料		526,914,000	530,489,265	525,094,040	960,400	4,434,825	1,819,960
	1. 介護保険料	526,914,000	530,489,265	525,094,040	960,400	4,434,825	1,819,960
2. 分 担 金 及 び 負 担 金		1,725,000	1,411,200	1,411,200	0	0	313,800
	1. 負 担 金	1,725,000	1,411,200	1,411,200	0	0	313,800
3. 使 用 料 及 び 手 数 料		73,000	84,100	84,100	0	0	△11,100
	1. 手 数 料	73,000	84,100	84,100	0	0	△11,100
4. 国 庫 支 出 金		868,509,000	871,321,660	871,321,660	0	0	△2,812,660
	1. 国庫負担金	560,515,000	569,694,850	569,694,850	0	0	△9,179,850
	2. 国庫補助金	307,994,000	301,626,810	301,626,810	0	0	6,367,190
5. 支 払 基 金 交 付 金		915,597,000	900,185,000	900,185,000	0	0	15,412,000

	1. 支払基金 交付金	915,597,000	900,185,000	900,185,000	0	0	15,412,000
6. 県支出金		466,429,000	457,510,352	457,510,352	0	0	8,918,648
	1. 県負担金	456,421,000	447,474,447	447,474,447	0	0	8,946,553
	2. 県補助金	10,008,000	10,035,905	10,035,905	0	0	△27,905
7. 繰入金		485,112,000	467,802,822	467,802,822	0	0	17,309,178
	1. 一般会計 繰入金	485,112,000	467,802,822	467,802,822	0	0	17,309,178
8. 繰越金		24,687,000	131,489,090	131,489,090	0	0	△106,802,090
	1. 繰越金	24,687,000	131,489,090	131,489,090	0	0	△106,802,090
9. 諸収入		146,000	1,277,514	1,277,514	0	0	△1,131,514
	1. 延滞金、 加算金 及び過料	65,000	214,812	214,812	0	0	△149,812
	2. 預金利子	1,000	30,672	30,672	0	0	△29,672
	3. 雑入	80,000	1,032,030	1,032,030	0	0	△952,030
歳入合計		3,289,192,000	3,361,571,003	3,356,175,778	960,400	4,434,825	△66,983,778

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
1. 総務費		83,889,000	77,157,459	1,998,000	4,733,541	6,731,541
	1. 総務管理費	42,785,000	36,807,976	1,998,000	3,979,024	5,977,024
	2. 徴収費	9,110,000	8,894,943	0	215,057	215,057
	3. 介護認定 審査会費	31,703,000	31,295,340	0	407,660	407,660
	4. 趣旨普及費	21,000	10,700	0	10,300	10,300
	5. 運営 協議会費	270,000	148,500	0	121,500	121,500
2. 保険給付費		3,129,036,000	3,066,535,978	0	62,500,022	62,500,022
	1. 介護サー ビス等諸費	2,706,065,000	2,657,473,143	0	48,591,857	48,591,857
	2. 介護予 防サー ビス等 諸費	213,121,000	205,105,170	0	8,015,830	8,015,830
	3. その他諸費	3,422,000	3,251,749	0	170,251	170,251
	4. 高額介 護サー ビス 等費	59,228,000	58,550,194	0	677,806	677,806
	5. 高額医療 合算介 護サー ビス等 諸費	4,100,000	3,690,900	0	409,100	409,100
	6. 特定入 所者 介護サー ビス等 諸費	143,100,000	138,464,822	0	4,635,178	4,635,178
3. 地域 支援事業		62,747,000	54,439,063	0	8,307,937	8,307,937

	1. 介護予防事業	29,919,000	27,158,807	0	2,760,193	2,760,193
	2. 包括的支援事業・任意事業	32,828,000	27,280,256	0	5,547,744	5,547,744
4. 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1. 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
5. 公債費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1. 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
6. 諸支出金		11,518,000	11,400,093	0	117,907	117,907
	1. 償還金及び還付加算金	11,518,000	11,400,093	0	117,907	117,907
7. 予備費		2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1. 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
歳出合計		3,289,192,000	3,209,532,593	1,998,000	77,661,407	79,659,407

歳入合計 3,356,175,778円  
 歳出合計 3,209,532,593円  
 歳入歳出差引残額 146,643,185円  
 内  
 基金繰入金 0円

## 議第88号

### 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成27年9月10日提出

水俣市長 西田弘志

### 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 分担金及び負担金		3,954,000	4,247,240	4,049,140	53,440	144,660	△95,140
	1. 負担金	3,954,000	4,247,240	4,049,140	53,440	144,660	△95,140
2. 使用料及び手数料		282,959,000	289,223,275	285,058,442	24,820	4,140,013	△2,099,442
	1. 使用料	282,329,000	288,732,975	284,568,142	24,820	4,140,013	△2,239,142
	2. 手数料	630,000	490,300	490,300	0	0	139,700
3. 国庫支出金		186,574,000	186,515,000	183,384,000	0	3,131,000	3,190,000
	1. 国庫補助金	186,574,000	186,515,000	183,384,000	0	3,131,000	3,190,000

4. 繰入金		679,725,000	671,600,000	671,600,000	0	0	8,125,000
	1. 繰入金	679,725,000	671,600,000	671,600,000	0	0	8,125,000
5. 繰越金		2,468,500	2,490,941	2,490,941	0	0	△22,441
	1. 繰越金	2,468,500	2,490,941	2,490,941	0	0	△22,441
6. 諸収入		4,525,000	4,650,704	4,650,704	0	0	△125,704
	1. 延滞金 加算金 及び過料	1,000	5,400	5,400	0	0	△4,400
	2. 預金利子	1,000	2,463	2,463	0	0	△1,463
	3. 雑入	4,523,000	4,642,841	4,642,841	0	0	△119,841
7. 市債		321,300,000	312,700,000	312,700,000	0	0	8,600,000
	1. 市債	321,300,000	312,700,000	312,700,000	0	0	8,600,000
歳入合計		1,481,505,500	1,471,427,160	1,463,933,227	78,260	7,415,673	17,572,273

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
1. 公共下水道 事業費		636,390,500	619,296,675	11,562,000	5,531,825	17,093,825
	1. 公共下水道 事業費	636,390,500	619,296,675	11,562,000	5,531,825	17,093,825
2. 公債費		844,115,000	844,014,140	0	100,860	100,860
	1. 公債費	844,115,000	844,014,140	0	100,860	100,860
3. 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		1,481,505,500	1,463,310,815	11,562,000	6,632,685	18,194,685

歳入合計 1,463,933,227円

歳出合計 1,463,310,815円

歳入歳出差引残額 622,412円

内

基金繰入金 0円

議第89号

工事請負契約の締結について

水俣市営牧ノ内団地2号棟建設建築主体工事について、次のように請負契約を締結することとする。

平成27年9月10日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 工事名 水俣市営牧ノ内団地2号棟建設建築主体工事

- 2 工事内容 鉄筋コンクリート造2階建て16戸  
3 工事場所 水俣市牧ノ内7～10番 地内  
4 契約金額 238,093,200円  
5 契約の相手方 熊本県水俣市丸島町1-1-18  
坂田・永吉建設工事共同企業体  
代表者 坂田建設 株式会社  
代表取締役 坂田 信介

(提案理由)

水俣市営牧ノ内団地2号棟建設建築主体工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

---

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第82号平成27年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億1,330万3,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ157億3,614万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、台風15号に係る災害復旧費用のほか、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業を計上いたしております。

なお、その財源といたしましては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、地方債の補正として、災害復旧事業外1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第83号平成27年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成27年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を230万円増額して、補正後の収益的支出の額を4億143万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、台風15号による風倒木の処理委託料と施設の修繕費であります。

次に、平成26年度一般及び特別会計決算認定について、順次提案理由を御説明申し上げます。

なお、説明の中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第84号平成26年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額160億5,324万円、歳出総額153億871万円、歳入歳出差し引き7億4,453万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源5,383万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に3億5,000万円を積み立てた残額



3億4,070万円を翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入98.0%、歳出93.5%となっております。

次に、議第85号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額50億886万円、歳出総額42億8,674万円、歳入歳出差し引き7億2,212万円は、全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入109.1%、歳出93.3%となっております。

次に、議第86号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額3億7,097万円、歳出総額3億7,072万円、歳入歳出差し引き25万円は、全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.2%、歳出96.1%となっております。

次に、議第87号平成26年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額33億5,618万円、歳出総額32億953万円、歳入歳出差し引き1億4,665万円は、全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入102.0%、歳出97.6%となっております。

次に、議第88号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額14億6,393万円、歳出総額14億6,331万円、歳入歳出差し引き62万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源53万円を差し引いた9万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入98.8%、歳出98.8%となっております。

なお、議第84号から議第88号までの平成26年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書をあわせて提出いたしております。

次に、議第89号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市宮牧ノ内団地2号棟建設建築主体工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

平成27年8月27日に指名競争入札を実施し、契約金額2億3,809万3,200円で坂田・永吉建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第82号から議第89号までについて順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決、御認定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 齊君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後0時8分 休憩

午後0時9分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第82号平成27年度水俣市一般会計補正予算第4号から、議第89号工事請負契約の締結についてまで、本8件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第84号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

#### 日程第25 特別委員会の設置について

○議長（福田 斉君） 日程第25、特別委員会の設置についてを議題とします。

#### 特別委員会の設置について

- 1 名 称 一般会計決算特別委員会
- 2 構成人員 7人
- 3 審査事項 平成26年度水俣市一般会計決算認定について
- 4 審査権限 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。
- 5 審査期間 12月定例会まで

○議長（福田 斉君） お諮りします。

議第84号平成26年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条

第1項の規定により、田中睦議員、谷口明弘議員、田口憲雄議員、藤本壽子議員、松本和幸議員、岩阪雅文議員、野中重男議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後0時12分 休憩

---

午後0時19分 開議

○議長(福田 斉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 谷口明弘議員

副委員長 藤本壽子議員

以上のとおりであります。

---

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、17日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、16日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後0時20分 散会

平成27年9月17日

平成27年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

# 平成27年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成27年9月17日（木曜日）

午前10時1分 開議

午前10時41分 閉会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第5号

平成27年9月17日 午前10時開議

- 第1 議第67号 水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定について
- 第2 議第68号 松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第3 議第69号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第70号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第71号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第72号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第73号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第8 議第74号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議第75号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議第76号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議第79号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第12 議第81号 和解について
- 第13 議第82号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第14 議第83号 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第15 議第89号 工事請負契約の締結について
- 第16 陳第4号 住宅リフォーム助成制度予算増額の陳情について
- 第17 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について
- 第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第78号 平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第88号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第2号 安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第85号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第86号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第87号 平成26年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

水俣市政治倫理条例検証特別委員会

1 水俣市政治倫理条例に関する事項について

第19 議第90号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第20 特別委員会の設置について

第21 議員派遣について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時1分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会、議会運営委員会及び水俣市政治倫理条例検証特別委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から平成27年7月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日、議会運営委員会発議の規則案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、野中重男議員から発言訂正申出書が議席に配付のとおり提出され、水俣市議会会議規則第65条の規定により、議長においてこれを許可いたしました。

次に、藤本壽子議員から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

○議長（福田 斉君） この際、お諮りします。

藤本壽子議員から、去る10日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出

がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって、藤本壽子議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

---

### 発 言 取 消 申 出 書

平成27年9月10日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり(別紙省略)

平成27年9月17日

水俣市議会議員 藤 本 壽 子

水俣市議会議長 福 田 斉 様

---

- 日程第1 議第67号 水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定について
- 日程第2 議第68号 松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第3 議第69号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第70号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第71号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第72号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第73号 平成27年度水俣市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議第74号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議第75号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議第76号 平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議第79号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第12 議第81号 和解について
- 日程第13 議第82号 平成27年度水俣市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議第83号 平成27年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議第89号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 陳第4号 住宅リフォーム助成制度予算増額の陳情について
- 日程第17 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

○議長(福田 斉君) 日程第1、議第67号水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定についてから、日程第17、御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査についてまで、17



件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩阪雅文議員。

(総務産業委員長 岩阪雅文君登壇)

○総務産業委員長(岩阪雅文君) ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第67号水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定について申し上げます。

本案は、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づく附属機関を設置するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、この水俣市いじめ調査委員会の設置は、いじめ問題が発生してから、どういう手順で設置するのかただしたのに対し、各学校には、いじめ防止対策の委員会等を組織しており、まずは学校や教育委員会で調査対応する。それが生命等にかかわる重大案件の場合は、教育委員会はその調査内容を市長に報告する。市長は、その内容に再調査の必要があると判断した場合は、水俣市いじめ調査委員会を開催し、再調査することになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第69号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の取り扱い等について必要な措置を講じるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードが交付されることなどに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、個人番号カードはどのような機能や利便性があるのかただしたのに対し、個人にとっては、基本的に運転免許証などと同様に身分証明書として利用いただくことや、今までは他市に所得証明書等を取りに行かなければならないような住民が、本市窓口での発行が可能となるなどの利便性があるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第72号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、丸島団地及び田平団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするもの

であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、丸島団地の除却される棟以外には入居しているのかただしたのに対し、除却される棟以外は入居しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第73号平成27年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、初恋のまちづくり事業、電算システム管理運用経費、第5款農林水産業費に、稼げる園芸産地育成対策事業、第6款商工費に、地場企業支援事業、第10款災害復旧費に、公共土木施設の災害復旧費などを計上している。

なお、財源としては、第12款使用料及び手数料、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

また、地方債補正として、過疎対策事業外1件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、個人番号制度が始まると住民基本台帳カードは使えなくなるのかただしたのに対し、個人番号カードが来年1月から希望者に配布されることになっているため、順次、個人番号カードに切りかえていき、住民基本台帳カードは返還する方向になると聞いているとの答弁がありました。

また、初恋のまちづくり事業検討業務委託と恋路島利活用検討業務委託は具体的にどこに委託するのかただしたのに対し、これまで水俣にかかわってきたコンサルタントがいるため、そのコンサルタントに依頼し、プロポーザルを予定しているとの答弁がありました。

また、恋路島利活用検討業務について業務内容をただしたのに対し、恋路島の現況調査や、他県の先行事例の利活用法を調査した上で勘案していきたいとの答弁がありました。

また、地場企業新産業・雇用創出促進補助金について、今回2件の事業に対して予算計上しているが、事業計画や雇用の確保など、事業の継続性についてチェックはなされているかただしたのに対し、申請者には事業計画書や決算状況等の必要な書類を提出いただき、この補助金の要綱と照らして確認することや、ヒヤリング等を行い判断しているとの答弁がありました。

なお、委員からは、申請者など過去の経歴等、社会通念上に照らし合わせたチェックも今後検討していく必要があるのではないかとの意見もありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第79号水俣市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑

を行いました。

質疑の中で、給食センターの改築・移転を推進するというのは既に終わっているのではないかとただしたのに対し、文言がまだ残っていたため、老朽化した給食配送車の更新を図るという文言に変更したいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第82号平成27年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、台風15号に係る災害復旧費用を計上している。

なお、その財源としては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、災害復旧事業外1件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、台風の後、市有林の倒木が道路にかかっていたが保険金が出るのか、また、道路にかかった倒木の伐採は市が行うのかただしたのに対し、道路が通れないということであれば、それぞれ所管課が応急復旧工事を行う。市有林の保険金については、森林組合に被害の証明手続きを行った後、被害面積に対して保険金が支払われるシステムになっているとの答弁がありました。

また、はげのき館や久木野ふるさとセンターは建物保険に入っているのかただしたのに対し、本市の財政課で公共施設として保険を掛けているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第83号平成27年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成27年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を230万円増額して、補正後の収益的支出の額を4億143万9,000円とするものである。

補正の内容としては、台風15号による風倒木の処理委託料と施設の修繕費であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第89号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市宮牧ノ内団地2号棟建設建築主体工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

平成27年8月27日に指名競争入札を実施し、契約金額2億3,809万3,200円で坂田・永吉建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、牧ノ内団地の建てかえ終了はいつになるのかただしたのに対し、平成34年であるとの答弁がありました。

また、水俣の経済対策につながるよう坂田・永吉建設工事共同企業体には、下請けも地元事業者を使うようお願いしていただきたいとの要望に対し、地元を優先するよう業者との打ち合わせでも依頼している。今後も継続していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第4号住宅リフォーム助成制度予算増額の陳情について申し上げます。

この陳情については、陳情の主旨は理解できるが、今議会の一般質問に対する答弁において、執行部からは補正予算は組まないとの答弁を受けており、この陳情は不採択とするが、委員会として来年度の当初予算に予算を盛り込んでもらうよう執行部に働きかけていく必要があるとの意見があり、採決の結果、全員異議なく不採択とすべきものと決定しました。

なお、執行部におかれましては、来年度の当初予算において住宅リフォーム助成の予算を組み入れていただくよう要望いたします。

最後に、これまで閉会中の継続審査・調査としておりました御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について御報告いたします。

これまで数回、総務産業委員会において担当課からの聞き取り調査及び現状調査を行ってききましたが、御所浦港から水俣港間の旅客船運航では、天草の海上タクシー協会が海上タクシーを運航しており、また、フェリー運航の要望について水俣市、天草市の担当者に確認したところ、特に要望はないとの回答であったことから、御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査については、全員異議なく調査終了と決定したので御報告いたします。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長田口憲雄議員。

（厚生文教委員長 田口憲雄君登壇）

○厚生文教委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第68号松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、故松本眞一氏の御遺族から寄贈された寄附金に基づき松本眞一同朋奨学基金を設置し、基金の管理及び運営に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、介護保険料算定に係る標準段階の区分変更による保険料の減免に関する規定及び文言等の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、旧制度の第2段階であった本来減免対象外である被保険者が、今回の法改正で第1段階に統合され、減免対象となるので、そこを除外する意味かとただしたのに対し、そのとおりであり、低所得者に対する減免については、別枠で実施されているため、財政、介護保険の運営に影響を及ぼすことがないよう、今回、条例を見直すものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第73号平成27年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、次世代育成支援施設整備事業、第4款衛生費に、看護・介護人材確保・定着・定住促進事業、第9款教育費に、松本眞一同朋奨学金給付事業などを計上している。

財源としては、第12款使用料及び手数料、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第16款寄附金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。このほか、債務負担行為補正として松本眞一同朋奨学金を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、医療・介護人材確保に係る調査業務委託料の具体的な調査項目についてただしたのに対し、現在、医療機関等での人材不足の実態が把握できていないので、10年先を見据えたところで、施設運営の整備や介護職の人材の確保、教育等も含めた調査内容としたいとの答弁がありました。

また、調査期間についてただしたのに対し、今年度中に調査を行い、今年度を含めた5年間で、いろいろな事業の基礎づくりを行う予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第74号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ89万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ46億94万6,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に人事異動による人件費の減額及び診療報酬明細書調査集計業務委託料の増額、第11款諸支出金に平成26年度退職者医療交付金の額の確定に伴う国県支出金等返還金を計上している。

財源としては、第9款繰入金、第10款繰越金、第11款諸収入をもって調整しているとの説明を

受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第75号平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ121万2,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億8,579万9,000円とするものである。

補正の内容としては、人事異動等に伴い、第1款総務費で人件費を減額している。

なお、その財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第76号平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,850万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ34億9,484万5,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費において運営協議会費の増額、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金を計上している。

財源としては、第1款保険料、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第81号和解について申し上げます。

地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今後の盗難対策についてどうしているのかとただしたのに対し、警察からのアドバイスを受けて、人感センサーライト等の設置とあわせて、鍵を新しく取りかえたとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第82号平成27年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、台風15号に係る災害復旧費用のほか、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業を計上している。

財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第20款市債をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、厚生会館が大分老朽化しているが、今後建てかえや移転等の計画があるかとただしたのに対し、現時点では計画はなく、寄贈者である遺族会からも建てかえや移転等の要望はないとの答弁がありました。

また、水俣第二小学校以外の台風被害状況についてただしたのに対し、水俣第二中学校敷地内の倒木や湯出小学校天窓の破損等の工事や水東小学校の軒裏や久木野小学校の外壁等の修繕を行う必要がある。概算額では工事請負費、修繕費とあわせて約872万円であるとの答弁がありました。

また、御寄附いただいた故松本氏の郷土愛を市民や子どもたちへ伝える手立てについての考えをただしたのに対し、今後、市の表彰制度等で故松本氏の功績を顕彰したいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年9月11日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第67号	水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第69号	水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第70号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第72号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第73号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	原案可決	全員賛成
議第79号	水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決	全員賛成
議第82号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分	原案可決	全員賛成
議第83号	平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第89号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成
陳第4号	住宅リフォーム助成制度予算増額の陳情について	不採択	賛成なし
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	調査終了	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年9月11日

厚生文教常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第68号	松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第71号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第73号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	原案可決	全員賛成
議第74号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第75号	平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第76号	平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第81号	和解について	原案可決	全員賛成
議第82号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第67号水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定についてから、議第89号工事請負契約の締結についてまで、15件を一括して採決します。

本15件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本15件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本15件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 次に、陳第4号住宅リフォーム助成制度予算増額の陳情について採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。



したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（福田 斉君） 次に、御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査についてを採決します。

本件につきましては、先ほど総務産業委員長から調査を終了する旨の報告がっておりますので、これをもって調査を終了することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

---

日程第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第78号 平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第88号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第2号 安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第85号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第86号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第87号 平成26年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

水俣市政治倫理条例検証特別委員会

- 1 水俣市政治倫理条例に関する事項について

○議長（福田 斉君） 日程第18、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会及び水俣市政治倫理条例検証特別委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会、議会運営委員会及び水俣市政治倫理条例検証特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年9月11日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第78号	平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第88号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第2号	安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年9月11日

厚生文教常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第77号	平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第85号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第86号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第87号	平成26年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議

会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年 9月10日

議会運営委員長 野 中 重 男

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は審査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続審査を要するものと決定したから、水俣市議  
会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年 9月14日

水俣市政治倫理条例検証特別委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	水俣市政治倫理条例に関する事項について	慎重審査を要するため

日程第19 議第90号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（福田 齊君） 日程第19、議第90号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定につ  
いてを議題とします。

### 議第90号

水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年 9月17日

提出者

議会運営委員会

委員長 野 中 重 男

水俣市議会議長 福 田 齊 様

水俣市議会会議規則の一部を改正する規則

水俣市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関し協議又 は調整を行うため	全議員	議長	を
-------	--------------------------------	-----	----	---

全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長
みなまた市議会だより編集委員会	議会の広報に関する事項について協議又は調整を行うため	みなまた市議会だより編集委員会委員	みなまた市議会だより編集委員会委員長

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

みなまた市議会だより編集委員会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定に基づく議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場とするため、本案のように制定しようとするものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長野中重男君。

（議会運営委員長 野中重男君登壇）

○議会運営委員長（野中重男君） ただいま議題となりました議第90号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、みなまた市議会だより編集委員会を地方自治法第100条第12項の規定に基づく議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場とするため、本案のように制定しようとするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま議会運営委員長から提案理由の説明がありました議第90号について質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第90号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

## 日程第20 特別委員会の設置について

○議長(福田 斉君) 日程第20、特別委員会の設置についてを議題とします。

---

### 特別委員会について

- |           |               |
|-----------|---------------|
| 1 名 称     | 議会改革特別委員会     |
| 2 構 成 人 員 | 8人            |
| 3 審査・調査事項 | 議会の費用弁償に関する事項 |
| 4 審査・調査期限 | 12月定例会まで      |
| 5 審査・調査費用 | 既決予算の中から支出する  |
- 

○議長(福田 斉君) お諮りします。

議会の費用弁償に関する事項の調査を行うため、委員8人をもって構成する議会改革特別委員会を議席に配付のとおり設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって議会改革特別委員会は設置については、そのように決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、小路貴紀議員、塩崎達朗議員、高岡朱美議員、高岡利治議員、田口憲雄議員、藤本壽子議員、中村幸治議員、谷口眞次議員、以上8人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（福田 齊君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました8人の議員を議会改革特別委員会に選任することに決定しました。

議会改革特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会開催のためしばらく休憩します。

休憩 午前10時33分

---

開議 午前10時40分

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会改革特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 中村幸治議員

副委員長 小路貴紀議員

以上のとおりです。

---

## 日程第21 議員派遣について

○議長（福田 齊君） 日程第21、議員派遣についてを議題とします。

---

### 議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。  
記

#### 1 第259回熊本県市議会議長会出席

派遣目的 熊本県市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図る。

派遣場所 玉名市

派遣期間 平成27年10月8日(木)～9日(金) 2日間

派遣議員 谷口眞次議員

経 費 既決予算の中から支出

#### 2 森林・林業・林産業活性化九州大会

派遣目的 森林の整備と木材の需要拡大の推進を行う。

派遣場所 鹿児島市

派遣期間 平成27年10月20日(火) 1日間

派遣議員 桑原一知議員、田口憲雄議員

経 費 既決予算の中から支出

---

○議長（福田 齊君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 齊君) 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

○議長(福田 齊君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成27年第4回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 福田 齊

署名議員 塩崎 達朗

署名議員 岩阪 雅文



## 平成27年9月第4回水俣市議会定例会（8月28日～9月17日）

### 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第67号	水俣市いじめ調査委員会設置条例の制定について	8月28日	総務産業	9月17日 原案可決	
議第68号	松本眞一同朋奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	8月28日	厚生文教	9月17日 原案可決	
議第69号	水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	8月28日	総務産業	9月17日 原案可決	
議第70号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	8月28日	総務産業	9月17日 原案可決	
議第71号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	8月28日	厚生文教	9月17日 原案可決	
議第72号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	8月28日	総務産業	9月17日 原案可決	
議第73号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	8月28日	各 委	9月17日 原案可決	
議第74号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	8月28日	厚生文教	9月17日 原案可決	
議第75号	平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	8月28日	厚生文教	9月17日 原案可決	
議第76号	平成27年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	8月28日	厚生文教	9月17日 原案可決	
議第77号	平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月28日	厚生文教	9月17日 継続審査	
議第78号	平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月28日	総務産業	9月17日 継続審査	
議第79号	水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	8月28日	総務産業	9月17日 原案可決	
議第80号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	8月28日	厚生文教	8月28日 原案可決	
議第81号	和解について	8月28日	厚生文教	9月17日 原案可決	
議第82号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	9月10日	各 委	9月17日 原案可決	
議第83号	平成27年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	9月10日	総務産業	9月17日 原案可決	
議第84号	平成26年度水俣市一般会計決算認定について	9月10日	一般会計 決算特別	9月10日 継続審査	
議第85号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月10日	厚生文教	9月17日 継続審査	
議第86号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月10日	厚生文教	9月17日 継続審査	
議第87号	平成26年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月10日	厚生文教	9月17日 継続審査	

議第88号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月10日	総務産業	9月17日 継続審査	
議第89号	工事請負契約の締結について	9月10日	総務産業	9月17日 原案可決	
議第90号	水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	9月17日	省 略	9月17日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第12号	継続費の精算報告について	9月10日
報告第13号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月10日
報告第14号	損害賠償額の決定及び和解について	9月10日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月17日	総務産業	9月17日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	9月17日	総務産業	9月17日 調査終了	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月17日	厚生文教	9月17日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月17日	議会運営	9月17日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				
水俣市政治倫理条例に関する事項について	9月17日	水俣市政治倫理条例 検証特別	9月17日 継続審査	

〔請願・陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第4号	住宅リフォーム助成制度予算増額の陳情について	葦北郡津奈木町 岩城2123-40 加世堂 正	総務産業	8月28日	9月17日 不採択

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第2号	安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市月浦 247-102 森 安功	総務産業	6月25日	9月17日 継続審査